

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

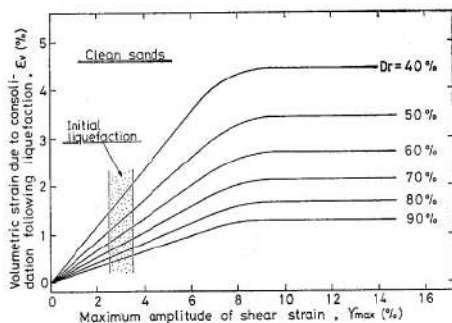
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

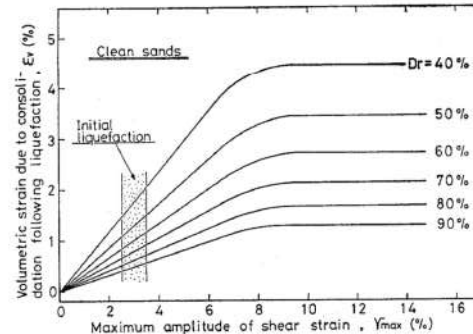
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第3-8図 最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)



第5-4図 最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)

第3-7表 液状化対象層の相対密度調査結果

地層	相対密度 [%]		備考 (調査位置)
	平均	平均-σ	
埋戻土 (掘削ブリ)	71.3	54.1	防波壁周辺

第5-5表 液状化対象層の相対密度調査結果

地層	相対密度 (%)		
	調査結果		沈下率算定用
	平均	平均-σ	
1, 2号埋戻土	106.0	89.3	80.0
3号埋戻土	101.1	82.2	80.0

【島根2号炉 別紙(29) 1.0.2-399より転載】



第3図 埋戻土 (掘削ブリ) の相対密度の調査位置及び調査結果

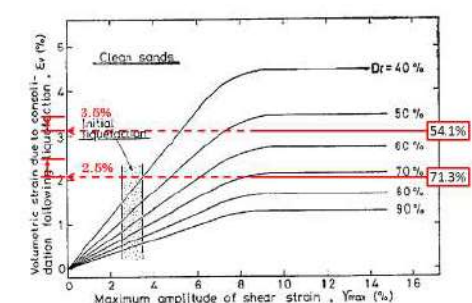
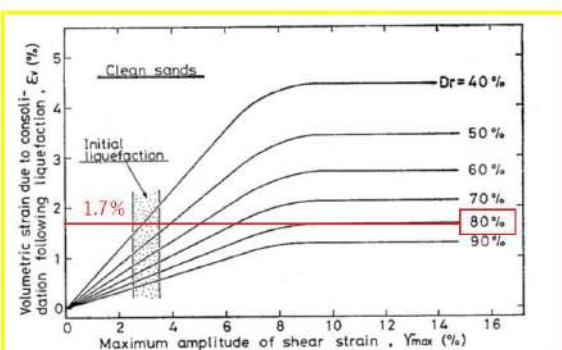


第5-5図 埋戻土の相対密度調査位置及び調査結果

【島根】資料構成の相違
 ・島根は相対密度調査位置及び調査結果を別紙に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>最大せん断ひずみと体積ひずみの関係 (Ishihara et al., 1992)</p> <p>液状化による沈下：沈下率 3.5%</p> <p>第3-9図 想定する沈下率</p> <p>【揺すり込みによる沈下量の算出法】 地下水位が浅い不飽和地盤の揺すり込み沈下量の算出方法を第3-10図に示す。 揺すり込み沈下量は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を設定し、これに不飽和地盤の厚さを乗じて算出する。</p> <p>液状化による沈下：沈下率 3.5% （【液状化による沈下量の算出法】参照）</p> <p>同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係（海野ら、2006） 乾燥砂の繰返しせん断中に生じる体積ひずみは、飽和砂の繰返し載荷後の再圧密の際に生じる体積ひずみと等しい</p> <p>揺すり込みによる沈下：沈下率 3.5%</p> <p>第3-10図 不飽和地盤の揺すり込み沈下率</p>	 <p>第5-6図 想定する沈下率</p> <p>【揺すり込みによる沈下量の算出法】 地下水位が浅い不飽和地盤の揺すり込み沈下量の算出方法を第5-7図に示す。 揺すり込み沈下量は、海野らの知見を採用し、安全側に飽和地盤が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して沈下率を設定し、これに不飽和地盤の厚さを乗じて算出する。</p> <p>液状化による沈下：沈下率 1.7% （【液状化による沈下量の算出法】参照）</p> <p>同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係（海野ら、2006） 乾燥砂の繰返しせん断中に生じる体積ひずみは、飽和砂の繰返し載荷後の再圧密の際に生じる体積ひずみと等しい</p> <p>揺すり込みによる沈下：沈下率 1.7%</p> <p>第5-7図 不飽和地盤の揺すり込み沈下率</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。沈下量の算出法に相違はない。</p>

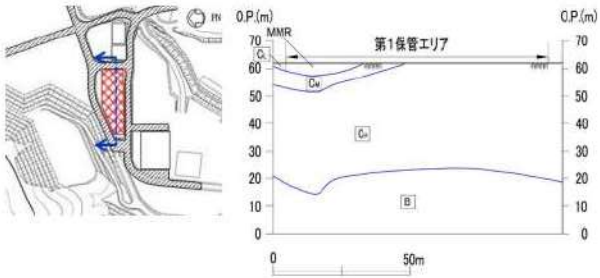
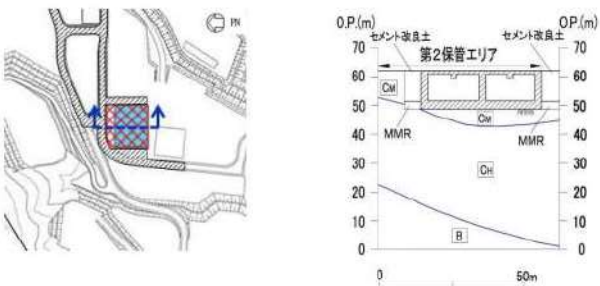

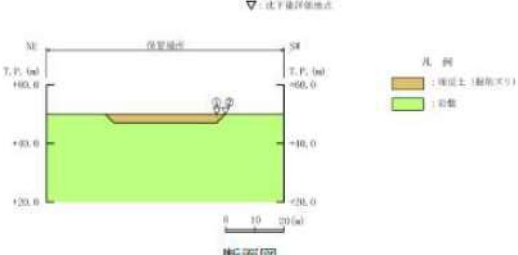
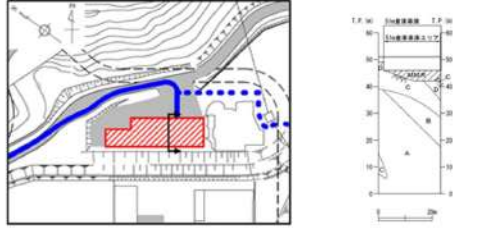

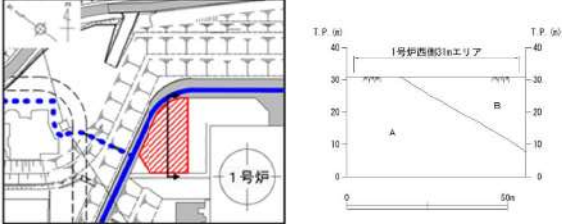
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																
<p>(b) 評価結果</p> <p>第1及び第4保管エリアにおける可搬型設備は、岩盤又は置換コンクリート（以下「MMR」という。）の上に保管されること、また地下構造物が存在しないことから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>第2保管エリアにおける可搬型設備は、岩盤に直接支持され基準地震動 Ss に対して機能維持する淡水貯水槽、岩盤及び淡水貯水槽周囲のセメント改良土の上に保管されることから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>第3保管エリアにおける可搬型設備は岩盤又は MMR の上に保管され、保管エリア下部には2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果を第5-6表、第5-7図、第5-8図、第5-9図、第5-10図に示す。</p> <p>第5-6表 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 981 683 1117"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出及び浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>【不等沈下の評価結果】</p> <p>沈下に対する影響評価結果を第3-8表に示す。</p> <p>第1保管エリアは、敷地造成による切土地盤（岩盤）からなるが、一部に埋戻部が存在する。地山と埋戻部の境界では、第3-11図のように擦り付ける工夫がなされていることから、許容段差量15cmを超える局所的な段差は発生せず、通行への影響はない。</p> <p>第2保管エリアは、輪倉貯水槽（西1/西2）の上であることから、車両通行の許容段差量15cmを超える局所的な段差は発生せず、通行への影響はない。</p> <div data-bbox="772 614 1220 734"> <p>(不等沈下発生前のイメージ) (不等沈下発生後のイメージ)</p> </div> <p>第3-11図 地山と埋戻部との境界部の状況</p> <p>第3-8表 沈下に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="817 933 1209 1061"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>【地下水位の設定】</p> <p>沈下量の算出における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m 倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側 31m エリア及び1、2号炉北側 31m エリアにおける可搬型設備は、岩盤又はマンメイドロック（以下「MMR」という。）等の上に保管されること、また地下構造物が存在しないことから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>2号炉東側 31m エリア(a)及び2号炉東側 31m エリア(b)における可搬型設備は、岩盤の上に保管され、保管エリア下部には道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋戻されていることから、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>また、2号炉東側 31m エリア(b)下部にはCVケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動の影響はない。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果を第5-6表、第5-8図、第5-9図、第5-10図、第5-11図、第5-12図、第5-13図、第5-14図、第5-15図に示す。</p> <p>第5-6表 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 981 1937 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m 倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側 31m エリア</th> <th>1、2号炉北側 31m エリア</th> <th>2号炉東側 31m エリア(a)</th> <th>2号炉東側 31m エリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1444 1212 1859 1260" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	被害要因	評価結果						51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側 31m エリア	1、2号炉北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア(a)	2号炉東側 31m エリア(b)	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】資料構成の相違・島根は保管エリアごとの説明を前段に記載。泊は女川と同様に、評価結果に記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>
被害要因		評価結果																																																	
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	51m 倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側 31m エリア	1、2号炉北側 31m エリア	2号炉東側 31m エリア(a)	2号炉東側 31m エリア(b)																																													
⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

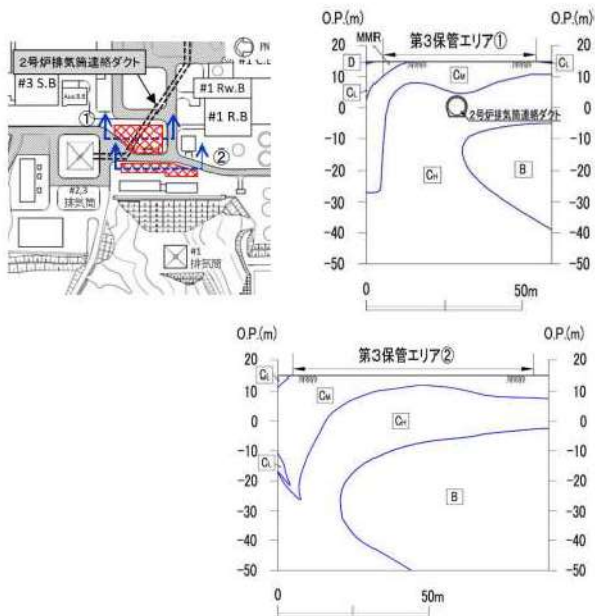
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5-7図 第1保管エリア平面図及び地質断面図</p>  <p>第5-8図 第2保管エリア平面図及び地質断面図</p>	<p>【傾斜の評価結果】</p> <p>第1保管エリアにおける傾斜が発生する箇所として埋戻部が2箇所存在することから、広範囲に傾斜が生じる埋戻部を評価地点とし、傾斜の評価地点を第3-12図、評価結果を第3-9表に示す。評価地点のうち、想定される最大の傾斜（最大沈下量/岩盤傾斜面の幅）を仮定しても最大で3.5%であることから通行への影響はない。</p> <p>第2保管エリアにおける傾斜の評価地点を第3-13図、評価結果を第3-10表に示す。液状化及び揺すり込みによる傾斜については、評価地点（両端及び中央部の3地点）においておおむね一樣に沈下することから、通行への影響はない。また、評価地点のうち、想定される最大の傾斜（最大沈下量/保管場所の幅）を仮定しても最大で4.1%であることから通行への影響はない。</p> <p>傾斜に対する評価結果を第3-11表に示す。</p>  <p>平面図</p>  <p>断面図</p> <p>第3-12図 第1保管エリアの傾斜評価地点</p>	 <p>第5-8図 51m倉庫・車庫エリア平面図及び地質断面図</p>  <p>第5-9図 緊急時対策所エリア平面図及び地質断面図</p>  <p>第5-10図 1号炉西側31mエリア平面図及び地質断面図</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

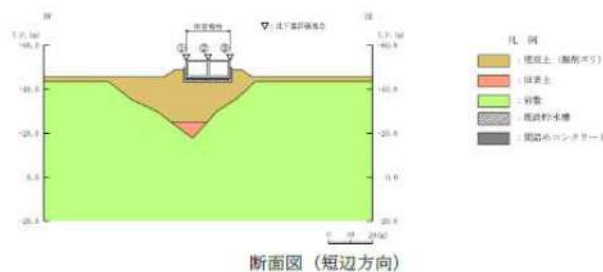
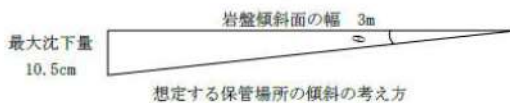


第5-9図 第3保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

第3-9表 第1保管エリアの液状化及び揺すり込みによる傾斜評価結果

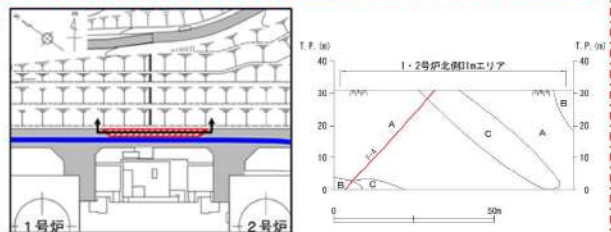
沈下対象層	① 北東側		② 南西側	
	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)
地下水位 以深 埋戻土 (掘削ブリ)	3.0	10.5	0.0	0.0
最大沈下量	10.5cm		0.0cm	
岩盤傾斜面の幅	3.0m			
保管場所の傾斜 (θ) (最大沈下量/岩盤傾斜面の幅)	3.5%			



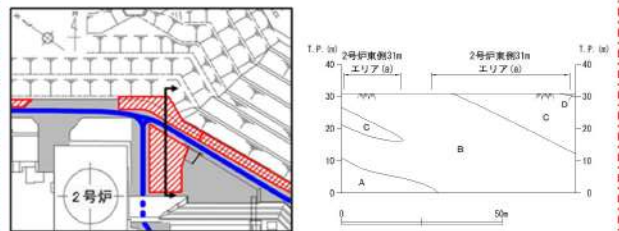
第3-13図 第2保管エリアの傾斜評価地点

泊発電所3号炉

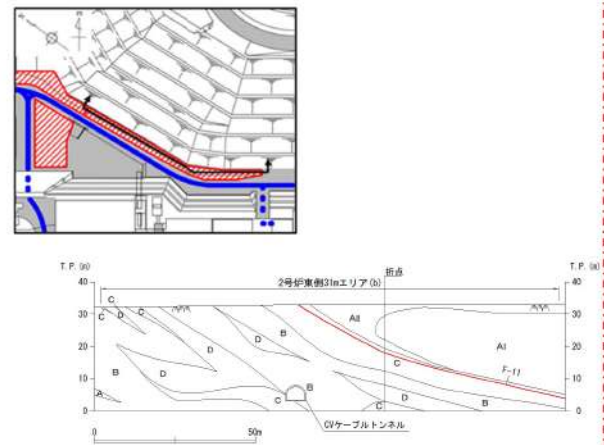
相違理由



第5-11図 1, 2号炉北側31mエリア平面図及び地質断面図



第5-12図 2号炉東側31mエリア(a)平面図及び地質断面図



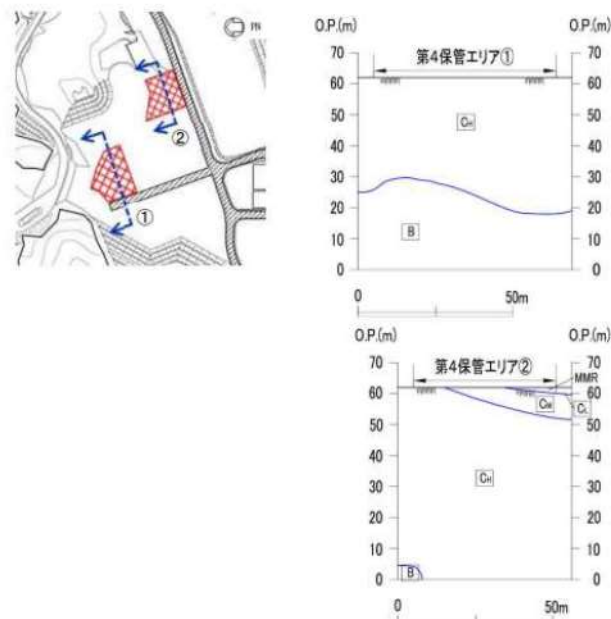
第5-13図 2号炉東側31mエリア(b)平面図及び地質断面図

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

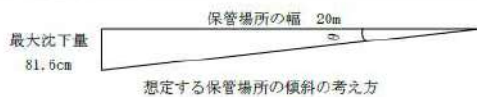


第5-10図 第4保管エリア平面図及び地質断面図

島根原子力発電所2号炉

第3-10表 第2保管エリアの液状化及び揺すり込みによる傾斜評価結果

沈下対象層		①北西側		②中央部		③南東側	
		対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)	対象厚さ (m)	沈下量 (cm)
地下水位 以深	埋戻土 (細粒ズリ)	17.7	62.0	17.7	62.0	9.5	33.3
	旧表土	5.6	19.6	-	-	-	-
総沈下量		81.6cm		62.0cm		33.3cm	
最大沈下量		81.6cm					
保管場所の幅		20m					
保管場所の傾斜 (θ) (最大沈下量/保管場所の幅)		4.1%					



第3-11表 傾斜に対する影響評価結果

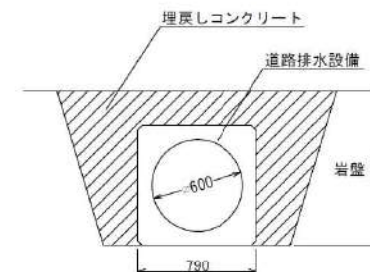
被害要因	評価結果			
	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
⑤液状化及び揺すり込みによる傾斜	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし

泊発電所3号炉

相違理由



第5-14図 2号炉東側31mエリア(a),(b)における道路排水設備位置図



第5-15図 道路排水設備断面図

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>e. 液状化による地下構造物の浮き上がり影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合には、沈下に対する影響評価と同様に地下水位以深の盛土及び旧表土は液状化するものとして地下構造物の浮き上がりについて評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>第1、第4保管エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>第2保管エリアについては、第2保管エリア下部に埋設されている淡水貯水槽は岩盤に直接支持され、周囲はセメント改良土により埋め戻されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>第3保管エリア下部には、第5-9図に示すとおり2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果を第5-7表に示す。</p> <p>第5-7表 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="80 1050 683 1193"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし	<p>【浮き上がりの評価結果】</p> <p>第2保管エリアには、輪倉貯水槽（西1/西2）があるが、揚圧力683kN/m以上に対して、浮き上がり抵抗力2,468kN/mであるため、液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりによる影響はない。（第3-12表）</p> <p>第3-12表 浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="817 1021 1214 1126"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥液状化に伴う浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑥液状化に伴う浮き上がり	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>d. 液状化による地下構造物の浮き上がり影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合には、沈下に対する影響評価と同様に地下水位以深の埋戻土は液状化するものとして地下構造物の浮き上がりについて評価する。</p> <p>浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア及び1、2号炉北側31mエリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-13図及び第5-14図に示すとおり道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>また、2号炉東側31mエリア(b)下部には、第5-12図に示すとおりCVケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生せず影響はない。</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果を第5-7表に示す。</p> <p>第5-7表 液状化による地下構造物の浮き上がりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1346 1042 1944 1209"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="6">評価結果</th> </tr> <tr> <th>51m倉庫・車庫エリア</th> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1、2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	被害要因	評価結果						51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による記載内容の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は島根と同様に設置許可段階において地下水位を地表面に設定。</p> <p>【島根】記載内容の相違・泊は女川と同様に評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>
被害要因		評価結果																																																	
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	影響なし	影響なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
⑥液状化に伴う浮き上がり	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																															
被害要因	評価結果																																																		
	51m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)																																													
⑥液状化による地下構造物の浮き上がり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし																																													

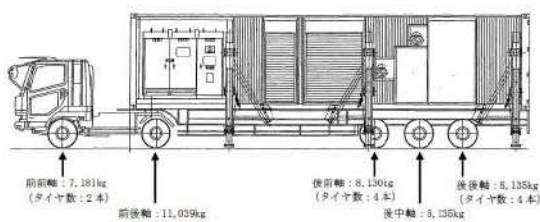
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>f. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑦地盤支持力の不足</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地盤支持力の評価については、可搬型設備のうち1輪当たりの重量が最も大きい熱交換器ユニットの地震時接地圧が、評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>地震時接地圧については、基準地震動 S_s による各保管エリアの地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算定し、常時接地圧に乗じて算出する。</p> <p>常時接地圧については、可搬型設備の中から熱交換器ユニット（約 43t）を対象車両とし、最も荷重の大きい前輪重量から算出する。</p> <p>各保管エリアの評価基準値については、地表面の地質状況から設定する。</p> <p>基準地震動 S_s による各保管エリアの鉛直震度係数を第 5-8 表、熱交換器ユニットの常時接地圧を第 5-11 図に示す。</p> <p>なお、第 2 保管エリアは、岩盤に直接支持され基準地震動 S_s に対して機能維持する地下構造物である淡水貯水槽上に可搬型設備（車両型）を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>(b) 接地圧の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：最も荷重の大きい前輪重量（1 輪当たり 3,910kg）をタイヤの接地面積（0.295m×0.2m）で除して算出（第 5-11 図参照） 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数 	<p>d. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑥地盤支持力の不足</p> <p>(a) 接地圧の評価方法</p> <p>第 1, 3, 4 保管エリアについては、第 3-14 図に示す可搬型設備のうち接地圧が最も大きい移動式代替熱交換設備（42,620kg）を代表として常時・地震時接地圧を以下により算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：移動式代替熱交換設備の前前軸重量（7,181kg）から舗装による荷重分散を考慮して算出 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数^{※1} <p>第 2 保管エリアについては、盛土上の輪谷貯水槽（西 1 / 西 2）の上であることから、盛土の地盤支持力に対して可搬型設備と輪谷貯水槽（西 1 / 西 2）の重量を足した地震時接地圧を以下により算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：大量送水車、中型ホース展張車（150A）、可搬型ストレーナの合計重量（21,194kg）に輪谷貯水槽（西 1 / 西 2）1 槽分の重量を加え、輪谷貯水槽（西 1 / 西 2）1 槽分の面積による荷重分散を考慮して算出 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数^{※1} <p>※ 1：基準地震動 S_s の地震力による各保管場所の地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算出。（第 3-13 表）</p> <p>第 3-13 表 保管場所における地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数</p> <table border="1" data-bbox="712 1284 1317 1460"> <thead> <tr> <th colspan="2">保管場所</th> <th>地表面での鉛直最大応答加速度</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 保管エリア</td> <td>岩盤部</td> <td>707Gal</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>埋戻部</td> <td>666Gal</td> <td>1.68</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 2 保管エリア</td> <td>1,055Gal</td> <td>2.08</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 3 保管エリア</td> <td>452Gal</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 4 保管エリア</td> <td>465Gal</td> <td>1.48</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所		地表面での鉛直最大応答加速度	鉛直震度係数	第 1 保管エリア	岩盤部	707Gal	1.73	埋戻部	666Gal	1.68	第 2 保管エリア		1,055Gal	2.08	第 3 保管エリア		452Gal	1.47	第 4 保管エリア		465Gal	1.48	<p>e. 地盤支持力に対する影響評価</p> <p>⑦地盤支持力の不足</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地盤支持力の評価については、可搬型設備のうち 1 輪当たりの重量が最も大きい可搬型代替電源車の地震時接地圧が、評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>地震時接地圧については、基準地震動による各保管エリアの地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直震度係数を算定し、常時接地圧に乗じて算出する。</p> <p>常時接地圧については、可搬型設備の中から可搬型代替電源車（約 48t）を対象車両とし、最も荷重の大きい前輪重量から算出する。</p> <p>各保管エリアの評価基準値については、地表面の地質状況から設定する。</p> <p>基準地震動による各保管エリアの鉛直震度係数を第 5-8 表、可搬型代替電源車の常時接地圧を第 5-16 図に示す。</p> <p>なお、51m 倉庫・車庫エリアは、MMR を介して岩盤に支持され、基準地震動に対して倒壊しない設計とする建屋である 51m 倉庫・車庫の中に可搬型設備（車両型）を設置することから評価対象から除外する。</p> <p>(b) 接地圧の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時接地圧：最も荷重の大きい前輪重量（1 輪当たり 3,042.5kg）をタイヤの接地面積（0.275m×0.2m）で除して算出（第 5-16 図参照） 地震時接地圧：常時接地圧×鉛直震度係数 	<p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】設備の相違 ・常時接地圧の算出において考慮する設備の相違。</p> <p>【島根】設備の相違 ・基準地震動に対して機能維持する構造物の中に可搬型設備を保管するため、評価対象から除外。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・常時接地圧について、島根は舗装による荷重分散を考慮。泊は女川同様に、タイヤの接地面積から算出。</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊では、鉛直震度係数の説明を「(a)評価方法」の本文中に記載。 ・泊では、地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数を「(c)評価基準値の設定」に記載。</p>
保管場所		地表面での鉛直最大応答加速度	鉛直震度係数																							
第 1 保管エリア	岩盤部	707Gal	1.73																							
	埋戻部	666Gal	1.68																							
第 2 保管エリア		1,055Gal	2.08																							
第 3 保管エリア		452Gal	1.47																							
第 4 保管エリア		465Gal	1.48																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 評価基準値の設定</p> <p>第1、第3及び第4保管エリアはC_{II}級以上の岩盤及びMMRで構成されているため、C_{II}級以上の岩盤及びMMRについて個別に支持力評価を実施する。</p> <p>C_{II}級以上の岩盤の支持力及びMMRの支持力は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1及び第4保管エリアにおけるC_{II}級以上の岩盤部については、牧の浜部層におけるC_{II}級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,400kN/m²とする。 第3保管エリアにおけるC_{II}級以上の岩盤部については、狐崎部層におけるC_{II}級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 MMRについては、MMR下部のC_{II}級岩盤の支持力試験結果に基づき設定する。 	<p>第3-14図 移動式代替熱交換設備の仕様</p>  <p>(b) 評価基準値の設定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1保管エリアの可搬型設備はC_L級～C_H級の岩盤（一部、埋戻部）に設置されていることから、岩盤部と埋戻部を対象に評価する。岩盤部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。また、埋戻部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づく埋戻土（掘削ズリ）の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第2保管エリアの可搬型設備は、盛土上の輪谷貯水槽（西1/西2）の上に設置されることから、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づく埋戻土（掘削ズリ）の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第3保管エリアの可搬型設備はC_L級～C_H級の岩盤に設置されているが、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。 第4保管エリアは岩盤（一部、埋戻部）であり、可搬型設備は岩盤部に設置されていることから、岩盤部を対象に評価する。岩盤部については、安全側の評価の観点から、平板載荷試験結果に基づくC_L級岩盤の地盤支持力を評価基準値に設定した。 	<p>(c) 評価基準値の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所エリアの可搬型設備はMMRを介して火砕岩類C級岩盤に設置されていることから、MMR下部の火砕岩類C級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 1号炉西側31mエリアの可搬型設備は火砕岩類B級～A級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類B級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 1、2号炉北側31mエリアの可搬型設備は火砕岩類C級～A級岩盤に設置されていることから、火砕岩類C級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を13,700kN/m²とする。 2号炉東側31mエリア(a)の可搬型設備は火砕岩類D級～B級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類D級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,700kN/m²とする。 2号炉東側31mエリア(b)の可搬型設備は火砕岩類D級～B級及び安山岩A_{II}級の岩盤に設置されていることから、火砕岩類D級岩盤の支持力試験結果に基づき評価基準値を11,700kN/m²とする。 	<p>【女川及び島根】 地盤の相違 ・プラントの相違による評価基準値の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

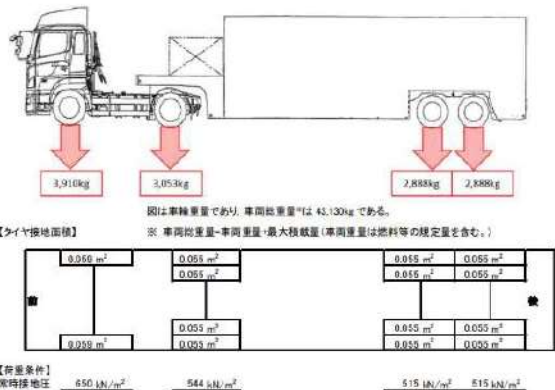
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

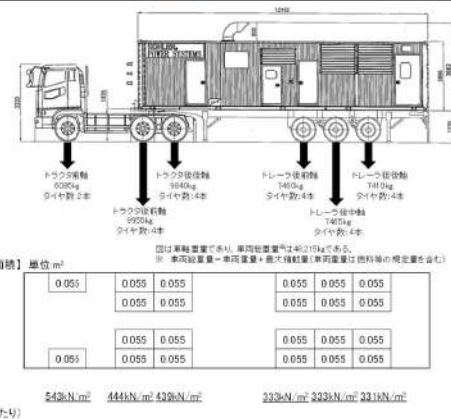
島根原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由



第 5-11 図 熱交換器ユニットの常時接地圧



第 5-16 図 可搬型代替電源車の常時接地圧

第 5-8 表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数

保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数
第 1 保管 エリア	F ₀ 級以上の 岩盤	Ss-D1	427	1.44
		Ss-D2	403	1.42
		Ss-D3	377	1.39
		Ss-F1	266	1.00
		Ss-F2	403	1.42
		Ss-F3	384	1.40
	MMR 部	Ss-N1	290	1.30
		Ss-D1	431	1.44
		Ss-D2	407	1.42
		Ss-D3	384	1.40
		Ss-F1	291	1.30
		Ss-F2	408	1.42
		Ss-F3	388	1.40
		Ss-N1	293	1.30
第 3 保管 エリア	F ₀ 級以上の 岩盤	Ss-D1	469	1.48
		Ss-D2	449	1.46
		Ss-D3	442	1.46
		Ss-F1	314	1.33
		Ss-F2	438	1.45
		Ss-F3	421	1.43
	MMR 部	Ss-N1	313	1.32
		Ss-D1	525	1.54
		Ss-D2	501	1.52
		Ss-D3	506	1.52
		Ss-F1	340	1.35
		Ss-F2	473	1.49
		Ss-F3	454	1.47
		Ss-N1	336	1.35

第 5-8 表 地表面での鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数

保管場所	支持地盤	基準地震動	鉛直最大応答加速度 (Gal)	鉛直震度係数
緊急時対策所 エリア	火砕岩類 C 級岩盤	追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)		
1号炉西側 31m エリア	火砕岩類 B 級以上の 岩盤			
1, 2号炉 北側 31m エリア	火砕岩類 C 級以上の 岩盤			
2号炉東側 31m エリア (a)	火砕岩類 D 級以上の 岩盤			
2号炉東側 31m エリア (b)	火砕岩類 D 級以上の 岩盤			

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川】記載内容の相違
 ・常時接地圧の算出において考慮する設備の相違。

【島根】記載箇所の相違
 ・島根は保管場所の地表面における鉛直最大応答加速度及び鉛直震度係数を「(a) 評価方法」の本文中に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>支持地盤</th> <th>基準地震動 Ss</th> <th>鉛直最大応答加速度 (gal)</th> <th>鉛直震度係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">第4保管エリア</td> <td rowspan="7">B₂級以上の岩盤</td> <td>Ss-D1</td> <td>505</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>466</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>443</td> <td>1.46</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>322</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>454</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>431</td> <td>1.44</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>331</td> <td>1.34</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">MMR部</td> <td>Ss-D1</td> <td>509</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>471</td> <td>1.49</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>436</td> <td>1.45</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>323</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>451</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>427</td> <td>1.44</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>333</td> <td>1.34</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数	第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤	Ss-D1	505	1.52	Ss-D2	466	1.48	Ss-D3	443	1.46	Ss-F1	322	1.33	Ss-F2	454	1.47	Ss-F3	431	1.44	Ss-N1	331	1.34	MMR部	Ss-D1	509	1.52	Ss-D2	471	1.49	Ss-D3	436	1.45	Ss-F1	323	1.33	Ss-F2	451	1.47	Ss-F3	427	1.44	Ss-N1	333	1.34	<p>(c) 地盤支持力の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤支持力について評価した結果、第3-14表のとおり地震時接地圧は評価基準値内であり、影響がないことを確認した。 					<p>(d) 評価結果</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div> <p>地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p>					<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川同様に、支持力評価結果、影響評価結果をそれぞれ記載。</p>																													
保管場所	支持地盤	基準地震動 Ss	鉛直最大応答加速度 (gal)	鉛直震度係数																																																																																										
第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤	Ss-D1	505	1.52																																																																																										
		Ss-D2	466	1.48																																																																																										
		Ss-D3	443	1.46																																																																																										
		Ss-F1	322	1.33																																																																																										
		Ss-F2	454	1.47																																																																																										
		Ss-F3	431	1.44																																																																																										
		Ss-N1	331	1.34																																																																																										
	MMR部	Ss-D1	509	1.52																																																																																										
		Ss-D2	471	1.49																																																																																										
		Ss-D3	436	1.45																																																																																										
		Ss-F1	323	1.33																																																																																										
		Ss-F2	451	1.47																																																																																										
		Ss-F3	427	1.44																																																																																										
		Ss-N1	333	1.34																																																																																										
<p>(d) 評価結果</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div> <p>地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p>																																																																																														
<p>(d) 評価結果</p> <p>第5-9表に示すとおり、基準地震動 Ss に基づき算定した地震時最大接地圧は評価基準値を下回っており、地盤支持力に対する問題はない。</p> <p>また、車両設備の地震時の片側浮き上がりを想定しても、地震時接地圧の2倍値が評価基準値を超えないことを確認している。</p> <p>地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p>					<p>(c) 地盤支持力の評価</p> <p>第3-14表に示すとおり、地震時接地圧は評価基準値内であり、影響がないことを確認した。</p>					<p>(d) 評価結果</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div> <p>地盤支持力の不足に対する影響評価結果を第5-10表に示す。</p>					<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川同様に、支持力評価結果、影響評価結果をそれぞれ記載。</p>																																																																															
<p>第5-9表 保管エリア支持力評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>評価箇所</th> <th>地震時接地圧</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保管エリア</td> <td>B₂級以上の岩盤部</td> <td>936 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MMR部</td> <td>936 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3保管エリア</td> <td>B₂級以上の岩盤部</td> <td>962 kN/m²</td> <td>13,700 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MMR部</td> <td>1,001 kN/m²</td> <td>13,700 kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4保管エリア</td> <td>B₂級以上の岩盤部</td> <td>988 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> <tr> <td>MMR部</td> <td>988 kN/m²</td> <td>11,400 kN/m²</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値	第1保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²	MMR部	936 kN/m ²		11,400 kN/m ²	第3保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	962 kN/m ²	13,700 kN/m ²	MMR部	1,001 kN/m ²	13,700 kN/m ²	第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²	MMR部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²	<p>第3-14表 地盤支持力の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>地震時接地圧 (N/mm²)</th> <th>評価基準値 (N/mm²)</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保管エリア</td> <td>岩盤部</td> <td>1.1</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>埋戻部</td> <td>1.0</td> <td>1.20</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第2保管エリア</td> <td>0.4</td> <td>1.20</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア</td> <td>0.9</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア</td> <td>0.9</td> <td>3.92</td> <td>問題なし</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	地震時接地圧 (N/mm ²)	評価基準値 (N/mm ²)	評価結果	第1保管エリア	岩盤部	1.1	3.92	問題なし	埋戻部	1.0	1.20	問題なし	第2保管エリア	0.4	1.20	問題なし	第3保管エリア	0.9	3.92	問題なし	第4保管エリア	0.9	3.92	問題なし	<p>第5-9表 保管場所の支持力評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>評価箇所</th> <th>地震時接地圧</th> <th>評価基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所エリア</td> <td>火砕岩類</td> <td rowspan="14" style="text-align: center;">追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>C級岩盤</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1号炉西側31mエリア</td> <td>火砕岩類</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>B級以上の岩盤</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1, 2号炉北側31mエリア</td> <td>火砕岩類</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>C級以上の岩盤</td> <td>13,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>火砕岩類</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>D級以上の岩盤</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>火砕岩類</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> <tr> <td>D級以上の岩盤</td> <td>11,700kN/m²</td> </tr> </tbody> </table>					保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値	緊急時対策所エリア	火砕岩類	追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)	13,700kN/m ²	C級岩盤	13,700kN/m ²	1号炉西側31mエリア	火砕岩類	13,700kN/m ²	B級以上の岩盤	13,700kN/m ²	1, 2号炉北側31mエリア	火砕岩類	13,700kN/m ²	C級以上の岩盤	13,700kN/m ²	2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類	11,700kN/m ²	D級以上の岩盤	11,700kN/m ²	2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類	11,700kN/m ²	D級以上の岩盤
保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値																																																																																											
第1保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
	MMR部	936 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
第3保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	962 kN/m ²	13,700 kN/m ²																																																																																											
	MMR部	1,001 kN/m ²	13,700 kN/m ²																																																																																											
第4保管エリア	B ₂ 級以上の岩盤部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
	MMR部	988 kN/m ²	11,400 kN/m ²																																																																																											
保管場所	地震時接地圧 (N/mm ²)	評価基準値 (N/mm ²)	評価結果																																																																																											
第1保管エリア	岩盤部	1.1	3.92	問題なし																																																																																										
	埋戻部	1.0	1.20	問題なし																																																																																										
第2保管エリア	0.4	1.20	問題なし																																																																																											
第3保管エリア	0.9	3.92	問題なし																																																																																											
第4保管エリア	0.9	3.92	問題なし																																																																																											
保管場所	評価箇所	地震時接地圧	評価基準値																																																																																											
緊急時対策所エリア	火砕岩類	追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)	13,700kN/m ²																																																																																											
	C級岩盤		13,700kN/m ²																																																																																											
1号炉西側31mエリア	火砕岩類		13,700kN/m ²																																																																																											
	B級以上の岩盤		13,700kN/m ²																																																																																											
1, 2号炉北側31mエリア	火砕岩類		13,700kN/m ²																																																																																											
	C級以上の岩盤		13,700kN/m ²																																																																																											
2号炉東側31mエリア(a)	火砕岩類		11,700kN/m ²																																																																																											
	D級以上の岩盤		11,700kN/m ²																																																																																											
2号炉東側31mエリア(b)	火砕岩類		11,700kN/m ²																																																																																											
	D級以上の岩盤		11,700kN/m ²																																																																																											
<p>第5-10表 地盤支持力に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>					被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	⑦ 地盤支持力の不足	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	<p>第5-10表 地盤支持力に対する影響評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="5">評価結果</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所エリア</th> <th>1号炉西側31mエリア</th> <th>1, 2号炉北側31mエリア</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)</td> </tr> </tbody> </table>					被害要因	評価結果					緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1, 2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	⑦ 地盤支持力の不足	追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)					<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																																					
被害要因	評価結果																																																																																													
	第1保管エリア		第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																									
⑦ 地盤支持力の不足	影響なし		影響なし	影響なし	影響なし																																																																																									
被害要因	評価結果																																																																																													
	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1, 2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)																																																																																									
⑦ 地盤支持力の不足	追而 (基準地震動を用いた評価を実施中のため)																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>g. 地下構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑧地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合は、地震による地下構造物の損壊に対する影響を評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>第1及び第4保管エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>第2保管エリアについては、保管エリア下部に淡水貯水槽があるが、基準地震動 S_s に対して機能維持する設計としていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>第3保管エリアについては、保管エリア下部に2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されており、基準地震動 S_s に対して機能維持する設計としていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>地下構造物の損壊に対する影響評価結果を第5-11表に示す。</p>	<p>e. 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑦地中埋設構造物の損壊</p> <p>地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果を第3-15表に示す。</p> <p>建設工事の記録やプラントウォークダウンの結果、第1保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアには損壊が想定される地中埋設構造物が存在しないことから、地中埋設構造物の損壊による影響はないため、評価対象から除く。第2保管エリアにおける地中埋設構造物の損壊の評価地点を第3-15図に示す。第2保管エリアには輪谷貯水槽（西1/西2）があるが、基準地震動 S_s に対して損壊しない設計とする。なお、輪谷貯水槽（西1/西2）の耐震評価結果は詳細設計段階で示す。（別紙(28)参照）</p> <div data-bbox="846 794 1232 1348" data-label="Figure"> </div> <p>第3-15図 第2保管エリア 損壊評価地点</p>	<p>f. 地下構造物の損壊に対する影響評価</p> <p>⑧地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による影響については、各保管エリアに地下構造物が存在するか確認する。</p> <p>地下構造物が存在する場合は、地震による地下構造物の損壊に対する影響を評価する。</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>51m 倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側 31m エリア及び1、2号炉北側 31m エリアについては、地下構造物が存在しないことから影響はない。</p> <p>2号炉東側 31m エリア(a)及び2号炉東側 31m エリア(b)下部には、第5-13図及び第5-14図に示すとおり道路排水設備があるが、岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>また、2号炉東側 31m エリア(b)下部には、CV ケーブルトンネルがあるが、岩盤内に設置されていることから、損壊に対する影響はない。</p> <p>地下構造物の損壊に対する影響評価結果を第5-11表に示す。</p> <div data-bbox="1456 798 1870 837" data-label="Text"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉							相違理由
第5-11表 地下構造物の損壊に対する影響評価結果					第3-15表 地中埋設構造物の損壊に対する影響評価結果					第5-11表 地下構造物の損壊に対する影響評価結果							
被害要因	評価結果				被害要因	評価結果				被害要因	評価結果						
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア		5m倉庫・車庫エリア	緊急時対策所エリア	1号炉西側31mエリア	1、2号炉北側31mエリア	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	
⑧ 地下構造物の損壊	該当なし	影響なし [Se機能維持]	影響なし [Se機能維持]	該当なし	⑦地中埋設構造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	影響なし	影響なし			
<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>																	

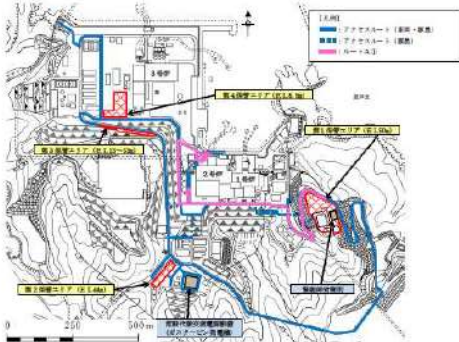
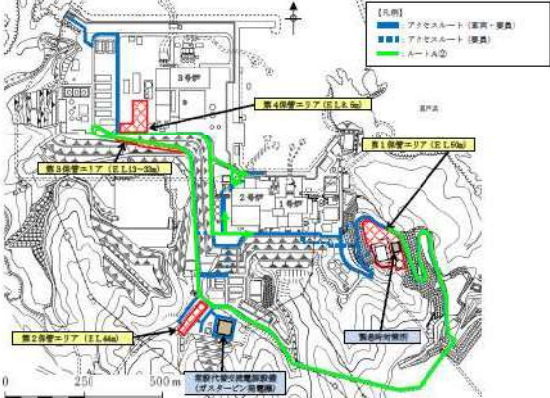
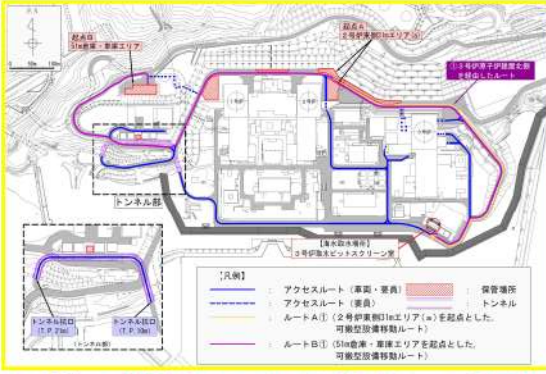
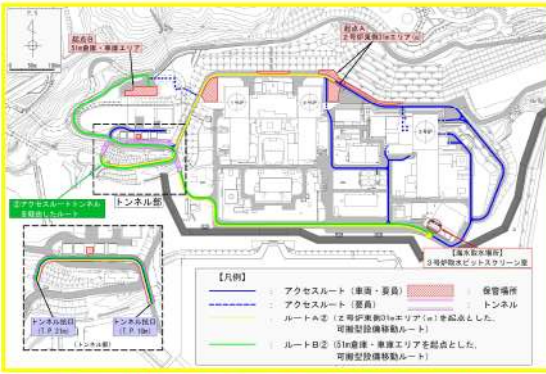
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

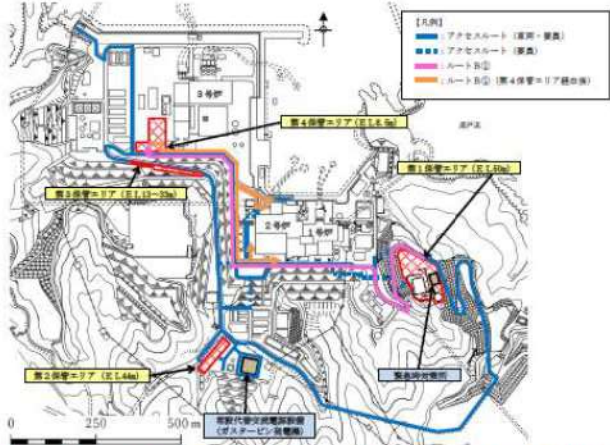
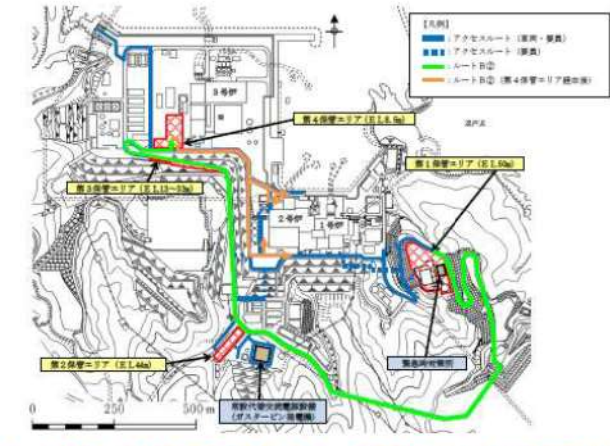
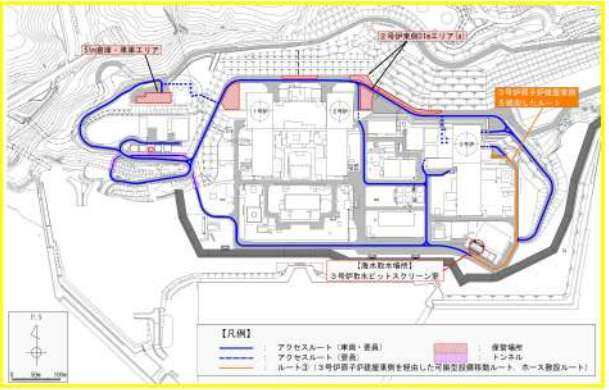
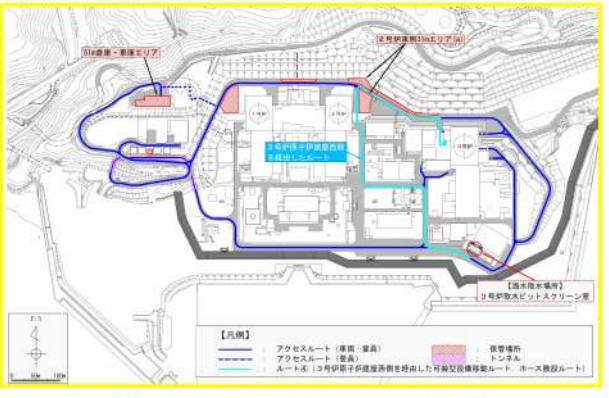
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 屋外アクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外アクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外アクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>4. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）はおおむね幅員7mの道路であり、第4-1図に示すとおり緊急時対策所及び4箇所の保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ガスタービン発電機用軽油タンク、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(5)参照）</p>	<p>6. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外のアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外のアクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）は幅員6m以上の道路であり、第6-1図及び6-2図に示すとおり保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(23)参照）</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は島根と同様にアクセスルートの概要を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p>  <p>ルートA②*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ビットスクリーン室）】 ルートA①：760m, ルートB①：1,710m, ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p> <p>第6-1図 保管場所からT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

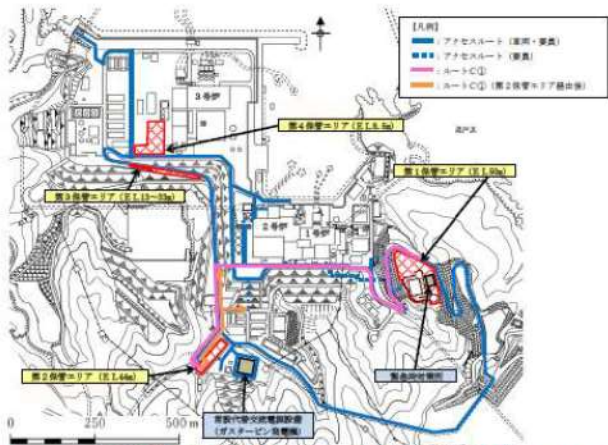
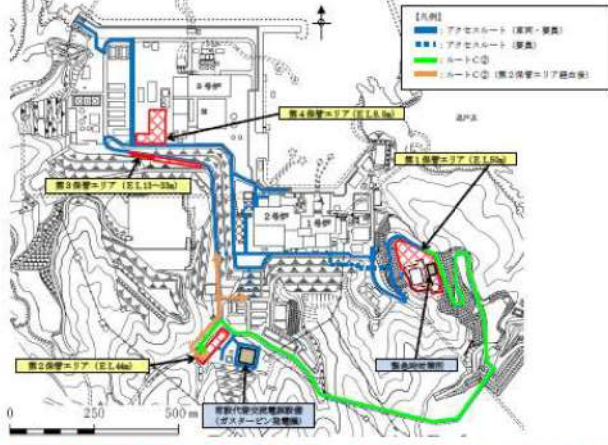
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(2/4)</p>	 <p>ルート③※：T.P.10m 作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を經由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p>  <p>ルート④※：T.P.10m 作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を經由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号取水ビットスクリーン室～建屋入口）】 ルート③：350m、ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p> <p>第6-2図 T.P.10m 作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

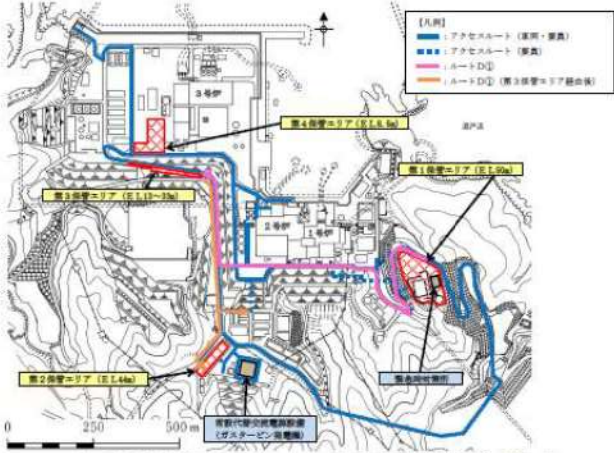
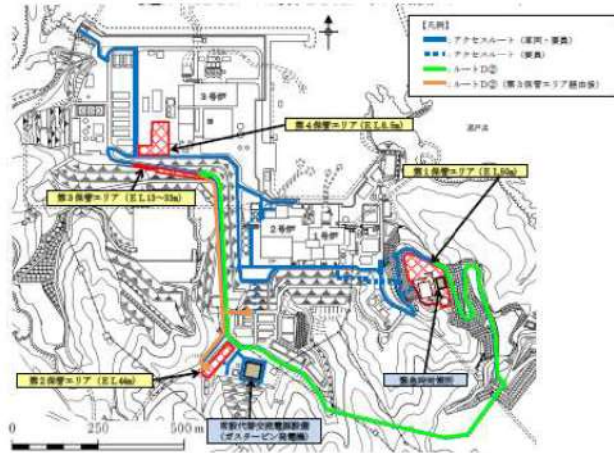
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 ■ アクセルルート（運用・実装） ■ アクセルルート（実装） ■ ルートC① ■ ルートC②（第2保管エリア経由）</p> <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>【凡例】 ■ アクセルルート（運用・実装） ■ アクセルルート（実装） ■ ルートC① ■ ルートC②（第2保管エリア経由）</p> <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

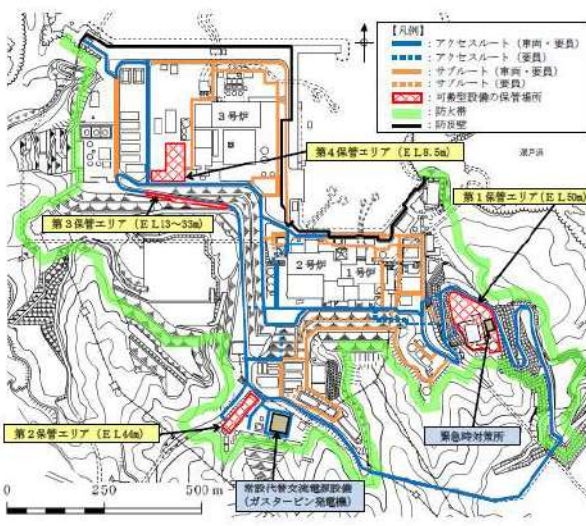
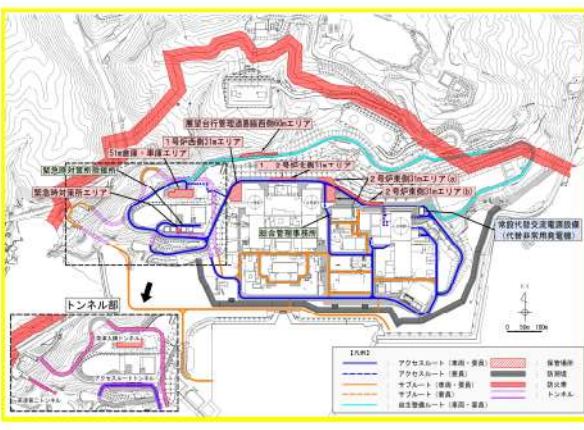
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L 13～33m 及びE L 44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L 13～33m 及びE L 44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(4/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、第4-2図に示すとおり新規制基準を満足するのみに止まらず、緊急時対策要員の安全性及びアクセスの多様性確保の観点も踏まえたサブルートを整備している。</p>  <p>第4-2図 保管場所からのアクセスルート概要(サブルート含む。)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、緊急時対策所～保管場所～2号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>また、第6-3図に示すとおりアクセスの多様性確保の観点から、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを整備している。</p>  <p>第6-3図 屋外アクセスルートの概要(サブルート及び自主整備ルート含む)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、保管場所～3号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>【島根】設計内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はサブルート及び自主整備ルートを整備している。 <p>【島根】設計表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントの相違によるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																				
<p>(1) 屋外アクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外アクセスルートへの被害要因及び被害事象を第 6-1 表のとおり想定し、設定した屋外アクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>なお、重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p>	<p>(3) 地震による被害想定の方針、対応方針</p> <p>地震によるアクセスルートへの影響について、第 4-1 表のとおり、網羅的に①～⑦の被害要因に対する被害事象、影響評価の方針及び対応方針を定めた。</p> <p>なお、サブルートは地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p>	<p>(3) 屋外のアクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外のアクセスルートへの被害要因及び被害事象を第 6-1 表のとおり想定し、設定した屋外のアクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p> <p>なお、地震時に期待しないルートと位置付けているサブルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けている自主整備ルートは、地震による影響評価の対象外とする。</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。 																																																																				
<p>第 6-1 表 屋外アクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p>	<p>第 4-1 表 アクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p>	<p>第 6-1 表 屋外のアクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p>																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外アクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構造物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地下構造物の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>懸念される被害事象</th> <th>影響評価の方針</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）</td> <td>・損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> <td>・Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>・火災、溢水等による通行不能</td> <td>・Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能</td> <td>・基準地震動 S₁に対する安定性を評価</td> <td>・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動 S₁に対して安定性を有している。</td> </tr> <tr> <td>④道路面のすべり</td> <td>アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能</td> <td>・基準地震動 S₁に対する安定性を評価</td> <td>・アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td> <td>アクセスルートの不等沈下、液中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td> <td>・地震時に発生する液状化、浮き上がりの影響を評価</td> <td>・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td> <td>陥没による通行不能</td> <td>・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針	①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	・損壊物によるアクセスルートの閉塞	・Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	②周辺タンク等の損壊	・火災、溢水等による通行不能	・Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。	③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動 S ₁ に対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動 S ₁ に対して安定性を有している。	④道路面のすべり	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動 S ₁ に対する安定性を評価	・アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	アクセスルートの不等沈下、液中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・地震時に発生する液状化、浮き上がりの影響を評価	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	⑥地盤支持力の不足	—	—	—	⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外のアクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構造体による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦地下構造物等の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象	地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞	②周辺タンク等の損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造体による通行不能	⑦地下構造物等の損壊	・陥没による通行不能	<p>・プラントの相違による被害要因、被害対象の相違。</p>
自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象																																																																					
地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																					
	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																					
	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																					
	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																					
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																					
	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能																																																																					
	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能																																																																					
被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針																																																																				
①周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）	・損壊物によるアクセスルートの閉塞	・Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
②周辺タンク等の損壊	・火災、溢水等による通行不能	・Sクラス（S≦機能維持含む。）以外の可燃物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な距離が確保される等によりアクセス性に影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。																																																																				
③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動 S ₁ に対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動 S ₁ に対して安定性を有している。																																																																				
④道路面のすべり	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動 S ₁ に対する安定性を評価	・アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	アクセスルートの不等沈下、液中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・地震時に発生する液状化、浮き上がりの影響を評価	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
⑥地盤支持力の不足	—	—	—																																																																				
⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																				
自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象																																																																					
地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																					
	②周辺タンク等の損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																					
	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																					
	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																					
	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																					
	⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造体による通行不能																																																																					
	⑦地下構造物等の損壊	・陥没による通行不能																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 屋外アクセスルートの評価方法及び結果 屋外アクセスルートへの影響について、第6-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、保管場所と同様に屋外アクセスルート周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認している構造物については、アクセスルートへの影響を及ぼさない構造物とする。</p> <p>耐震Sクラス及び基準地震動Ssにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。</p> <p>上記以外の構造物については、基準地震動Ssにより損壊し、屋外アクセスルート上にがれきが発生するものとして屋外アクセスルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定する。（別紙(10)参照）</p> <p>その結果、屋外アクセスルートにおいて損壊影響範囲内にあり、必要な道路幅(3.7m)*を確保できない区間を抽出する。</p> <p>※必要な道路幅 3.7m は可搬型重大事故等対処設備において最大車幅(2.5m)となる「熱交換器ユニット」に必要な道路幅に余裕を見た道路幅</p>	<p>(4) 被害想定</p> <p>①周辺構造物の損壊(建物、鉄塔等)</p> <p>a. 評価方針 周辺構造物の損壊に対する影響評価について、耐震Sクラス又は基準地震動Ssにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がないことを確認した構造物は、アクセスルートへ影響を及ぼさないと評価する。</p> <p>耐震Sクラス又は基準地震動Ssにより倒壊に至らないことを確認し、外装材の影響がある建物については、外装材の落下による影響範囲を建物高さの半分として設定^{※1}する。</p> <p>上記以外の周辺構造物については、基準地震動Ssにより損壊するものとし、アクセスルートが設定した周辺構造物の影響範囲に含まれるか否かを評価する。影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に影響するものとして設定する。</p> <p>その結果、必要な幅員(3.0m^{※2})を確保できないと想定される場合は損壊の影響を受けると評価する。</p>	<p>(4) 屋外のアクセスルートの評価方法及び結果 屋外アクセスルートへの影響について、第6-1表の被害要因ごとに評価する。</p> <p>a. 周辺構造物の損壊に対する影響評価 ①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</p> <p>(a) 評価方法 周辺構造物^{※1}の損壊に対する影響評価について、保管場所と同様にアクセスルート周辺の構造物を対象に、耐震Sクラス（Ss機能維持含む）又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落しないことを確認している構造物については、アクセスルートへの影響を及ぼさない構造物とする。</p> <p>耐震Sクラス（Ss機能維持含む）又は基準地震動により倒壊に至らないことを確認し、外装材が脱落する可能性がある構造物については、外装材の落下による影響範囲を建物の高さの半分として設定する。</p> <p>上記以外の構造物については、基準地震動により損壊し、アクセスルート上にがれきが発生するものとしてアクセスルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、構造物が根元からアクセスルート側に倒壊するものとして設定する。（別紙(9)参照）</p> <p>その結果、アクセスルートにおいて損壊影響範囲内にあり、必要な道路幅(4.0m)^{※2}を確保できない区間を抽出する。</p> <p>周辺構造物のうち原子炉建屋棧橋及び原子炉補助建屋棧橋については、基準地震動により落橋しない設計^{※3}とすることで、アクセスルート（要員）として、要員の通行が可能であること及び人力作業により可搬型ホース又はケーブルの敷設が可能であることを確認する。</p> <p>※1：原子炉建屋棧橋及び原子炉補助建屋棧橋を除く ※2：必要な道路幅4.0mは可搬型重大事故等対処設備のうち最大車幅の可搬型代替電源車約3m及び可搬型ホースの敷設幅0.9m（150Aホース計3本敷設した場合の占有幅0.45mに余裕を考慮）を考慮して設定 ※3：構造部材の発生応力度及び支承のせん断ひずみがそれぞれ許容値を超えないこと</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・必要な道路幅の相違。</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・設備の相違に伴う評価方法の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

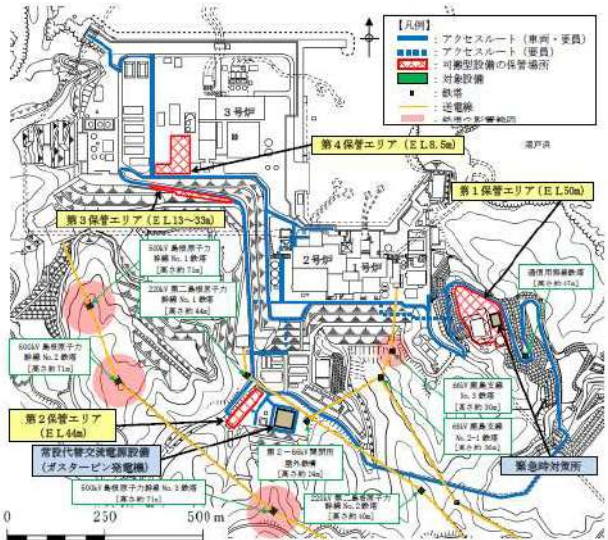
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある周辺構造物の被害想定、対応内容を第6-2表、第6-1図に示す。</p> <p>また、外装材の影響に対する評価結果を別紙(11)に示す。</p>	<p>b. 評価結果</p> <p>周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響、被害想定及び対応内容を第4-3図及び第4-2表に示す。アクセスルート周辺の構造物は、基準地震動S_sで倒壊しないように設計、又は耐震評価により倒壊しないことを詳細設計段階において確認する。また、外装材の影響がないことを確認した。さらに、損壊する可能性が否定できない構造物においては、損壊による影響範囲を想定しても、アクセスルートに必要な幅員が確保可能であることから、損壊による影響はないことを確認した。(別紙(28)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物等の損壊に伴うがれきの発生を想定しても、必要な幅員(3.0m^{※2})が確保可能である。 66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔、66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔及び500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔は、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認している。(別紙(4)参照) 66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔は、屋内開閉所間のアクセスルート上空に送電線が架線されているが、鉄塔倒壊、送電線落下による影響を設備対策によりアクセスルートの健全性を確保する設計とする。また、鉄塔倒壊し、鉄塔滑落評価により、滑落範囲を確認し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(別紙(40)参照) なお、万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、送電線の垂れ下がりによる影響を受けない連絡通路の通行、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。 500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔、500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔及び500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔については、鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(別紙(40)参照) 66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔、通信用無線鉄塔及び第2-66kV 開閉所屋外鉄構については、アクセスルートの近傍に設置されているが、基準地震動S_sにおける耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。(別紙(40)参照) 	<p>(b) 評価結果</p> <p>アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある周辺構造物の被害想定、対応内容を第6-2表、第6-4図に示す。</p> <p>また、周辺構造物の倒壊・落橋及び外装材の影響に対する評価結果を別紙(10)に示す。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第6-2表に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・耐震Sクラス又は基準地震動S_sにより倒壊に至らない事を確認した構造物において、万一、一部損壊によるがれきが発生し、アクセスルートに影響がある場合には、影響があるアクセスルートを迂回することとし、復旧が必要な場合には、重機にてがれきを撤去することで、アクセスルートを確認する。(別紙(9)参照、別紙(12)参照)</p> <p>・1号炉原子炉建物の外装材は一部複合板(鉄板+断熱材+鉄板)の箇所があるが、脱落しない設計とする。(別紙(37)参照)</p> <p>・外装材以外の部材等については、アクセスルートに影響を及ぼさない設計とする。(別紙(37)参照)</p> <p>※1：外装材の落下による影響範囲は、平成20年4月1日に国土交通省住宅局建築指導課長より出された、「建築基準法施行規則の一部改正等の施行について(技術的助言)」を参考に、設定する。</p> <p>※2：可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅(約2.5m)及び使用ホース中最大サイズの300Aホース1本敷設の幅(約0.4m)を考慮し設定。なお、その他のサイズのホース使用時も1本敷設で使用する。</p>  <p>第4-3図 周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・同じ項目内に図を記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉				相違理由
第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容（1/2）				第4-2表 損壊によるアクセスルートの閉塞が懸念される設備の被害想定及び対応内容			第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容(1/2)				【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による対象設備、被害想定、評価結果等の相違。
対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策	対象設備	被害想定	対応内容	対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策	
2号原子炉建屋 2号制御建屋 防潮壁（2号海水ポンプ室） 防潮壁（2号放水立坑） 防潮壁（3号海水ポンプ室） 防潮壁（3号放水立坑） 2号排気筒 2号復水貯蔵タンク 緊急用電気品建屋 緊急時対策建屋 2号タービン建屋 2号補助ボイラー建屋 1号制御建屋 3号排気筒 2号海水ポンプ室門型クレーン 1号原子炉建屋 1号廃棄物処理建屋 3号原子炉建屋 3号タービン建屋 3号サービズ建屋 3号海水ポンプ室門型クレーン 3号軽油タンクA/B 1号復水貯蔵タンク 事務本館/事務別館 事務建屋 松島幹線 No.1 送電鉄塔 防潮堤 防潮壁（3号炉海水熱交換器建屋取水立坑） 浸水防止壁 1号排気筒 修理センター	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動 S_w に対して倒壊しない設計とし、外装材も落下しないため、影響はない。	66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔 220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔 220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔 66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔 通信用無線鉄塔 第二60kV開閉所屋外鉄構 500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔 500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔 500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔	地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。 基準地震動 S_s における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。	・鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因（「盛土の崩壊」、「地すべり」及び「急傾斜地の土砂崩壊」）について評価を行い、影響がないことを確認している。 ・異なる安全性向上のための対策として、基準地震動 S_s における耐震評価を行い、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。 ・鉄塔滑移評価により滑移範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。	1号炉原子炉建屋 2号炉原子炉建屋 固体廃棄物貯蔵庫 定検機材倉庫 総合管理事務所 3号炉原子炉建屋 3号炉原子炉補助建屋 3号炉電気建屋 3号炉出入管理建屋 3号炉ディーゼル発電機建屋 3号炉タービン建屋 3号炉海水淡水化設備建屋 1号及び2号炉連絡通路 3号炉循環水ポンプ建屋 緊急時対策所待機所 待機所用空調上屋 緊急時対策所指揮所 指揮所用空調上屋 51m 倉庫・車庫 防潮堤 アクセスルートトンネル 66kV 泊支線 No.6 鉄塔 66kV 泊支線 No.7 鉄塔 A-2次系純水タンク A-ろ過水タンク 3 A-ろ過水タンク B-ろ過水タンク 3 B-ろ過水タンク B-2次系純水タンク 3号炉取水ビッドスクリーン室防水壁 原子炉建屋棧橋 原子炉補助建屋棧橋	地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。	-	基準地震動に対して倒壊しない設計とするため、影響はない。また、外装材の脱落による影響はない。	
※ 損壊後は必要な幅員 (3.7m) が確保できない。							※ アクセスルート周辺の構造物のうち、基準地震動で倒壊しないように設計している又は評価により倒壊・落橋しないことを確認する構造物の位置については、別紙(9)を参照。				
<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> </div> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容（2/2）

対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策
サイトバンカ建屋 1号海水ポンプ室内型クレーン 新燃料貯蔵庫 開閉所がいし汚損計 1、2号開閉所引留鉄構 No.1ナプレッションプール水貯蔵タンク 1、2号給排水処理建屋 屎尿浄化槽機械室 バス待合所 2号スタック放射線モニタ建屋 3号スタック放射線モニタ建屋 3号除塵装置電源室	地震により損壊し、屋外アクセスルートの障害物となる。	-	損壊を想定しても、アクセスルートは迂回により確保できることから、アクセスルートへの影響はない。
出入管理室（1、2号）		6.6	損壊を想定しても、必要な幅員（3.7m）を十分有していることから、アクセスルートへの影響はない。
2号除塵装置電源室		8.7	
再生純水タンク		16.1	
3号ガスボンベ庫		8.7	
3号海水熱交換器建屋（南側）		6.3	
出入管理室（3号）		8.2	
1、2号連絡道路		7.3	
3号連絡通路		9.7	
1、2号Bゲート前検査所		8.0	
2/3号液体窒素貯槽		8.0	
3号開閉所がいし汚損計		16.2	
3号給排水処理建屋	※	※	
3号開閉所引留鉄構	※	※	

※ 損壊後は必要な幅員（3.7m）が確保できない。



第6-1図 周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第6-2表 周辺構造物の被害想定、対応内容(2/2)

対象設備	被害想定	損壊後のアクセスルート幅員 (m)	影響評価結果、対応策
原子炉容器上部ふた保管庫	地震により損壊し、アクセスルートの障害物となる。	4.3	損壊を想定しても、必要な幅員（4.0m）を確保していることから、アクセスルートへの影響はない。
3号炉循環水ポンプ建屋風除室		11.5	
3号炉補助ボイラー燃料タンク		11.5	
3号炉泡消火設備建屋		7.0	
3号炉補助ボイラー煙突		7.8	
3号炉油計量タンク		5.4	
3号炉給排水処理建屋		4.3	
放射性廃棄物処理建屋ボンベ庫		5.8	
2号炉変圧器ヤード遮風壁		7.1	
2号炉変圧器防火壁		7.1	
放射性廃棄物処理建屋		4.2	
2号炉タービン建屋		12.5	
2号炉起動変圧器		9.7	
北東防雪小屋		4.7	
北西防雪小屋		4.3	
代替給電用資機材コンテナ（A-5）		7.8	
代替給電用資機材コンテナ（A-6）	4.1		

：評価結果に係る部分は別途ご説明する



第6-4図 周辺構造物の損壊によるアクセスルートへの影響

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【島根】記載箇所の相違・同じ項目内に図を記載している。
 【女川】記載表現の相違・プラントの相違によるアクセスルートへの影響の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 周辺タンク等の損壊に対する影響評価 ②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設及び薬品漏えい i. 評価方法 周辺の可燃物施設*及び薬品関係設備の損壊時の影響について評価する。 可燃物施設損壊時の影響評価フローを第6-2図、薬品関係設備損壊時の影響評価フローを第6-3図に示す。 また、可搬型設備の火災及び構内植生の火災についても影響を評価する。</p> <p>※可燃物施設の定義は以下のとおりとする。 ○消防法第二条第7項で定める危険物（別表第一）であって消防法等に基づく許可・届出が必要なもの ○容器保安規則第二条第1項29号に定める可燃性ガス</p>	<p>②周辺タンク等の損壊</p> <p>a. 可燃物施設及び薬品タンクの配置 アクセスルートに影響を及ぼす可能性のある可燃物施設及び薬品タンクの構内配置を第4-4図に示す。</p> <div data-bbox="719 767 1317 1289" style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>第4-4図 周辺タンク等の損壊によるアクセスルートへの影響</p> <div data-bbox="875 1347 1317 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、特記の内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<p>b. 周辺タンク等の損壊に対する影響評価 ②周辺タンク等の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設及び薬品漏えい i. 評価方法 周辺の可燃物施設*及び薬品関係設備の損壊時の影響について評価する。 可燃物施設損壊時の影響評価フローを第6-5図、薬品関係設備損壊時の影響評価フローを第6-6図に示す。 また、可搬型設備の火災及び構内植生の火災についても影響を評価する。</p> <p>※：可燃物施設の定義は以下のとおりとする。 ○消防法第二条第7項で定める危険物（別表第一）であって消防法等に基づく許可・届出が必要なもの ○容器保安規則第二条第1項29号に定める可燃性ガス</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に評価方法を記載。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・同じ項目内に図を記載しており、プラントの相違による図の内容の相違。</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>b. 可燃物施設の損壊</p> <p>(a) 可燃物施設の損壊</p> <p>i. 評価方針</p> <p>周辺の可燃物施設の損壊時の影響について評価する。</p> <p>可燃物施設で可燃物の漏えいが発生した場合の被害想定判定フローを第 4-5 図に示す。</p> <p>ii. 評価結果</p> <p>火災想定施設の配置を第 4-6 図に、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第 4-7 図に示す。</p> <p>可燃物施設について評価を実施した結果、第 4-3 表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは複数確保していることから、万一、火災が発生した場合においても、迂回することが可能である。 ・主要変圧器は、中越沖地震による変圧器火災対策、延焼防止対策が図られていること、また、2、3号炉の変圧器において防油堤内に漏えいした絶縁油は、防油堤地下の排油溜めに流下することから火災発生の可能性は極めて低い（別紙(6)参照）と考えられるが、火災が発生するものとして評価を行った。 ・第 4-7 図に示す火災想定施設の火災が発生した場合でも、アクセスルートからの離隔距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。（別紙(6)参照） ・OFケーブル及び重油移送配管は地下又はダクト内設置であり、地上部のアクセスルートへの影響はない。（別紙(6)参照） ・万一、同時に複数の火災が発生した場合でも、自衛消防隊による早期の消火活動が可能であり、アクセスルートに対して影響の大きい箇所から消火活動を行う。（別紙(7)参照）なお、消火活動は火災発生箇所近傍の使用可能な消火栓（ろ過水タンク、補助消火水槽）又は防火水槽を用いる。 		<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第 6-3 表、6-4 表、6-5 表に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第 6-2 図 可燃物施設の損壊による影響評価フロー</p> <p>※1 輻射強度が1.6kW/m²以下となる距離により判断。 ※2 保管場所はドラム缶等の容器に収納し、漏洩による転倒防止措置を行う。 ※3 地形（運搬物等）、可燃物の量や性質を考慮し、アクセスルートに影響しない離隔距離が確保できるかを個別に判断する。 ※4 火災の発生は考えにくい。万一火災が発生した場合は自衛消防隊による消火活動を実施する。</p>	<p>第 4-5 図 可燃物施設漏えい時被害想定 判定フロー</p> <p>※1：ボンベ0個の破壊個数（0を全個とする）の積算は、作業員を配置し、たぐいに算上可とする。 ※2：保管は可燃物、ドラム缶等の容器に収納し、転倒防止措置を行う。 ※3：地形（運搬物等）、可燃物の量や性質を考慮し、アクセスルートに影響しない離隔距離が確保できるかを個別に判断する。 ※4：地下又はボウト内の可燃物漏洩は、火災発生は想定しない。</p>	<p>第 6-5 図 可燃物施設の損壊による影響評価フロー</p> <p>※1：輻射強度が1.6kW/m²以下となる距離により判断。 ※2：保管場所はドラム缶等の容器に収納し、漏洩による転倒防止措置を行う。 ※3：地形（運搬物等）、可燃物の量や性質を考慮し、アクセスルートに影響しない離隔距離が確保できるかを個別に判断する。 ※4：火災の発生は考えにくい。万一火災が発生した場合は消防隊員による消火活動を実施する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・「アクセスルートの距離／迂回路」→「地形、離隔距離等の個別判断」 【女川】記載内容の相違 ・島根同様「耐震S設計又は耐震評価実施」のフローを追加。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 229 680 831" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="100 847 636 863" data-label="Text"> <p>※1 地形（遮蔽物等）、薬品の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> </div> <div data-bbox="152 895 618 919" data-label="Caption"> <p>第6-3図 薬品関係設備の損壊による影響評価フロー</p> </div> <div data-bbox="100 1070 696 1326" data-label="Text"> <p>ii. 評価結果 屋外アクセスルート近傍にある可燃物施設及び薬品関係設備の配置図を第6-4図に、アクセスルートへの被害想定、影響評価を第6-5表、第6-6表に示す。 また、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第6-5図に、可搬型設備の火災による影響評価結果を第6-3表に、構内植生の火災による影響評価結果を第6-4表に示す。 なお、薬品がアクセスルートへ漏えいした場合においても、作業ができるよう防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを配備する。</p> </div>	<div data-bbox="1346 261 1935 858" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1355 874 1861 890" data-label="Text"> <p>※1：地形（遮蔽物等）、薬品の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> </div> <div data-bbox="1413 898 1888 922" data-label="Caption"> <p>第6-6図 薬品関係設備の損壊による影響評価フロー</p> </div> <div data-bbox="1355 1074 1951 1329" data-label="Text"> <p>ii. 評価結果 アクセスルート近傍にある可燃物施設及び薬品関係設備の配置図を第6-7図に、アクセスルートへの被害想定、影響評価を第6-5表、第6-6表に示す。 また、火災想定施設の火災発生時における放射熱強度を第6-8図に、可搬型設備の火災による影響評価結果を第6-3表に、構内植生の火災による影響評価結果を第6-4表に示す。 なお、薬品がアクセスルートへ漏えいした場合においても、作業ができるよう防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを配備する。</p> </div>	<div data-bbox="1977 898 2168 1034" data-label="Text"> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に薬品関係設備の損壊による影響評価プロセスをフローに示している。</p> </div> <div data-bbox="1977 1074 2168 1209" data-label="Text"> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> </div> <div data-bbox="1541 1353 1935 1385" data-label="Text"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第6-3表 可搬型設備の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	内容物	被害想定	影響評価
可搬型設備 【第1～第4保管エリア】 【アクセスルート】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は基準地震動 S_e でも横転しないことから火災の発生は考えにくい。 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には、自衛消防隊による消火活動が可能である。また、可搬型設備は分散配置していることから火災が発生していない保管エリアの可搬型設備で重大事故等への対応は可能である。

第6-4表 構内植生の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	事象	被害想定	影響評価
可搬型設備 【第1～第4保管エリア】 【アクセスルート】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災によりアクセスルートが影響を受ける場合には迂回する。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第6-3表 可搬型設備の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	内容物	被害想定	影響評価
可搬型設備 【51m倉庫・車庫エリア、緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)】 【アクセスルート】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は基準地震動でも横転しないことから火災の発生は考えにくい。 保管エリア（51m倉庫・車庫エリアを除く）にはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置、51m倉庫・車庫エリアには煙感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には、消火要員による消火活動が可能である。また、可搬型設備は分散配置していることから火災が発生していない保管エリアの可搬型設備で重大事故等への対応は可能である。

第6-4表 構内植生の火災による影響評価結果及び対応

対象設備	事象	被害想定	影響評価
可搬型設備 【緊急時対策所エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)】 【アクセスルート】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアにはエリア全体の火災を感知するために炎感知器及び熱感知器を設置するため、早期に検知が可能である。また、消火要員による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災によりアクセスルートが影響を受ける場合には迂回する。
可搬型設備 【51m倉庫・車庫エリア】	構内植生火災	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場近傍の植生火災による可搬型設備への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 保管エリアには、専属消防隊員が24時間常駐しているため、早期に検知可能である。また、消火要員による消火活動が可能である。 可搬型設備への影響が想定される場合には可搬型設備を影響範囲外に移動する。



熱感知器



炎感知器

：評価結果に係る部分は別途ご説明する


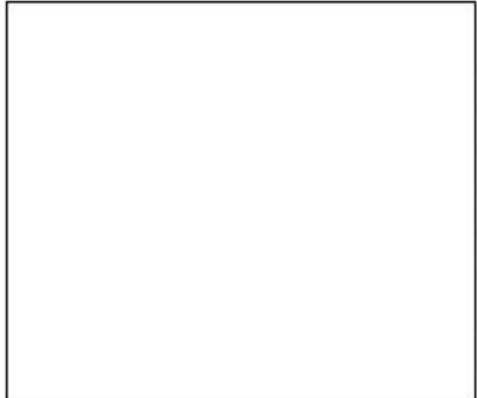

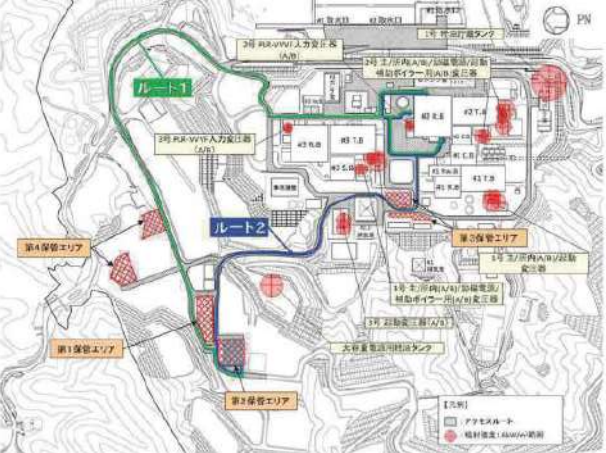


【島根】記載箇所の相違
 ・同じ項目内に記載されており、影響評価結果の相違。
 【女川】記載内容の相違
 ・影響評価結果の相違。

【島根】記載箇所の相違
 ・同じ項目内に記載しており、影響評価結果の相違。
 【女川】記載内容の相違
 ・影響評価結果の相違。

【女川】記載内容の相違
 ・泊は感知器の写真を掲載。(島根と同様)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="168 630 600 657">第6-4図 可燃物施設及び薬品関係設備の配置図</p>	 <p data-bbox="884 630 1146 657">第4-6図 火災想定施設配置</p> <p data-bbox="884 678 1310 702">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p data-bbox="1422 630 1870 657">第6-7図 可燃物施設及び薬品関係設備の配置図</p> <p data-bbox="1344 678 1915 702">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="1971 630 2150 742">【女川及び島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>
 <p data-bbox="129 1268 638 1295">第6-5図 火災想定施設の火災発生時における放射熱強度</p>	 <p data-bbox="840 1268 1187 1295">第4-7図 火災想定施設の放射熱強度</p> <p data-bbox="884 1308 1310 1332">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p data-bbox="1400 1268 1892 1295">第6-8図 火災想定施設の火災発生時における放射熱強度</p> <p data-bbox="1344 1316 1915 1340">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p data-bbox="1534 1380 1960 1412">：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p data-bbox="1971 1268 2150 1380">【女川及び島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
<ul style="list-style-type: none"> 油圧倉庫 第2号炉倉庫 指定可燃物倉庫 	潤滑油	3,840 l 5,846 l 28,600 l	②	基準地震動Ssにより下 ラム缶等が破損し、漏 えいした潤滑油による 火災発生のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> 消防法に基づき設置された専用の倉庫内に下 ラム缶等を収納して保管しており、耐火等級がな いことから火災は発生しないと考えられる。 (保管状況は「第6-4回 危険物貯蔵管理普及 視察」参照) 周辺に耐火強度が大きくなく、危険物貯蔵の影響 が大きい。また倉庫内に設置しており直接燃焼の影響 は受けにくい。
	L.P.G.S	8本 (50kgボンベ)		②	基準地震動Ssによりボ ンベが破損し、漏えい したプロパンガスによ る火災発生のおそれ

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は自動消防設備による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(1/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
ガスタービン 発電機用 軽油タンク	軽油	560kL	なし	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動Ssにより破 損しないため、火災は発 生しない。 万一、火災が発生した場 合には、迂回する。また、 自衛消防隊による消火活 動を実施する。
第2号炉変圧器	絶縁油	18kL		
重油移送配管 (第4-6回部分 除く。)	重油	鉄油		
1号炉 起動変圧器	絶縁油	46kL	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動Ssに よって発生した柏崎刈羽原子力発電 所3号炉の所内変圧器火災の 要因を考慮した変圧器火災 対策が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> 中越沖地震によって発生 した柏崎刈羽原子力発電 所3号炉の所内変圧器火災 の要因を考慮した変圧器 火災対策が図られている。 防油堤が設置されてお り、漏えいした絶縁油は 防油堤内に全量貯留可能 である。 防油堤内に全量貯留状 態で火災が発生した場合* でも、アクセスルートか らの燃焼距離が確保され ており、アクセスルート への影響はない。 基準地震動Ssにより防 油堤の損傷も考えられる が、周囲の地下ダクト内 に落下すること及びアク セスルート方向に向わな い排水路に落下するため、 地上部のアクセスル ートへの影響はない。 万一、アクセスルートに 影響のある火災が発生し た場合には、迂回する。 また、自衛消防隊による 消火活動を実施する。

泊発電所3号炉

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(1/4)

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
<ul style="list-style-type: none"> 3号炉ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽 燃料タンク(SA) 	軽油	合計 391.7 kL (最大貯蔵量)	①	なし	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動により破損しないため、火災は発 生しない。 万一、火災が発生した場合には、迂回する。 また、消防要員による消火活動を実施する。
	潤滑油	合計 461.6 kL (最大貯蔵量)			
<ul style="list-style-type: none"> 1号炉ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽 2号炉ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽 	軽油	合計 14,784 kL 0,288 kL	①	なし	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動により破損しないため、火災は発 生しない。 万一、火災が発生した場合には、迂回する。 また、消防要員による消火活動を実施する。
	潤滑油	合計 14,784 kL 0,288 kL			
<ul style="list-style-type: none"> 1号炉移動発電機 2号炉移動発電機 	軽油	合計 14,784 kL 0,288 kL	④	なし	<ul style="list-style-type: none"> 3号炉代替非常用発電機と同じ仕様であり、 火災は発生しないと考えられるため、アクセ スルートへの影響はない。 万一、アクセスルートに影響のある火災が発 生した場合には、迂回する。また、消防要員 による消火活動を実施する。
	潤滑油	合計 14,784 kL 0,288 kL			

※1：今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

：評価結果に係る部分は別途説明する

【女川及び島根】記載
内容の相違
・可燃物施設漏えい
に対する評価対象/内
容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号ガスボンベ座) ・1号水素ガスボンベ座 (2号ガスボンベ座) ・2号水素ガスボンベ座 (3号ガスボンベ座) ・3号水素ガスボンベ座	水素ガス	84本 (50kgボンベ) 60本 (50kgボンベ) 42本 (50kgボンベ)	②	基準地震動S ₀ によりボンベが倒壊し、漏えいした水素による大規模な火災発生のおそれ	・水素ボンベ（2号炉で通常60本水中20本閉鎖用）は水素マニホウ・パイプに、基準で固定されており、配管による損傷は考えにくく、また周囲に着火源がないことから、水災は発生しないと考えられる。（単體状況は「第17号図 危険箇所発生状況図」参照） ・水素マニホウ・パイプにて、ガスボンベへの配管防止を図る。 ・パイプを備えた屋外保管庫であり、万一漏えいが発生した場合でも外気中に拡散する。 ・周辺に照射強度が大きくなる危険物施設はないこと、倉庫内に設置しており直接照射の影響は受けにくいことから、照射により火災は発生しないと考えられる。

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は自衛消防隊による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(2/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
2号炉 主変圧器	絶縁油	77kL	・基準地震動S ₀ により変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ。	・中越沖地震によって発生した柏崎刈羽原子力発電所3号炉の所内変圧器大炎の要因を考慮した変圧器火災対策が図られていること及び防油域内に漏えいした絶縁油は防油地地下の排油溜めに流下するため、地上部のアクセスルートに影響の可能性は極めて小さい。 ・防油域内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの距離距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
2号炉 所内変圧器	絶縁油	20kL		
2号炉 起動変圧器	絶縁油	24kL		
3号炉 主変圧器	絶縁油	141kL	・基準地震動S ₀ によりタンク又は行属配管が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ。	・地下式のタンクであり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
3号炉 所内変圧器	絶縁油	21kL		
3号炉 補助変圧器	絶縁油	37kL		
A-ディーゼル 燃料貯蔵タンク	軽油	A: 170kL A2: 170kL	・基準地震動S ₀ によりタンク又は行属配管が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ。	・地下式のタンクであり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
HPCS-ディーゼル 燃料貯蔵タンク	軽油	HPCS: 170kL		
B-ディーゼル 燃料貯蔵タンク	軽油	B1: 100kL B2: 100kL B3: 100kL		
緊急時対策用 燃料地下タンク	軽油	45kL		
ガスタービン 燃料地下タンク	軽油	45kL		

泊発電所3号炉

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(2/4)

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
・3号炉補助ボイラー燃料タンク ・1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク	重油	410 kL (運用容量)	④	・基準地震動によりタンク又は行属配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ。	・防油域が設置されており、漏えいした重油は防油域内に全量貯留可能である。 ・防油域内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる距離距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・基準地震動により防油域の相違も考えられ、周囲の非水部に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火活動による消火活動を実施する。
		450 kL (運用容量)	④		
・1号炉油圧量タンク	潤滑油	70 kL	④	・基準地震動によりタンク又は行属配管が破損し、漏えいした潤滑油による火災発生のおそれ。	・防油域が設置されており、漏えいした潤滑油は防油域内に全量貯留可能である。 ・防油域内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの距離距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。 ・基準地震動により防油域の相違も考えられ、周囲の非水部に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火活動による消火活動を実施する。 ・当該タンクは空庫用であることから、火災は発生しない。
・3号炉油圧量タンク				・なし	

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 アロー 番号	被害想定	影響評価
(ガスボンベ庫 (化学分析用)) ・アセチレンガスボンベ (1号化学分析用) (環境放射能測定センターボンベ庫) ・アセチレンガスボンベ (環境放射能測定センター化学分析用)	アセチレンガス	1本 (7m) 1本 (7m)	②	基準地震動 Ss によりボンベが倒壊し、漏えいしたアセチレンガスによる火災発生のおそれ	・1号化学分析用アセチレンガスボンベ及び環境放射能測定センター化学分析用アセチレンガスボンベは、ボンベ強度に照準して設計されており、転倒による損傷は考えにくく、また周囲に着火部がないことから、火災は発生しないと考えられる。 ・ガスボンベ室は前面が開放されており、漏えいした場合でも外気中に拡散する。 ・周囲に輻射強度が大きくなる危険物施設はない。
・1号軽油貯蔵タンク	軽油	620 kL	③	基準地震動 Ss によりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・基準地震動 Ss によりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれがあるが、アクセスルートから隣接距離を確保できることからアクセスルートへの影響はない。 ・1号軽油貯蔵タンクの防油堤は軽油タンク全量を貯留可能である。基準地震動 Ss により防油堤の損壊も考えられるが、ヤード1、2方向に向かい合わせに排水路に排水する構造となっていること及び約 34m の距離距離があることによりヤード1、2への影響はない。

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は自衛消防隊等による消火活動を実施する。

島根原子力発電所 2号炉

第 4-3 表 可燃物施設漏えい時被害想定 (3/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
補助ボイラ LPGボンベ 【補助ボイラ LPGボンベ庫】	プロパンガス	100kg	・なし	・補助ボイラ LPGボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火部とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
OFケーブル	絶縁油	16kL	・基準地震動 Ss により OFケーブルが破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・地下又はダクト内設置であり、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
重油移送配管 (第 4-6 図部分)	重油	残油	・基準地震動 Ss により配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・防油堤が設置されており、漏えいした重油は防油堤内に全量貯留可能である。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートからの隣接距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。
OFケーブルタンク	絶縁油	MT: 1.5kL (6槽) ST: 0.6kL (3槽)	・基準地震動 Ss によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生のおそれ	・基準地震動 Ss により防油堤の損壊も考えられるが、周囲の地下ダクト内に流下するため、地上部のアクセスルートへの影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
補助ボイラサービスタンク	重油	2.0kL	・基準地震動 Ss によりタンク又は付属配管が破損し、漏えいした重油による火災発生のおそれ	・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。

泊発電所 3号炉

第 6-5 表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価 (3/4)

対象設備	内容物	容量	評価 アロー 番号	被害想定	影響評価
・ 3号炉重油庫	軽油	28.0 kL	③	・基準地震動によりドラム缶等が倒壊し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ	・倉庫への被害可能高は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火器具による消火活動を実施する。
	軽油	29.0 kL	③		
・ 1号及び2号炉エンジン消火ポンプ燃料タンク	軽油	400 L	④	・基準地震動によりドラム缶等が倒壊し、漏えいした軽油等による火災発生のおそれ	・松浦水処理設備直管内に設置された防油堤タンクであり、建屋内火災のため、アクセスルートへの影響は極めて小さい。 ・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、消火器具による消火活動を実施する。
	軽油	400 L	④		
・ 1号炉主薬圧器	軽油	合計	④	・基準地震動により薬圧器が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・防油堤内に漏えいした軽油は防油堤下の排水槽に流下するため、地上部のアクセスルートに影響のある薬圧器火災の可能性は極めて小さい。 ・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。
		149 kL	④		
・ 2号炉主薬圧器	軽油	合計	④	・基準地震動により薬圧器が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。
		140 kL	④		
・ 2号炉起動薬圧器	軽油	合計	④	・基準地震動により薬圧器が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・防油堤内に全量貯留状態で火災が発生した場合でも、アクセスルートとなる距離が確保されており、アクセスルートへの影響はない。
		15.9 kL	④		
・ 1号及び2号炉予備薬圧器	軽油	合計	④	・基準地震動により薬圧器が破損し、漏えいした軽油による火災発生のおそれ	・万一、アクセスルートに影響のある火災が発生した場合にも、迂回する。また、消火器具による消火活動を実施する。
		107.8 kL	④		

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(大容量電源装置) ・軽油タンク	軽油	項 目 149 kL 29 kL	③	基準地震動 Ss によりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生の可能性があるが、アクセルルートから距離距離を確保できることからアクセルルートへの影響はない。 ・地下タンクのため、軽油は蒸散しないと考えられる。	・基準地震動 Ss によりタンクが破損し、漏えいした軽油による火災発生の可能性があるが、アクセルルートから距離距離を確保できることからアクセルルートへの影響はない。 ・主要圧力器/起動圧力器エーの劣化による圧力器の破損による軽油の漏れによる火災発生は、変圧器周辺の損壊も考えられるが、変圧器周辺の損壊が軽油の漏れによる火災発生に及ぼす影響は限定的と考える。 ・所内/助励電源/補助ボイラー用変圧器及び PLR-WVF 入力変圧器周辺の劣化が原因で軽油が漏れた場合には土中へ浸透することから、軽油流出によるアクセルルートへの影響は限定的と考える。
・1号主変圧器/起動圧力器 (A/B) ・2号所内 (A/B) / 助励電源変圧器 ・1号所内変圧器 (A/B) / 用変圧器 ・2号主/起動圧力器 (A/B) ・3号所内 (A/B) / 助励電源変圧器 ・3号補助ボイラー (A/B) / 用変圧器 ・2号 PLR-WVF (A/B) / 入力変圧器 ・3号 PLR-WVF (A/B) / 入力変圧器	絶縁油	149 kL 29 kL	②	基準地震動 Ss により主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生は、変圧器周辺の損壊も考えられるが、変圧器周辺の損壊が絶縁油の漏れによる火災発生に及ぼす影響は限定的と考える。	・基準地震動 Ss により主変圧器が破損し、漏えいした絶縁油による火災発生は、変圧器周辺の損壊も考えられるが、変圧器周辺の損壊が絶縁油の漏れによる火災発生に及ぼす影響は限定的と考える。 ・所内/助励電源/補助ボイラー用変圧器及び PLR-WVF 入力変圧器周辺の劣化が原因で絶縁油が漏れた場合には土中へ浸透することから、絶縁油流出によるアクセルルートへの影響は限定的と考える。

※火災の発生リスクは低い。万一火災が発生した場合は自衛消防隊による消火活動を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(4/5)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
重油タンク	重油	No.1 : 900kL No.2 : 900kL No.3 : 900kL	・なし	・耐震性を有する溢水防止壁が設置されており、漏えいした重油は溢水防止壁内に全量貯留可能である。 ・万一、アクセルルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。 ・万一、アクセルルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。 ・万一、アクセルルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。
固化材タンク	不飽和ポリリステル樹脂	21.6kL	・なし	・2号炉運転中において使用する予定はなく、「空」の状態で使用する。 ・危険物貯蔵所としての使用を廃止し、軽油を貯蔵しない運用とする。
非常用ディーゼル発電設備 軽油タンク	軽油	(A) : 560kL (B) : 560kL	・なし	・危険物貯蔵所としての使用を廃止し、軽油を貯蔵しない運用とする。
水素ガスボンベ 【水素・炭酸ガスボンベ室】	水素	140m ³	・なし	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
水素ガスボンベ 【高圧ガス貯蔵所】	水素	1,155m ³	・なし	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
LPGボンベ 【協力企業 A 社事務所4】	プロパンガス	80kg	・なし	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
アセチレンガスボンベ 【5号倉庫】	アセチレン	123L	・なし	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
アセチレンガスボンベ 【協力企業 A 社事務所2】	アセチレン	41L	・なし	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。

泊発電所3号炉

第6-5表 可燃物施設漏えい時被害想定及び影響評価(4/4)

対象設備	内容物	容量	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1)号炉発電機用水素ガスボンベ ・1号炉発電機用水素ガスボンベ (2)号炉発電機用水素ガスボンベ ・2号炉発電機用水素ガスボンベ (3)号炉発電機用水素ガスボンベ ・3号炉発電機用水素ガスボンベ ・2号炉発電機用水素ガスボンベ ・2号炉発電機用水素ガスボンベ	水素ガス	945 m ³ 945 m ³	③	基準地震動によりボンベが破損し、漏えいした水素による火災発生のおそれ	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、アクセルルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
2号炉発電機用水素ガスボンベ ・2号炉発電機用水素ガスボンベ ・2号炉発電機用水素ガスボンベ ・2号炉発電機用水素ガスボンベ	水素	1,120 m ³ 2,000 kg	③	基準地震動によりボンベが破損し、漏えいした水素による火災発生のおそれ	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、アクセルルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。
3号炉発電機用水素ガスボンベ ・3号炉発電機用水素ガスボンベ ・3号炉発電機用水素ガスボンベ ・3号炉発電機用水素ガスボンベ	水素	120 kg	④	基準地震動によりボンベが破損し、漏えいした水素による火災発生のおそれ	・ガスボンベはマニホールドにて一連で固定、又はチェーンにより固縛されており、転倒による損傷は考えにくく、また着火源とも成り難いため火災の発生は極めて低い。 ・万一、アクセルルートに影響のある火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。

※：基準地震動による防油壁の損壊により、防油壁外に漏えいした場合、周囲の地下ダクト内には影響がないことを確認する。(別紙(17)参照)

：評価結果に係る部分は別途説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・可燃物施設漏えいに対する評価対象/内容の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p style="text-align: center;">第4-3表 可燃物施設漏えい時被害想定(5/5)</p> <table border="1" data-bbox="712 172 1323 587"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>容量</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1危険物倉庫</td> <td>・第4類 第1石油類</td> <td>1.9kL</td> <td rowspan="5">・なし</td> <td rowspan="5">・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>・第4類 7kL系</td> <td>600L</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第2石油類</td> <td>19.2kL</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第3石油類</td> <td>3.4kL</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第4石油類</td> <td>36kL</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3危険物倉庫</td> <td>・第4類 第1石油類</td> <td>6.4kL</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">①</td> </tr> <tr> <td>・第4類 第4類</td> <td>1.2kL</td> </tr> <tr> <td>・第2石油類 第4類</td> <td>1.4kL</td> </tr> <tr> <td>・第3石油類 第4類</td> <td>40kL</td> </tr> <tr> <td>・第4石油類</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危険物倉庫</td> <td>・第4類 第1石油類</td> <td>3.28kL</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>・第4類 第2石油類</td> <td>3.5kL</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：基準地震動Ssによる防油堤の損壊により、防油堤外に漏えいした場合は、周囲の地下ダクト内に流下する又はアクセスルート方向に向わない排水路に流下するが、「防油堤内に全量貯留状態」における火災評価を行い、アクセスルートに影響がないことを確認する。（別紙(6)参照）</p>	対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容	第1危険物倉庫	・第4類 第1石油類	1.9kL	・なし	・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。	・第4類 7kL系	600L	・第4類 第2石油類	19.2kL	・第4類 第3石油類	3.4kL	・第4類 第4石油類	36kL	第3危険物倉庫	・第4類 第1石油類	6.4kL		①	・第4類 第4類	1.2kL	・第2石油類 第4類	1.4kL	・第3石油類 第4類	40kL	・第4石油類		危険物倉庫	・第4類 第1石油類	3.28kL			・第4類 第2石油類	3.5kL		<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃物施設漏えいに対する評価対象／内容の相違。
対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容																																					
第1危険物倉庫	・第4類 第1石油類	1.9kL	・なし	・倉庫への保管可能量は限られており、また倉庫そのものが危険物を保管するための専用の保管庫になっているため火災の発生は極めて低い。 ・万一、火災が発生した場合には、迂回する。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。																																					
	・第4類 7kL系	600L																																							
	・第4類 第2石油類	19.2kL																																							
	・第4類 第3石油類	3.4kL																																							
	・第4類 第4石油類	36kL																																							
第3危険物倉庫	・第4類 第1石油類	6.4kL		①																																					
	・第4類 第4類	1.2kL																																							
	・第2石油類 第4類	1.4kL																																							
	・第3石油類 第4類	40kL																																							
	・第4石油類																																								
危険物倉庫	・第4類 第1石油類	3.28kL																																							
	・第4類 第2石油類	3.5kL																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>油脂倉庫</p>  <p>第2油脂倉庫</p>  <p>指定可燃物倉庫</p>  <p>第6-6図 危険物貯蔵所保管状況図(1/2)</p>	<p>【可燃物施設の固縛状況等】</p>  <p>補助ボイラLPGボンベ庫</p>  <p>補助ボイラLPGボンベの固縛状況 (補助ボイラLPGボンベ庫)</p>  <p>水素・炭酸ガスボンベ室</p>  <p>水素ガスボンベの固縛状況 (水素・炭酸ガスボンベ室)</p>  <p>高圧ガス貯蔵所</p>  <p>水素ガスボンベの固縛状況 (高圧ガス貯蔵所)</p>	<p>3号炉油庫</p>  <p>3号炉発電機ガスボンベ庫</p>  <p>2号炉発電機ガスボンベ庫</p>  <p>第6-9図 危険物貯蔵所保管状況</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・可燃物施設漏えいに対する対応状況の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1号補助ボイラー用プロパンガスボンベ</p>  <p>1号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）</p>  <p>3号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）</p>  <p>第6-6図 危険物貯蔵所保管状況図（2/2）</p> <p>※1 2号ガスボンベ庫（水素ガスボンベ）については現在撤去中 ※2 1号及び3号ガスボンベ庫について、水素ガスボンベは撤去中であることから、固定方法が同等な窒素ガスボンベの写真である。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>(b) 可搬型設備 保管場所に配備する可搬型設備について評価を実施した結果、第4-4表に示すとおり、アクセスルート及び可搬型設備に影響がないことを確認した。</p> <p>第4-4表 可搬型設備の被害想定</p> <table border="1" data-bbox="712 327 1323 582"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型設備 【各保管場所】</td> <td>軽油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることで、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 構内（防火帯内側）の植生 構内の植生火災について評価を実施した結果、第4-5表に示すとおり、アクセスルート及び可搬型設備に影響がないことを確認した。</p> <p>第4-5表 構内植生による被害想定</p> <table border="1" data-bbox="712 790 1323 997"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構内の植生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="779 1013 981 1181" style="text-align: center;">  <p>熱感知カメラ</p> </div> <div data-bbox="1048 1013 1294 1181" style="text-align: center;">  <p>炎感知器</p> </div> </div>	対象設備	内容物	被害想定	対応内容	可搬型設備 【各保管場所】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることで、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 	対象	被害想定	対応内容	構内の植生	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 		<p>【島根】記載箇所の相違 ・同じ項目内に記載しており、プラントの相違による対応内容の相違。</p>
対象設備	内容物	被害想定	対応内容														
可搬型設備 【各保管場所】	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備の車両火災による他の車両への影響 可搬型設備のアクセスルートへの運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備間の離隔距離を3m以上取ることで、周囲の車両に影響を及ぼさない。（外部火災にて評価。） 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。 万一、火災が発生した場合には自衛消防隊による消火活動を実施する。 														
対象	被害想定	対応内容															
構内の植生	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備保管場所近傍の植生火災による可搬型設備への影響 アクセスルート近傍の植生火災による可搬型設備の運搬不能 	<ul style="list-style-type: none"> 4箇所ある保管場所には火災を感知するために炎感知器及び熱感知カメラを設置するため、早期に検知が可能である。また、自衛消防隊による消火活動を実施する。 可搬型設備への影響が想定される場合には、可搬型設備を影響範囲外に移動する。 万一、植生火災が発生した場合には、迂回する。 															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 薬品タンクの損壊</p> <p>(a) 評価方針 薬品タンク損壊による影響が及ぶ範囲にアクセスルートが含まれるか否かを評価する。</p> <p>(b) 評価結果 薬品タンク漏えい時について評価を実施した結果、第4-6表に示すとおり、アクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置されている薬品タンクのうち、2号炉NGC液体窒素貯蔵タンクは、漏えいした場合であっても液体窒素が外気に拡散することから、漏えいによる影響はない。 ・屋外に設置されている薬品タンクのうち、2号炉鉄イオン溶解タンクは漏えいした場合であっても側溝に流れることから、漏えいによる影響はない。 ・建物内に設置されている薬品タンクは漏えいした場合であっても側溝に流れることから、漏えいによる影響はない。 		<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、影響評価結果は第6-6表に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (2/7)

女川原子力発電所 2号炉

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1, 2号給排水 処理薬品タンク) ○屋外タンク ・中性ソーダ貯 槽 (1, 2号給排水 処理設備) ○屋内タンク ・中性ソーダ貯 槽 ・中性ソーダ貯 槽	苛性 ソー ダ (水酸 化ナト リウム)	7.0 m ³ (25wt%)	②	【漏えい】 ・基幹地震動 S ₀ 以上 リタンク及び配管 が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・薬品の強いガスの発 生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面 の損傷を及ぼす。	(苛性ソーダ) ・苛性ソーダは加熱されると毒性の増強が発生するが、近辺に加 熱炉がないことからガス検知と吸収は必要ない。
(1, 2号給排水 処理薬品タンク) ○屋外タンク ・PAC貯槽	PAC (ポ リ塩化 アルミ ニウム)	0.44 m ³ (5wt%) 0.155 m ³ (25wt%)	②	【漏えい】 ・基幹地震動 S ₀ 以上 リタンク及び配管 が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性の ガスを発生させる 薬品が周辺に配置 されていないため、ガ スの発生は想定さ れない。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー 一症状を及ぼす。	(PAC) ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に配置され ていないため、ガス検知と吸収は必要ない。

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所 2号炉

第4-6表 薬品タンク漏えい時被害想定(2/2)

対象設備	内容物	容量	被害想定	対応内容
・PAC貯槽 【1号水ろ過装置 室】	ポリ塩化 アルミニ ウム	0.3m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損、漏 えいする。 (人体への影響) ・皮膚、眼に対して軽 度の刺激性がある。	・タンクは建物内に設置さ れている。 ・タンク周辺に堰を設置し ている。 ・タンク及び付属配管が破 損し漏えいしても屋内に 全量収まる。 ・地震により堰が破損した 場合は、1号水ろ過装置 室周辺に敷かれている側 溝に流れることから、作 業・アクセスに対して影 響はない。 ・万一、アクセスルート側 に漏えいを発見し、薬品 を特定した後は、影響の ないアクセスルートに迂 回する又は緊急時対策要 員が近傍を通るときに防 護具を着用し、安全を確 保した上で通行及び作業 を行う。
・硫酸貯槽 【1号水ろ過装置 室】	硫酸 (30%) (劇物)	0.3m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損す る。 (人体への影響) ・接触により皮膚の薬 傷、眼の損傷のおそ れがある。 ・吸入により生命の危 険、呼吸器系の障害 のおそれがある。	・タンクは建物内に設置さ れている。 ・タンク周辺に堰を設置し ている。 ・タンク及び配管が破損し 漏えいしても屋内に全量 収まる。 ・地震により堰が破損した 場合は、1号水ろ過装置 室周辺に敷かれている側 溝に流れることから、作 業・アクセスに対して影 響はない。 ・万一、アクセスルート側 に漏えいを発見し、薬品 を特定した後は、影響の ないアクセスルートに迂 回する又は緊急時対策要 員が近傍を通るときに防 護具を着用し、安全を確 保した上で通行及び作業 を行う。
・2号炉 ZOC液体廃棄 貯蔵タンク	液体廃棄	3.5m ³	(漏えい) ・地震により、タンク 及び配管が破損す る。 (人体への影響) ・吸入により窒息のお それがある。 ・接触により凍傷のお それがある。	・当該設備は屋外に設置さ れており、万一漏えい等 が発生した場合でも外気 中に拡散することから、 作業・アクセスに対して 影響はない。 ・万一、窒素の漏えいを発 見した場合には、影響の ないアクセスルートに迂 回する。

泊発電所 3号炉

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(2/13)

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(3号清浄時処理設 備) ○屋内タンク ・PAC貯槽	PAC (ポリ塩化 アルミニ ウム)	8m ³ (10wt%)	③	【漏えい】 ・基幹地震動によりタンク及 び配管が破損し、薬品が流 出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性のガスを 発生させる薬品が周辺に配 置されていないため、ガス の発生は想定されない。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー一 症状を及ぼす。	【ガス検知と吸収は必要】 ・毒性の高いガスは発生しないためにガス検知と吸収は必要ない。 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に配置されているが、液合 によってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収は必要 ない。
(3号清浄時処理設 備) ○屋内タンク ・次亜塩素酸ソーダ 貯槽	次亜塩素 酸ソーダ (ム)	0.21m ³ (2wt%)	③	【漏えい】 ・基幹地震動によりタンク 及び配管が破損し、薬品が 流出する。 【ガス発生】 ・酸の揮発やpHの低下によ り、塩酸ガスが発生するお それがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を起す。	【ガス検知と吸収は必要】 ・混合によって毒性のガスを発生させる薬品が周辺に配置されているが、液合 によってガスを発生させない対策を講ずることからガス検知と吸収は必要 ない。

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内
容の相違
・薬品タンク損壊に対す
る対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (3/7)

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価	
(3号炉排水処理装置) ・酸鹼貯槽 ・酸鹼計量槽 ・酸鹼調整槽	硫酸	3.0 m ³ (9.8wt%) 0.16 m ³ (9.8wt%) 0.88 m ³ (2.0wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置 漏：酸鹼貯槽に同じ	○屋内タンク(3号炉排水処理装置内に設置) 【漏えい対応】 ・タンク周辺に揮を配置しており、漏れに薬品が漏れ出した場合は、タンクを倒し薬品を倒水処理槽へ移送可能である。 ・また、蒸発池電動SSにより、3号炉排水処理装置、薬品タンク、配管及びタンクの庫の一部は損壊、破損すると考えられるが、給排水処理装置内に漏えいしても、給排水処理装置周辺には土及び砂利が敷かれ、薬品は土中及び砂利中へ浸透し排水されることから、アセスメントまでの漏えいによる影響はない。 【薬品の種類】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と復旧時の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一	
(3号炉排水処理装置) ・中性ソーダ貯槽 ・酸性ソーダ貯槽 ・風槽	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	7.0 m ³ (25wt%) 0.16 m ³ (2.0wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置 漏：酸性ソーダ貯槽に同じ		
(3号炉排水処理装置) ・PW貯槽	硝酸 アルミニウム	2.5 m ³ (1.1wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置 漏：PW貯槽に同じ		
※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。						
対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価	
(3号炉排水処理装置) ・屋内タンク ・ヒドランゲン処理装置 ・酸鹼調整槽	硫酸 合計 0.5m ³ (1.0wt%)	③		【ガス検知と酸鹼缶の設置】 ・薬液貯槽によりタンク及び貯槽が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス検知と酸鹼缶の設置】 ・薬液貯槽によりタンク及び貯槽が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	
(3号炉排水処理装置) ・屋内タンク ・酸鹼調整槽	オルフロク AP-1	0.57m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・薬液貯槽によりタンク及び貯槽が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス検知と酸鹼缶の設置】 ・薬液貯槽によりタンク及び貯槽が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	
(3号炉排水処理装置) ・屋内タンク ・酸鹼調整槽	オルフロク OX-142/ OX-505	0.24m ³ (0.4wt%)	③	【漏えい】 ・薬液貯槽によりタンク及び貯槽が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス検知と酸鹼缶の設置】 ・薬液貯槽によりタンク及び貯槽が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【女川及び島根】記載内容の相違 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。
※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。						
：評価結果に係る部分は別途で説明する						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量(標準)	貯槽 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号炉内貯槽) ・硫酸貯槽	硫酸	4.1 m ³ (50wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・硫酸貯槽に同じ	【漏えい対応】 ・薬品タンク周辺に漏えい ・異常時警報SSにより、薬品タンク、配管及び周辺の一帯は警戒し薬品が流出する。考えられるが、薬品はタンク周辺には及び貯槽付近には排水機能が設置されており、土中及び砂利への浸透並びに排水溝に流入し、排水されることから、薬品流出によるアセテートへの影響はない。(別紙(10)参照) 【薬品防護具】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と吸収缶の設置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一
(1号炉内貯槽) ・管性ソーダ貯槽	管性ソーダ (水酸化ナトリウム)	25.0 m ³ (15wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・管性ソーダ貯槽に同じ	【漏えい対策】 ・今後の運用により腐蝕及び管性ソーダは発生しない ⁽⁴⁾ ことから、防護具は必要ない。 【薬品防護具】 ・酸液及び管性ソーダは漏えいしないことから、防護具は必要ない。 【ガス検知と吸収缶の設置】 ・酸液及び管性ソーダは漏えいしないことから、ガス検知及び吸収缶は必要ない。 ※1 発電所の貯槽類に反映し、運用について管理する。
(2号炉内貯槽) ・硫酸貯槽	硫酸	7.5 m ³ (50wt%) 0.325 m ³ (95wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・硫酸貯槽に同じ	
(2号炉内貯槽) ・管性ソーダ貯槽	管性ソーダ (水酸化ナトリウム)	33.0 m ³ (15wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・管性ソーダ貯槽に同じ	

※1 以下の薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

対象設備	内容物	容量(標準)	貯槽 番号	被害想定	影響評価
(1号炉内貯槽) ・硫酸貯槽 ・硫酸貯槽 ・管性ソーダ貯槽	硫酸	15m ³ (50wt%) 0.67m ³ (50wt%) 0.38m ³ (35wt%) 0.2m ³ (50wt%)	③	【漏えい】 ・貯槽周囲により硫酸が漏れ出し、薬品が及び配管が腐蝕し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸化水素及び他の薬品上の混合により薬液系ガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・接触により表皮を灼く。 ・ガス吸引により、のど、鼻等の粘膜を刺激し、せきが出る。	【漏えい対応】 ・タンク周辺に排水機能を設置しており、薬品が漏えいした場合、薬品はタンク周辺に排水される。また、異常時警報により、1号及び2号炉排水処理装置・薬品タンク、配管及びタンクの周辺には排水機能が設置されており、土中及び砂利への浸透並びに排水溝に流入し、排水されることから、薬品流出によるアセテートへの影響はない。 【薬品防護具】 ・1号炉排水処理装置・硫酸貯槽に同じ 【ガス検知と吸収缶の設置】 ・1号炉排水処理装置・硫酸貯槽に同じ

※1 以下の薬品も可燃性(引火性)ではない。

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(4/13)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由
 【女川及び島根】記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

対象設備	内容物	容量(満床)	貯留 フロー 番号	貯留形態	影響評価
(3号炉貯留槽) ・硫酸貯槽	硫酸	2.2 m ³ (0.9wt%)	②	1. 2号炉排水処理槽 態：硫酸貯槽と同じ	【漏えい対策】 ・今後の運用により硫酸及び苛性ソーダは貯留しない、いかに も、漏えいのおおそれはない。 【薬品貯留槽】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしないことから、防護具は必要な ない。 【ガス検知と吸収缶の稼働】 ・硫酸及び苛性ソーダは漏えいしないことから、ガス検知及び吸 収缶は必要ない。 ※1 発電所の計画に反映し、運用について管理する。
(3号苛性ソー ダ貯槽) ・苛性ソーダ貯槽	苛性ソ ーダ (水酸化 ナトリウ ム)	10.0 m ³ (5.9wt%)	②	1. 2号炉排水処理槽 態：苛性ソーダ貯槽に 同じ。	

※1 いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

対象設備	内容物	容量(満床)	貯留 フロー 番号	貯留形態	影響評価
(1号及び2号炉貯留 槽) ・硝酸貯槽 ・硝酸ソーダ貯槽	硝酸 ソーダ (水酸化ナ トリウム)	27m ³ (2.9wt%)		【漏えい】 ・基本稼働時によりタンク 及び配管が腐蝕し、薬品が 流出する。 【ガス発生】 ・硝酸の強いガス発生は少な い。 【人体への影響】 ・腐蝕により皮膚表面の損傷を 出す。	【ガス検知と吸収缶の稼働】 ・硝酸ソーダ ・硝酸ソーダは加酸される と濃度の増大が発生するが、 近辺に加熱炉がないこと からガス検知と吸収缶は必要 ない。 【混合による危険】 ・混合によって硝酸のガス 発生を促進させる薬品が貯 留に設置されているが、混 合によってガスを発生させ ない対策を講ずることから ガス検知と吸収缶は必要 ない。
・アニオン苛性ソ ーダ貯槽 ・液体式トリックレ ー貯槽		0.88m ³ (2.9wt%) 0.44m ³ (5.9wt%)	②	【漏えい】 ・基本稼働時によりタンク及 び配管が腐蝕し、薬品が流 出す。 【ガス発生】 ・酸との接触により、塩素系 ガスの発生のおそれがある。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー一 般をこす。	
(1号及び2号炉貯留 槽) ・硝酸貯槽 ・硝酸ソーダ貯槽	硝酸 (水酸化 アルミニウ ム)	2m ³ (1.0wt%)		【漏えい】 ・基本稼働時によりタンク及 び配管が腐蝕し、薬品が流 出す。 【ガス発生】 ・酸との接触により、塩素系 ガスの発生のおそれがある。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー一 般をこす。	

※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(5/13)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由
 【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・薬品タンク損壊に対す
 る対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（6/7）

対象設備	内容物	容量(濃度)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(廃液放射能測定センター) ・硫酸タンク	硫酸	0.1 m ³ (1t%)	②	1. 2号発排水処理建屋 熱：硫酸タンクに同じ	【漏えい対応】 ・タンクは廃液放射能を分析する建物の屋上に設置されており、タンク下部には容量約0.2m ³ のドレンパン（硫酸、苛性ソーダ共田）が設置されている。 ・基準地振動 S ₁ によりタンク及び配管の一部は破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品はドレンパンに溜まると考えられる。 ・漏えいにひび等が現われても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建物周囲に溜まると考えられる。 ・漏えいした薬品は建物周囲に溜まると考えられる。アークセーフト道路の距離に渡り、タンクの容量が小さいことから薬品は周囲から溢れ出すなどと考えられる。 ・タンクの設置位置が屋上端上で約7mあること及び地上部に約30~40mの立ち上りがあることから、タンクは地上に落下しないと考えられる。 【薬品内運具】 ・1. 2号発排水処理建屋と同じ 【ガス検知と吸気作の装置】 ・1. 2号発排水処理建屋と同じ
(廃液放射能測定センター) ・苛性ソーダタンク	苛性ソーダ (水素化合物) (ナトリウム) リチウム	0.1 m ³ (4t%)	②	1. 2号発排水処理建屋 熱：苛性ソーダ貯槽に同じ	【漏えい対応】 ・タンクは廃液放射能を分析する建物の屋上に設置されており、タンク下部には容量約0.2m ³ のドレンパン（硫酸、苛性ソーダ共田）が設置されている。 ・基準地振動 S ₁ によりタンク及び配管の一部は破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品はドレンパンに溜まると考えられる。 ・漏えいにひび等が現われても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建物周囲に溜まると考えられる。 ・漏えいした薬品は建物周囲に溜まると考えられる。アークセーフト道路の距離に渡り、タンクの容量が小さいことから薬品は周囲から溢れ出すなどと考えられる。 ・タンクの設置位置が屋上端上で約7mあること及び地上部に約30~40mの立ち上りがあることから、タンクは地上に落下しないと考えられる。 【薬品内運具】 ・1. 2号発排水処理建屋と同じ 【ガス検知と吸気作の装置】 ・1. 2号発排水処理建屋と同じ

※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価（6/13）

対象設備	内容物	形態 (体積)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(1号及び2号発排水処理設備) ○屋内タンク ・次亜塩素酸ソーダ貯槽	次亜塩素酸ソーダ (次亜塩素酸ナトリウム)	0.31 m ³ (2t%)	③	【漏えい】 ・基準地振動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸との接触やHClの低下により、塩素系ガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・接触により皮膚を起す。	【ガス検知と吸気作の装置】 ・（次亜塩素酸ソーダ） ・混合によって、苛性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスが発生させない対策を講じていることから、ガス検知と吸気作は必要ない。 （塩素酸） ・混合によって、苛性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスが発生させない対策を講じていることから、ガス検知と吸気作は必要ない。
(1号及び2号発排水処理設備) ○屋内タンク ・ヒドランタン溶解槽	硫酸銅	0.9m ³ (10t%)	③	【漏えい】 ・基準地振動によりタンク及び配管が破損し、薬品が流出する。 【ガス発生】 ・酸との接触により、塩素系ガスが発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・人体への影響は小さい。	【ガス検知と吸気作の装置】 ・（硫酸銅） ・混合によって、苛性のガスを発生させる薬品が周辺に設置されているが、混合によってガスが発生させない対策を講じていることから、ガス検知と吸気作は必要ない。

※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

対象設備	内容物	容量(標準)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
(排水処理装置 上部) ・酸液タンク	酸液	0.05 m ³ (0wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・酸液貯槽に同じ	【漏えい対応】 ・タンクは排水処理装置上部の室内に設置されており、基準容量が、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留まると考えられる。 ・深にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は酸液同様に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と検知後の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一
	苛性ソーダ (水酸化ナトリウム)	0.05 m ³ (0wt%)	②	1. 2号炉排水処理装置・苛性ソーダ貯槽に同じ	【漏えい対応】 ・タンクは排水処理装置上部の室内に設置されており、基準容量が、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留まると考えられる。 ・深にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は酸液同様に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と検知後の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一
・1号炉圧空装置貯槽	圧空	8,500 l		【漏えい】 ・基準容量が小さいことから、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留まると考えられる。 ・深にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は酸液同様に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と検知後の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一	【漏えい対応】 ・タンクは排水処理装置上部の室内に設置されており、基準容量が、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留まると考えられる。 ・深にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は酸液同様に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と検知後の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一
	圧空	90,000 l	②	【漏えい】 ・基準容量が小さいことから、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留まると考えられる。 ・深にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は酸液同様に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と検知後の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一	【漏えい対応】 ・タンクは排水処理装置上部の室内に設置されており、基準容量が、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留まると考えられる。 ・深にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は酸液同様に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と検知後の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一

※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

島根原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (7/13)

対象設備	内容物	容量(標準)	評価 フロー 番号	被害想定	影響評価
【1号及び2号炉酸液 水処理設備】 ○室内タンク ・凝集助剤溶解槽	オルフロク ク AP-1	0.4m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・基準容量が小さいことから、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留まると考えられる。 ・深にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は酸液同様に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と検知後の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一	【ガス検知と検知後の措置】 ・オルフロク AP-1 (オルフロク 008-142/008-505) ・毒性の強いガスは発生しないためにガス検知と薬品回収は必要ない。
	○室内タンク ・配水助剤溶解槽	0.4m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・基準容量が小さいことから、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留まると考えられる。 ・深にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は酸液同様に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と検知後の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一	【ガス検知と検知後の措置】 ・オルフロク AP-1 (オルフロク 008-142/008-505) ・毒性の強いガスは発生しないためにガス検知と薬品回収は必要ない。
【1号及び2号炉酸液 水処理設備】 ○室内タンク ・配水助剤溶解槽	オルフロク ク 008-142/ 008-505	0.4m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・基準容量が小さいことから、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留まると考えられる。 ・深にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は酸液同様に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と検知後の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一	【ガス検知と検知後の措置】 ・オルフロク 008-142/008-505 ・毒性の強いガスは発生しないためにガス検知と薬品回収は必要ない。
	○室内タンク ・配水助剤溶解槽	0.4m ³ (0.15wt%)	③	【漏えい】 ・基準容量が小さいことから、タンク容量が小さいことから、ほとんどの薬品は室内に留まると考えられる。 ・深にひび割れが見られても、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は酸液同様に留まると考えられる。 ・以上のことから、アタセスカーターへの影響は限定的である。 【薬品貯蔵量】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一 【ガス検知と検知後の措置】 ・1. 2号炉排水処理装置と同一	【ガス検知と検知後の措置】 ・オルフロク 008-142/008-505 ・毒性の強いガスは発生しないためにガス検知と薬品回収は必要ない。

※：いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																		
		<p style="text-align: center;">第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(8/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>容量 (単位)</th> <th>評価 レベル 区分</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3号炉補助ボイラー建屋) ・3号炉補助ボイラー薬液注入タンク(所ヒドラジン)</td> <td>ヒドラジン</td> <td>0.5m³ (2wt%)</td> <td></td> <td>【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。 【ガス発生】 ・ヒドラジンがガス発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を及ぼす。</td> <td>【漏えい対策】 ① 屋内タンク(3号炉補助ボイラー建屋内に設置) ・タンク周辺に堰を設置している。 ・また、異常地震動により、3号炉補助ボイラー建屋、薬品タンク、配管及びタンクの他の一部は損壊、破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建屋内外又は建屋周辺に留まる上考えられるため、アセスメントへの影響はない。 【薬品貯蔵庫】 ・一部の薬品の貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アセスメント付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な量の貯蔵庫、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス発生と薬液注の対策】 ・ヒドラジン ・これらの設備には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発生したガスは天然ガスと同等のこと及びヒドラジンの臭い(アセトニトリ類似臭)のしきい値は25~40ppmであり、防護用防毒面具(10ppm)と比較して十分低い段階で、漏えいを検知でき、急時中は発生しにくいこと、ことからガス検知と検知は必要ない。</td> </tr> <tr> <td>(3号炉補助ボイラー薬液注入タンク(標ヒドラジン)</td> <td>ヒドラジン</td> <td>0.15m³ (10wt%)</td> <td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：100%ヒドラジンは可燃性(引火性)であるが、希ヒドラジン及び濃ヒドラジンは水溶液であり消防法に定める危険物には該当しない。 (参考文献) 1) 有害性評価書 Ver1.1 No. 73 ヒドラジン (新エネルギー・産業技術総合開発機構, 2004年)</p>	対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 レベル 区分	被害想定	影響評価	(3号炉補助ボイラー建屋) ・3号炉補助ボイラー薬液注入タンク(所ヒドラジン)	ヒドラジン	0.5m ³ (2wt%)		【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。 【ガス発生】 ・ヒドラジンがガス発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を及ぼす。	【漏えい対策】 ① 屋内タンク(3号炉補助ボイラー建屋内に設置) ・タンク周辺に堰を設置している。 ・また、異常地震動により、3号炉補助ボイラー建屋、薬品タンク、配管及びタンクの他の一部は損壊、破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建屋内外又は建屋周辺に留まる上考えられるため、アセスメントへの影響はない。 【薬品貯蔵庫】 ・一部の薬品の貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アセスメント付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な量の貯蔵庫、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス発生と薬液注の対策】 ・ヒドラジン ・これらの設備には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発生したガスは天然ガスと同等のこと及びヒドラジンの臭い(アセトニトリ類似臭)のしきい値は25~40ppmであり、防護用防毒面具(10ppm)と比較して十分低い段階で、漏えいを検知でき、急時中は発生しにくいこと、ことからガス検知と検知は必要ない。	(3号炉補助ボイラー薬液注入タンク(標ヒドラジン)	ヒドラジン	0.15m ³ (10wt%)	③			<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・薬品タンク損壊に対する対応状況の相違。</p>
対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 レベル 区分	被害想定	影響評価																
(3号炉補助ボイラー建屋) ・3号炉補助ボイラー薬液注入タンク(所ヒドラジン)	ヒドラジン	0.5m ³ (2wt%)		【漏えい】 ・異常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏れ出す。 【ガス発生】 ・ヒドラジンがガス発生するおそれがある。 【人体への影響】 ・接触により炎症を及ぼす。	【漏えい対策】 ① 屋内タンク(3号炉補助ボイラー建屋内に設置) ・タンク周辺に堰を設置している。 ・また、異常地震動により、3号炉補助ボイラー建屋、薬品タンク、配管及びタンクの他の一部は損壊、破損すると考えられるが、タンク容量が小さいことから、漏えいした薬品は建屋内外又は建屋周辺に留まる上考えられるため、アセスメントへの影響はない。 【薬品貯蔵庫】 ・一部の薬品の貯蔵エリア外に漏えいすることを想定し、アセスメント付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な量の貯蔵庫、手袋、長靴及び全面マスクを保管庫より各自持参する。 【ガス発生と薬液注の対策】 ・ヒドラジン ・これらの設備には希釈したヒドラジンを保管しているが、漏えいした場合、発生したガスは天然ガスと同等のこと及びヒドラジンの臭い(アセトニトリ類似臭)のしきい値は25~40ppmであり、防護用防毒面具(10ppm)と比較して十分低い段階で、漏えいを検知でき、急時中は発生しにくいこと、ことからガス検知と検知は必要ない。																
(3号炉補助ボイラー薬液注入タンク(標ヒドラジン)	ヒドラジン	0.15m ³ (10wt%)	③																		
 : 評価結果に係る部分は別途ご説明する																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(9/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>容積(備量)</th> <th>評価 ラベル 番号</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (総合管理事務所)排水 (総合管理棟上層) ①内部タンク ・薬品貯槽 </td> <td> 酸性 ノーゲン (水酸化ナトリウム) </td> <td>0.3m³ (20t%)</td> <td>③</td> <td> 【漏えい】 ・非常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・酸性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の損傷を及ぼす。 </td> <td> 【漏えい(別記)】 (総合管理事務所)排水(排水処理設備)と同一に設置(20t%)タンクと、非常地震動により、総合管理事務所排水処理設備上層、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理事務所排水処理設備上層外に漏えいしても、周辺には破損及び排水が漏れているため、薬品は貯槽へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アセスメントへの影響は少ない。 【薬品貯槽】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすること想定し、アセスメント付添い存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全身マスクを保管場より各自持参する。 【ガス検知と収収の措置】 ・酸性タンク ・酸性タンクからガス検知と収収は必要ない。 【漏えい(別記)】 ①内部タンク (総合管理事務所)排水(排水処理設備)と同一に設置(20t%)タンクと、非常地震動により、総合管理事務所排水処理設備上層、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理事務所排水処理設備上層外に漏えいしても、周辺には破損及び排水が漏れているため、薬品は貯槽へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アセスメントへの影響は少ない。 【薬品貯槽】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすること想定し、アセスメント付添い存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全身マスクを保管場より各自持参する。 【ガス検知と収収の措置】 ・(ボリ塩化アルミニウム) ・酸性の強いガスは発生しないためガス検知と収収は必要ない。 </td> </tr> <tr> <td> (総合管理事務所)排水 (総合管理棟上層) ②内部タンク ・薬品貯槽 </td> <td> ボリ塩化アルミニウム </td> <td>0.3m³ (10t%)</td> <td>③</td> <td> 【漏えい】 ・非常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性のガスが発生する可能性があるため、ガスの発生は想定されない。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー症状を及ぼす。 </td> <td> 【漏えい(別記)】 ①内部タンク (総合管理事務所)排水(排水処理設備)と同一に設置(20t%)タンクと、非常地震動により、総合管理事務所排水処理設備上層、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理事務所排水処理設備上層外に漏えいしても、周辺には破損及び排水が漏れているため、薬品は貯槽へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アセスメントへの影響は少ない。 【薬品貯槽】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすること想定し、アセスメント付添い存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全身マスクを保管場より各自持参する。 【ガス検知と収収の措置】 ・(ボリ塩化アルミニウム) ・酸性の強いガスは発生しないためガス検知と収収は必要ない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※：いずれの薬品も可燃性(引火性)ではない。</p>	対象設備	内容物	容積(備量)	評価 ラベル 番号	被害想定	影響評価	(総合管理事務所)排水 (総合管理棟上層) ①内部タンク ・薬品貯槽	酸性 ノーゲン (水酸化ナトリウム)	0.3m ³ (20t%)	③	【漏えい】 ・非常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・酸性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の損傷を及ぼす。	【漏えい(別記)】 (総合管理事務所)排水(排水処理設備)と同一に設置(20t%)タンクと、非常地震動により、総合管理事務所排水処理設備上層、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理事務所排水処理設備上層外に漏えいしても、周辺には破損及び排水が漏れているため、薬品は貯槽へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アセスメントへの影響は少ない。 【薬品貯槽】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすること想定し、アセスメント付添い存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全身マスクを保管場より各自持参する。 【ガス検知と収収の措置】 ・酸性タンク ・酸性タンクからガス検知と収収は必要ない。 【漏えい(別記)】 ①内部タンク (総合管理事務所)排水(排水処理設備)と同一に設置(20t%)タンクと、非常地震動により、総合管理事務所排水処理設備上層、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理事務所排水処理設備上層外に漏えいしても、周辺には破損及び排水が漏れているため、薬品は貯槽へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アセスメントへの影響は少ない。 【薬品貯槽】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすること想定し、アセスメント付添い存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全身マスクを保管場より各自持参する。 【ガス検知と収収の措置】 ・(ボリ塩化アルミニウム) ・酸性の強いガスは発生しないためガス検知と収収は必要ない。	(総合管理事務所)排水 (総合管理棟上層) ②内部タンク ・薬品貯槽	ボリ塩化アルミニウム	0.3m ³ (10t%)	③	【漏えい】 ・非常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性のガスが発生する可能性があるため、ガスの発生は想定されない。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー症状を及ぼす。	【漏えい(別記)】 ①内部タンク (総合管理事務所)排水(排水処理設備)と同一に設置(20t%)タンクと、非常地震動により、総合管理事務所排水処理設備上層、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理事務所排水処理設備上層外に漏えいしても、周辺には破損及び排水が漏れているため、薬品は貯槽へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アセスメントへの影響は少ない。 【薬品貯槽】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすること想定し、アセスメント付添い存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全身マスクを保管場より各自持参する。 【ガス検知と収収の措置】 ・(ボリ塩化アルミニウム) ・酸性の強いガスは発生しないためガス検知と収収は必要ない。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬品タンク損傷に対する対応状況の相違。
対象設備	内容物	容積(備量)	評価 ラベル 番号	被害想定	影響評価																
(総合管理事務所)排水 (総合管理棟上層) ①内部タンク ・薬品貯槽	酸性 ノーゲン (水酸化ナトリウム)	0.3m ³ (20t%)	③	【漏えい】 ・非常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・酸性の強いガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の損傷を及ぼす。	【漏えい(別記)】 (総合管理事務所)排水(排水処理設備)と同一に設置(20t%)タンクと、非常地震動により、総合管理事務所排水処理設備上層、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理事務所排水処理設備上層外に漏えいしても、周辺には破損及び排水が漏れているため、薬品は貯槽へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アセスメントへの影響は少ない。 【薬品貯槽】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすること想定し、アセスメント付添い存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全身マスクを保管場より各自持参する。 【ガス検知と収収の措置】 ・酸性タンク ・酸性タンクからガス検知と収収は必要ない。 【漏えい(別記)】 ①内部タンク (総合管理事務所)排水(排水処理設備)と同一に設置(20t%)タンクと、非常地震動により、総合管理事務所排水処理設備上層、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理事務所排水処理設備上層外に漏えいしても、周辺には破損及び排水が漏れているため、薬品は貯槽へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アセスメントへの影響は少ない。 【薬品貯槽】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすること想定し、アセスメント付添い存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全身マスクを保管場より各自持参する。 【ガス検知と収収の措置】 ・(ボリ塩化アルミニウム) ・酸性の強いガスは発生しないためガス検知と収収は必要ない。																
(総合管理事務所)排水 (総合管理棟上層) ②内部タンク ・薬品貯槽	ボリ塩化アルミニウム	0.3m ³ (10t%)	③	【漏えい】 ・非常地震動によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・混合によって毒性のガスが発生する可能性があるため、ガスの発生は想定されない。 【人体への影響】 ・接触によりアレルギー症状を及ぼす。	【漏えい(別記)】 ①内部タンク (総合管理事務所)排水(排水処理設備)と同一に設置(20t%)タンクと、非常地震動により、総合管理事務所排水処理設備上層、薬品タンク、配管及びタンクの破損の一部は損傷、破損すると考えられるが、総合管理事務所排水処理設備上層外に漏えいしても、周辺には破損及び排水が漏れているため、薬品は貯槽へ浸透、又は排水槽により排水されることから、アセスメントへの影響は少ない。 【薬品貯槽】 ・一部の薬品が設置エリア外に漏えいすること想定し、アセスメント付添い存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全身マスクを保管場より各自持参する。 【ガス検知と収収の措置】 ・(ボリ塩化アルミニウム) ・酸性の強いガスは発生しないためガス検知と収収は必要ない。																

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(10/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象設備</th> <th style="width: 15%;">内容物</th> <th style="width: 10%;">容量 (m³)</th> <th style="width: 10%;">評価 レベル (点)</th> <th style="width: 15%;">被害想定</th> <th style="width: 30%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備) </td> <td> ガルブレット タンク </td> <td> 0.25m³ (0.1m³%) </td> <td style="text-align: center;">③</td> <td> 【漏えい】 ・ 漏えい発生によりタンク内 の薬品が漏れ出し、薬品が汚 染物質として発生する。 【ガス発生】 ・ 毒性の強いガスの発生は少 ない。 【人への影響】 ・ 人への影響は小さい。 </td> <td> 【漏えい対策】 (総合管理事務棟排水処理設備) ・ 薬品タンク、配管及びタン クの漏れの一部は排気、漏れ防止 装置が設置されているが、総合 管理事務棟排水処理設備は漏 れ防止装置が設置されていない。 【薬品対策】 ・ 一部の薬品が設置エリア外に 漏れ出すことを想定し、アクリ ル樹脂製の薬品タンクを設置し ている。また、薬品タンクは 防漏構造となっており、薬品 漏れ発生時の対応は、薬品タン クの漏れ防止装置の点検、手 入れ、清掃及び漏れ防止装置 の点検を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ 上記いずれの薬品も可燃性（引火性）ではない。 ・ 毒性の強いガスは発生しないため、ガス検知と警報は必要ない。</p>	対象設備	内容物	容量 (m ³)	評価 レベル (点)	被害想定	影響評価	(総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備)	ガルブレット タンク	0.25m ³ (0.1m ³ %)	③	【漏えい】 ・ 漏えい発生によりタンク内 の薬品が漏れ出し、薬品が汚 染物質として発生する。 【ガス発生】 ・ 毒性の強いガスの発生は少 ない。 【人への影響】 ・ 人への影響は小さい。	【漏えい対策】 (総合管理事務棟排水処理設備) ・ 薬品タンク、配管及びタン クの漏れの一部は排気、漏れ防止 装置が設置されているが、総合 管理事務棟排水処理設備は漏 れ防止装置が設置されていない。 【薬品対策】 ・ 一部の薬品が設置エリア外に 漏れ出すことを想定し、アクリ ル樹脂製の薬品タンクを設置し ている。また、薬品タンクは 防漏構造となっており、薬品 漏れ発生時の対応は、薬品タン クの漏れ防止装置の点検、手 入れ、清掃及び漏れ防止装置 の点検を行う。	<p>【女川及び島根】記載内 容の相違 ・ 薬品タンク損壊に対 する対応状況の相違。</p>
対象設備	内容物	容量 (m ³)	評価 レベル (点)	被害想定	影響評価										
(総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備) (総合管理事務棟排水処理設備)	ガルブレット タンク	0.25m ³ (0.1m ³ %)	③	【漏えい】 ・ 漏えい発生によりタンク内 の薬品が漏れ出し、薬品が汚 染物質として発生する。 【ガス発生】 ・ 毒性の強いガスの発生は少 ない。 【人への影響】 ・ 人への影響は小さい。	【漏えい対策】 (総合管理事務棟排水処理設備) ・ 薬品タンク、配管及びタン クの漏れの一部は排気、漏れ防止 装置が設置されているが、総合 管理事務棟排水処理設備は漏 れ防止装置が設置されていない。 【薬品対策】 ・ 一部の薬品が設置エリア外に 漏れ出すことを想定し、アクリ ル樹脂製の薬品タンクを設置し ている。また、薬品タンクは 防漏構造となっており、薬品 漏れ発生時の対応は、薬品タン クの漏れ防止装置の点検、手 入れ、清掃及び漏れ防止装置 の点検を行う。										

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																		
		<p style="text-align: center;">第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価 (11/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>内容物</th> <th>容量 (単位)</th> <th>評価 区分</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (機械室上層-1) ○ 炉内タンク ・ 酸性ソーダタンク </td> <td> ソーダ (水酸化ナトリウム) </td> <td>2m³ (20t%)</td> <td>③</td> <td> 【漏えい】 ・ 異常地震動により、タンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 薬品の強い、ガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・ 接触により皮膚表面の刺激を及ぼす。 </td> <td> 【漏えい】 ○ 炉内タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬を漏出している。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの漏れ一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外には漏えいしても、周辺には砂利及び排水溝が敷かれており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセスマートへの影響はない。 【薬品の漏出】 ・ 一部の薬品が炉内エア外に漏えいすることを想定し、アクセスマート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生と臭気】 ・ ガス発生は加温されるが、近辺に加熱源がないこと、酸性ソーダ) からガス発生と臭気発生は少ない。 </td> </tr> <tr> <td> (機械室上層-1) ○ 炉内タンク ・ 酸性ソーダタンク </td> <td> 希硫酸 </td> <td>0.2m³ (25t%)</td> <td>③</td> <td> 【漏えい】 ・ 異常地震動により、タンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 石炭酸性であり、薬品の強いガスは発生しない。 【人体への影響】 ・ 接触により皮膚の薬傷、眼の刺激のおそれがある。 ・ 吸入により生命の危険、呼吸器の障害のおそれがある。 </td> <td> 【漏えい】 ○ 炉内タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬を漏出している。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外には漏えいしても、周辺には砂利及び排水溝が敷かれており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセスマートへの影響はない。 【薬品の漏出】 ・ 一部の薬品が炉内エア外に漏えいすることを想定し、アクセスマート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生と臭気】 ・ ガス発生は加温されるが、近辺に加熱源がないこと、酸性ソーダ) からガス発生と臭気発生は少ない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ ①いずれの薬品も可燃性 (引火性) ではない。</p>	対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 区分	被害想定	影響評価	(機械室上層-1) ○ 炉内タンク ・ 酸性ソーダタンク	ソーダ (水酸化ナトリウム)	2m ³ (20t%)	③	【漏えい】 ・ 異常地震動により、タンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 薬品の強い、ガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・ 接触により皮膚表面の刺激を及ぼす。	【漏えい】 ○ 炉内タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬を漏出している。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの漏れ一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外には漏えいしても、周辺には砂利及び排水溝が敷かれており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセスマートへの影響はない。 【薬品の漏出】 ・ 一部の薬品が炉内エア外に漏えいすることを想定し、アクセスマート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生と臭気】 ・ ガス発生は加温されるが、近辺に加熱源がないこと、酸性ソーダ) からガス発生と臭気発生は少ない。	(機械室上層-1) ○ 炉内タンク ・ 酸性ソーダタンク	希硫酸	0.2m ³ (25t%)	③	【漏えい】 ・ 異常地震動により、タンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 石炭酸性であり、薬品の強いガスは発生しない。 【人体への影響】 ・ 接触により皮膚の薬傷、眼の刺激のおそれがある。 ・ 吸入により生命の危険、呼吸器の障害のおそれがある。	【漏えい】 ○ 炉内タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬を漏出している。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外には漏えいしても、周辺には砂利及び排水溝が敷かれており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセスマートへの影響はない。 【薬品の漏出】 ・ 一部の薬品が炉内エア外に漏えいすることを想定し、アクセスマート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生と臭気】 ・ ガス発生は加温されるが、近辺に加熱源がないこと、酸性ソーダ) からガス発生と臭気発生は少ない。	
対象設備	内容物	容量 (単位)	評価 区分	被害想定	影響評価																
(機械室上層-1) ○ 炉内タンク ・ 酸性ソーダタンク	ソーダ (水酸化ナトリウム)	2m ³ (20t%)	③	【漏えい】 ・ 異常地震動により、タンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 薬品の強い、ガスの発生は少ない。 【人体への影響】 ・ 接触により皮膚表面の刺激を及ぼす。	【漏えい】 ○ 炉内タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬を漏出している。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの漏れ一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外には漏えいしても、周辺には砂利及び排水溝が敷かれており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセスマートへの影響はない。 【薬品の漏出】 ・ 一部の薬品が炉内エア外に漏えいすることを想定し、アクセスマート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生と臭気】 ・ ガス発生は加温されるが、近辺に加熱源がないこと、酸性ソーダ) からガス発生と臭気発生は少ない。																
(機械室上層-1) ○ 炉内タンク ・ 酸性ソーダタンク	希硫酸	0.2m ³ (25t%)	③	【漏えい】 ・ 異常地震動により、タンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・ 石炭酸性であり、薬品の強いガスは発生しない。 【人体への影響】 ・ 接触により皮膚の薬傷、眼の刺激のおそれがある。 ・ 吸入により生命の危険、呼吸器の障害のおそれがある。	【漏えい】 ○ 炉内タンク (機械室上層-1内に設置) ・ タンク周辺に薬を漏出している。 ・ また、異常地震動により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損傷、破損すると考えられるが、機械室上層-1外には漏えいしても、周辺には砂利及び排水溝が敷かれており、薬品は砂利へ浸透、又は排水溝により排水されることから、アクセスマートへの影響はない。 【薬品の漏出】 ・ 一部の薬品が炉内エア外に漏えいすることを想定し、アクセスマート付近に存在するいずれの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【ガス発生と臭気】 ・ ガス発生は加温されるが、近辺に加熱源がないこと、酸性ソーダ) からガス発生と臭気発生は少ない。																

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第 6-6 表 薬品関係設備漏えい時被害想定及び影響評価(12/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象設備</th> <th style="width: 15%;">内容物</th> <th style="width: 10%;">漏洩 量</th> <th style="width: 10%;">評価 係数</th> <th style="width: 15%;">影響想定</th> <th style="width: 35%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (格納罐上層-1) ◎炉内タンク ・メタノールタンク </td> <td>メタノール</td> <td>0.4 m³ (5kg%)</td> <td></td> <td> 【漏えい】 ・蒸気地盤側によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・蒸気の強いガスの発生は少ない。 </td> <td> 【漏えい対応】 ◎炉内タンク（格納罐上層-1内に設置） ・タンク周囲の受け皿を設置している。 ・蒸気地盤側により、格納罐上層-1内には漏えいしても、同時には砂利層で吸着等の影響が少なく、薬品は地中へ浸透、又は排水槽により排水されることから、メタノール-1へ影響はない。 【薬品漏出】 一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アラームスタート付近に存在するいずれかの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【人体への影響】 ・格納罐により漏れ、皮膚を刺激する。 ・メタノール-ガスに換り屋し漏れ発生して生じる軽度の中症症状は、格納罐、防護、防護等がない。 【ガス検知と吸入の回避】 ・漏えいしたガスは大気へ拡散すること及びメタノール-ガスの低い（アルコール臭）のしきい値が100ppmであり、防護用器具着用（200ppm）と比較して十分低いレベルで、漏えいを検知できることからガス検知と吸入の回避は必要ない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※：いずれかの薬品も可燃性（引火性）ではない。</p>	対象設備	内容物	漏洩 量	評価 係数	影響想定	影響評価	(格納罐上層-1) ◎炉内タンク ・メタノールタンク	メタノール	0.4 m ³ (5kg%)		【漏えい】 ・蒸気地盤側によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・蒸気の強いガスの発生は少ない。	【漏えい対応】 ◎炉内タンク（格納罐上層-1内に設置） ・タンク周囲の受け皿を設置している。 ・蒸気地盤側により、格納罐上層-1内には漏えいしても、同時には砂利層で吸着等の影響が少なく、薬品は地中へ浸透、又は排水槽により排水されることから、メタノール-1へ影響はない。 【薬品漏出】 一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アラームスタート付近に存在するいずれかの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【人体への影響】 ・格納罐により漏れ、皮膚を刺激する。 ・メタノール-ガスに換り屋し漏れ発生して生じる軽度の中症症状は、格納罐、防護、防護等がない。 【ガス検知と吸入の回避】 ・漏えいしたガスは大気へ拡散すること及びメタノール-ガスの低い（アルコール臭）のしきい値が100ppmであり、防護用器具着用（200ppm）と比較して十分低いレベルで、漏えいを検知できることからガス検知と吸入の回避は必要ない。	
対象設備	内容物	漏洩 量	評価 係数	影響想定	影響評価										
(格納罐上層-1) ◎炉内タンク ・メタノールタンク	メタノール	0.4 m ³ (5kg%)		【漏えい】 ・蒸気地盤側によりタンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・蒸気の強いガスの発生は少ない。	【漏えい対応】 ◎炉内タンク（格納罐上層-1内に設置） ・タンク周囲の受け皿を設置している。 ・蒸気地盤側により、格納罐上層-1内には漏えいしても、同時には砂利層で吸着等の影響が少なく、薬品は地中へ浸透、又は排水槽により排水されることから、メタノール-1へ影響はない。 【薬品漏出】 一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アラームスタート付近に存在するいずれかの薬品にも作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持参する。 【人体への影響】 ・格納罐により漏れ、皮膚を刺激する。 ・メタノール-ガスに換り屋し漏れ発生して生じる軽度の中症症状は、格納罐、防護、防護等がない。 【ガス検知と吸入の回避】 ・漏えいしたガスは大気へ拡散すること及びメタノール-ガスの低い（アルコール臭）のしきい値が100ppmであり、防護用器具着用（200ppm）と比較して十分低いレベルで、漏えいを検知できることからガス検知と吸入の回避は必要ない。										
		: 評価結果に係る部分は別途ご説明する													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">第6-6表 薬品関係設備種えい時被害想定及び影響評価(13/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象設備</th> <th style="width: 15%;">内容物</th> <th style="width: 15%;">容量(備量)</th> <th style="width: 15%;">貯留タンク</th> <th style="width: 15%;">被害想定</th> <th style="width: 20%;">影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械室上層-1) ○燃料タンク ・凝縮剤タンク</td> <td>半リ酸化アルミニウム</td> <td>0.2m³ (10m³)</td> <td>○燃料タンク</td> <td>【種えい】 ・緊急時稼働により燃料タンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・混合によって薬品のガス発生させる薬品が周辺に配管されていくため、ガスの発生は想定されない。 ・放射によりアルミニウム酸化物を発生させる。 【人体への影響】 ・放射によりアルミニウム酸化物を発生させる。 【ガス発生】 ・放射によりアルミニウム酸化物を発生させる。</td> <td>【種えい対応】 ○燃料タンク (機械室上層-1内に設置) ・タンク周辺に受け皿を設置している。 ・緊急時稼働により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損壊、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には放射及び排水漏が懸念されており、薬品は放射・浸透、又は排水漏により排水されることから、アクセルスタートへの影響はない。 【緊急時運用】 ・一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルスタート付近に存在するすべての薬品に作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持ち出す。 【ガス発生と放射線の発生】 ・（半リ酸化アルミニウム） ・放射性の強いガスは発生しないためにガス検知器と風気吸引機は必要ない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：種えい以外の薬品も可燃性（引火性）ではない。</p>	対象設備	内容物	容量(備量)	貯留タンク	被害想定	影響評価	機械室上層-1) ○燃料タンク ・凝縮剤タンク	半リ酸化アルミニウム	0.2m ³ (10m ³)	○燃料タンク	【種えい】 ・緊急時稼働により燃料タンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・混合によって薬品のガス発生させる薬品が周辺に配管されていくため、ガスの発生は想定されない。 ・放射によりアルミニウム酸化物を発生させる。 【人体への影響】 ・放射によりアルミニウム酸化物を発生させる。 【ガス発生】 ・放射によりアルミニウム酸化物を発生させる。	【種えい対応】 ○燃料タンク (機械室上層-1内に設置) ・タンク周辺に受け皿を設置している。 ・緊急時稼働により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損壊、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には放射及び排水漏が懸念されており、薬品は放射・浸透、又は排水漏により排水されることから、アクセルスタートへの影響はない。 【緊急時運用】 ・一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルスタート付近に存在するすべての薬品に作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持ち出す。 【ガス発生と放射線の発生】 ・（半リ酸化アルミニウム） ・放射性の強いガスは発生しないためにガス検知器と風気吸引機は必要ない。	
対象設備	内容物	容量(備量)	貯留タンク	被害想定	影響評価										
機械室上層-1) ○燃料タンク ・凝縮剤タンク	半リ酸化アルミニウム	0.2m ³ (10m ³)	○燃料タンク	【種えい】 ・緊急時稼働により燃料タンク及び配管が破損し、薬品が漏出する。 【ガス発生】 ・混合によって薬品のガス発生させる薬品が周辺に配管されていくため、ガスの発生は想定されない。 ・放射によりアルミニウム酸化物を発生させる。 【人体への影響】 ・放射によりアルミニウム酸化物を発生させる。 【ガス発生】 ・放射によりアルミニウム酸化物を発生させる。	【種えい対応】 ○燃料タンク (機械室上層-1内に設置) ・タンク周辺に受け皿を設置している。 ・緊急時稼働により、機械室上層-1、薬品タンク、配管及びタンクの受け皿の一部は損壊、破損すると考えられるが、機械室上層-1外に漏えいしても、周辺には放射及び排水漏が懸念されており、薬品は放射・浸透、又は排水漏により排水されることから、アクセルスタートへの影響はない。 【緊急時運用】 ・一部の薬品が設備エリア外に漏えいすることを想定し、アクセルスタート付近に存在するすべての薬品に作業可能な防護用の服、手袋、長靴及び全面マスクを保管場所より各自持ち出す。 【ガス発生と放射線の発生】 ・（半リ酸化アルミニウム） ・放射性の強いガスは発生しないためにガス検知器と風気吸引機は必要ない。										

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

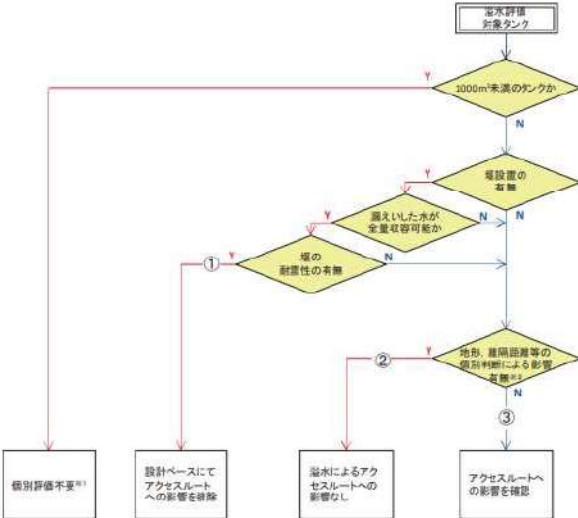
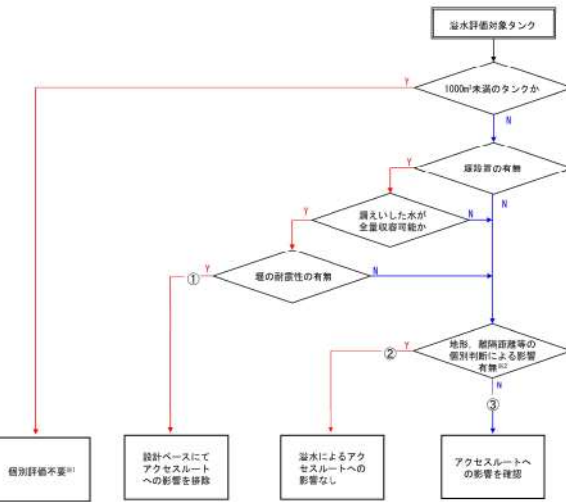
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>【薬品防護具の配備について】 薬品漏えいのおそれがある場合に備え、重大事故等対応要員に対して薬品防護具を配備する。 薬品防護具の内訳を、第6-7表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第6-7表 薬品防護具の内訳</p> <table border="1" data-bbox="87 470 685 566"> <tr> <td>配備箇所</td> <td>緊急時対策建屋（20セット^{※1}）</td> </tr> <tr> <td>薬品防護具（セット品）</td> <td>防毒衣、全面マスク、薬品用ゴム長靴、薬品用ゴム手袋</td> </tr> </table> <p>※1：重大事故等対応要員用17セット+予備3セット</p>	配備箇所	緊急時対策建屋（20セット ^{※1} ）	薬品防護具（セット品）	防毒衣、全面マスク、薬品用ゴム長靴、薬品用ゴム手袋	<p>d. アクセスに係る防護具等 重大事故等により放射線影響のおそれがある場合及び薬品漏えいが発生した場合を考慮しても対応作業が可能なよう、持ち運びやすいようセットして放射線防護具及び薬品防護具を配備する。なお、作業現場に向かう際には、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。 放射線影響のおそれがある場合及び薬品漏えいが発生していると考えられる場合には、炉心損傷の徴候等や薬品タンクの損壊及び漏えいの状況に応じて放射線防護具及び薬品防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としている。</p> <p>【配備箇所】 ○緊急時対策所（40セット） ○中央制御室（10セット）</p> <p>【セット品（放射線防護具及び薬品防護具）】 ○汚染防護服 ○全面マスク ○チャコール・フィルタ ○綿手袋 ○ゴム手袋 ○化学防護手袋 ○化学防護長靴 等</p> <div data-bbox="719 671 1305 866" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">放射線防護具、薬品防護具一式（1セット）</p>	<p>【薬品防護具の配備について】 薬品漏えいのおそれがある場合に備え、発電所災害対策要員に対して薬品防護具を配備する。 薬品防護具の内訳を第6-7表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第6-7表 薬品防護具の内訳</p> <table border="1" data-bbox="1348 459 1951 558"> <tr> <td>配備箇所</td> <td>中央制御室（7セット^{※1}） 発電所災害対策要員執務室（32セット^{※2}）</td> </tr> <tr> <td>薬品防護具（セット品）</td> <td>化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ</td> </tr> </table> <p>※1：運転員用6セット+予備1セット ※2：発電所災害対策要員用26セット+予備6セット</p>	配備箇所	中央制御室（7セット ^{※1} ） 発電所災害対策要員執務室（32セット ^{※2} ）	薬品防護具（セット品）	化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ	<p>【相違理由】 【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。 【女川】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・薬品漏えい時の薬品防護具の相違。</p>
配備箇所	緊急時対策建屋（20セット ^{※1} ）										
薬品防護具（セット品）	防毒衣、全面マスク、薬品用ゴム長靴、薬品用ゴム手袋										
配備箇所	中央制御室（7セット ^{※1} ） 発電所災害対策要員執務室（32セット ^{※2} ）										
薬品防護具（セット品）	化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ										

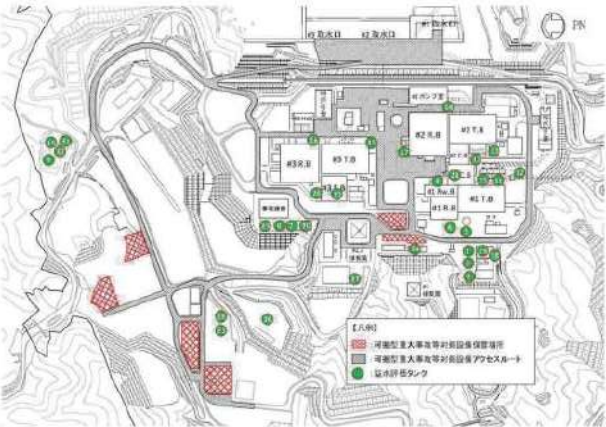
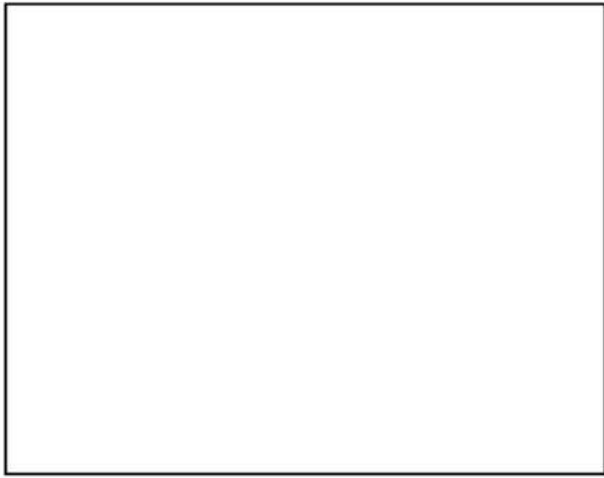
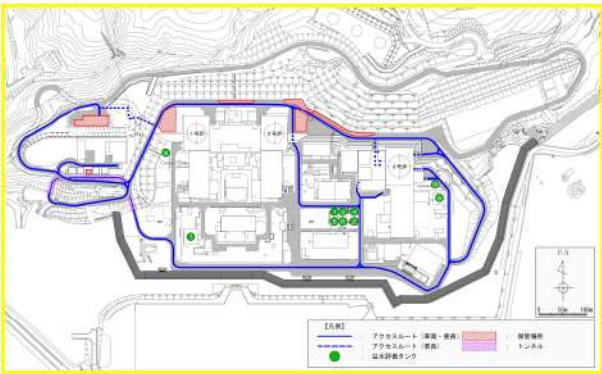
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 溢水評価タンクの損壊</p> <p>i. 評価方法</p> <p>溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響評価フローを第6-7図に示す。</p> <p>また、地震起因による複数同時破損を想定した溢水量で敷地全体の浸水深についても評価する。評価の条件としては実際の運用容量は使用せず、タンク類の公称容量で評価を実施する。敷地内に広がった溢水は排水路からの流出や、地盤への浸透は考慮せず、タンクから漏えいした溢水は敷地全体に均一に広がるものとする。さらに地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルである O.P. +14.8m に流れ込んだものとして評価する。</p>  <p>※1 すべての溢水源による敷地浸水深評価を実施。 ※2 地形（道敷物等）、溢水の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> <p>第6-7図 溢水評価対象タンクの損壊による影響評価フロー</p>	<p>e. タンクからの溢水</p> <p>(a) 評価方針</p> <p>敷地内のタンクからの溢水による影響について評価する。</p> <p>また、地震によりタンクに大開口が生じ短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る評価条件を保守的に設定した上で、アクセスルートへの影響を評価するために溢水伝播挙動評価を実施する。</p>	<p>(b) 溢水評価タンクの損壊</p> <p>i. 評価方法</p> <p>溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響評価フローを第6-10図に示す。</p> <p>また、地震起因による複数同時破損を想定した溢水量で敷地全体の浸水深についても評価する。評価の条件としては実際の運用容量は使用せず、タンク類の公称容量で評価を実施する。敷地内に広がった溢水は構内排水設備からの流出や地盤への浸透は考慮せず、タンクから漏えいした溢水は敷地全体に均一に広がるものとする。さらに地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルである T.P. 10.0m に滞留するものとして評価する。</p>  <p>※1 すべての溢水源による敷地浸水深評価を実施。 ※2 地形（道敷物等）、溢水の量や性質を考慮し、アクセスルートへの影響の有無を個別に判断する。</p> <p>第6-10図 溢水評価対象タンクの損壊による影響評価フロー</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊の溢水源はすべて T.P. 10m に設置されている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>ii. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、溢水評価対象タンク（第6-8図）について評価を実施し、第6-8表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、敷地浸水深評価に用いる溢水量について第6-9表に、敷地浸水深評価結果について第6-10表に示す。その結果、敷地浸水深は16cmであり、別紙(20)に示す可搬型設備（車両型）の走行可能水位より低いことから、可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないことを確認した。</p>  <p>第6-8図 周辺タンクの溢水によるアクセスルートへの影響</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>敷地内の溢水源となる可能性のあるタンク等の配置を第4-8図に示す。</p> <p>溢水源となる可能性のあるタンク等について評価を実施した結果、第4-7表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、屋外タンクからの溢水を考慮した場合においても、E L 8.5m エリアについては、周辺の空地が平坦かつ広大であり、E L 15m エリア以上では周辺の道路上及び排水設備を自然流下し比較的短時間で拡散するものと考えられるが、最大約 100cm の浸水深となるルート上（第4-8図地点⑦）であっても敷地形状により管理事務所東側道路からE L 8.5m エリアへ向けて流下するため、10分後には徒歩[※]及び可搬型設備がアクセス可能な浸水深（別紙(8)参照）となること、可搬型設備接続口付近を含むその他の抽出地点においては常に徒歩及び可搬型設備がアクセス可能な浸水深であることから、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響はない。（別紙(33)参照）</p> <p>※：建物の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cm以下と設定しており、屋外においても同様の値とする。</p> <p>「地下空間における浸水対策ガイドライン」（平成14年3月28日国土交通省公表）参照</p>  <p>第4-8図 発電所内の主な屋外タンク等の配置図</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>ii. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、溢水評価対象タンク（第6-11図）について評価を実施し、第6-8表に示すとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p> <p>また、敷地浸水深評価に用いる溢水量について第6-9表に、敷地浸水深評価結果について第6-10表に示す。その結果、敷地浸水深は10cmであり、別紙(19)に示す可搬型設備（車両型）の走行可能水位より低いことから、可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないことを確認した。</p>  <p>第6-11図 周辺タンクの溢水によるアクセスルートへの影響</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・敷地浸水深評価結果の相違。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由																																																																																																																																																										
<p>第6-8表 溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図中 No.</th> <th>対処設備</th> <th>容量</th> <th>評価フロー</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>再生純水タンク</td> <td>1,000m³</td> <td rowspan="3">②</td> <td rowspan="3">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="3">今後の運用によりタンク内を空とすることから、溢水によるアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>No.1 SPT^{※1}</td> <td>2,000m³</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>No.2 SPT^{※1}</td> <td>1,000m³</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>No.1 純水タンク</td> <td>1,000m³</td> <td rowspan="4">②</td> <td rowspan="4">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="4">地震によりタンクが損傷した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 また、原子炉建屋及び制御建屋の扉は敷地レベルから約30cm高上げされていることから、溢水が建屋内に流入することはない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>No.2 純水タンク</td> <td>2,000m³</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1, 2号ろ過水タンク</td> <td>2,000m³</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>3号純水タンク</td> <td>1,000m³</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>3号ろ過水タンク</td> <td>2,000m³</td> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="2">地震によりタンクが損傷した場合でも、アクセスルートが下り勾配であること、かつカーブがあり海側へ流れ出るため、アクセスルート上には滞留しないことから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>No.1 原水タンク</td> <td>4,000m³</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>No.2 原水タンク</td> <td>4,000m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク</p>					図中 No.	対処設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価	4	再生純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	今後の運用によりタンク内を空とすることから、溢水によるアクセスルートへの影響はない。	5	No.1 SPT ^{※1}	2,000m ³	6	No.2 SPT ^{※1}	1,000m ³	1	No.1 純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 また、原子炉建屋及び制御建屋の扉は敷地レベルから約30cm高上げされていることから、溢水が建屋内に流入することはない。	2	No.2 純水タンク	2,000m ³	3	1, 2号ろ過水タンク	2,000m ³	7	3号純水タンク	1,000m ³	8	3号ろ過水タンク	2,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、アクセスルートが下り勾配であること、かつカーブがあり海側へ流れ出るため、アクセスルート上には滞留しないことから、アクセス性に影響はない。	9	No.1 原水タンク	4,000m ³	10	No.2 原水タンク	4,000m ³				<p>第4-7表 溢水タンク漏えい時被害想定(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対処設備</th> <th>保有水量 [m³]</th> <th>溢水量 [m³]</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①1号炉処理水受入タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> <td rowspan="4">なし</td> <td rowspan="4">・タンクを空運用とすることとし、QMS文書に反映し管理することから溢水量を0m³とした。 <small>※：島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成17年4月20日付け平成15・12・18第3号）を踏まえ実施した「3号炉非常用ディーゼル発電機貯蔵タンク」を、島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成30年8月10日付け平成30・8・10電安伊技第8号）において、「地上式淡水タンク」に変更した。</small></td> </tr> <tr> <td>②1号炉補助サージタンク</td> <td>500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>③3号炉低圧原子炉代替注水槽</td> <td>2,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>④補助消火水槽(A),(B)</td> <td>400</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤地上式淡水タンク(A),(B)※</td> <td>1,120</td> <td>0</td> <td rowspan="2">なし</td> <td rowspan="2">・基準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のバウンダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑥2号炉復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑦2号炉補助復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> <td rowspan="2">なし</td> <td rowspan="2">・基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のバウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑧2号炉トラス水受入タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑨重油タンク(3基)</td> <td>2,700</td> <td>0</td> <td rowspan="10">なし</td> <td rowspan="10">・基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のバウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑩1号炉復水貯蔵タンク</td> <td>500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑪3号炉復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑫3号炉補助復水貯蔵タンク</td> <td>2,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑬非常用ろ過水タンク</td> <td>2,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑭ガスタービン発電機用軽油タンク</td> <td>560</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑮3号炉ろ過水タンク</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td rowspan="3">・基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> </tr> <tr> <td>⑯3号炉純水タンク</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>⑰消火用水タンク(A),(B)</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>⑱変圧器消火水槽</td> <td>306</td> <td>306</td> <td rowspan="4">・基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="4">・地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑲純水タンク(A),(B)</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>⑳2号ろ過水タンク</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>㉑1号ろ過水タンク</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>					対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容	①1号炉処理水受入タンク	2,000	0	なし	・タンクを空運用とすることとし、QMS文書に反映し管理することから溢水量を0m ³ とした。 <small>※：島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成17年4月20日付け平成15・12・18第3号）を踏まえ実施した「3号炉非常用ディーゼル発電機貯蔵タンク」を、島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成30年8月10日付け平成30・8・10電安伊技第8号）において、「地上式淡水タンク」に変更した。</small>	②1号炉補助サージタンク	500	0	③3号炉低圧原子炉代替注水槽	2,500	0	④補助消火水槽(A),(B)	400	0	⑤地上式淡水タンク(A),(B)※	1,120	0	なし	・基準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のバウンダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。	⑥2号炉復水貯蔵タンク	2,000	0	⑦2号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0	なし	・基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のバウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。	⑧2号炉トラス水受入タンク	2,000	0	⑨重油タンク(3基)	2,700	0	なし	・基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のバウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。	⑩1号炉復水貯蔵タンク	500	0	⑪3号炉復水貯蔵タンク	2,000	0	⑫3号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0	⑬非常用ろ過水タンク	2,500	0	⑭ガスタービン発電機用軽油タンク	560	0	⑮3号炉ろ過水タンク	1,000	1,000	・基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	⑯3号炉純水タンク	1,000	1,000	⑰消火用水タンク(A),(B)	2,400	2,400	⑱変圧器消火水槽	306	306	・基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	・地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。	⑲純水タンク(A),(B)	1,200	1,200	⑳2号ろ過水タンク	3,000	3,000	㉑1号ろ過水タンク	3,000	3,000	<p>第6-8表 溢水評価対象タンクの損壊によるアクセスルートへの影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対処設備</th> <th>容量</th> <th>評価フロー</th> <th>被害想定</th> <th>影響評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A-2次系純水タンク</td> <td>1,600m³</td> <td rowspan="6">②</td> <td rowspan="6">基準地震動による付属配管の破損による溢水</td> <td rowspan="6">地震によりタンクに接続されるすべての配管の完全全周破断を想定した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>B-2次系純水タンク</td> <td>1,600m³</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3A-ろ過水タンク</td> <td>1,600m³</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>3B-ろ過水タンク</td> <td>1,600m³</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>A-ろ過水タンク</td> <td>1,600m³</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>B-ろ過水タンク</td> <td>1,600m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>					No.	対処設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価	1	A-2次系純水タンク	1,600m ³	②	基準地震動による付属配管の破損による溢水	地震によりタンクに接続されるすべての配管の完全全周破断を想定した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。	2	B-2次系純水タンク	1,600m ³	3	3A-ろ過水タンク	1,600m ³	4	3B-ろ過水タンク	1,600m ³	5	A-ろ過水タンク	1,600m ³	6	B-ろ過水タンク	1,600m ³	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・溢水による評価結果の相違。</p>
図中 No.	対処設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価																																																																																																																																																																				
4	再生純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	今後の運用によりタンク内を空とすることから、溢水によるアクセスルートへの影響はない。																																																																																																																																																																				
5	No.1 SPT ^{※1}	2,000m ³																																																																																																																																																																							
6	No.2 SPT ^{※1}	1,000m ³																																																																																																																																																																							
1	No.1 純水タンク	1,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。 また、原子炉建屋及び制御建屋の扉は敷地レベルから約30cm高上げされていることから、溢水が建屋内に流入することはない。																																																																																																																																																																				
2	No.2 純水タンク	2,000m ³																																																																																																																																																																							
3	1, 2号ろ過水タンク	2,000m ³																																																																																																																																																																							
7	3号純水タンク	1,000m ³																																																																																																																																																																							
8	3号ろ過水タンク	2,000m ³	②	基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	地震によりタンクが損傷した場合でも、アクセスルートが下り勾配であること、かつカーブがあり海側へ流れ出るため、アクセスルート上には滞留しないことから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																				
9	No.1 原水タンク	4,000m ³																																																																																																																																																																							
10	No.2 原水タンク	4,000m ³																																																																																																																																																																							
対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容																																																																																																																																																																					
①1号炉処理水受入タンク	2,000	0	なし	・タンクを空運用とすることとし、QMS文書に反映し管理することから溢水量を0m ³ とした。 <small>※：島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成17年4月20日付け平成15・12・18第3号）を踏まえ実施した「3号炉非常用ディーゼル発電機貯蔵タンク」を、島根3号炉原子炉施設設置変更許可（平成30年8月10日付け平成30・8・10電安伊技第8号）において、「地上式淡水タンク」に変更した。</small>																																																																																																																																																																					
②1号炉補助サージタンク	500	0																																																																																																																																																																							
③3号炉低圧原子炉代替注水槽	2,500	0																																																																																																																																																																							
④補助消火水槽(A),(B)	400	0																																																																																																																																																																							
⑤地上式淡水タンク(A),(B)※	1,120	0	なし	・基準地震動 Ss による地震力に対し、遮蔽壁のバウンダリ機能を保持し、溢水防護措置（扉の水密化、開口部への止水処置）を実施することから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																					
⑥2号炉復水貯蔵タンク	2,000	0																																																																																																																																																																							
⑦2号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0	なし	・基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のバウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																					
⑧2号炉トラス水受入タンク	2,000	0																																																																																																																																																																							
⑨重油タンク(3基)	2,700	0	なし	・基準地震動 Ss による地震力に対し、タンク又は防油堤等のバウンダリ機能が保持できることから、アクセス性に影響はない。																																																																																																																																																																					
⑩1号炉復水貯蔵タンク	500	0																																																																																																																																																																							
⑪3号炉復水貯蔵タンク	2,000	0																																																																																																																																																																							
⑫3号炉補助復水貯蔵タンク	2,000	0																																																																																																																																																																							
⑬非常用ろ過水タンク	2,500	0																																																																																																																																																																							
⑭ガスタービン発電機用軽油タンク	560	0																																																																																																																																																																							
⑮3号炉ろ過水タンク	1,000	1,000			・基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水																																																																																																																																																																				
⑯3号炉純水タンク	1,000	1,000																																																																																																																																																																							
⑰消火用水タンク(A),(B)	2,400	2,400																																																																																																																																																																							
⑱変圧器消火水槽	306	306			・基準地震動 Ss によるタンク及び付属配管の破損による溢水	・地震によりタンク又は付属配管が破損した場合でも、E.L.15mエリア以上では傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、純水、ろ過水であり、人体への影響はない。																																																																																																																																																																			
⑲純水タンク(A),(B)	1,200	1,200																																																																																																																																																																							
⑳2号ろ過水タンク	3,000	3,000																																																																																																																																																																							
㉑1号ろ過水タンク	3,000	3,000																																																																																																																																																																							
No.	対処設備	容量	評価フロー	被害想定	影響評価																																																																																																																																																																				
1	A-2次系純水タンク	1,600m ³	②	基準地震動による付属配管の破損による溢水	地震によりタンクに接続されるすべての配管の完全全周破断を想定した場合でも、周辺の空地が平坦かつ広大であり、比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はないと考える。																																																																																																																																																																				
2	B-2次系純水タンク	1,600m ³																																																																																																																																																																							
3	3A-ろ過水タンク	1,600m ³																																																																																																																																																																							
4	3B-ろ過水タンク	1,600m ³																																																																																																																																																																							
5	A-ろ過水タンク	1,600m ³																																																																																																																																																																							
6	B-ろ過水タンク	1,600m ³																																																																																																																																																																							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<p style="text-align: center;">第4-7表 溢水タンク漏えい時被害想定(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="719 199 1317 948"> <thead> <tr> <th>対処設備</th> <th>保有水量 [m³]</th> <th>溢水量 [m³]</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤輸谷貯水槽 (西1/西2)</td> <td>10,000</td> <td>0</td> <td>・なし</td> <td>・基準地震動S₀による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。</td> </tr> <tr> <td>⑤輸谷貯水槽 (東1/東2)</td> <td>10,000</td> <td>1,864</td> <td>・基準地震動S₀によるスロッシングでの溢水</td> <td>・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑤管理事務所1号館 東調整池</td> <td>1,520</td> <td>1,520</td> <td>・基準地震動S₀による貯水槽の破損による溢水</td> <td>・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑤輸谷200t貯水槽</td> <td>200</td> <td>0</td> <td rowspan="4">・なし</td> <td rowspan="4">・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>⑤中和沈殿槽</td> <td>5,400</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤輸谷貯水槽（西1/西2） 沈砂池</td> <td>260</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤宇中貯水槽</td> <td>15,800</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤輸谷貯水槽（東1/東2） 沈砂池</td> <td>260</td> <td>260</td> <td>・基準地震動S₀による貯水槽の破損による溢水</td> <td>・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容	⑤輸谷貯水槽 (西1/西2)	10,000	0	・なし	・基準地震動S ₀ による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。	⑤輸谷貯水槽 (東1/東2)	10,000	1,864	・基準地震動S ₀ によるスロッシングでの溢水	・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。	⑤管理事務所1号館 東調整池	1,520	1,520	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。	⑤輸谷200t貯水槽	200	0	・なし	・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。	⑤中和沈殿槽	5,400	0	⑤輸谷貯水槽（西1/西2） 沈砂池	260	0	⑤宇中貯水槽	15,800	0	⑤輸谷貯水槽（東1/東2） 沈砂池	260	260	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。		<p>【島根】記載内容の相違 ・溢水による評価結果の相違。</p>
対処設備	保有水量 [m ³]	溢水量 [m ³]	被害想定	対応内容																																						
⑤輸谷貯水槽 (西1/西2)	10,000	0	・なし	・基準地震動S ₀ による地震力に対し、耐震性を確保する。また、スロッシングによる溢水防止対策（密閉式貯水槽）を実施していることから、アクセス性に影響がない。																																						
⑤輸谷貯水槽 (東1/東2)	10,000	1,864	・基準地震動S ₀ によるスロッシングでの溢水	・スロッシングにより溢水した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						
⑤管理事務所1号館 東調整池	1,520	1,520	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽又は付属配管が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						
⑤輸谷200t貯水槽	200	0	・なし	・当該設備は敷地を掘り込んだ構造となっており、水面が敷地高さより低いことから、アクセス性に影響はない。																																						
⑤中和沈殿槽	5,400	0																																								
⑤輸谷貯水槽（西1/西2） 沈砂池	260	0																																								
⑤宇中貯水槽	15,800	0																																								
⑤輸谷貯水槽（東1/東2） 沈砂池	260	260	・基準地震動S ₀ による貯水槽の破損による溢水	・地震により貯水槽が破損した場合でも、傾斜により高さの低い敷地へ比較的短時間で拡散することから、アクセス性に影響はない。 ・万一、溢水した場合であっても、淡水であり、人体への影響はない。																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由
第6-9表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク												第6-9表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク						【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による 屋外タンクの相違。
図中 No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる 容量(m ³)	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる 容量(m ³)	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m ³)	評価に用いる 容量(m ³)	
1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000							1	A-2次系純水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000							2	B-2次系純水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000							3	3A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 ※1							4	3B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
5	No.1 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	2,000	0 ※1							5	A-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
6	No.2 SPT ^{※2}	1	O.P. +15.3	1,000	0 ※1							6	B-ろ過水タンク	1	T.P. 10.3m	1,600	1,600	
7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000							7	1号及び2号炉 補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.3m	600	450 [※]	
8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000							8	3号炉 補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. 10.8m	735	410 [※]	
9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000							9	1号炉 タービン油計量タンク	1	T.P. 10.3m	70	70	
11-1	1号復水浄化系復水脱塩 装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4							10	3号炉 タービン油計量タンク	1	T.P. 10.3m	110	0 [※]	
11-2	1号復水浄化系復水脱塩 装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20							合計		10,530				
12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2							※：評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。						
13-1	2号復水浄化系復水脱塩 装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 ※1							<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> ※：評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>						
13-2	2号復水浄化系復水脱塩 装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 ※1													
13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 ※1													
14	2号バック入り差圧調合 装置	1	O.P. +15.4	1	1													
15	3号各種薬液貯蔵及び移 送系硫酸貯槽	1	O.P. +16.0	2.2	0 ※1													
16	3号各種薬液貯蔵及び移 送系苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	10.5	0 ※1													
17	3号差圧調合槽	1	O.P. +15.3	0.1	0.1													
18-1	PAC 貯槽	1	O.P. +15.3	2	2													
18-2	硫酸貯槽	1	O.P. +17.3	3.9	3.9													
18-3	苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +15.7	7	7													
18-4	H塔再生用硫酸貯留槽	1	O.P. +16.8	0.3	0.3													
19	1, 2号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	375.21	375.21													
20	3号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	404.88	404.88													
21-1	高置水槽（給湯系統）	1	O.P. +33.3	6	6													
21-2	高置水槽（給水系統）	1	O.P. +33.3	8	8													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
図中 No.	タンク名称	基数	設置高さ (m)	容量 (m ³)	評価に用いる容量 (m ³)							【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による 屋外タンクの相違。
22-1	No.1 高架水槽	1	O.P. +34.7	8	8							
22-2	No.2 高架水槽	1	O.P. +34.7	8	8							
23-1	上水高架水槽	1	-	9.2	9.2							
23-2	雑用水高架水槽	1	-	13.7	13.7							
24-1	高架水槽 (飲料用)	1	O.P. +34.8	1.2	1.2							
24-2	高架水槽 (雑用)	1	O.P. +34.8	2.0	2.0							
24-3	水蓄熱槽 (PAI-1)	1	O.P. +19.68	1.01	1.01							
24-4	水蓄熱槽 (PAI-3)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49							
24-5	水蓄熱槽 (PAI-4)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49							
24-6	高架水槽 (飲料水)	1	O.P. +36.55	1.5	1.5							
24-7	高架水槽 (雑用水)	1	O.P. +36.55	2.2	2.2							
24-8	水蓄熱槽 (PAI-1)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49							
24-9	水蓄熱槽 (PAI-2)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49							
24-10	水蓄熱槽 (PAI-3)	1	O.P. +19.68	1.49	1.49							
25	主復水器用電解鉄イオン 注入装置電解槽	2	O.P. +15.613	3.4	6.8							
26	水蓄熱槽 (PAI-1)	1	O.P. +14.95	1.49	1.49							
27	受水槽	1	O.P. +15.3	6	6							
28-1	上水受水槽	1	O.P. +62.9	37	37							
28-2	雑用水受水槽	1	O.P. +62.9	55	55							
28-3	受水槽	1	O.P. +62.9	0.5	0.5							
29	燃料小出槽	1	O.P. +58.592	0.95	0.95							
30	給水タンク	1	-	2	2							
31	配水池	1	O.P. +69.7	300	300							
32-1	ろ過タンク (浄水)	1	O.P. +69.7	6	6							
32-2	ろ過タンク (浄水)	1	O.P. +69.7	4	4							
33	消火水タンク	1	O.P. +14.8	230	230							
				合計容量 (m ³)	17,540							
※1 評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。 ※2 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク												
第6-10表 屋外タンクによる溢水影響評価結果						第6-10表 屋外タンクによる溢水影響評価結果			【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による 溢水影響評価結果の相違。			
溢水量 (m ³)	敷地面積 (m ²)	敷地浸水深 (m)					溢水量 (m ³)	敷地面積 (m ²)	敷地浸水深 (m)			
17,540	115,000	0.16					10,530	116,800	0.10			
						[] : 評価結果に係る部分は別途ご説明する						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 周辺斜面の崩壊に対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊</p> <p>アクセスルートに係る発電所構内の斜面を抽出の上、評価を実施する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルート及び評価対象とする周辺斜面の位置は、第6-9図のとおり。斜面A、B、C、F、Gについて、すべり方向を考慮するとともに、斜面高さ、勾配ともに最大となる断面を斜面ごとに1断面選定した。斜面D及び斜面Eについては、斜面崩壊による影響範囲を考慮する。</p> <p>なお、防潮堤盛土堤防部と鋼管式鉛直壁部の海側については、防潮堤の一部として基準地震動 S_s に対する安全性を確保することから、評価対象斜面としては抽出しない。</p>  <p>第6-9図 評価対象とするアクセスルート周辺斜面</p>	<p>③周辺斜面の崩壊、④道路面のすべり</p>	<p>c. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 斜面の安定性評価手法</p> <p>アクセスルート周辺斜面の安定性は、当該斜面がアクセスルートと保管場所の周辺斜面を兼ねる場合（斜面A, B, F）は、基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を、アクセスルートのみの周辺斜面である場合（斜面C, G）は基準地震動 S_s に基づく静的震度を用いた分割法による安定性評価を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、静的震度を用いた分割法による安定解析の妥当性は別紙(14)に示すが、すべり安全率の裕度が小さい場合（すべり安全率1.5未満を目安）は、より精緻な二次元有限要素法解析による評価も実施する。</p> <p>解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>	<p>a. 評価方法</p> <p>アクセスルートの周辺斜面について、基準地震動 S_s によるすべり安定性評価を実施する。なお、評価に当たっては、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルート周辺斜面を兼ねることから、アクセスルート周辺斜面において検討する。</p>	<p>アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動によるすべり安定性評価を実施する。なお、評価に当たっては、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面を兼ねることから、アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面において検討する。</p> <p>保管場所及びアクセスルートの周辺に分布する斜面の中で、斜面のすべり方向を考慮し、保管場所及びアクセスルートからの離隔距離がない斜面を保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面として抽出する。（第6-12図参照）</p>  <p>第6-12図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p> <p>保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面を対象に、地盤の種類ごとに、岩盤斜面であるグループA及び盛土斜面であるグループBの2つのグループに分類する。</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面については、崩壊を想定した場合においても必要な道路幅が確保可能か評価する。敷地下斜面については、対策を実施した上で斜面の安定性を確保する斜面として、別途評価する。（第6-13図参照）</p>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【周辺斜面のすべり安定性評価】</p> <p>周辺斜面のすべり安定性評価フローを第4-9図に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面を第4-10図に示す。これらの斜面を対象に、斜面法尻標高毎及び種類毎に4つのグループに分類し、グループ毎に影響要因（①構成する岩級、②斜面高さ、③斜面の勾配、④シームの分布の有無、⑤盛土厚）の観点から比較を行い、影響要因の番号付与及び簡便法により定量的に比較検討を実施し、評価対象斜面を選定した（第4-11図及び第4-8表）。</p> <p>選定した評価対象斜面を対象に、基準地震動S_sに対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。</p> <p>なお、解析手法、解析コード等は「島根原子力発電所2号炉耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」と同様に行う。</p>	<p>【周辺斜面及び敷地地下斜面のすべり安定性評価】</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>グループAのすべり安定性評価フローを第6-14図に示す。</p> <p>グループAについては、斜面安定性の影響要因の観点に加え、定量的な評価として簡便法も含めた比較検討により、⑨-⑯'断面を評価対象断面として選定する。グループBの堀株側盛土斜面については、斜面高さが最も高く、斜面のすべり方向が最急勾配方向の断面となる⑩-⑰'断面を評価対象断面として設定する。グループBの茶津側盛土斜面に位置するアクセスルートについては、アクセスルート直下の範囲をコンクリートに置き換えることにより地震による被害の影響を受けない設計とする。（第6-15図及び第6-11表）</p> <p>評価対象断面について、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。（詳細は、別紙(14)を参照）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （解析手法等については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため）</p> </div> <p style="text-align: right;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	 <p>第6-13図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面の分類位置図</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の分布による相違。 <p>【女川及び島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラントの相違による対策内容及び評価方針の相違。泊は、茶津側盛土斜面のアクセスルートについて、アクセスルート直下の範囲をコンクリートに置き換えることにより地震による被害の影響を受けない設計とし、地震時における滑動、転倒及び支持力の評価を実施。

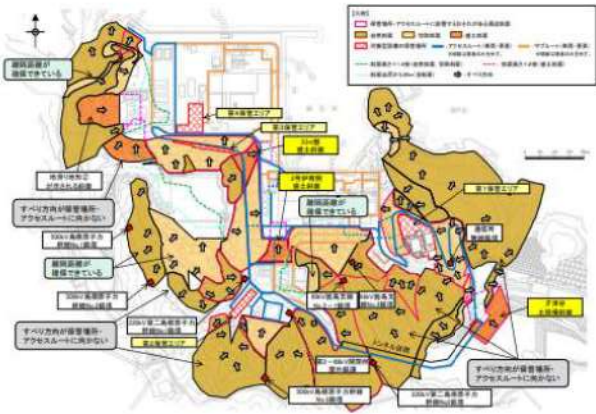
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>対策工を実施した斜面のうち切取を行った斜面については、切取後の斜面で基準地震動 S s に対する地震応答解析を実施し、地震時の斜面の安定性評価を実施した。また、地震による斜面崩壊の防止措置を講ずるための敷地内土木構造物である抑止杭を設置した斜面については、抑止杭の耐震評価及び抑止杭を反映した地震時の斜面の安定性評価を実施した。（詳細は、別紙(31)を参照）</p> <p>【抑止杭の基本設計方針】</p> <p>設置許可段階においては、先行炉及び一般産業施設における適用事例を調査するとともに、代表断面における抑止杭の耐震評価及び斜面の安定性評価を実施することで、構造が成立する見通しを確認する。詳細設計段階においては、以下のとおり設計の妥当性に係る検討を行い、評価基準値を下回る場合には、抑止杭を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶抑止杭の平面配置の妥当性確認 ▶杭間の岩盤の中抜けを想定した解析的検討 ▶杭前面における岩盤の肌分かれを想定したすべり安定性評価 <p>なお、詳細設計段階においては、基本設計の妥当性に係る種々の検討を行うとともに、検討に際しては余裕を持った設計となるよう留意する。</p> <p>第4-9図 保管場所等の評価対象斜面のすべりに対する安定性評価のフロー</p>	<p>保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面 (グループA)</p> <p>・保管場所等に影響するおそれのある斜面の中で、岩種・岩質、斜面高さ、斜面の勾配及び崩壊の分布を考慮して評価対象を決定する。グループAにおいて、斜面安定性の影響範囲について比較し、以下の観点から影響範囲の番号を付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (I) 崩壊する斜面：下位崩壊、中山崩壊、人、地、火砕物崩壊、土崩、及び表土が分離する斜面に番号を付与する。 (II) 斜面高さ：最も高い斜面に番号を付与する。 (III) 斜面の勾配：最も勾配の斜面に番号を付与する。 (IV) 崩壊の分布の程度：崩壊の分布する斜面に番号を付与する。 <p>・評価対象斜面を決定するため、簡便法によるすべり安全率を算定する。</p> <p>※1 崩壊範囲を有する斜面についても番号を付与する。 ※2 崩壊範囲を有する斜面が複数ある場合は、最も影響範囲が大きい斜面に番号を付与する。 ※3 崩壊範囲を有する斜面が複数ある場合は、最も影響範囲が大きい斜面に番号を付与する。 ※4 崩壊範囲を有する斜面が複数ある場合は、最も影響範囲が大きい斜面に番号を付与する。</p> <p>グループAで 影響範囲の番号付与数が最も多 又は、簡便法のすべり安全率が最も小^{※1)}</p> <p>評価対象斜面に決定する</p> <p>すべり安定性評価は グループ内の評価対象斜面に代表させる</p> <p>評価対象斜面に対し、2次元有限要素法解析を実施</p> <p>平均強度を用いたすべり安全率が 1.0を上回る</p> <p>すべり安定性評価は グループ内の評価対象斜面に代表させる</p> <p>・評価対象斜面について、対策工等の検討を行う ・対策工等を反映後、再度、全斜面を対象に 評価対象斜面の選定を行う</p> <p>地盤により崩壊が継続しないため、 保管場所等に影響しない</p> <p>第6-14図 グループAのすべり安定性評価のフロー</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、対策工（抑止杭）を実施していない。 <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、対策工（抑止杭）を実施していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 635 1305 691">第4-10図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

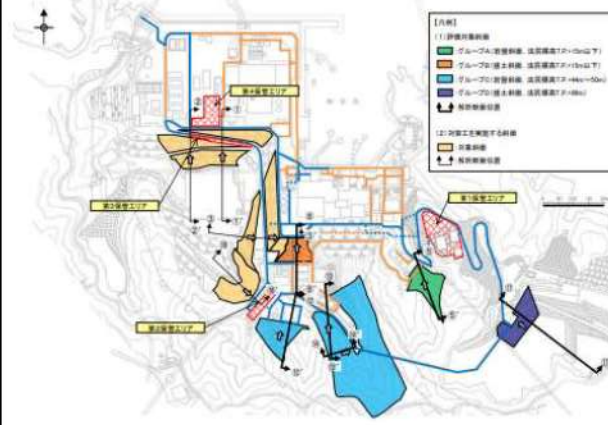
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

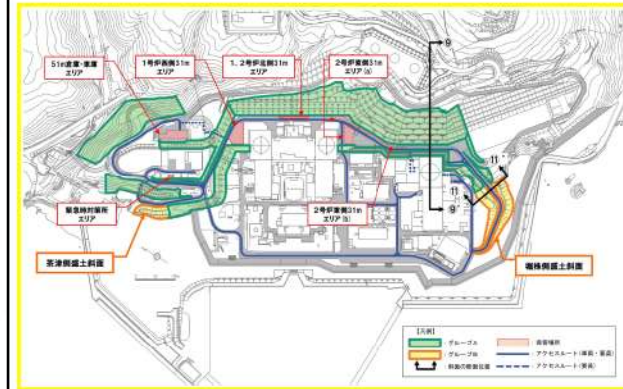
相違理由



第4-11図 評価対象断面位置

第4-8表 評価対象斜面

グループ	斜面種別	対象斜面
A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面
B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面
C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面
		⑬-⑬' 断面
		⑭-⑭' 断面
D	盛土斜面	⑰-⑰' 断面
対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面
	抑止杭を設置した斜面	⑩-⑩' 断面
	抑止杭を設置した斜面	①-①' 断面 ②-②' 断面



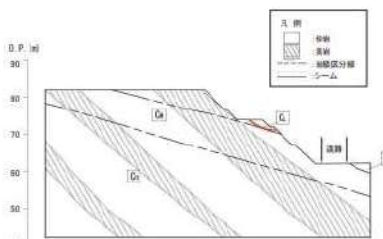
第6-15図 評価対象断面位置

第6-11表 評価対象断面

グループ	斜面種別	対象斜面
A	岩盤斜面	⑨-⑨' 断面
B	盛土斜面	⑪-⑪' 断面

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
<p>(c) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートにおける周辺斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果を第6-10図、第6-11図、第6-12図、第6-13図及び第6-14図に示す。</p> <p>なお、別紙(14)に示すとおり、斜面Bは地盤物性のばらつきを考慮してもすべり安全率が1.0以上であり、崩壊を仮定した場合でも崩壊土砂がアクセスルートに対して影響を与えないことを確認している。また、斜面Cは二次元有限要素法解析による評価でも、すべり安全率が1.0以上であることを確認している。</p> <p>斜面崩壊による影響範囲を考慮した場合に、可搬型設備の通行に必要な道路幅員（3.7m）を確保できない可能性がある区間として抽出した箇所は第6-15図のとおり。</p>  <p>第6-10図 斜面Aのすべり安定性評価結果</p>	<p>b. 評価結果</p> <p>周辺斜面の安定性評価結果を第4-9表及び第4-12図に示す。周辺斜面を対象としたすべりに対する安定性評価の結果、平均強度による評価対象斜面の最小すべり安全率は評価基準値1.0を上回っていることを確認した。</p> <p>以上のことから、保管場所及びアクセスルート周辺斜面のすべり安定性について問題ないことを確認した。</p> <p>第4-9表 周辺斜面の安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="716 574 1321 941"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>斜面種別</th> <th>評価対象斜面</th> <th>すべり安全率 (0内はばらつき強度のすべり安全率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>岩盤斜面</td> <td>⑤-⑤' 断面</td> <td>2.48</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>盛土斜面</td> <td>⑧-⑧' 断面</td> <td>1.61</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td rowspan="3">岩盤斜面</td> <td>⑫-⑫' 断面</td> <td>2.07</td> </tr> <tr> <td>⑬-⑬' 断面</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>⑭-⑭' 断面</td> <td>1.53</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D</td> <td rowspan="2">盛土斜面</td> <td>⑯-⑯' 断面</td> <td>2.17</td> </tr> <tr> <td>⑳-㉑' 断面</td> <td>2.53</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対策工を実施した斜面</td> <td rowspan="2">切取を実施した斜面</td> <td>㉒-㉒' 断面</td> <td>3.83</td> </tr> <tr> <td>㉓-㉓' 断面</td> <td>3.83</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">抑止杭を設置した斜面</td> <td>①-①' 断面 (対策工なし)</td> <td>1.08(0.90)</td> </tr> <tr> <td>②-②' 断面 (対策工あり)</td> <td>1.37</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>③-③' 断面 (対策工なし)</td> <td>1.24(1.06)</td> </tr> <tr> <td>④-④' 断面 (対策工あり)</td> <td>1.67</td> </tr> </tbody> </table> <p>【グループA】</p>  <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果（1/5）</p>	グループ	斜面種別	評価対象斜面	すべり安全率 (0内はばらつき強度のすべり安全率)	A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面	2.48	B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面	1.61	C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面	2.07	⑬-⑬' 断面	1.47	⑭-⑭' 断面	1.53	D	盛土斜面	⑯-⑯' 断面	2.17	⑳-㉑' 断面	2.53	対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	㉒-㉒' 断面	3.83	㉓-㉓' 断面	3.83	抑止杭を設置した斜面	①-①' 断面 (対策工なし)	1.08(0.90)	②-②' 断面 (対策工あり)	1.37			③-③' 断面 (対策工なし)	1.24(1.06)	④-④' 断面 (対策工あり)	1.67	<p>(b) 評価結果</p> <p>周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果を第6-12表及び第6-16図に示す。</p> <div data-bbox="1344 223 1948 375" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <p>第6-12表 周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果</p> <div data-bbox="1344 574 1948 957" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <div data-bbox="1344 1005 1948 1324" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <p>第6-16図 周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果</p> <div data-bbox="1523 1372 1948 1436" style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の分布による相違。</p>
グループ	斜面種別	評価対象斜面	すべり安全率 (0内はばらつき強度のすべり安全率)																																											
A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面	2.48																																											
B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面	1.61																																											
C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面	2.07																																											
		⑬-⑬' 断面	1.47																																											
		⑭-⑭' 断面	1.53																																											
D	盛土斜面	⑯-⑯' 断面	2.17																																											
		⑳-㉑' 断面	2.53																																											
対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	㉒-㉒' 断面	3.83																																											
		㉓-㉓' 断面	3.83																																											
	抑止杭を設置した斜面	①-①' 断面 (対策工なし)	1.08(0.90)																																											
		②-②' 断面 (対策工あり)	1.37																																											
		③-③' 断面 (対策工なし)	1.24(1.06)																																											
		④-④' 断面 (対策工あり)	1.67																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>すべり安全率一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table> <p>第 6-11 図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.09	Ss-D2	1.2	Ss-D3	1.2	Ss-F1	1.2	Ss-F2	1.2	Ss-F3	1.5	Ss-N1	1.1	<p>【グループB】</p> <p>⑧-⑧' 断面</p> <p>第 4-12 図 周辺斜面の安定性評価結果（2 / 5）</p> <p>【グループC】</p> <p>⑫-⑫' 断面</p> <p>⑬-⑬' 断面</p> <p>⑭-⑭' 断面</p> <p>第 4-12 図 周辺斜面の安定性評価結果（3 / 5）</p> <p>【グループD】</p> <p>⑰-⑰' 断面</p> <p>第 4-12 図 周辺斜面の安定性評価結果（4 / 5）</p>		
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.09																		
Ss-D2	1.2																		
Ss-D3	1.2																		
Ss-F1	1.2																		
Ss-F2	1.2																		
Ss-F3	1.5																		
Ss-N1	1.1																		
<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>すべり安全率一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.09</td></tr> </tbody> </table> <p>第 6-12 図 斜面Cのすべり安定性評価結果</p>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.2	Ss-D2	1.3	Ss-D3	1.3	Ss-F1	1.3	Ss-F2	1.3	Ss-F3	1.4	Ss-N1	1.09			
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.2																		
Ss-D2	1.3																		
Ss-D3	1.3																		
Ss-F1	1.3																		
Ss-F2	1.3																		
Ss-F3	1.4																		
Ss-N1	1.09																		
<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>すべり安全率一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.8</td></tr> </tbody> </table> <p>第 6-13 図 斜面Fのすべり安定性評価結果</p>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	2.0	Ss-D2	2.0	Ss-D3	2.2	Ss-F1	2.7	Ss-F2	1.7	Ss-F3	2.2	Ss-N1	1.8			
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	2.0																		
Ss-D2	2.0																		
Ss-D3	2.2																		
Ss-F1	2.7																		
Ss-F2	1.7																		
Ss-F3	2.2																		
Ss-N1	1.8																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

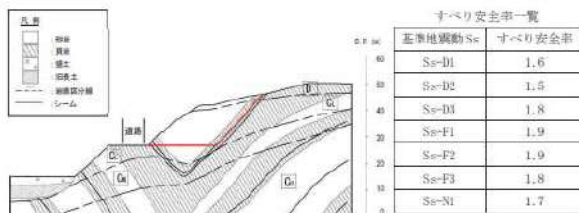
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

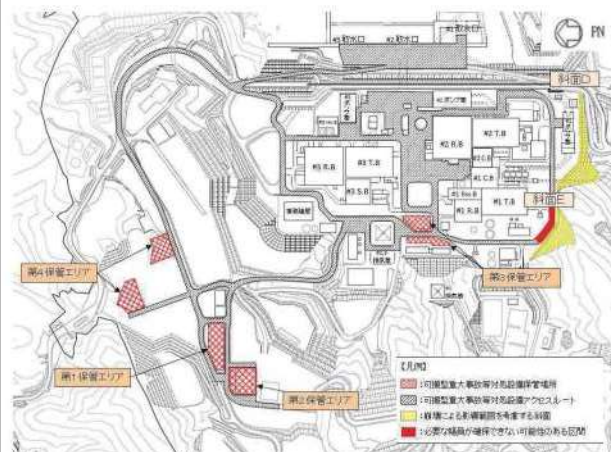
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

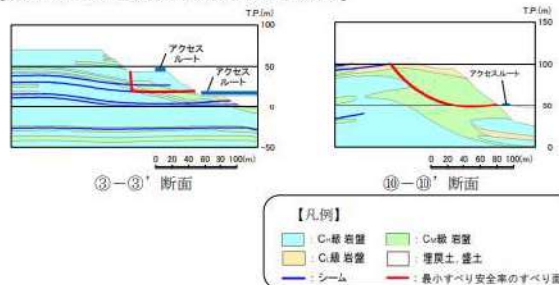


第 6-14 図 斜面Gのすべり安定性評価結果

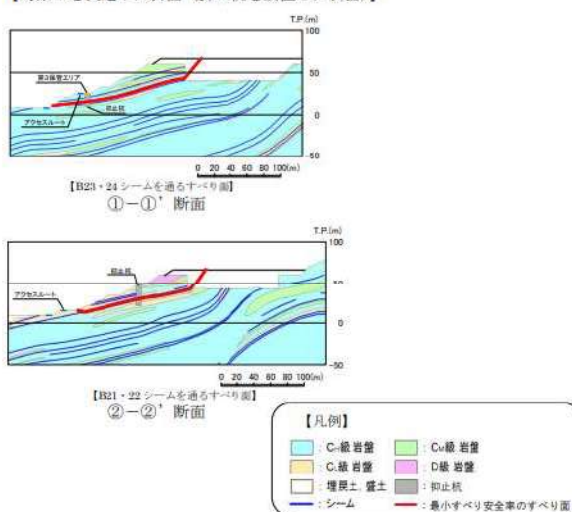


第 6-15 図 必要な幅員を確保できない可能性のあるルート抽出結果

【対策工を実施した斜面（切取を実施した斜面）】



【対策工を実施した斜面（抑止杭を設置した斜面）】



第 4-12 図 周辺斜面の安定性評価結果（5 / 5）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの評価】</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートにおける周辺斜面については、ルートが通行不能となった場合に迂回することができないことから、道路拡幅対策を実施した上で、崩壊を想定した場合においても、必要な道路幅（4.0m）が確保可能か評価する。</p> <p>また、敷地下斜面については、アクセスルートと斜面法肩の離隔距離が小さく、十分な余裕がないこと及び仮に斜面のすべり範囲が可搬型設備の通行に必要な道路幅以上の範囲まで及ぶ場合、速やかに復旧することが困難であることから、土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動による地震応答解析により、敷地下斜面が崩壊しないことを確認する。（別紙(14)参照）</p> <p>i. 周辺斜面の崩壊</p> <p>周辺斜面の崩壊による土砂到達範囲については、文献の最大到達範囲を採用し、岩盤部は斜面高さの1.4倍、土砂部は斜面高さの2.0倍とする。</p> <p>崩壊した土砂の堆積形状については、崩壊後の斜面形状の法肩は崩壊前の法肩位置より低くなると想定されるものの、被害の不確定性を考慮して堆積土量が保守的な設定となるように、崩壊前の斜面形状の法肩位置を起点として、土砂到達範囲まで土砂が堆積する形状とする。</p> <p>周辺斜面の崩壊による土砂到達範囲については、基準地震動による2次元動的FEM解析を用いて、すべり安全率を算定し、すべり安全率が1.0を下回るすべり線のうち、土量が最大となるすべり線において妥当性を確認する。</p> <p>以上のとおり崩壊を想定した場合において、必要な道路幅（4.0m）が確保されるか確認する。</p> <p>ii. 敷地下斜面のすべり</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの敷地下斜面のすべりについては、土砂を掘削する等の対策を実施する。</p> <p>対策実施後の斜面形状を基に、評価対象断面を選定し、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。</p>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>

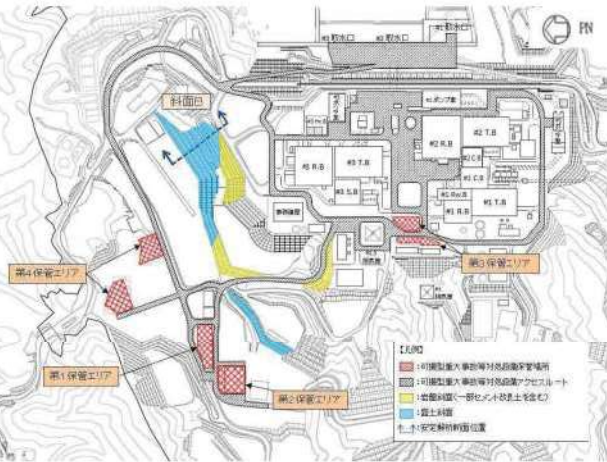
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 評価結果</p> <p>i. 周辺斜面の崩壊</p> <p>周辺斜面の崩壊に対する影響評価の結果を第6-17図に示す。周辺斜面崩壊による土砂の到達範囲を評価した結果、道路拡幅対策を実施することにより、周辺斜面の崩壊を想定した場合においても、可搬型設備の通行に必要な道路幅（4.0m）を確保できることを確認した。</p>  <p>第6-17図 51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートにおける周辺斜面の影響評価結果</p>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>
		<p>〔追而〕(51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面対策後の地形及び敷地下斜面の評価結果について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p>	
		<p>ii. 敷地下斜面のすべり</p> <p>追而 (51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面対策後の地形及び敷地下斜面の評価結果について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p>	
		<p>〔追而〕：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	

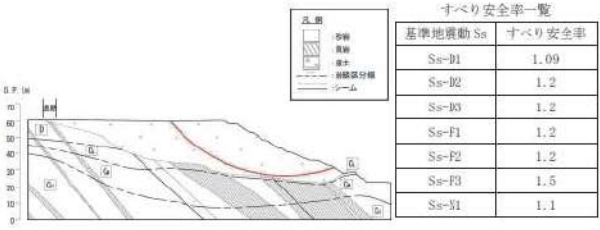
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルート及び評価対象とする斜面の位置は、第6-16図のとおり。</p> <p>0. P.+62m盤を通るアクセスルートの敷地下斜面については、強度の小さい盛土で構成され、斜面高さが最大となる斜面Bを代表として評価する。なお、評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p>  <p>第6-16図 評価対象とするアクセスルートの敷地下斜面</p> <p>(b) 斜面の安定性評価手法</p> <p>アクセスルート敷地下斜面Bの安定性は基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p> <p>(c) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートにおける敷地下斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。敷地下斜面の崩壊に対する影響評価結果を第6-17図に示す。</p> <p>なお、別紙(14)に示すとおり、斜面Bは地盤のばらつきを考慮してもすべり安全率が1.0以上であることを確認している。また、アクセスルートはすべり安全率が最小となる下記のすべり線から十分に離隔を確保するように配置しており、敷地下斜面のすべりは車両の通行に影響しない。</p>			<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び ④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
 <p>すべり安全率一覧</p> <table border="1" data-bbox="481 199 683 406"> <thead> <tr> <th>基準地震動 S_a</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ss-B1</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss-B2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-B3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>Ss-Y1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6-17図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p>	基準地震動 S_a	すべり安全率	Ss-B1	1.09	Ss-B2	1.2	Ss-B3	1.2	Ss-F1	1.2	Ss-F2	1.2	Ss-F3	1.5	Ss-Y1	1.1			
基準地震動 S_a	すべり安全率																		
Ss-B1	1.09																		
Ss-B2	1.2																		
Ss-B3	1.2																		
Ss-F1	1.2																		
Ss-F2	1.2																		
Ss-F3	1.5																		
Ss-Y1	1.1																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>e. 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>別紙(9)に示すとおり2011年東北地方太平洋沖地震時の敷地内道路には、不等沈下に伴う段差等が下記に挙げる箇所に発生している。同様の箇所に段差等が発生することを想定し、不等沈下による通行不能が発生しないか確認する。</p> <p><不等沈下による段差・傾斜発生箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下構造物と埋戻部との境界部 ・地山と埋戻部との境界部 <p>さらに、海岸付近のアクセスルートは有効応力解析により過剰間隙水圧の上昇に伴う地盤の剛性低下を考慮した変状について検討する。</p>	<p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり</p> <p>アクセスルートにおいて、以下の箇所における段差発生を想定し、不等沈下による通行不能が発生しないか確認し、通行に支障がある場合は、別途復旧時間の評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部） ・地山と埋戻部との境界部 <p>なお、アクセスルート下の地中埋設構造物については、建設工事の記録やプラントウォークダウンにより確認した。</p> <p>また、アクセスルート下の地中埋設構造物の液状化に伴う浮き上がりについて評価を行い、浮き上がりが想定される場合には、対策を行い浮き上がりを防止する。</p> <p>さらに、海岸付近のアクセスルートについては、液状化による側方流動を考慮した沈下の検討を行う。</p>	<p>d. 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動に対する影響評価</p> <p>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルートにおいて、以下の箇所における段差発生を想定し、不等沈下による通行不能が発生しないか確認する。</p> <p><不等沈下による段差・傾斜発生箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下構造物等*と埋戻部との境界部 ・地山と埋戻部との境界部 ・盛土構造による道路部 <p>さらに、海岸付近のアクセスルートは有効応力解析により過剰間隙水圧の上昇に伴う地盤の剛性低下を考慮した変状について検討する。</p> <p>※：地下構造物等とは、「道路排水設備等の地下構造物」、「防潮堤」及び「アクセスルート下で実施した工事の仮設残置物」を指す。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川をベースに浮き上がり評価を後段に記載。 【女川】記載内容の相違。 ・女川は既往の実績について記載。 【島根及び女川】評価内容の相違 ・プラントの相違による評価対象の相違。泊は盛土構造による道路部における傾斜評価を記載。 【島根】記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価</p> <p>i. 評価方法</p> <p>地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価のフローを第6-18図に示す。また、地下構造物と埋戻部との境界部の段差発生想定箇所として抽出した結果を第6-19図に示す。この抽出箇所において、基準地震動 S_s に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、沈下量の評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから、構造物に起因する液状化及び揺すり込みによる段差が生じない箇所として評価する。 段差発生想定箇所の地下水位を設定し、地下水位が浅い不飽和地盤と地下水位が深い飽和地盤を区別して評価する。また、沈下を想定する地盤は盛土と旧表土の2種類とする。 飽和地盤の液状化を考慮した沈下率は体積ひずみと液状化抵抗率の関係から算出する。飽和地盤の沈下率は、液状化判定によらずこの完全に液状化した状態を想定し、盛土は1.4%、旧表土は2.8%とする。 不飽和地盤の揺すり込みを考慮した沈下率は海野ら^{※1}の知見を援用し、安全側に飽和土が完全に液状化した後の再圧密による体積収縮量と等しいと仮定して盛土は1.4%、旧表土は2.8%とする。沈下量の算出方法は別紙(15)に示す。 通行に支障がある段差は車両が通行可能な許容段差量 $15\text{cm}^{※2}$ として評価する。 屋外アクセスルートにおける地下水位は第6-20図に示すとおり、エリア① (O.P.+14.8m 盤)、エリア② (O.P.+3.5m 盤)、その他のエリアに分けて設定する。地下水位の設定方法は別紙(37)に示す。 <p>※1 海野ら：同一繰返しせん断履歴における乾燥砂と飽和砂の体積収縮量の関係 (平成18年土木学会論文集C Vol.62)</p> <p>※2 依藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について (平成19年度近畿地方整備局研究発表会)</p>	<p>a. 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>アクセスルート下であり、段差が生じる可能性がある地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）を抽出した。抽出結果を第4-13図に示す。</p> <p>この抽出箇所において、3.(4)c. ⑤(a)と同様に基準地震動 S_s に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、両沈下量の合計を総沈下量として沈下量の評価を行う。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下によりアクセスルート上に発生する地表面の段差量の評価基準値については、緊急車両が徐行により走行可能な段差量 15cm とする。</p> <p>また、液状化に伴う浮き上がりが生じる可能性がある箇所として、アクセスルート下の地中埋設構造物設置箇所を抽出した。この抽出結果は、第4-13図と同様の通し番号を使用する。</p>	<p>(b) 地下構造物等と埋戻部との境界部における段差評価</p> <p>i. 評価方法</p> <p>地下構造物等と埋戻部との境界部における段差評価のフローを第6-18図に示す。地下構造物等と埋戻部との境界部における評価については、道路排水設備等の地下構造物、防潮堤及びアクセスルート下で実施した工事の仮設残置物を網羅的に抽出し評価を行う。(別紙(15)参照)</p> <p>地下構造物等と埋戻部との境界部の段差評価箇所として抽出した結果を第6-19図に示す。この抽出箇所において、5.(2)c. ⑤(a)と同様に基準地震動に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、沈下量の評価を行う。</p> <p>岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから、構造物に起因する液状化及び揺すり込みによる段差が生じない箇所として評価する。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下により、地下構造物等と埋戻部との境界部に発生する段差量の評価基準値については、車両が通行可能な段差量 $15\text{cm}^{※}$ とする。</p> <p>※：依藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について (平成19年度近畿地方整備局研究発表会)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【女川】記載内容の相違 ・泊は島根と同様に5.保管場所の評価と重複する内容を省略。評価方法に相違はない。 【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様にフローにより評価方法を説明。 【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に浮き上がり評価を後段に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に段差評価のフローを記載。</p>
<p>第6-18図 地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価のフロー</p>	<p>第6-18図 地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価のフロー</p>	<p>第6-18図 地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価のフロー</p>	
			<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による段差発生想定箇所の相違。</p>
<p>第6-19図 地下構造物と埋戻部との境界部の段差発生想定箇所</p>	<p>第4-13図 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）の抽出結果</p>	<p>第6-19図 地下構造物等と埋戻部との境界部の段差評価箇所</p>	

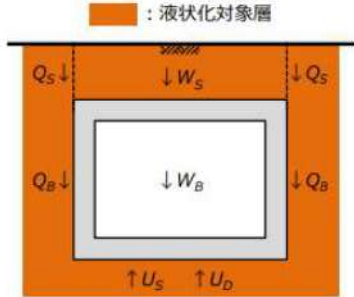
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-20図 屋外アクセスルートにおける地下水位設定図</p>	<p>【液状化による沈下量の算出法】 3.(4)c. ⑤(a)と同様に、飽和地盤の液状化による沈下量は、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化による沈下の対象層とし、その堆積層厚の3.5%とした。</p> <p>【揺すり込み沈下量の算出法】 3.(4)c. ⑤(a)と同様に、不飽和地盤の揺すり込み沈下量は、地表～地下水位以浅の不飽和地盤を、すべて揺すり込み沈下の対象層とし、その堆積層厚の3.5%とした。</p> <p>【液状化に伴う浮き上がりの評価法】 液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりについては、「土木学会：トンネル標準示方書、2006」の「液状化時の浮上りに関する力のつり合い」に関する照査式に基づき評価し、評価値が評価基準値の1.0を上回らないことを確認する。（第4-14図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化については、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化するものとして想定する。 ・浮き上がりの評価対象は、第4-10表に示す箇所のうち、以下の条件に該当する箇所とする。 <ul style="list-style-type: none"> 条件① 構造物下端よりも地下水位が高い箇所 条件② 内空を有する構造物の設置箇所 		<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は地下水位を地表面に設定しているため、地下水位設定図を示していない。</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に浮き上がりの評価を後段に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">  <p>■：液状化対象層</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>浮き上がり照査式</p> $\gamma_f(U_S+U_D)/(W_S+W_B+2Q_S+2Q_B) \leq 1.0$ <p> W_S：鉛直荷重の設計用値 W_B：構造物の自重の設計用値 Q_S：上載土のせん断抵抗 Q_B：構造物側面の摩擦抵抗 U_S：構造物底面の静水圧による揚圧力の設計用値 U_D：構造物底面の過剰間隙水圧による揚圧力 γ_f：構造物係数(=1.0) </p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">第4-14図 浮き上がり照査方法</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																
	<p>第4-10表 浮き上がり評価対象の抽出結果</p> <p style="text-align: right;">■ 浮き上がり評価対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品目番号</th> <th>名称</th> <th>条件①</th> <th>条件②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ケーブルダクト (26ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>2</td><td>ケーブルダクト (27ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>3</td><td>号炉毎直上型相壁立具部</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>熱源ケーブル導出用ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>消火配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6</td><td>ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>7</td><td>ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>8</td><td>熱源配管導出用ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>9</td><td>ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>10</td><td>取水配管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>11</td><td>圧力制御用遮断制御ケーブル配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>12</td><td>炉ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>13</td><td>取水管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>14</td><td>北タープダクト (No.20ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>15</td><td>炉じみ漏れ浄水排水管 (北側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>16</td><td>炉じみ漏れ浄水排水管 (南側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>17</td><td>2号炉伊原取水排水路 (取水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>18</td><td>2号炉伊原取水排水路 (排水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>19</td><td>2号炉取水管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>20</td><td>2号炉取水管 (取水管立管部) (南側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>21</td><td>2号炉取水管 (取水管立管部) (北側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>22</td><td>取水配管、消火配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>23</td><td>北タープダクト (No.21ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>24</td><td>熱源ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>25</td><td>RO&Iケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>26</td><td>炉中炉遮蔽ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>27</td><td>炉中炉遮蔽口</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>熱源配管ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>29</td><td>北タープダクト (No.21ダクト)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>30</td><td>上水配管遮断ダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>31</td><td>取水管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>32</td><td>44号炉大配管トレンチ (東)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>33</td><td>炉ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>34</td><td>熱源ケーブルダクト</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>35</td><td>取水管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>36</td><td>TV電源用配管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>37</td><td>44号炉遮蔽口</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>38</td><td>取水管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>39</td><td>44号炉取水 (西1/西2) アksesスロープ (西側)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>44号炉取水 (西1/西2) アksesスロープ (東側)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>41</td><td>配管</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>42</td><td>44号炉大配管トレンチ (西)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>43</td><td>アkses通路設置確保部 (南側)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>44</td><td>アkses通路設置確保部 (東側)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>45</td><td>取水配管ダクト (ガスタービン発電機用給水タンク・ガスタービン発電機)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>46</td><td>取水配管ダクト (タービン建屋-取水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>47</td><td>取水配管ダクト (タービン建屋-排水側)</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>○：条件に該当する場合</p>	品目番号	名称	条件①	条件②	1	ケーブルダクト (26ダクト)	○	○	2	ケーブルダクト (27ダクト)	○	○	3	号炉毎直上型相壁立具部	○		4	熱源ケーブル導出用ダクト	○	○	5	消火配管ダクト	○	○	6	ケーブルダクト	○	○	7	ケーブルダクト	○	○	8	熱源配管導出用ダクト	○	○	9	ケーブルダクト	○	○	10	取水配管	○	○	11	圧力制御用遮断制御ケーブル配管ダクト	○	○	12	炉ケーブルダクト	○	○	13	取水管	○	○	14	北タープダクト (No.20ダクト)	○	○	15	炉じみ漏れ浄水排水管 (北側)	○	○	16	炉じみ漏れ浄水排水管 (南側)	○	○	17	2号炉伊原取水排水路 (取水側)	○	○	18	2号炉伊原取水排水路 (排水側)	○	○	19	2号炉取水管	○	○	20	2号炉取水管 (取水管立管部) (南側)	○	○	21	2号炉取水管 (取水管立管部) (北側)	○	○	22	取水配管、消火配管ダクト	○	○	23	北タープダクト (No.21ダクト)	○	○	24	熱源ケーブルダクト	○	○	25	RO&Iケーブルダクト	○	○	26	炉中炉遮蔽ダクト	○	○	27	炉中炉遮蔽口	○		28	熱源配管ダクト	○	○	29	北タープダクト (No.21ダクト)	○	○	30	上水配管遮断ダクト	○	○	31	取水管	○	○	32	44号炉大配管トレンチ (東)	○	○	33	炉ケーブルダクト	○	○	34	熱源ケーブルダクト	○	○	35	取水管	○	○	36	TV電源用配管	○	○	37	44号炉遮蔽口	○	○	38	取水管	○	○	39	44号炉取水 (西1/西2) アksesスロープ (西側)	○		40	44号炉取水 (西1/西2) アksesスロープ (東側)	○		41	配管	○	○	42	44号炉大配管トレンチ (西)	○	○	43	アkses通路設置確保部 (南側)	○		44	アkses通路設置確保部 (東側)	○		45	取水配管ダクト (ガスタービン発電機用給水タンク・ガスタービン発電機)	○	○	46	取水配管ダクト (タービン建屋-取水側)	○	○	47	取水配管ダクト (タービン建屋-排水側)	○	○		
品目番号	名称	条件①	条件②																																																																																																																																																																																																
1	ケーブルダクト (26ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
2	ケーブルダクト (27ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
3	号炉毎直上型相壁立具部	○																																																																																																																																																																																																	
4	熱源ケーブル導出用ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
5	消火配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
6	ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
7	ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
8	熱源配管導出用ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
9	ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
10	取水配管	○	○																																																																																																																																																																																																
11	圧力制御用遮断制御ケーブル配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
12	炉ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
13	取水管	○	○																																																																																																																																																																																																
14	北タープダクト (No.20ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
15	炉じみ漏れ浄水排水管 (北側)	○	○																																																																																																																																																																																																
16	炉じみ漏れ浄水排水管 (南側)	○	○																																																																																																																																																																																																
17	2号炉伊原取水排水路 (取水側)	○	○																																																																																																																																																																																																
18	2号炉伊原取水排水路 (排水側)	○	○																																																																																																																																																																																																
19	2号炉取水管	○	○																																																																																																																																																																																																
20	2号炉取水管 (取水管立管部) (南側)	○	○																																																																																																																																																																																																
21	2号炉取水管 (取水管立管部) (北側)	○	○																																																																																																																																																																																																
22	取水配管、消火配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
23	北タープダクト (No.21ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
24	熱源ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
25	RO&Iケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
26	炉中炉遮蔽ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
27	炉中炉遮蔽口	○																																																																																																																																																																																																	
28	熱源配管ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
29	北タープダクト (No.21ダクト)	○	○																																																																																																																																																																																																
30	上水配管遮断ダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
31	取水管	○	○																																																																																																																																																																																																
32	44号炉大配管トレンチ (東)	○	○																																																																																																																																																																																																
33	炉ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
34	熱源ケーブルダクト	○	○																																																																																																																																																																																																
35	取水管	○	○																																																																																																																																																																																																
36	TV電源用配管	○	○																																																																																																																																																																																																
37	44号炉遮蔽口	○	○																																																																																																																																																																																																
38	取水管	○	○																																																																																																																																																																																																
39	44号炉取水 (西1/西2) アksesスロープ (西側)	○																																																																																																																																																																																																	
40	44号炉取水 (西1/西2) アksesスロープ (東側)	○																																																																																																																																																																																																	
41	配管	○	○																																																																																																																																																																																																
42	44号炉大配管トレンチ (西)	○	○																																																																																																																																																																																																
43	アkses通路設置確保部 (南側)	○																																																																																																																																																																																																	
44	アkses通路設置確保部 (東側)	○																																																																																																																																																																																																	
45	取水配管ダクト (ガスタービン発電機用給水タンク・ガスタービン発電機)	○	○																																																																																																																																																																																																
46	取水配管ダクト (タービン建屋-取水側)	○	○																																																																																																																																																																																																
47	取水配管ダクト (タービン建屋-排水側)	○	○																																																																																																																																																																																																
	<p>【地下水位の設定】</p> <p>3.(4)c.⑤(a)と同様に、沈下量の算出及び浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。(別紙(36)参照)</p>																																																																																																																																																																																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ii. 評価結果</p> <p>評価結果を第6-11表、第6-21図に示す。通行に支障のある段差（許容段差量15cm以上）の発生が予想される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策、若しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両の通行性を確保する。なお、補強材は十分な耐久性を有するものとし、路盤掘削工事等に伴い一時的に撤去が必要となった場合は、工事完了後に速やかに復旧を行う。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備する。</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>【沈下量の評価結果】</p> <p>沈下量の評価結果を第4-11表、第4-15図に示す。</p> <p>通行に支障のある段差の発生が想定される箇所については、あらかじめ段差緩和対策を行う。（別紙(30)参照）万一、想定を上回る段差が生じた場合は、迂回する、又は段差復旧用の砕石等を用いて、重機により仮復旧を行う。（別紙(9)参照）</p> <p>なお、段差を応急的に復旧する作業ができるよう重機・資材（段差復旧用の砕石等）の配備並びに訓練を実施するとともに、復旧後車両が徐行運転をすることで通行可能であることを確認している。（別紙(9)、別紙(10)参照）</p>	<p>ii. 評価結果</p> <p>評価結果を第6-13表、第6-20図に示す。通行に支障のある段差の発生が予想される箇所については、踏掛版等の敷設による事前の段差緩和対策を行う。なお、踏掛版等は十分な耐久性を有するものとする。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備する。段差緩和対策の概念図を第6-21図に示す。</p> <div data-bbox="1554 395 1957 443" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【女川及び島根】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違に伴う段差緩和対策の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

第 6-11 表 沈下量算出結果

測し番号	名称	調査前		調査後		相対沈下量 [mm]	車両通行可否
		高さ, m	径, φ	高さ, m	径, φ		
1	1号炉格納容器(1層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
2	2号炉格納容器(1層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
3	1号炉格納容器(2層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
4	2号炉格納容器(2層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
5	1号炉格納容器(3層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
6	2号炉格納容器(3層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
7	1号炉格納容器(4層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
8	2号炉格納容器(4層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
9	1号炉格納容器(5層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
10	2号炉格納容器(5層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
11	1号炉格納容器(6層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
12	2号炉格納容器(6層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
13	1号炉格納容器(7層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
14	2号炉格納容器(7層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
15	1号炉格納容器(8層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
16	2号炉格納容器(8層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
17	1号炉格納容器(9層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
18	2号炉格納容器(9層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
19	1号炉格納容器(10層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
20	2号炉格納容器(10層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
21	1号炉格納容器(11層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
22	2号炉格納容器(11層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
23	1号炉格納容器(12層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
24	2号炉格納容器(12層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
25	1号炉格納容器(13層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
26	2号炉格納容器(13層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
27	1号炉格納容器(14層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
28	2号炉格納容器(14層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
29	1号炉格納容器(15層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
30	2号炉格納容器(15層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
31	1号炉格納容器(16層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
32	2号炉格納容器(16層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
33	1号炉格納容器(17層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
34	2号炉格納容器(17層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
35	1号炉格納容器(18層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
36	2号炉格納容器(18層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
37	1号炉格納容器(19層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
38	2号炉格納容器(19層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
39	1号炉格納容器(20層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
40	2号炉格納容器(20層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
41	1号炉格納容器(21層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
42	2号炉格納容器(21層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
43	1号炉格納容器(22層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
44	2号炉格納容器(22層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
45	1号炉格納容器(23層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
46	2号炉格納容器(23層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
47	1号炉格納容器(24層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
48	2号炉格納容器(24層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
49	1号炉格納容器(25層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
50	2号炉格納容器(25層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
51	1号炉格納容器(26層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
52	2号炉格納容器(26層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
53	1号炉格納容器(27層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
54	2号炉格納容器(27層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
55	1号炉格納容器(28層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
56	2号炉格納容器(28層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
57	1号炉格納容器(29層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
58	2号炉格納容器(29層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
59	1号炉格納容器(30層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
60	2号炉格納容器(30層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○

※1 No. 16 については、周囲を地盤改良することとしており、地盤改良部と埋戻部との境界部に通行に支障のある段差が発生するものと想定し評価している。
 ※2 No. 56 及び 57 については、側方流動の影響も考慮した車両の通行性を確認するため、「(d) 液状化による側方流動の評価」にて評価している。

島根原子力発電所 2号炉

第 4-11 表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）における沈下量算定結果

測し番号	名称	調査前 高さ, m	調査前 径, φ	調査後 高さ, m	調査後 径, φ	相対沈下量 [mm]	車両通行可否
1	1号炉格納容器(1層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
2	2号炉格納容器(1層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
3	1号炉格納容器(2層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
4	2号炉格納容器(2層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
5	1号炉格納容器(3層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
6	2号炉格納容器(3層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
7	1号炉格納容器(4層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
8	2号炉格納容器(4層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
9	1号炉格納容器(5層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
10	2号炉格納容器(5層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
11	1号炉格納容器(6層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
12	2号炉格納容器(6層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
13	1号炉格納容器(7層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
14	2号炉格納容器(7層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
15	1号炉格納容器(8層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
16	2号炉格納容器(8層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
17	1号炉格納容器(9層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
18	2号炉格納容器(9層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
19	1号炉格納容器(10層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
20	2号炉格納容器(10層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
21	1号炉格納容器(11層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
22	2号炉格納容器(11層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
23	1号炉格納容器(12層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
24	2号炉格納容器(12層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
25	1号炉格納容器(13層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
26	2号炉格納容器(13層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
27	1号炉格納容器(14層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
28	2号炉格納容器(14層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
29	1号炉格納容器(15層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
30	2号炉格納容器(15層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
31	1号炉格納容器(16層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
32	2号炉格納容器(16層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
33	1号炉格納容器(17層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
34	2号炉格納容器(17層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
35	1号炉格納容器(18層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
36	2号炉格納容器(18層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
37	1号炉格納容器(19層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
38	2号炉格納容器(19層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
39	1号炉格納容器(20層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
40	2号炉格納容器(20層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
41	1号炉格納容器(21層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
42	2号炉格納容器(21層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
43	1号炉格納容器(22層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
44	2号炉格納容器(22層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
45	1号炉格納容器(23層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
46	2号炉格納容器(23層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
47	1号炉格納容器(24層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
48	2号炉格納容器(24層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
49	1号炉格納容器(25層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
50	2号炉格納容器(25層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
51	1号炉格納容器(26層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
52	2号炉格納容器(26層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
53	1号炉格納容器(27層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
54	2号炉格納容器(27層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
55	1号炉格納容器(28層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
56	2号炉格納容器(28層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
57	1号炉格納容器(29層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
58	2号炉格納容器(29層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
59	1号炉格納容器(30層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○
60	2号炉格納容器(30層)	14.100	φ1,000	14.000	φ1,000	0.100	○

※1 No. 16 については、周囲を地盤改良することとしており、地盤改良部と埋戻部との境界部に通行に支障のある段差が発生するものと想定し評価している。
 ※2 No. 56 及び 57 については、側方流動の影響も考慮した車両の通行性を確認するため、「(d) 液状化による側方流動の評価」にて評価している。


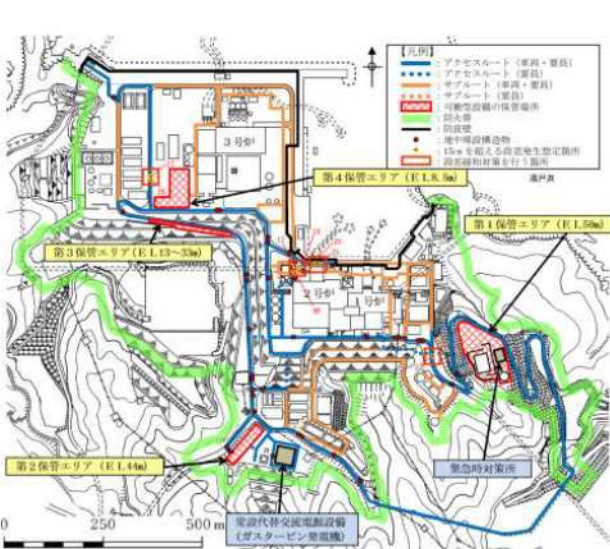
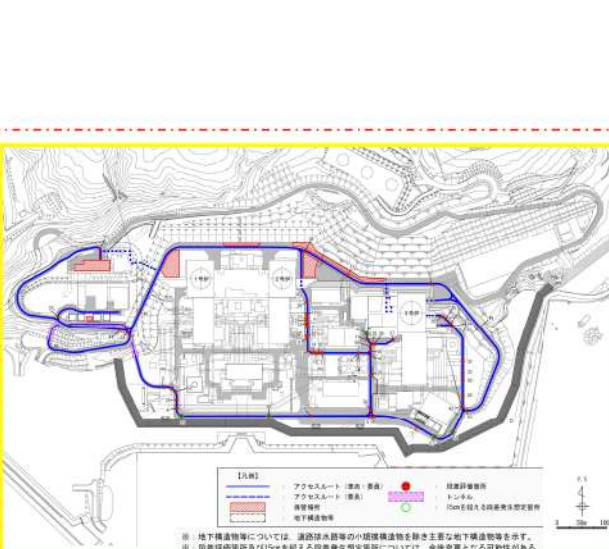
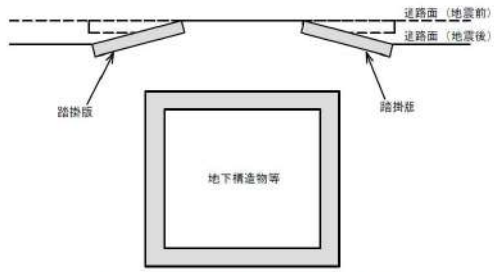
泊発電所 3号炉

第 6-13 表 沈下量算出結果

測し番号	名称	構造物下端		地下水位	相対沈下量 [mm]	車両通行可否
		T.P. (m)	高さ (m)			
1	1号炉格納容器(1層)	30.65	11.01	8.00	30.64	○
2	2号炉格納容器(1層)	14.00	-9.50	8.00	14.00	○
3	1号炉格納容器(2層)	14.00	0.37	4.00	14.00	○
4	2号炉格納容器(2層)	14.00	0.34	7.00	14.00	○
5	1号炉格納容器(3層)	14.00	-0.40	5.00	14.00	○
6	2号炉格納容器(3層)	14.00	0.30	1.00	14.00	○
7	1号炉格納容器(4層)	14.00	5.00	2.00	14.00	○
8	2号炉格納容器(4層)	14.00	5.20	2.00	14.00	○
9	1号炉格納容器(5層)	14.00	5.20	2.00	14.00	○
10	2号炉格納容器(5層)	14.00	0.05	0.00	14.00	○

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

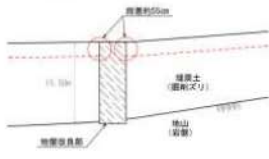
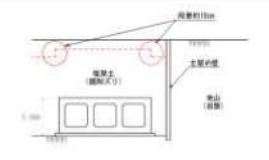
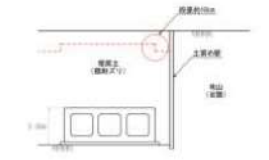
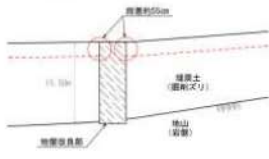
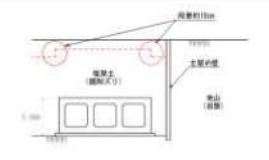
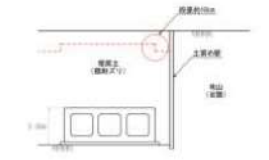

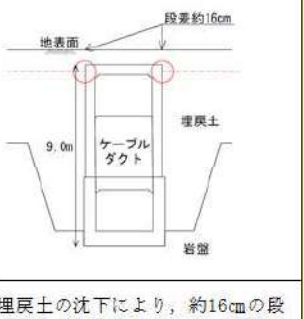

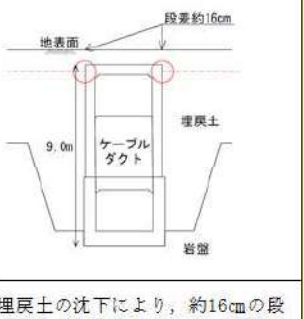
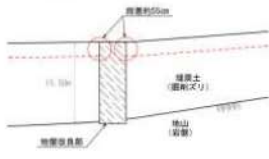
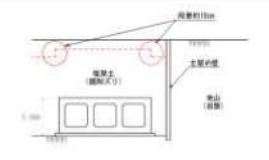
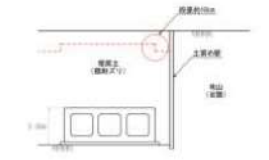

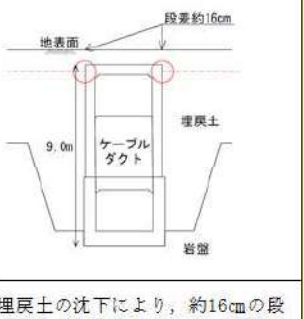
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-21図 地下構造物と埋戻部との境界部における段差評価結果</p>	 <p>第4-15図 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）における沈下量評価結果</p>	 <p>第6-20図 地下構造物等と埋戻部との境界部における段差評価結果</p>	<p>【島根】資料構成の相違・泊は女川と同様に対策概念図を記載。</p>
 <p>第6-21図 段差緩和対策概念図</p>			<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

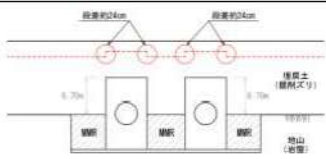
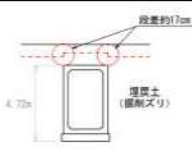

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>評価対象とする地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）の評価結果を第4-12表に示す。</p> <p>第4-12表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）の評価結果（1/3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="712 284 869 335">通し番号</th> <th data-bbox="869 284 1321 335">地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="712 335 869 606">3. 1号炉南側盛土部地盤改良部</td> <td data-bbox="869 335 1321 606">  <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約55cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 606 869 782">17. 2号炉循環水排水路（放水槽側）</td> <td data-bbox="869 606 1321 782">  <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 782 869 1141">18. 2号炉循環水排水路（取水槽側）</td> <td data-bbox="869 782 1321 1141">  <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）	3. 1号炉南側盛土部地盤改良部	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約55cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>	17. 2号炉循環水排水路（放水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>	18. 2号炉循環水排水路（取水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>	<p>評価対象とする地下構造物等と埋戻部との境界部の評価結果を第6-14表に示す。</p> <p>第6-14表 地下構造物等と埋戻部との境界部の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1400 255 1512 295">通し番号</th> <th data-bbox="1512 255 1948 295">地下構造物等と埋戻部との境界部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1400 295 1512 614">55, 56, 57, 58 防潮堤</td> <td data-bbox="1512 295 1948 614">  <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約32cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1400 614 1512 1005">32 CVケーブルダクト</td> <td data-bbox="1512 614 1948 1005">  <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約16cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	通し番号	地下構造物等と埋戻部との境界部	55, 56, 57, 58 防潮堤	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約32cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p>	32 CVケーブルダクト	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約16cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に基準値以上の段差が発生する箇所の概要図を記載。</p>
通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）																
3. 1号炉南側盛土部地盤改良部	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約55cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>																
17. 2号炉循環水排水路（放水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>																
18. 2号炉循環水排水路（取水槽側）	 <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約18cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</p>																
通し番号	地下構造物等と埋戻部との境界部																
55, 56, 57, 58 防潮堤	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約32cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p>																
32 CVケーブルダクト	 <p>評価結果 埋戻土の沈下により、約16cmの段差発生が想定されるため、踏掛版等の敷設の対象として抽出する。</p>																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

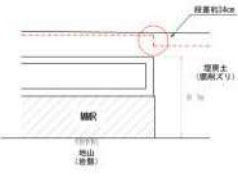
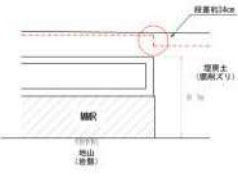
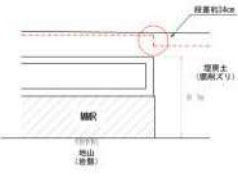
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第4-12表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部) の評価結果 (2/3)			
地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)			
20. 2号炉取水槽 (取水管取合部) (西側)			
21. 2号炉取水槽 (取水管取合部) (東側)	評価結果 ・埋戻部の沈下により、約24cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。		
26. 字中中連絡ダクト			
27. 旧2号炉放水口			
	評価結果 ・埋戻部の沈下により、約39cm及び約22cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p data-bbox="734 172 1303 226">第4-12表 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部) の評価結果 (3/3)</p> <table border="1" data-bbox="721 226 1326 571"> <tr> <td data-bbox="721 226 878 274">通し番号</td> <td data-bbox="878 226 1326 274">地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="721 274 878 481">46. 屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)</td> <td data-bbox="878 274 1326 481">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="721 481 878 571">評価結果</td> <td data-bbox="878 481 1326 571"> <ul style="list-style-type: none"> 埋戻部の沈下により、約34cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。 </td> </tr> </table>	通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)	46. 屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)		評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 埋戻部の沈下により、約34cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。 		
通し番号	地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部 (埋設物等境界部)								
46. 屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)									
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 埋戻部の沈下により、約34cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。 								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

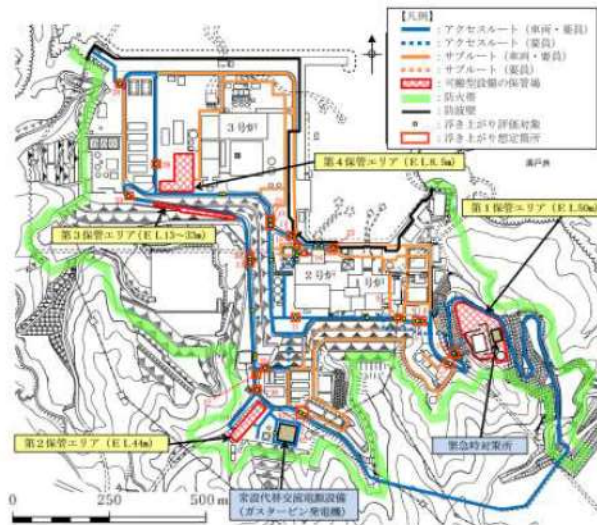

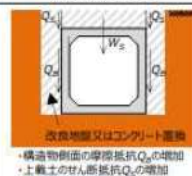


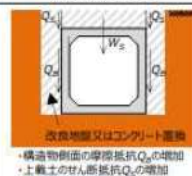


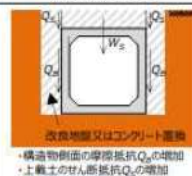

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																								
	<p>【浮き上がりの評価結果】</p> <p>浮き上がりの評価結果を第4-13表、地中埋設構造物の浮き上がり想定箇所を第4-16図に示す。</p> <p>4.(4)⑤a.(a)により抽出された浮き上がり評価対象構造物(39箇所)について、浮き上がり評価を行った結果、安全率が評価基準値の1.0を上回り、浮き上がり想定される箇所については、詳細設計段階において決定する地下水位を用いて再度浮き上がり評価を実施し、浮き上がり想定される地中埋設構造物については、第4-17図のとおり、揚圧力(U_s, U_b)に対する浮き上がり抵抗力(W_s, W_b, Q_s, Q_b)の不足分を補うため、構造物周辺の地盤改良やコンクリート置換、又はカウンターウエイトを設置する対策を実施する方針とする。</p> <p>第4-13表 浮き上がり評価結果</p> <p style="text-align: center;">■：安全率が評価基準値の1.0を上回る箇所</p> <table border="1" data-bbox="719 555 1312 1238"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>揚圧力 (kN/m)</th> <th>浮き上がり抵抗力 (kN/m)</th> <th>安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ケーブルダクト(D5ダクト)</td><td>42</td><td>38</td><td>1.11</td></tr> <tr><td>2</td><td>ケーブルダクト(D7ダクト)</td><td>29</td><td>18</td><td>1.62</td></tr> <tr><td>4</td><td>制御ケーブル巻戻ダクト</td><td>140</td><td>84</td><td>1.67</td></tr> <tr><td>5</td><td>消火配管ダクト</td><td>110</td><td>28</td><td>3.93</td></tr> <tr><td>6</td><td>ケーブルダクト</td><td>53</td><td>25</td><td>2.12</td></tr> <tr><td>7</td><td>ケーブルダクト</td><td>36</td><td>42</td><td>0.86</td></tr> <tr><td>8</td><td>西側配管巻戻ダクト</td><td>58</td><td>42</td><td>1.39</td></tr> <tr><td>9</td><td>ケーブルダクト</td><td>65</td><td>77</td><td>0.85</td></tr> <tr><td>10</td><td>排水配管</td><td>14</td><td>18</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>11</td><td>2号炉閉鎖用連続制御ケーブル配管ダクト</td><td>39</td><td>25</td><td>1.56</td></tr> <tr><td>12</td><td>OFケーブルダクト</td><td>116</td><td>169</td><td>0.69</td></tr> <tr><td>13</td><td>排水路</td><td>162</td><td>120</td><td>1.35</td></tr> <tr><td>14</td><td>光ケーブルダクト(No.20ダクト)</td><td>175</td><td>94</td><td>1.87</td></tr> <tr><td>15</td><td>除じん機洗浄水排水管(北側)</td><td>124</td><td>110</td><td>1.13</td></tr> <tr><td>16</td><td>除じん機洗浄水排水管(南側)</td><td>119</td><td>106</td><td>1.14</td></tr> <tr><td>17</td><td>2号炉排水排水路(取水機側)</td><td>1,491</td><td>2,606</td><td>0.58</td></tr> <tr><td>18</td><td>2号炉排水排水路(取水機側)</td><td>1,842</td><td>3,328</td><td>0.56</td></tr> <tr><td>20</td><td>2号炉取水機(取水管取合部)(西側)</td><td>6,616</td><td>7,419</td><td>0.82</td></tr> <tr><td>21</td><td>2号炉取水機(取水管取合部)(東側)</td><td>6,616</td><td>7,419</td><td>0.82</td></tr> <tr><td>22</td><td>海水電機、消火配管ダクト</td><td>53</td><td>35</td><td>1.52</td></tr> <tr><td>23</td><td>光ケーブルダクト(No.24ダクト)</td><td>200</td><td>94</td><td>2.13</td></tr> <tr><td>24</td><td>SB連絡ユーティリティ配管ダクト</td><td>200</td><td>223</td><td>0.89</td></tr> <tr><td>25</td><td>500kVケーブルダクト</td><td>150</td><td>205</td><td>0.74</td></tr> <tr><td>26</td><td>平中連絡ダクト</td><td>323</td><td>170</td><td>1.90</td></tr> <tr><td>28</td><td>重油移送配管ダクト</td><td>49</td><td>28</td><td>1.75</td></tr> <tr><td>29</td><td>光ケーブルダクト(No.21ダクト)</td><td>229</td><td>218</td><td>1.06</td></tr> <tr><td>30</td><td>上水配管機断ダクト</td><td>167</td><td>101</td><td>1.66</td></tr> <tr><td>31</td><td>排水路</td><td>140</td><td>73</td><td>1.92</td></tr> <tr><td>32</td><td>44m盤消火配管トレンチ(Ⅲ)</td><td>24</td><td>36</td><td>0.67</td></tr> <tr><td>33</td><td>OFケーブルダクト</td><td>101</td><td>161</td><td>0.63</td></tr> <tr><td>34</td><td>制御ケーブルダクト</td><td>53</td><td>76</td><td>0.70</td></tr> <tr><td>35</td><td>排水路</td><td>22</td><td>12</td><td>1.84</td></tr> <tr><td>37</td><td>U-600機断側溝</td><td>20</td><td>15</td><td>1.34</td></tr> <tr><td>38</td><td>排水路</td><td>139</td><td>94</td><td>1.46</td></tr> <tr><td>41</td><td>重圧管</td><td>57</td><td>43</td><td>1.33</td></tr> <tr><td>42</td><td>44m盤消火配管トレンチ(Ⅳ)</td><td>28</td><td>22</td><td>1.28</td></tr> <tr><td>45</td><td>屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)</td><td>51</td><td>67</td><td>0.77</td></tr> <tr><td>46</td><td>屋外配管ダクト(タービン建屋～放水機)</td><td>576</td><td>880</td><td>0.66</td></tr> <tr><td>47</td><td>屋外配管ダクト(タービン建屋～排気機)</td><td>508</td><td>591</td><td>0.86</td></tr> </tbody> </table>	通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗力 (kN/m)	安全率	1	ケーブルダクト(D5ダクト)	42	38	1.11	2	ケーブルダクト(D7ダクト)	29	18	1.62	4	制御ケーブル巻戻ダクト	140	84	1.67	5	消火配管ダクト	110	28	3.93	6	ケーブルダクト	53	25	2.12	7	ケーブルダクト	36	42	0.86	8	西側配管巻戻ダクト	58	42	1.39	9	ケーブルダクト	65	77	0.85	10	排水配管	14	18	0.78	11	2号炉閉鎖用連続制御ケーブル配管ダクト	39	25	1.56	12	OFケーブルダクト	116	169	0.69	13	排水路	162	120	1.35	14	光ケーブルダクト(No.20ダクト)	175	94	1.87	15	除じん機洗浄水排水管(北側)	124	110	1.13	16	除じん機洗浄水排水管(南側)	119	106	1.14	17	2号炉排水排水路(取水機側)	1,491	2,606	0.58	18	2号炉排水排水路(取水機側)	1,842	3,328	0.56	20	2号炉取水機(取水管取合部)(西側)	6,616	7,419	0.82	21	2号炉取水機(取水管取合部)(東側)	6,616	7,419	0.82	22	海水電機、消火配管ダクト	53	35	1.52	23	光ケーブルダクト(No.24ダクト)	200	94	2.13	24	SB連絡ユーティリティ配管ダクト	200	223	0.89	25	500kVケーブルダクト	150	205	0.74	26	平中連絡ダクト	323	170	1.90	28	重油移送配管ダクト	49	28	1.75	29	光ケーブルダクト(No.21ダクト)	229	218	1.06	30	上水配管機断ダクト	167	101	1.66	31	排水路	140	73	1.92	32	44m盤消火配管トレンチ(Ⅲ)	24	36	0.67	33	OFケーブルダクト	101	161	0.63	34	制御ケーブルダクト	53	76	0.70	35	排水路	22	12	1.84	37	U-600機断側溝	20	15	1.34	38	排水路	139	94	1.46	41	重圧管	57	43	1.33	42	44m盤消火配管トレンチ(Ⅳ)	28	22	1.28	45	屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)	51	67	0.77	46	屋外配管ダクト(タービン建屋～放水機)	576	880	0.66	47	屋外配管ダクト(タービン建屋～排気機)	508	591	0.86		<p>【島根】資料構成の相違</p> <p>・泊は女川と同様に浮き上がりの評価を後段に記載。</p>
通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗力 (kN/m)	安全率																																																																																																																																																																																																							
1	ケーブルダクト(D5ダクト)	42	38	1.11																																																																																																																																																																																																							
2	ケーブルダクト(D7ダクト)	29	18	1.62																																																																																																																																																																																																							
4	制御ケーブル巻戻ダクト	140	84	1.67																																																																																																																																																																																																							
5	消火配管ダクト	110	28	3.93																																																																																																																																																																																																							
6	ケーブルダクト	53	25	2.12																																																																																																																																																																																																							
7	ケーブルダクト	36	42	0.86																																																																																																																																																																																																							
8	西側配管巻戻ダクト	58	42	1.39																																																																																																																																																																																																							
9	ケーブルダクト	65	77	0.85																																																																																																																																																																																																							
10	排水配管	14	18	0.78																																																																																																																																																																																																							
11	2号炉閉鎖用連続制御ケーブル配管ダクト	39	25	1.56																																																																																																																																																																																																							
12	OFケーブルダクト	116	169	0.69																																																																																																																																																																																																							
13	排水路	162	120	1.35																																																																																																																																																																																																							
14	光ケーブルダクト(No.20ダクト)	175	94	1.87																																																																																																																																																																																																							
15	除じん機洗浄水排水管(北側)	124	110	1.13																																																																																																																																																																																																							
16	除じん機洗浄水排水管(南側)	119	106	1.14																																																																																																																																																																																																							
17	2号炉排水排水路(取水機側)	1,491	2,606	0.58																																																																																																																																																																																																							
18	2号炉排水排水路(取水機側)	1,842	3,328	0.56																																																																																																																																																																																																							
20	2号炉取水機(取水管取合部)(西側)	6,616	7,419	0.82																																																																																																																																																																																																							
21	2号炉取水機(取水管取合部)(東側)	6,616	7,419	0.82																																																																																																																																																																																																							
22	海水電機、消火配管ダクト	53	35	1.52																																																																																																																																																																																																							
23	光ケーブルダクト(No.24ダクト)	200	94	2.13																																																																																																																																																																																																							
24	SB連絡ユーティリティ配管ダクト	200	223	0.89																																																																																																																																																																																																							
25	500kVケーブルダクト	150	205	0.74																																																																																																																																																																																																							
26	平中連絡ダクト	323	170	1.90																																																																																																																																																																																																							
28	重油移送配管ダクト	49	28	1.75																																																																																																																																																																																																							
29	光ケーブルダクト(No.21ダクト)	229	218	1.06																																																																																																																																																																																																							
30	上水配管機断ダクト	167	101	1.66																																																																																																																																																																																																							
31	排水路	140	73	1.92																																																																																																																																																																																																							
32	44m盤消火配管トレンチ(Ⅲ)	24	36	0.67																																																																																																																																																																																																							
33	OFケーブルダクト	101	161	0.63																																																																																																																																																																																																							
34	制御ケーブルダクト	53	76	0.70																																																																																																																																																																																																							
35	排水路	22	12	1.84																																																																																																																																																																																																							
37	U-600機断側溝	20	15	1.34																																																																																																																																																																																																							
38	排水路	139	94	1.46																																																																																																																																																																																																							
41	重圧管	57	43	1.33																																																																																																																																																																																																							
42	44m盤消火配管トレンチ(Ⅳ)	28	22	1.28																																																																																																																																																																																																							
45	屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)	51	67	0.77																																																																																																																																																																																																							
46	屋外配管ダクト(タービン建屋～放水機)	576	880	0.66																																																																																																																																																																																																							
47	屋外配管ダクト(タービン建屋～排気機)	508	591	0.86																																																																																																																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	 <p>第4-16 図 地中埋設構造物の浮き上がり想定箇所</p> <table border="1" data-bbox="757 813 1294 1204"> <tr> <td data-bbox="757 813 851 1029"> <p>【案1】 地盤改良又は コンクリート置換</p> </td> <td data-bbox="851 813 1075 1029"> <p>トレンチ構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加</p> </td> <td data-bbox="1075 813 1294 1029"> <p>ボックスカルバート構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加 ・上載土のせん断抵抗Q_uの増加 ・鉛直荷重W_sの増加</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="757 1029 851 1204"> <p>【案2】 カウンター ウェイトの設置</p> </td> <td data-bbox="851 1029 1075 1204"> <p>-</p> </td> <td data-bbox="1075 1029 1294 1204">  <p>カウンターウェイト ・鉛直荷重W_sの増加 ・構造物の自重W_oの増加</p> </td> </tr> </table> <p>第4-17 図 地中埋設構造物の浮き上がり対策（案）</p>	<p>【案1】 地盤改良又は コンクリート置換</p>	<p>トレンチ構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加</p>	<p>ボックスカルバート構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加 ・上載土のせん断抵抗Q_uの増加 ・鉛直荷重W_sの増加</p>	<p>【案2】 カウンター ウェイトの設置</p>	<p>-</p>	 <p>カウンターウェイト ・鉛直荷重W_sの増加 ・構造物の自重W_oの増加</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に浮き上がりの評価を後段に記載。</p>
<p>【案1】 地盤改良又は コンクリート置換</p>	<p>トレンチ構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加</p>	<p>ボックスカルバート構造</p>  <p>改良地盤又はコンクリート置換 ・構造物側面の摩擦抵抗Q_sの増加 ・上載土のせん断抵抗Q_uの増加 ・鉛直荷重W_sの増加</p>							
<p>【案2】 カウンター ウェイトの設置</p>	<p>-</p>	 <p>カウンターウェイト ・鉛直荷重W_sの増加 ・構造物の自重W_oの増加</p>							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

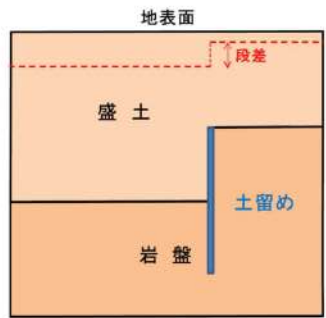
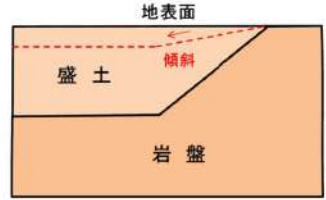
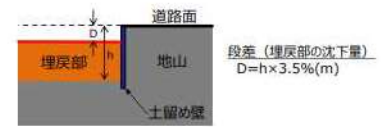
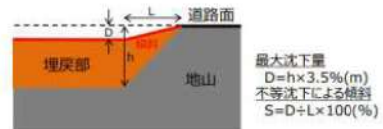
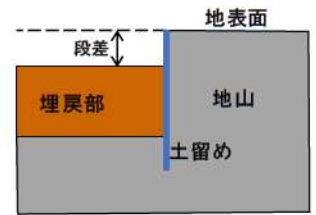
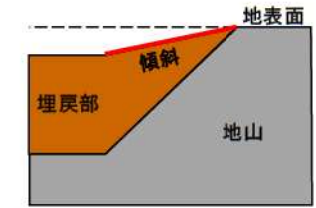

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 地山と埋戻部との境界部における段差・傾斜評価 建設時の掘削や敷地の造成等により、地山と埋戻部との境界が生じる。地震時にこの境界部に生じる段差や傾斜が車両の通行に影響がないか評価する。</p> <p>i. 評価方針 評価対象とする地山と埋戻部との境界部については地山を垂直に掘削した箇所や地山に勾配を設けて掘削した箇所が考えられる。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージを第 6-22 図に示す。 地山を垂直に掘削した箇所は盛土層厚が急変するため段差が生じる。よって、基準地震動 Ss に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。 地山に勾配を設けて掘削した箇所は盛土層厚が急変しないため、地震時に車両の通行に支障となる段差は発生しない。しかし、液状化及び揺すり込みによる沈下により傾斜が生じるため、基準地震動 Ss に対する液状化及び揺すり込みによる傾斜を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。</p>	<p>b. 地山と埋戻部との境界部</p> <p>(a) 評価方法 地山（岩盤）と埋戻部との境界部については、地山を垂直に掘削した箇所及び地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価を行う。第 4-18 図に地山を垂直に掘削した箇所における段差発生状況、また、第 4-19 図に地山に勾配を設けて掘削した箇所の傾斜発生状況を示す。傾斜及び段差が生じる可能性がある地山と埋戻部との境界部について、4 箇所抽出した。抽出結果を第 4-20 図に示す。 この抽出箇所において、3. (4) c. ⑤ (a) と同様に液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮し、両沈下量の合計を総沈下量として埋戻部の沈下量の評価を行う。 液状化及び揺すり込みによる沈下によりアクセスルート上に発生する地表面の傾斜及び段差量の評価基準値については、緊急車両が徐行により登坂可能な勾配 (15%) 及び走行可能な段差量 (15cm) とする。</p>	<p>(c) 地山と埋戻部との境界部における段差・傾斜評価 建設時の掘削や敷地の造成等により、地山と埋戻部との境界が生じる。地震時にこの境界部に生じる段差や傾斜が車両の通行に影響がないか評価する。</p> <p>i. 評価方針 評価対象とする地山と埋戻部との境界部については地山を垂直に掘削した箇所や地山に勾配を設けて掘削した箇所が考えられる。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージを第 6-22 図に示す。 地山を垂直に掘削した箇所は埋戻土層厚が急変するため段差が生じる。よって、基準地震動に対する液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。 地山に勾配を設けて掘削した箇所は埋戻土層厚が急変しないため、地震時に車両の通行に支障となる段差は発生しない。しかし、液状化及び揺すり込みによる沈下により傾斜が生じるため、基準地震動に対する液状化及び揺すり込みによる傾斜を算出し、車両の通行に影響がないか評価する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川をベースとし、評価方針、評価方法、評価結果を記載。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>地山を垂直に掘削した箇所</p>  <p>地山に勾配を設けて掘削した箇所</p>	 <p>第4-18図 地山を垂直に掘削した箇所における段差発生状況</p>  <p>第4-19図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の傾斜発生状況</p>	 <p>地山を垂直に掘削した箇所</p>  <p>地山に勾配を設けて掘削した箇所</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
<p>第6-22図 液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージ図</p>	 <p>第4-20図 地山と埋戻部との境界部の抽出結果</p>	<p>第6-22図 液状化及び揺すり込みによる沈下のイメージ</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に抽出結果を後段に記載。</p>

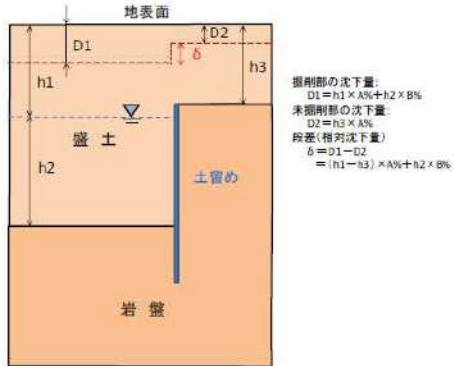
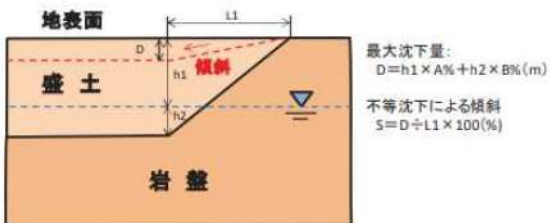
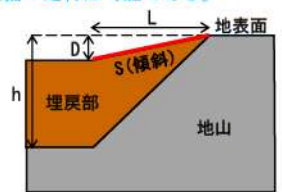
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ii. 評価方法</p> <p>(i) 地山を垂直に掘削した箇所の評価方法</p> <p>地山を垂直に掘削した箇所を評価対象箇所として抽出し、液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差の評価を行う。評価基準値は、車両通行の許容段差量15cm*とする。</p> <p>段差の算出方法は第6-23図に示すとおり、掘削部と未掘削部の沈下量を算出し、その差を段差とする。</p> <p>沈下量は「地下構造物と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも盛土1.4%、旧表土2.8%とする。</p> <p>なお、セメント改良土で埋め戻されている箇所については沈下が生じないものとして評価する。</p> <p>※依藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について（平成19年度近畿地方整備局研究発表会）</p>	<p>【液状化による沈下量の算出法】</p> <p>3.(4)c. ⑤(a)と同様に、飽和地盤の液状化による沈下量は、地下水位以深の飽和地盤（埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層及び旧表土）を、保守的にすべて液状化による沈下の対象層とし、その堆積層厚の3.5%とした。</p> <p>【揺すり込み沈下量の算出法】</p> <p>3.(4)c. ⑤(a)と同様に、不飽和地盤の揺すり込み沈下量は、地表～地下水位以浅の不飽和地盤を、すべて揺すり込み沈下の対象層とし、その堆積層厚の3.5%とした。</p> <p>【地下水位の設定】</p> <p>3.(4)c. ⑤(a)と同様に、沈下量の算出における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙（36）参照）</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>【沈下量の評価結果】</p> <p>沈下量の算定結果を第4-14表、第4-15表及び第4-21図に示す。通行に支障のある段差の発生が想定される箇所については、あらかじめ段差緩和対策を行う。（別紙（30）参照）万一、想定を上回る段差が生じた場合は、迂回する、又は段差復旧用の砕石等を用いて、重機により仮復旧を行う。（別紙（9）参照）</p> <p>なお、段差を応急的に復旧する作業ができるよう重機・資材（段差復旧用の砕石等）の配備並びに訓練を実施するとともに、復旧後車両が徐行運転をすることで通行可能であることを確認している。（別紙（9）、別紙（10）参照）</p>	<p>ii. 評価方法</p> <p>(i) 地山を垂直に掘削した箇所の評価方法</p> <p>泊発電所敷地内において、地山を垂直に掘削した箇所はないため、評価対象箇所はない。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に、地山を垂直に掘削した箇所と地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価を分けて記載。評価方法に相違はない。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による評価対象の有無の相違。

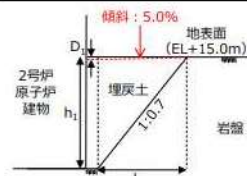
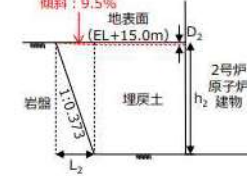
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-23図 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した段差の評価</p> <p>(ii) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価方法 地山に勾配を設けて掘削した箇所を抽出し、最大傾斜が発生すると考えられる最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所の液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価を行う。評価基準値は車両が登坂可能な勾配である16%*とする。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜は第6-24図に示すように評価箇所での最大沈下が発生した場合の傾斜（最大沈下量/地山傾斜部の幅）を算出する。</p> <p>沈下量は「地下構造物と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも盛土1.4%、旧表土2.8%とする。</p> <p>※走行時において車両重量が最も大きい熱交換器ユニットについて、勾配16%の登坂能力を有していることから、可搬型設備の走行は可能である。</p>  <p>第6-24図 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価</p>		<p>(ii) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価方法 地山に勾配を設けて掘削した箇所を抽出し、最大傾斜が発生すると考えられる最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所の液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価を行う。評価基準値は車両が登坂可能な勾配である12%*とする。</p> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜は第6-23図に示すように評価箇所での最大沈下が発生した場合の傾斜（最大沈下量/地山傾斜部の幅）を算出する。</p> <p>沈下量は「地下構造物と埋戻部との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも1、2号埋戻土、3号埋戻土ともに1.7%とする。</p> <p>※：走行時において車両重量が最も大きい可搬型代替電源車について、勾配12%の登坂能力を有していることから、可搬型設備の走行は可能である。</p>  <p>第6-23図 液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜の評価</p>	<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価基準値、沈下量の相違。評価方法に相違はない。</p>

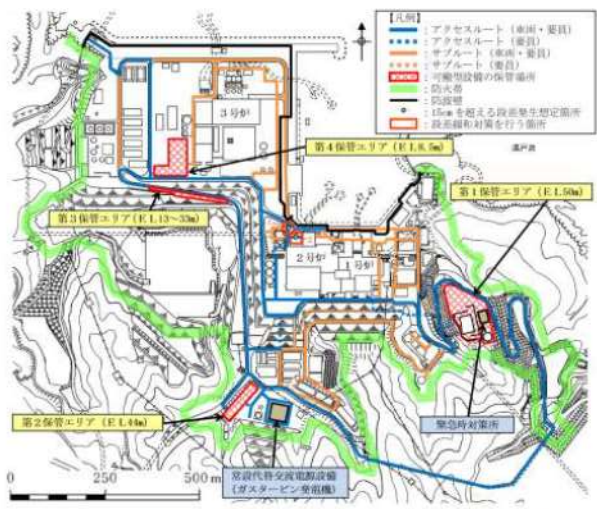
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
	<p>第4-14表 地山と埋戻部との境界部（地山を垂直に掘削した箇所）における沈下量（段差）算定結果</p> <p style="text-align: center;">■ 段差（絶対沈下量）が15~50mmの箇所</p> <table border="1" data-bbox="712 231 1305 316"> <thead> <tr> <th rowspan="2">掘削番号</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">掘削前</th> <th colspan="2">掘削後</th> <th rowspan="2">掘削後沈下量</th> <th rowspan="2">許容沈下量</th> <th rowspan="2">基準適合状況</th> </tr> <tr> <th>T.P. (m)</th> <th>T.P. (m)</th> <th>T.P. (m)</th> <th>T.P. (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2号炉埋戻水排水路埋戻し工場の取（取水槽側）</td> <td>8.50</td> <td>-4.00</td> <td>12.00</td> <td>8.80</td> <td>0.44</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2号炉埋戻水排水路埋戻し工場の取（取水槽側）</td> <td>8.50</td> <td>-6.50</td> <td>13.35</td> <td>8.50</td> <td>0.54</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4-15表 地山と埋戻部との境界部（地山に勾配を設けて掘削した箇所）における沈下量（傾斜）算定結果</p> <p style="text-align: center;">■ 傾斜が10%以上の箇所</p> <table border="1" data-bbox="712 486 1305 542"> <thead> <tr> <th rowspan="2">掘削番号</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">掘削前</th> <th colspan="2">掘削後</th> <th rowspan="2">掘削後傾斜</th> <th rowspan="2">基準適合状況</th> </tr> <tr> <th>T.P. (m)</th> <th>傾斜 (%)</th> <th>T.P. (m)</th> <th>傾斜 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2号炉原子炉建物南側</td> <td>176.7</td> <td>15.00</td> <td>19.7</td> <td>15.9</td> <td>0.60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2号炉原子炉建物西側</td> <td>176.375</td> <td>15.00</td> <td>19.7</td> <td>17.2</td> <td>0.60</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div data-bbox="721 550 1305 890"> <p>1. 2号炉原子炉建物南側</p>  <p>傾斜：5.0%</p> <p>地表面 (EL+15.0m)</p> <p>埋戻土</p> <p>岩盤</p> <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約5.0%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。</p> </div> <div data-bbox="721 893 1305 1184"> <p>2. 2号炉原子炉建物西側</p>  <p>傾斜：9.5%</p> <p>地表面 (EL+15.0m)</p> <p>埋戻土</p> <p>岩盤</p> <p>評価結果 ・埋戻部の沈下により、約9.5%の傾斜発生が想定されるが、可搬型設備の通行に及ぼす影響はない。</p> </div> </div>	掘削番号	名称	掘削前		掘削後		掘削後沈下量	許容沈下量	基準適合状況	T.P. (m)	T.P. (m)	T.P. (m)	T.P. (m)	1	2号炉埋戻水排水路埋戻し工場の取（取水槽側）	8.50	-4.00	12.00	8.80	0.44	○	○	2	2号炉埋戻水排水路埋戻し工場の取（取水槽側）	8.50	-6.50	13.35	8.50	0.54	○	○	掘削番号	名称	掘削前		掘削後		掘削後傾斜	基準適合状況	T.P. (m)	傾斜 (%)	T.P. (m)	傾斜 (%)	1	2号炉原子炉建物南側	176.7	15.00	19.7	15.9	0.60	○	2	2号炉原子炉建物西側	176.375	15.00	19.7	17.2	0.60	○		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に、地山を垂直に掘削した箇所と地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価を分けて記載。評価方法に相違はない。</p>
掘削番号	名称			掘削前		掘削後					掘削後沈下量	許容沈下量	基準適合状況																																																	
		T.P. (m)	T.P. (m)	T.P. (m)	T.P. (m)																																																									
1	2号炉埋戻水排水路埋戻し工場の取（取水槽側）	8.50	-4.00	12.00	8.80	0.44	○	○																																																						
2	2号炉埋戻水排水路埋戻し工場の取（取水槽側）	8.50	-6.50	13.35	8.50	0.54	○	○																																																						
掘削番号	名称	掘削前		掘削後		掘削後傾斜	基準適合状況																																																							
		T.P. (m)	傾斜 (%)	T.P. (m)	傾斜 (%)																																																									
1	2号炉原子炉建物南側	176.7	15.00	19.7	15.9	0.60	○																																																							
2	2号炉原子炉建物西側	176.375	15.00	19.7	17.2	0.60	○																																																							

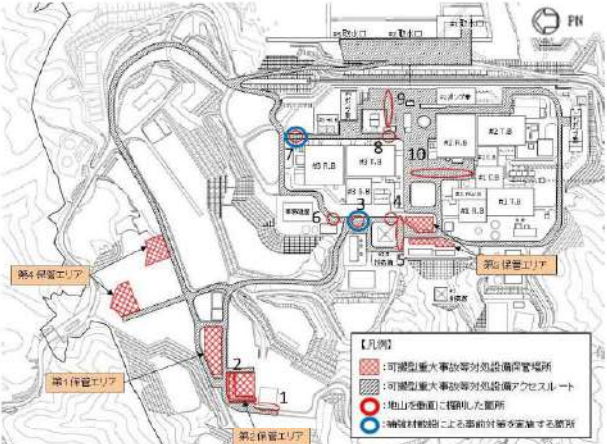
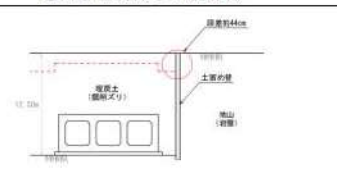
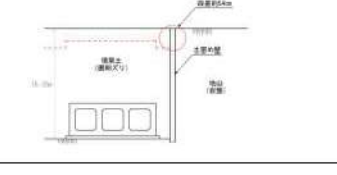
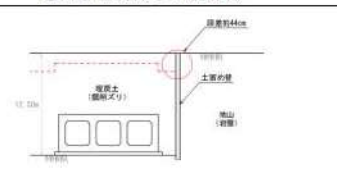
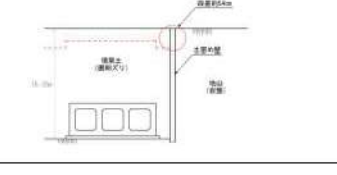
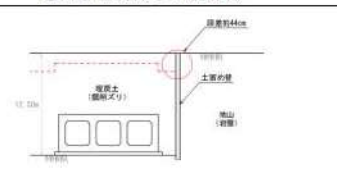
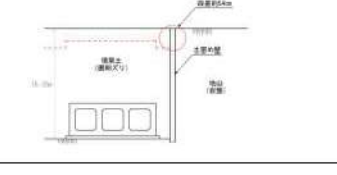
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 694 1249 721">第4-21 図 地山と埋戻部との境界部の沈下量評価結果</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 iii. 評価結果 (i) 地山を垂直に掘削した箇所の評価結果 地山を垂直に掘削した箇所の抽出結果を第6-25図に示す。また、評価結果を第6-12表に示す。通行に支障のある段差（許容段差量15cm以上）の発生が予想される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策により車両の通行性を確保する。  <p>第6-25図 地山を垂直に掘削した箇所の抽出箇所</p> <p>第6-12表 地山を垂直に掘削した箇所の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="67 925 672 1197"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">掘削前</th> <th colspan="2">掘削後</th> <th rowspan="2">掘削後掘削後</th> <th rowspan="2">掘削後掘削後</th> <th rowspan="2">掘削後掘削後</th> <th rowspan="2">掘削後掘削後</th> </tr> <tr> <th>掘削前</th> <th>掘削後</th> <th>掘削前</th> <th>掘削後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>緊急時排水</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>緊急時排水（緊急時排水用）</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部（放水槽側）</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	掘削前		掘削後		掘削後掘削後	掘削後掘削後	掘削後掘削後	掘削後掘削後	掘削前	掘削後	掘削前	掘削後	1	緊急時排水	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2	緊急時排水（緊急時排水用）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3	2号炉循環水排水路建設時土留め部（放水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	島根原子力発電所2号炉 評価対象とする地山と埋戻部との境界部の評価結果を第4-16表に示す。 第4-16表 地山と埋戻部との境界部の評価結果 <table border="1" data-bbox="694 335 1299 909"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>地山と埋戻部との境界部</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 2号炉循環水排水路建設時土留め部（放水槽側）</td> <td></td> <td>・埋戻部の沈下により、約44cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</td> </tr> <tr> <td>2. 2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）</td> <td></td> <td>・埋戻部の沈下により、約54cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。</td> </tr> </tbody> </table>	通し番号	地山と埋戻部との境界部	評価結果	1. 2号炉循環水排水路建設時土留め部（放水槽側）		・埋戻部の沈下により、約44cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。	2. 2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）		・埋戻部の沈下により、約54cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。	泊発電所3号炉 iii. 評価結果	相違理由 【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価結果の相違。泊は地山を垂直に掘削した箇所はない。
番号			名称	掘削前		掘削後					掘削後掘削後	掘削後掘削後	掘削後掘削後	掘削後掘削後																																																																																																																
	掘削前	掘削後		掘削前	掘削後																																																																																																																									
1	緊急時排水	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																					
2	緊急時排水（緊急時排水用）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																					
3	2号炉循環水排水路建設時土留め部（放水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																					
4	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																					
5	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																					
6	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																					
7	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																					
8	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																					
9	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																					
10	2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																																																																																																																					
通し番号	地山と埋戻部との境界部	評価結果																																																																																																																												
1. 2号炉循環水排水路建設時土留め部（放水槽側）		・埋戻部の沈下により、約44cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。																																																																																																																												
2. 2号炉循環水排水路建設時土留め部（取水槽側）		・埋戻部の沈下により、約54cmの段差発生が想定されるため、路盤補強の対象として抽出する。																																																																																																																												

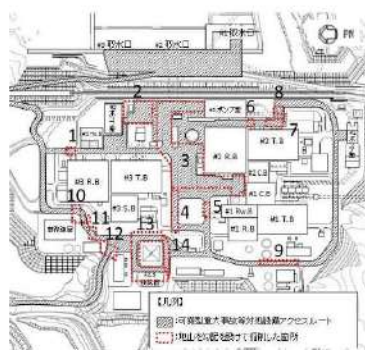
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

(ii) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

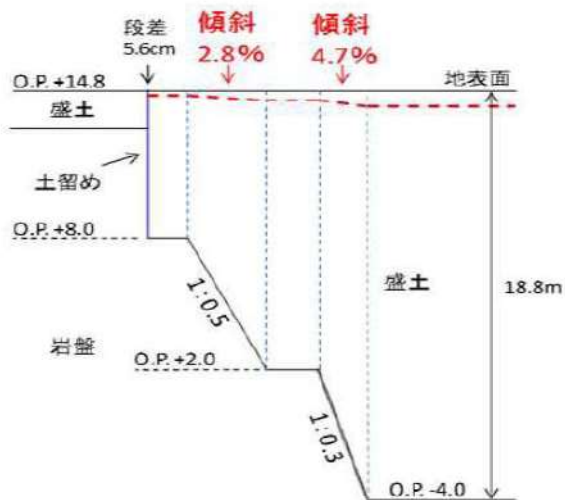
地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果を第6-26図に示す。また、最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所（番号14）の評価結果を第6-27図に示す。評価の結果、液状化及び揺すり込みによる沈下を考慮した傾斜は最大で4.7%であり、評価基準値16%以下のため、車両の通行に影響はない。



番号	掘削勾配*
1	1:1.5
2	1:1.5
3	1:1.5
4	1:1.5
5	1:0.8
6	1:0.8
7	1:1.0
8	1:0.8
9	1:1.5
10	1:0.5
11	1:0.8
12	1:0.8
13	1:0.8
14	1:0.3

*複数の勾配を設けて掘削している箇所は最も急な勾配を記載

第6-26図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果



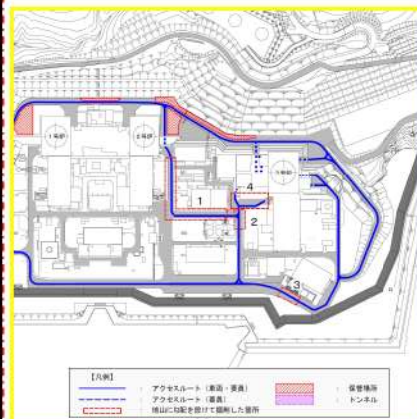
第6-27図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

(i) 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

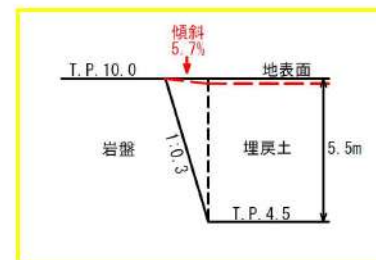
地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果を第6-24図に示す。また、最も急勾配を設けて地山を掘削した箇所の代表として番号1の評価結果を第6-25図に示す。



掘削番号	掘削勾配*
1	1:0.3
2	1:0.3
3	1:0.3
4	1:0.3

*：複数の勾配を設けて掘削している箇所は、最も急な勾配を記載

第6-24図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の抽出結果



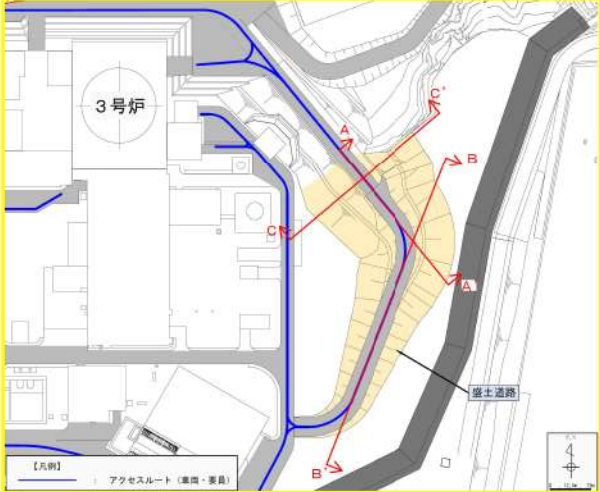
第6-25図 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。

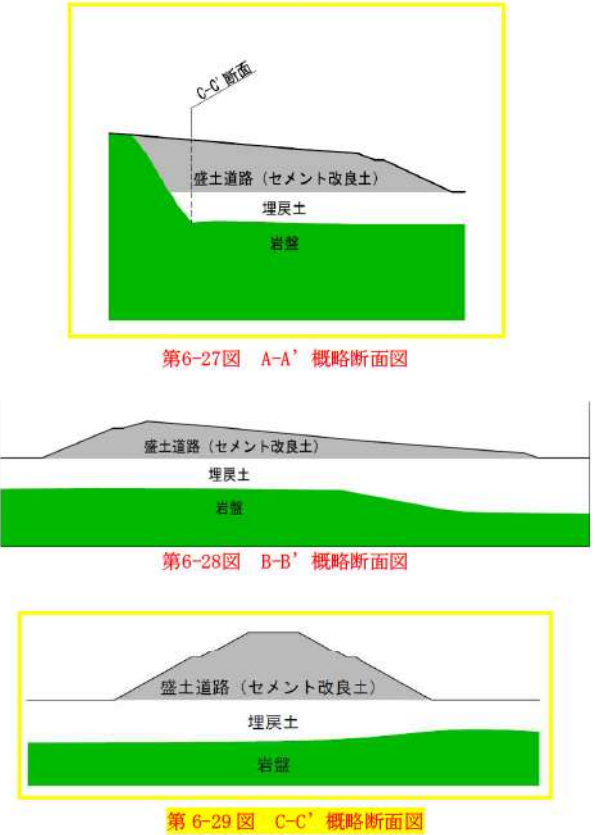
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		<p>(d) 盛土構造による道路における段差・傾斜評価 アクセスルートのうち、T.P. 31.0m盤とT.P. 10.0m盤を接続するルートとして盛土構造による道路を構築する。道路の平面図を第6-26図に示す。当該箇所について、液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行う。</p>  <p>第6-26図 盛土構造による道路平面図</p> <p>i. 評価方法 盛土構造による道路部において、T.P. 10.0m盤以下に埋戻土が分布していることを踏まえ、基準地震動による有効応力解析を実施し、液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行う。評価断面は、盛土構造による道路部の地盤状況及び構造的特徴を踏まえて、縦断方向及び横断方向について評価する。縦断方向については、岩盤面と盛土高の変化に着目したA-A'断面及びB-B'断面とする。横断方向については、上載荷重が大きいほど盛土下部の埋戻土の側方流動への影響が大きくなるものと考えられることから、盛土道路の下部に埋戻土が存在するエリアのうち、盛土高さが最も高くなるC-C'断面とする。A-A'断面の概略断面図を第6-27図、B-B'断面の概略断面図を第6-28図、C-C'断面の概略断面図を第6-29図に示す。</p>	<p>【女川及び島根】評価内容の相違 ・プラントの相違による評価対象の相違。泊は盛土構造による道路部における段差・傾斜評価を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第6-27図 A-A' 概略断面図</p> <p>第6-28図 B-B' 概略断面図</p> <p>第6-29図 C-C' 概略断面図</p> <p>段差及び傾斜の評価は、基準地震動による有効応力解析から得られる変形量と、沈下対象層における揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下による沈下量を合算した上で実施する。盛土道路はセメント改良土で構築することから、沈下対象層はT.P.10.0m盤以下の埋戻土とする。沈下量は、「地下構造物と埋戻土との境界部」と同様に評価し、不飽和地盤、飽和地盤の沈下率はいずれも1.7%とする。</p> <p>段差の評価基準値については、車両が通行可能な段差量15cmとし、傾斜の評価基準値は車両が登坂可能な勾配である12%とする。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

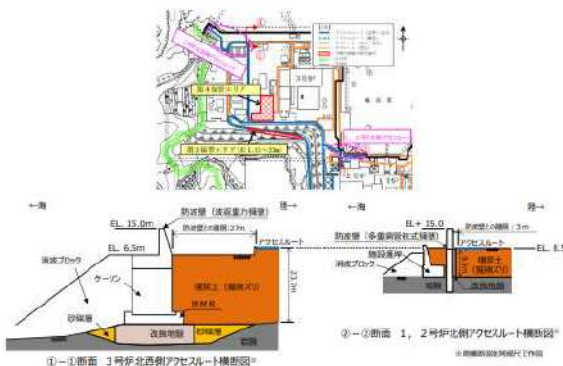

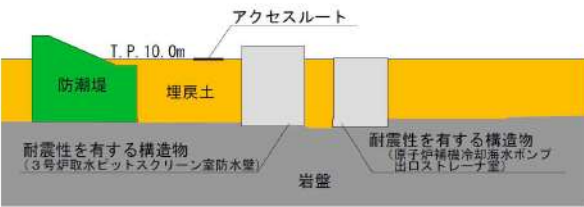
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ii. 評価結果 盛土構造による道路部における段差及び傾斜の評価結果を第6-30図に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 （第4条「地盤の液状化影響評価」の審査を踏まえ、 基準地震動を用いた評価を実施する）</p> </div> <p>第6-30図 盛土構造による道路部における段差及び傾斜評価結果</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>	

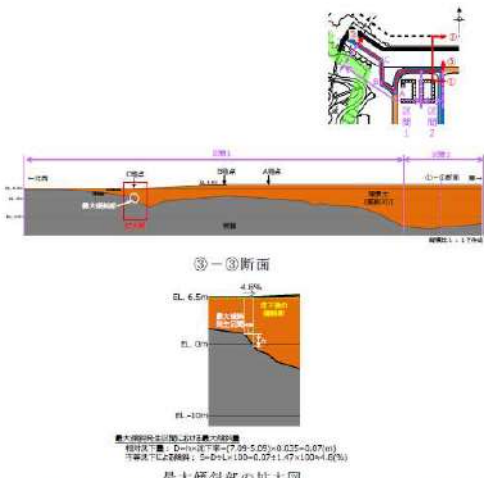
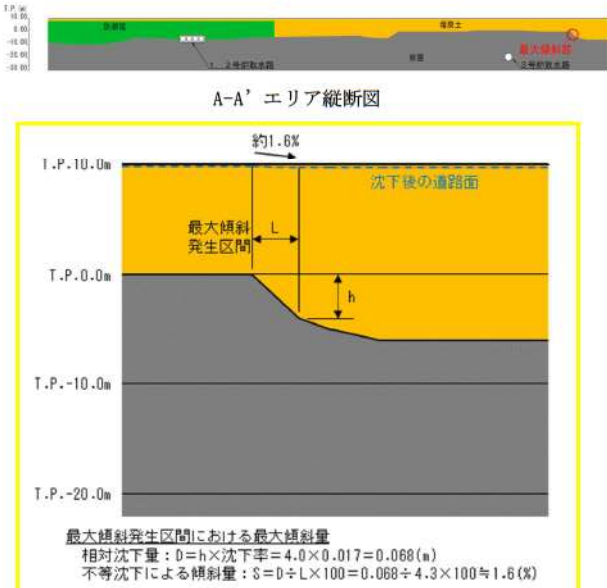
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(d) 液状化による側方流動の評価 地盤の液状化を考慮する際、河川や海等の水際背後地盤又は地表面が傾斜している場合には、側方流動による影響があると考えられる。 防潮堤より海側のアクセスルートは水際背後地盤部に位置していることから、側方流動が発生した場合のアクセスルートへの影響を評価する。</p> <p>i. 評価方法</p>	<p>c. 側方流動による沈下 アクセスルート上の段差評価において、地震時の液状化に伴う側方流動が段差評価に与える影響を検討する。</p> <p>(a) 評価方法 【側方流動の評価方法】 側方流動による影響は、「道路橋示方書・同解説V耐震設計編（平成14年3月）」より、水際線から100m以内の範囲とされていることから、海岸線よりおおむね100mの範囲に位置するアクセスルートにおいて、埋戻土の層厚、範囲等を考慮して検討位置を選定する。 海岸付近のアクセスルートのうち、埋戻土層厚が厚く側方流動の影響が大きい断面として、3号炉北西側におけるアクセスルートの横断面①-①断面及び1、2号炉北側におけるアクセスルートの横断面②-②断面を第4-22図に示す。 ①-①断面は、②-②断面と比較して埋戻土層厚が厚いことから、液状化に伴う側方流動の影響が大きい。 また、②-②断面は、アクセスルートが防壁（多重鋼管杭式擁壁）に近接しており、液状化に伴う側方流動が抑制される。 以上を踏まえ、側方流動の影響検討範囲として3号炉北西側におけるアクセスルートを選定し、詳細に検討する。</p>  <p>第4-22図 海岸付近のアクセスルート横断面</p>	<p>(e) 液状化による側方流動の評価 アクセスルート上の段差評価において、地震時の液状化に伴う側方流動が段差評価に与える影響を検討する。</p> <p>i. 評価方法 検討対象範囲の位置図を第6-31図に示す。側方流動による影響は、「道路橋示方書・同解説V耐震設計編（平成14年3月）」より、水際線から100m以内の範囲とされていることから、水際線よりおおむね100mの範囲に位置するアクセスルートとしてA-A' エリア、B-B' エリア及びC-C' エリアを検討対象範囲とする。このうち、C-C' エリアについては、盛土構造による道路部における液状化の影響を考慮した段差及び傾斜の評価を行うため、ここでの検討対象から除外する。また、B-B' エリアについては、防潮堤や耐震性を有する構造物に囲まれた比較的狭いエリアであり、側方流動は抑制されることが想定される。B-B' エリア①地点の断面図を第6-32図に示す。以上より、A-A' エリアを側方流動の影響検討範囲として選定する。</p>  <p>第6-31図 検討対象範囲の位置図</p>  <p>第6-32図 B-B' エリア①地点断面図</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価位置の相違。</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に検討断面の選定の考え方を前段に記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による検討断面の選定経緯の相違。評価方法に相違はない。</p>

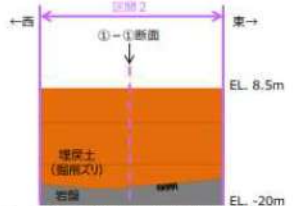
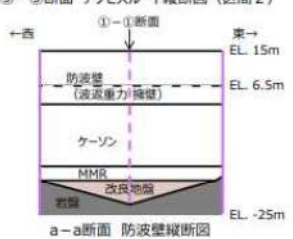
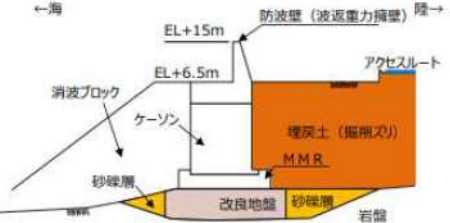

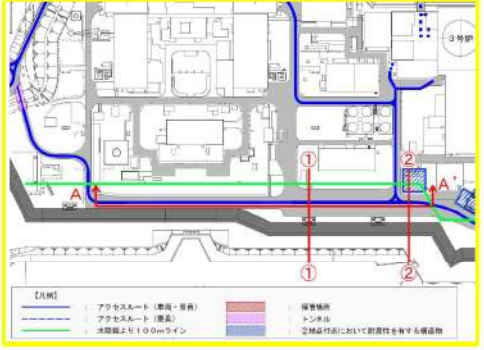
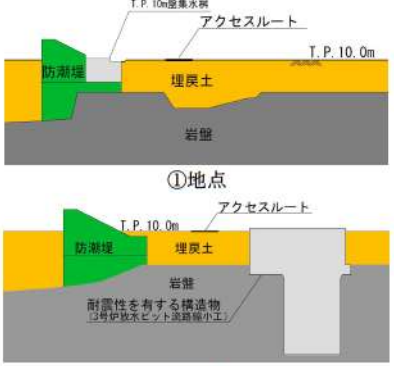
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>3号炉北西側におけるアクセスルート⁽³⁾の縦断面⁽³⁾を第4-23図に示す。</p> <p>③-③断面は、岩盤面の傾斜に伴い埋戻土（掘削ズリ）の層厚が変化する区間1（埋戻層厚：約0.9～23.5m）と、岩盤面がおおむね水平で埋戻土（掘削ズリ）の層厚が厚い区間2（埋戻層厚：約22.0～24.7m）に分類される。また、③-③断面全区間の岩盤面の傾斜は最大1:0.7程度であり、地下水位を地表面とした場合の液状化及び揺すり込みによる傾斜は最大5%程度のため、許容値15%を下回る。</p> <p>以上を踏まえ、3号炉北西側アクセスルート⁽³⁾の縦断面方向において可搬型設備の走行に影響はないことを確認した。</p> <p>また、側方流動の影響検討箇所は、埋戻土（掘削ズリ）が最も厚い区間2から選定する。</p>  <p>第4-23図 3号炉北西側におけるアクセスルート（縦断面）</p>	<p>A-A' エリアにおけるアクセスルート⁽³⁾の縦断面を第6-33図に示す。</p> <p>A-A' エリア全区間の岩盤の傾斜は、最大1:1.1程度であり、地下水位を地表面とした場合の液状化及び揺すり込みによる傾斜は最大1.6%程度のため、許容値12%を下回る。</p> <p>以上を踏まえ、A-A' エリアにおけるアクセスルート⁽³⁾の縦断面方向において可搬型設備の走行に影響はないことを確認した。</p> <p>また、側方流動の検討位置は、埋戻土が厚い位置から選定する。</p>  <p>第6-33図 A-A' エリアにおけるアクセスルート縦断面</p> <p>最大傾斜発生区間における最大傾斜量 相対沈下量：$\delta = h \times \text{沈下率} = 4.0 \times 0.017 = 0.068 \text{ (m)}$ 不等沈下による傾斜量：$\delta \div L \times 100 = 0.068 \div 4.3 \times 100 \approx 1.6 \text{ (\%)}$</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による検討断面の選定経緯の相違。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>防波壁（波返重力擁壁）の縦断面図を第4-24図に、防波壁（波返重力擁壁）（改良地盤部）を第4-25図に示す。</p> <p>アクセスルート（区間2）における埋戻土（掘削ズリ）の層厚はほぼ同等であるが、a-a断面に示すように、アクセスルート北側における岩盤面が深く、防波壁背面の埋戻土（掘削ズリ）及び砂礫層が厚く堆積しており、側方流動の影響が大きいと想定されることから、①-①断面を側方流動の影響検討箇所として選定した。</p>   <p>第4-24図 防波壁（波返重力擁壁）（縦断面図）</p>  <p>第4-25図 【側方流動検討断面】①-①断面 防波壁（波返重力擁壁）（改良地盤部）</p>	<p>A-A'エリアの地質縦断面図を第6-34図、検討断面位置図を第6-35図に示す。検討対象のA-A'エリアにおいて、①地点と②地点が埋戻土層が厚いことから、液状化に伴う側方流動の影響が大きいものと想定される。このうち、②地点については、第6-35図に示すとおり山側に耐震性を有する構造物があることから、側方流動は抑制されることが想定される。①地点及び②地点の断面図を第6-36図に示す。以上より、側方流動の影響検討断面として①地点を選定し、詳細に検討する。</p>  <p>第6-34図 海岸付近（A-A'エリア）の地質縦断面図</p>  <p>第6-35図 検討断面位置図</p>  <p>第6-36図 ①地点及び②地点断面図</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による検討断面の選定経緯の相違。評価方法に相違はない。</p>

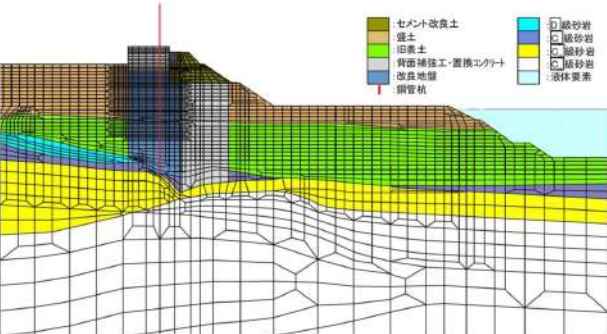
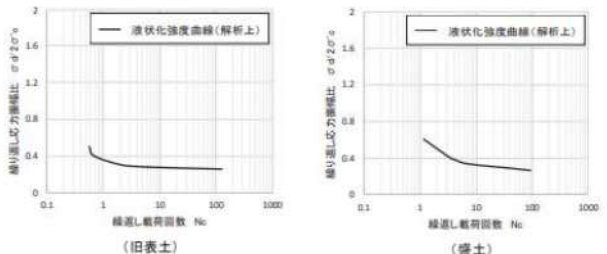
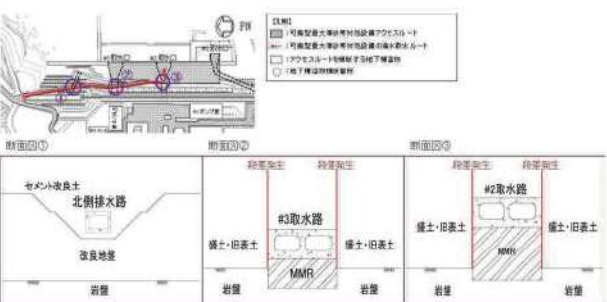
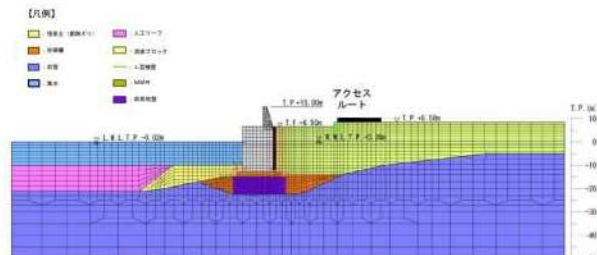
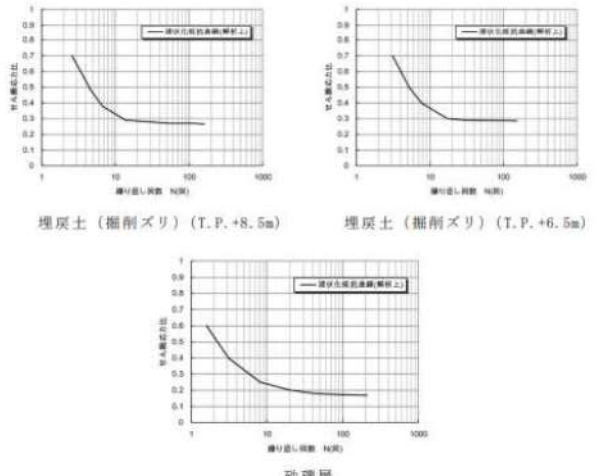
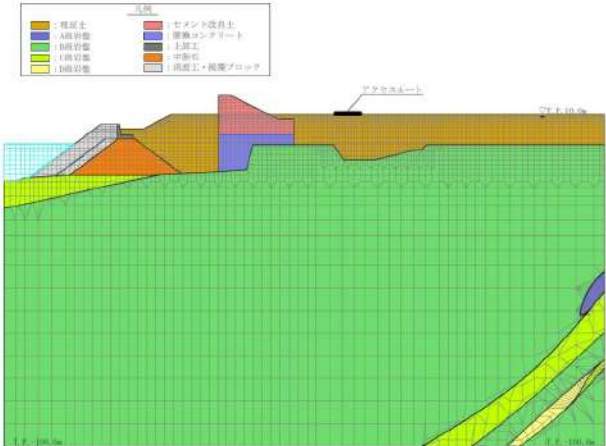
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>側方流動による水平及び鉛直変位は、液状化検討対象層である盛土及び旧表土の層厚が大きいほど影響が大きいと考えられることから、盛土及び旧表土層厚を考慮し評価断面を選定する。</p> <p>第 6-28 図に盛土、旧表土の分布図を示す。防潮堤の海側には広く旧表土が分布しており、第 6-29 図に示す海岸付近の地質断面図から、液状化検討対象層である盛土と旧表土層厚の合計が最大であり、かつ盛土よりも液状化強度が小さく側方流動の影響が大きいと考えられる旧表土層厚が最大となる位置を代表断面として選定した。側方流動による地形変化は、有効応力解析（解析コード FLIP (Ver7.3.0_2)）により評価する。</p> <p>検討位置を第 6-30 図、検討位置の地質断面図を第 6-31 図、解析メッシュ図を第 6-32 図、液状化パラメータを第 6-33 図に示す。</p> <p>アクセスルートの段差量については、代表断面における基準地震動 Ss による有効応力解析から算出される鉛直変位と、沈下対象層の揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下との総和により設定する。側方流動による段差は地下構造物を横断する箇所が発生するものと想定する。</p> <p>防潮堤より海側のアクセスルートが地下構造物を横断する箇所及び断面図を第 6-34 図に示す。2号炉及び3号炉取水路は周囲に盛土及び旧表土が存在しているため、取水路を横断する箇所に段差が発生すると想定する。</p> <div data-bbox="107 1109 638 1404"> <p>【凡例】 ○ 盛土 ○ 旧表土</p> </div> <p>第 6-28 図 盛土・旧表土の分布図</p>	<p>側方流動の検討位置及び地質断面図を第 4-26 図に示す。</p> <p>検討位置における水際線からアクセスルートまでの距離は約 40m である。</p> <p>地震時の液状化に伴う側方流動が段差評価に与える影響について、二次元有効応力解析に基づく検討を実施した。液状化による過剰間隙水圧の上昇が考慮できる有効応力解析には解析コード「FLIP」を使用する。</p> <p>【地下水位の設定】 3.(4)c. ⑤(a)と同様に、側方流動の評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p>	<p>側方流動の検討位置の地質断面図を第 6-37 図に示す。</p> <p>検討位置における水際線からアクセスルートまでの距離は約 80m である。</p> <p>地震時の液状化に伴う側方流動が段差評価に与える影響について、二次元有効応力解析に基づく検討を実施した。液状化による過剰間隙水圧の上昇が考慮できる有効応力解析には解析コード「FLIP」を使用する。</p> <p>アクセスルートの段差量については、代表断面における基準地震動による有効応力解析から算出される鉛直変位と、沈下対象層の揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下との総和により設定する。</p> <p>側方流動の段差評価における地下水位については、対象箇所が T.P. 10.0m 盤に位置することから地表面に設定する。（別紙(36)参照）</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に検討断面の選定の考え方を前段に記載。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第6-32図 解析メッシュ図</p>  <p>第6-33図 液状化パラメータ</p>  <p>第6-34図 地下構造物断面図</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>解析モデルを第4-27図、液状化パラメータを第4-28図に示す。 解析用地盤物性値は工認物性を基本とし、当該箇所に液状化対象層として分布する埋戻土（掘削ズリ）、砂礫層については液状化に伴う側方流動を考慮できるように液状化パラメータを設定した。入力地震動には、基準地震動Ssを解析モデル下端（T.P.-50m）まで引き上げた波形を用いる。</p>  <p>第4-27図 解析モデル図</p>  <p>第4-28図 液状化パラメータ</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>解析モデル図を第6-38図、液状化パラメータを第6-39図に示す。 解析用地盤物性値は工認物性を基本とし、当該箇所に液状化対象層として分布する埋戻土については液状化に伴う側方流動を考慮できるように液状化パラメータを設定した。入力地震動には、基準地震動を解析モデル下端（T.P.-100m）まで引き上げた波形を用いる。</p>  <p>第6-38図 解析モデル図</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 （液状化パラメータについては、第4条「地盤の液状化影響評価」の審査を踏まえ反映するため）</p> </div> <p>第6-39図 液状化パラメータ</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による解析モデルの相違。評価方法に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

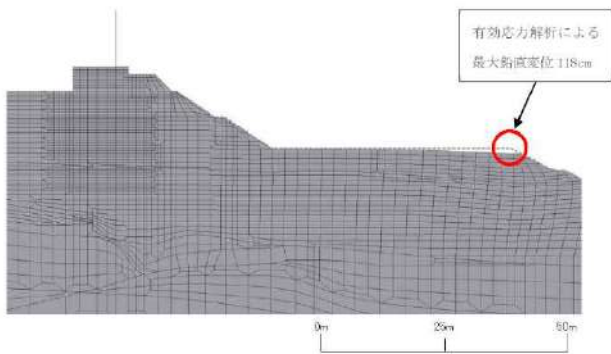
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

ii. 評価結果

有効応力解析により最大鉛直変位が発生した Ss-N1 の残留変形図を第 6-35 図に示す。また、有効応力解析で算出した鉛直変位と、沈下対象層の揺すり込み沈下及び過剰間隙水圧の消散に伴う沈下との総和により設定したアクセスルートの段差量を第 6-13 表に示す。

アクセスルートの段差量は車両通行の許容段差量 15cm 以上となることから、地盤改良による段差緩和対策により、車両の通行性を確保する。第 6-36 図に段差発生想定図を、第 6-37 図に地盤改良による段差緩和対策の概念図を示す。



第 6-35 図 残留変形図 (Ss-N1)

第 6-13 表 アクセスルートの段差量

	基準地震動 Ss						
	Ss-D1	Ss-D2	Ss-D3	Ss-F1	Ss-F2	Ss-F3	Ss-N1
有効応力解析による鉛直変位量 (cm)	87	83	83	108	113	67	118
沈下対象層の沈下量 (cm)	52	53	53	53	52	52	52
段差量 (cm)	139	136	136	161	165	119	170

島根原子力発電所2号炉

(b) 評価結果

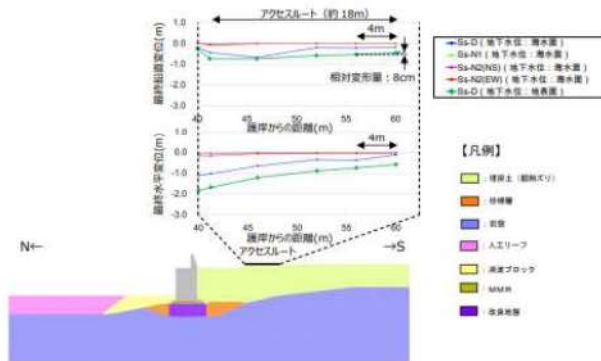
側方流動による地表面最終変形量評価結果を第 4-29 図に示す。

敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動 (Ss-D, Ss-F1, Ss-F2) においては、繰返し応力及び繰返し回数に着目し、水平最大加速度が大きく、継続時間が長い地震動が液状化評価において最も厳しいと考えられることから、Ss-D を選定した。

また、地下水位を海水面とした評価結果においても、側方流動に支配的な地震動は Ss-D である。

二次元有効応力解析「FLIP」の結果、アクセスルート (約 18m) のうち南側の 4m は一様に沈下しており、北側へ向けて緩やかに傾斜しているが、南側における鉛直方向の相対変形量は 8 cm と小さく、側方流動による段差評価への影響はない。

なお、海岸付近のアクセスルートにおいて、万一、想定を上回る沈下が発生し、通行に支障が生じた場合は、段差復旧用の砕石等を用いて、重機により仮復旧を行う。(補足(20)参照)



第 4-29 図 側方流動による地表面最終変形量評価結果

泊発電所3号炉

ii. 評価結果

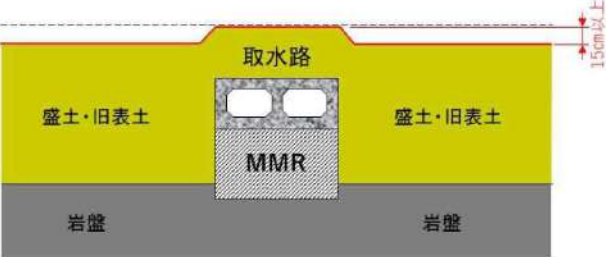
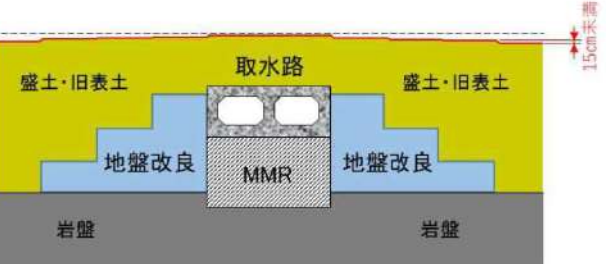
追而【他条文の審査状況の反映】
 (第 4 条「地盤の液状化影響評価」の審査を踏まえ、
 基準地震動を用いた評価を実施する)

第 6-40 図 側方流動による地表面最終変形量評価結果

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-36図 段差発生想定図</p>  <p>第6-37図 段差緩和対策概念図</p>			

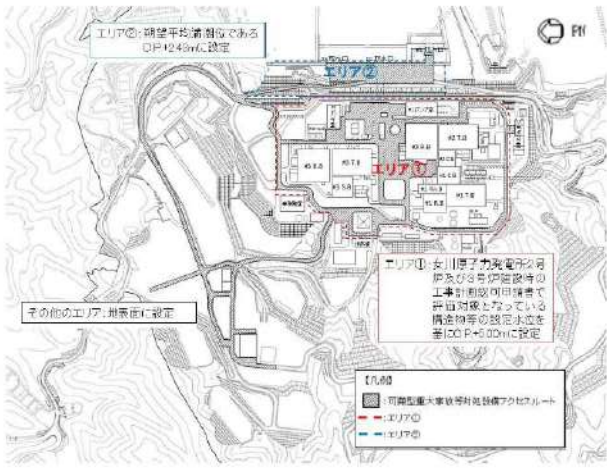
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>f. 液状化による地下構造物の浮き上がりによる影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化に伴う地下構造物の浮き上がりについては、トンネル標準示方書（土木学会，2016）に基づき評価し、評価値が評価基準値の1.0を上回らないことを確認する（第6-38図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化については、地下水位以深の飽和地盤（盛土、旧表土）をすべて液状化するものとして想定する。 浮き上がりの評価対象は、以下の条件に該当する箇所とする。 <p>条件① 構造物下端面よりも地下水位が高い地下構造物 条件② 岩盤内部に構築されていない地下構造物</p> <p>・屋外アクセスルートにおける地下水位は第6-39図に示すとおり、エリア①（O.P.+14.8m盤）、エリア②（O.P.+3.5m盤）、その他のエリアに分けて設定する。なお、地下水位の設定方法は別紙(37)に示す。</p> <p>浮き上がり照査式</p> $\gamma_i (U_s + U_d) / (W_s + W_b + 2Q_s + 2Q_b) \leq 1.0$ <p>Ws: 鉛直荷重の設計用値 Wb: 構造物の自重の設計用値 Qs: 上載土のせん断抵抗 Qb: 構造物側面の摩擦抵抗 Us: 構造物底面の静水圧による揚圧力の設計用値 Ud: 構造物底面の過剰間隙水圧による揚圧力 γi: 構造物係数</p> <p>第6-38図 浮き上がり照査方法</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>	<p>e. 液状化による地下構造物等の浮き上がりによる影響評価</p> <p>⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>液状化に伴う地下構造物等の浮き上がりについては、トンネル標準示方書（土木学会，2016）に基づき評価し、評価値が評価基準値の1.0を上回らないことを確認する。（第6-41図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化については、地下水位以深の飽和地盤（1,2号埋戻土, 3号埋戻土）をすべて液状化するものとして想定する。 浮き上がりの評価対象は、以下の条件に該当する箇所とする。 <p>条件①：構造物下端面よりも地下水位が高い地下構造物等 条件②：岩盤内部に構築されていない地下構造物等 条件③：内空を有する地下構造物等</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩着構造物、若しくは、MMRに支持されている構造物は、過剰間隙水圧による揚圧力UDを考慮しない条件で評価を実施する。 埋戻土は液状化層であるため、地下水位以深の土のせん断抵抗QS、地下構造物側面の摩擦抵抗QBは考慮しない条件で評価を実施する。 浮き上がり評価における地下水位については、詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。（別紙(36)参照） <p>浮き上がり照査式</p> $\gamma_i (U_s + U_d) / (W_s + W_b + 2Q_s + 2Q_b) \leq 1.0$ <p>Ws: 鉛直荷重の設計用値 Wb: 構造物の自重の設計用値 Qs: 上載土のせん断抵抗 Qb: 構造物側面の摩擦抵抗 Us: 構造物底面の静水圧による揚圧力の設計用値 Ud: 構造物底面の過剰間隙水圧による揚圧力 γi: 構造物係数</p> <p>第6-41図 浮き上がり照査方法</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【島根】資料構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・島根は浮き上がりの評価を前段に記載。 【女川】記載内容の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊は過剰間隙水圧による揚圧力、地下水位以深の土のせん断抵抗、地下構造物側面の摩擦抵抗に関する条件を明記。評価方法に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="257 662 504 694">第6-39図 地下水位設定図</p>			<p data-bbox="1982 199 2161 343">【女川】記載内容の相違 ・泊は地下水位を地表面に設定しているため、地下水位設定図はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(b) 評価結果

液状化に伴う浮き上がりの評価対象構造物の抽出結果を第6-14表、評価結果を第6-15表に示す。評価した結果、すべての評価箇所において照査値が1.0未満であることから、アクセスルートの通行に支障がでる地下構造物の浮き上がりは生じない。

第6-14表 対象構造物の抽出結果

通し番号	名称	構造物下端		地下水位*		条件①	条件②
		高さ (m)	高さ (m)	高さ (m)	高さ (m)		
1	主配線本架 (1号機)	18.420	5.200	5.200	5.200	○	○
2	主配線本架 (2号機)	18.420	5.200	5.200	5.200	○	○
3	1号炉取水本架 (1号機)	-25.220	5.200	5.200	5.200	○	○
4	1号炉取水本架 (2号機)	-25.220	5.200	5.200	5.200	○	○
5	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
6	2号機	16.524	5.200	5.200	5.200	○	○
7	2号機	14.000	5.200	5.200	5.200	○	○
8	2号機	15.212	5.200	5.200	5.200	○	○
9	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
10	1号炉取水本架トンネル (1号機)	-11.440	5.200	5.200	5.200	○	○
11	1号炉取水本架トンネル (2号機)	-11.200	5.200	5.200	5.200	○	○
12-13	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
14	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
15	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
16	2号機	-8.000	5.200	5.200	5.200	○	○
17	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
18	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
19	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
20	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
21	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
22	2号機	-1.000	5.200	5.200	5.200	○	○
23	2号機	11.470	5.200	5.200	5.200	○	○
24	2号機	-1.000	5.200	5.200	5.200	○	○
25	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
26	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
27	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
28	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
29	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
30	2号機	-1.240	5.200	5.200	5.200	○	○
31	2号機	-8.200	5.200	5.200	5.200	○	○
32	2号機	-7.541	5.200	5.200	5.200	○	○
33	2号機	-2.000	5.200	5.200	5.200	○	○
34	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
35	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
36	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
37	2号機	7.170	5.200	5.200	5.200	○	○
38	2号機	7.300	5.200	5.200	5.200	○	○
39	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
40	2号機	7.300	5.200	5.200	5.200	○	○
41	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
42	2号機	16.960	5.200	5.200	5.200	○	○
43	2号機	14.000	5.200	5.200	5.200	○	○
44	2号機	5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
45	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
46	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
47	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
48	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
49	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
50	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
51	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
52	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
53	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
54	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
55	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
56	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
57	2号機	-5.200	5.200	5.200	5.200	○	○
58	2号機	16.231-51.200	11.231-51.200	5.200	5.200	○	○

○：浮き上がり評価対象
 ○：条件に該当する場合
 ○：地盤改良部のため、浮き上がりの評価対象から除外

※ 評価に用いる地下水位は、工事計画認可の段階で浸透流解析の結果を踏まえ再評価を実施し、アクセスルートの通行性に影響を与える場合は、必要に応じて対策を施す。

(b) 評価結果

液状化に伴う浮き上がりの評価対象構造物の抽出結果を第6-15表、評価結果を第6-16表、第6-42図に示す。浮き上がりが想定される地下構造物等については、第6-43図のとおり、揚圧力(US, UD)に対する浮き上がり抵抗力(WS, WB)の不足分を補うため、構造物周辺のコンクリート置換等の対策を実施する方針とする。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備しておく。

第6-15表 対象構造物の抽出結果

条件①：構造物下端よりも地下水位が高い地下構造物等
 条件②：構造物内に構築されていない地下構造物等
 条件③：内空を有する地下構造物等

(凡例)
 ○：条件に該当する場合
 ○：条件に該当しない場合
 ○：浮き上がり照査値

通し番号	名称	構造物下端		地下水位	条件①	条件②	条件③
		高さ (m)	高さ (m)				
1	アクセスルートトンネル	11.61	30.64	10.00	○	○	○
2	3号炉取水本架	-9.50	10.00	10.00	○	○	○
3	1号炉取水本架	0.37	10.00	10.00	○	○	○
4	2号機CVケーブルダクト*	0.34	10.00	10.00	○	○	○
5	排水	-0.40	10.00	10.00	○	○	○
6	排水	8.30	10.00	10.00	○	○	○
7	1号機CVケーブルダクト*	5.90	10.00	10.00	○	○	○
8	2号機CVケーブルダクト*	5.20	10.00	10.00	○	○	○
9	3号機CVケーブルダクト*	5.20	10.00	10.00	○	○	○
10	CVケーブルダクト	0.65	10.00	10.00	○	○	○
11	凝結水管ダクトA	3.55	10.00	10.00	○	○	○
12	2号機凝結水管	3.78	10.00	10.00	○	○	○
13	1号機凝結水管	3.78	10.00	10.00	○	○	○
14	2号機CVケーブルダクト*	5.17	10.00	10.00	○	○	○
15	2号機凝結水管	3.78	10.00	10.00	○	○	○
16	2号機凝結水管	3.78	10.00	10.00	○	○	○
17	凝結水管ダクトB	5.50	10.00	10.00	○	○	○
18	凝結水管ダクトC	4.50	10.00	10.00	○	○	○
19	2号機ポンプ制御室タンクダクト	6.60	10.00	10.00	○	○	○
20	3号炉取水本架	-22.33	10.00	10.00	○	○	○
21	CVケーブルトンネル	3.00	32.73	10.00	○	○	○
22	管理用凝結水管	49.67	50.10	10.00	○	○	○
23	管理用凝結水管	28.20	27.00	10.00	○	○	○
24	管理用凝結水管接続管	28.87	31.00	10.00	○	○	○
25	凝結水管	9.39	10.00	10.00	○	○	○
26	3号機凝結水管	8.88	10.00	10.00	○	○	○
27	3号機凝結水管	8.88	10.00	10.00	○	○	○
28	3号機凝結水管	8.88	10.00	10.00	○	○	○
29	3号機凝結水管	8.90	10.00	10.00	○	○	○
30	3号機凝結水管	8.74	10.00	10.00	○	○	○
31	3号機凝結水管	8.65	10.00	10.00	○	○	○
32	CVケーブルダクト	0.35	10.00	10.00	○	○	○
33	3号機凝結水管	8.74	10.00	10.00	○	○	○
34	3号機凝結水管	8.81	10.00	10.00	○	○	○
35	3号機凝結水管	8.76	10.00	10.00	○	○	○
36	3号機凝結水管	29.11	31.00	10.00	○	○	○
37	凝結水管ダクトA	2.10	10.00	10.00	○	○	○
38	凝結水管ダクトB	3.70	10.00	10.00	○	○	○
39	3号機凝結水管	9.02	10.00	10.00	○	○	○
40	3号機凝結水管	8.00	9.85	10.00	○	○	○
41	3号機凝結水管	9.11	10.00	10.00	○	○	○
42	3号機凝結水管	8.38	10.00	10.00	○	○	○
43	3号機凝結水管	8.75	10.00	10.00	○	○	○
44	管理用凝結水管	28.88	30.70	10.00	○	○	○
45	3号機凝結水管	8.86	10.00	10.00	○	○	○
46	3号機凝結水管	26.74	28.45	10.00	○	○	○
47	圧縮機ポンプ	27.85	28.20	10.00	○	○	○
48	圧縮機ポンプ	19.67	21.00	10.00	○	○	○
49	3号機凝結水管	8.41	10.00	10.00	○	○	○
50	3号機凝結水管	8.67	10.00	10.00	○	○	○
51	3号機凝結水管	8.80	10.00	10.00	○	○	○
52	3号機凝結水管	8.25	10.00	10.00	○	○	○
53	3号機凝結水管	8.41	10.00	10.00	○	○	○
54	凝結水管	46.25	51.00	10.00	○	○	○
55	圧縮機A	-10.00	10.00	10.00	○	○	○
56	圧縮機B	-10.00	10.00	10.00	○	○	○
57	圧縮機C	-10.00	10.00	10.00	○	○	○
58	圧縮機D	-10.00	10.00	10.00	○	○	○

※1：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。
 ※2：茶津入構トンネル及び防潮堤の構造物下端は暫定値であり、今後変更となる可能性がある。なお、変更となった場合でも抽出結果は変わらない。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川】記載内容の相違・プラントの相違による評価結果の相違。評価方法に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第6-15表 浮き上がり評価結果

通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値
2	3T-9	6,280	8,273	0.76
3	3号炉取水管路 (1号)	38,955	51,053	0.76
4	3号炉放水管路 (2号)	7,326	9,642	0.76
7	3号炉取水管路 (A部)	5,909	8,222	0.72
14	2号炉取水路 (B部)	6,053	8,323	0.73
15	2号炉取水路 (A部)	13,200	14,066	0.94
23	3号炉排気筒連絡ダクト (A部)	2,637	4,671	0.56
25	3号炉排気筒連絡ダクト (B部)	2,633	4,066	0.56
26	電源ケーブルダクト	2,620	4,583	0.57
27	CVケーブル構造	11,042	19,909	0.55
28	3号炉排気筒連絡ダクト (C部)	2,550	4,574	0.56
29	2号炉排気筒連絡ダクト (A部)	2,172	4,239	0.51
33	2号炉排気筒連絡ダクト (E部)	3,398	5,326	0.62
40	2号炉排気筒連絡ダクト (F部)	3,593	5,741	0.63
44	1号炉排気筒連絡ダクト	1,892	4,006	0.47
51	1号炉取水路トンネル	1,515	3,898	0.39
53	2号炉放水管路	5,109	7,418	0.69
54	2号炉取水管路	5,109	7,418	0.69
56	3号炉取水路	5,320	7,096	0.75
57	2号炉取水路	3,022	3,070	0.98

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第6-16表 浮き上がり評価結果

(凡例) : 浮き上がりが想定される箇所

通し番号	名称	揚圧力 (kN/m)	浮き上がり抵抗 (kN/m)	浮き上がり評価照査値
2	3号炉取水路	4,685.1	9,442.7	0.50
3	1号炉放水路	1,926.2	1,477.7	1.30
4	2号炉放水路	1,932.2	1,287.6	1.50
	2号炉OFケーブル他ダクト*			
6	貯油槽トレンチ	33.3	54.9	0.61
7	1号炉OFケーブルダクト*	223.5	149.3	1.50
8	2号炉OFケーブルダクト*	212.5	156.6	1.36
9	2号炉OFケーブルダクト*	213.0	157.0	1.36
10	CVケーブルダクト	206.3	423.9	0.49
11	連絡配管ダクトA	297.3	340.0	0.87
12	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84
13	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84
14	2号炉OFケーブルダクト*	265.3	191.1	1.39
15	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84
16	2号炉循環水管	370.8	201.4	1.84
17	連絡配管ダクトI	158.9	208.6	0.76
18	連絡配管ダクトD	210.4	336.7	0.62
19	2号炉タービン油計量タンクダクト	137.3	92.9	1.48
22	管理道路排水	2.9	2.1	1.38
23	管理道路排水	9.9	3.3	3.00
24	管理道路排水接続管	20.9	38.7	0.54
25	e道路排水	3.6	2.4	1.50
26	3f道路排水	7.2	6.4	1.13
27	3f道路排水	7.2	6.4	1.13
28	3f道路排水	7.2	6.4	1.13
29	3k道路排水	9.2	7.6	1.21
30	3n道路排水	7.9	6.3	1.25
31	3n道路排水	9.9	7.7	1.29
32	CVケーブルダクト	378.5	413.4	0.92
33	3n道路排水	9.0	7.4	1.22
34	3m道路排水	16.7	11.9	1.40
35	3n道路排水	13.9	10.1	1.38
36	3c道路排水	17.2	21.6	0.80
37	連絡配管ダクトA	365.7	574.2	0.64
38	連絡配管ダクトB	194.6	322.4	0.60
39	3j道路排水	9.2	6.3	1.46
40	3f道路排水	37.7	31.4	1.20
41	3k道路排水	6.1	4.9	1.24
42	3n道路排水	15.9	11.9	1.34
43	3n道路排水	7.8	6.2	1.26
44	管理道路排水	28.2	46.7	0.60
45	3n道路排水	15.1	10.2	1.48
46	3c道路排水	26.8	45.3	0.59
47	代替給水ビット	196.6	317.2	0.62
49	3k道路排水	30.0	17.8	1.69
50	3k道路排水	25.1	12.8	1.96
51	3f道路排水	24.5	16.6	1.48
52	e道路排水	28.2	18.2	1.55
53	3n道路排水	35.7	23.4	1.53
54	電路カルバート	365.7	543.8	0.67
	浮き上がり想定箇所			34 (箇所)

相違理由

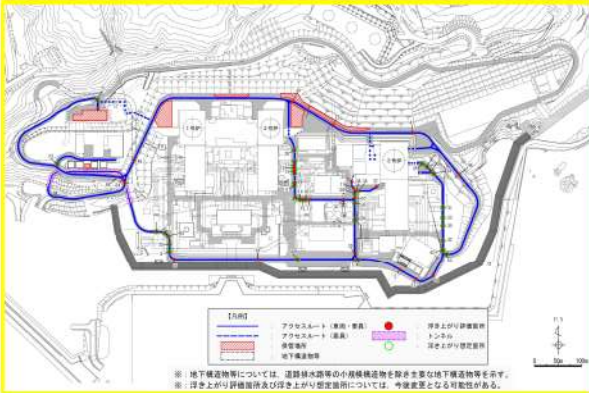
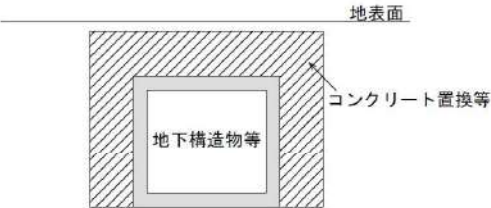
【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 評価結果の相違。

※：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。

: 評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第6-42図 液状化による浮き上がりの評価結果</p>  <p>第6-43図 浮き上がり対策工概念図</p> <p> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>g. 地下構造物の損壊による影響評価</p> <p>⑦地下構造物の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物の損壊による道路面への影響についてはアクセスルート上の地下構造物を抽出し評価する。抽出した結果を第6-16表に示す。</p> <p>抽出した地下構造物のうち、以下の条件に該当する地下構造物については、損壊の可能性が小さいと考えられるため検討対象の地下構造物から除外した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地震動 S_s に対して機能維持する設計がされた構造物 ・ コンクリートで巻き立てられ補強された管路 ・ 岩盤内の構造物 <p>(b) 評価結果</p> <p>検討対象とした構造物の損壊を仮定し、段差発生が想定される箇所として第6-40図のとおり評価した。この段差発生が想定される箇所についてはH形鋼敷設による事前の対策、若しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両通行性を確保する（別紙(17)、(21)参照）。</p> <p>また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備しておく。</p>	<p>⑦地中埋設構造物の損壊</p> <p>地中埋設構造物の損壊による道路面への影響について検討した。なお、アクセスルート下の地中埋設構造物については、建設工事の記録やプラントウォークダウンにより確認した。その結果、基準地震動 S_s に対して通行に支障となる地中埋設構造物の損壊はないことを確認した。（別紙(11)参照）</p> <p>以上から、地中埋設構造物の損壊による影響はない。</p>	<p>f. 地下構造物等の損壊による影響評価</p> <p>⑦地下構造物等の損壊</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>地下構造物等の損壊による道路面への影響についてはアクセスルート下の地下構造物等を抽出し評価する。抽出した結果を第6-17表に示す。</p> <p>抽出した地下構造物等のうち、以下の条件に該当する地下構造物等については、損壊により段差が生じる可能性が小さいと考えられるため検討対象の地下構造物等から除外した。なお、条件②に該当する構造物のうち、第6-17表において※2で示している構造物の断面図を第6-18表に示す。</p> <p>条件①：基準地震動に対して機能維持する設計がされた構造物</p> <p>条件②：鋼管及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物（浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む）</p> <p>条件③：岩盤内の構造物</p> <p>条件④：内空のない構造物</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>検討対象とした構造物の損壊を仮定し、段差発生が想定される箇所として第6-44図のとおり評価した。この段差発生が想定される箇所についてはH形鋼敷設による事前の対策を実施する。また、想定箇所以外における万一の段差発生等に備えて、復旧に要する資材を配備しておく。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【島根】評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラントの相違による評価結果の相違。 <p>【女川】評価方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊は、先行他サイトの実績を踏まえ検討対象から鋼管（東海第二）、浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた構造物（柏崎刈羽7号炉）、内空のない構造物（島根2号炉）を除外している。 <p>【女川】対策の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女川は段差発生前後で対策を実施するのに対し、泊はすべて事前対策を実施する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

第 6-16 表 地下構造物抽出結果

通し番号	名称	S=機能維持設計	コンクリート 巻き立て補強	岩盤内構造物
1	1号伊勢水室 (A部)			
2	DT-9	○		
3	2号伊勢水室路 (1号)		○	
4	3号伊勢水室路 (2号)		○	
5	DT-8			
6	DT-7			
7	1号伊勢水室路 (A部)		○	
8	DT-7			
9	補強処理工事敷水室			
10	1号伊勢水室トンネル (A部)			○
11	2号伊勢水室トンネル (B部)			○
12~13	ベンチール	○		
14	2号伊勢水室 (B部)	○		
15	2号伊勢水室 (A部)	○		
16	DT-10	○		
17	DT-11	○		
18	DT-9	○		
19~21	ベンチール	○		
22	DT-7	○		
23	1号伊勢気室連絡ダクト (A部)	○		
24	2号伊勢水室 (B部)			
25	1号伊勢気室連絡ダクト (B部)	○		
26	管束ケーブルダクト			
27	管束ケーブルダクト			
28	1号伊勢気室連絡ダクト (C部)	○		
29	2号伊勢気室連絡ダクト (A部)	○		
30	2号伊勢気室連絡ダクト (B部)	○		
31	2号伊勢気室連絡ダクト (C部)	○		
32	2号伊勢気室連絡ダクト (B部)	○		
33	2号伊勢気室連絡ダクト (B部)	○		
34	DT-8 (A部)			
35	DT-7 (A部)			
36	DT-1 (A部)			
37	DT-1 (B部)			
38	DT-6 (B部)			
39	DT-7 (B部)			
40	1号伊勢気室連絡ダクト (B部)	○		
41	DT-1 (C部)			
42	2号伊勢気室連絡ダクト (B部)			
43	DT-6 (C部)			
44	1号伊勢気室連絡ダクト	○		
45	2-10 (A部)			
46	2-10 (B部)			
47	1号伊勢水室トンネル			○
48	1-8	○		
49	1号伊勢水室路		○	
50	補強水室			
51	1号伊勢水室トンネル	○		
52	2号伊勢水室トンネル			○
53	2号伊勢水室路		○	
54	2号伊勢水室路		○	
55	2号伊勢水室路 (C部)	○		
56	2号伊勢水室	○		
57	2号伊勢水室	○		
58~72	ベンチール	○		

■ : 評価対象構造物

島根原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉
第 6-17 表 地下構造物等抽出結果

条件①：基準地盤面に対して機能維持設計がされた構造物
 条件②：隣接及びコンクリートで巻き立てられ補強された構造物 (凡脚)
 (巻き上がり対象としてコンクリートで巻き立てられた構造物を含む) ○：条件に該当する場合
 条件③：岩盤内の構造物 —：条件に該当しない場合
 条件④：空洞のない構造物 ■：損傷が想定される箇所

通し番号	名称	条件①	条件②	条件③	条件④
1	アクセスルートトンネル	○	—	○	—
2	1号伊勢水室	○	—	—	—
3	2号伊勢水室	—	○	—	—
4	2号伊勢水室	—	○	—	—
5	2号伊勢ケーブルダクト※1	—	○	—	—
6	土木費	—	—	—	○
7	貯油槽トレンチ	○	—	—	—
8	1号伊勢ケーブルダクト※1	—	○	—	—
9	2号伊勢ケーブルダクト※1	—	○	—	—
10	ケーブルダクト	—	○	—	—
11	連絡配管ダクトA	—	—	—	—
12	2号伊勢水室	—	○※2	—	—
13	2号伊勢水室	—	○※2	—	—
14	2号伊勢ケーブルダクト※1	—	○	—	—
15	2号伊勢水室	—	○※2	—	—
16	2号伊勢水室	—	○※2	—	—
17	連絡配管ダクト1	—	—	—	—
18	連絡配管ダクト1B	—	—	—	—
19	2号伊勢トンネル(計量タンクダクト)	—	○	—	—
20	1号伊勢水室	—	—	○	—
21	ケーブルトンネル	—	—	○	—
22	管束連絡管	—	—	—	—
23	管束連絡管	—	—	—	—
24	管束連絡管水検知管	—	○※2	—	—
25	1号伊勢水室	—	○	—	—
26	1号伊勢水室	—	○	—	—
27	1号伊勢水室	—	○	—	—
28	1号伊勢水室	—	○	—	—
29	1号伊勢水室	—	○	—	—
30	1号伊勢水室	—	○	—	—
31	1号伊勢水室	—	○	—	—
32	ケーブルダクト	—	○	—	—
33	1号伊勢水室	—	○	—	—
34	1号伊勢水室	—	○	—	—
35	1号伊勢水室	—	○	—	—
36	1号伊勢水室	—	—	—	—
37	連絡配管ダクトA	—	—	—	—
38	連絡配管ダクトB	—	—	—	—
39	1号伊勢水室	—	○	—	—
40	1号伊勢水室	—	○※2	—	—
41	1号伊勢水室	—	○	—	—
42	1号伊勢水室	—	○	—	—
43	1号伊勢水室	—	○	—	—
44	管束連絡管	—	○※2	—	—
45	1号伊勢水室	—	○	—	—
46	1号伊勢水室	—	○	—	—
47	1号伊勢水室	—	○	—	—
48	1号伊勢水室	—	○	—	—
49	1号伊勢水室	—	○	—	—
50	1号伊勢水室	—	○	—	—
51	1号伊勢水室	—	○	—	—
52	1号伊勢水室	—	○※2	—	—
53	1号伊勢水室	—	○	—	—
54	連絡ケーブル	○	—	—	—
55	伊勢水室	○	—	—	○
56	伊勢水室	○	—	—	○
57	伊勢水室	○	—	—	○
58	伊勢水室	○	—	—	○

※1：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。
 ※2：断面図を第6-18表に示す。

■ : 評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 抽出結果の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
		<p style="text-align: center;">第6-18表 条件②に該当する構造物の断面図(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">条件</th> <th style="width: 10%;">通し番号</th> <th style="width: 80%;">地下構造物等の断面図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>12,13 2号炉循環水管</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,16 2号炉循環水管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>24 管理道路排水接続管</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>44 管理道路排水</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条件	通し番号	地下構造物等の断面図		12,13 2号炉循環水管			15,16 2号炉循環水管		②	24 管理道路排水接続管			44 管理道路排水		<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は地下構造物等の損壊の対象外とする条件②の構造物の断面図を記載。
条件	通し番号	地下構造物等の断面図																
	12,13 2号炉循環水管																	
	15,16 2号炉循環水管																	
②	24 管理道路排水接続管																	
	44 管理道路排水																	
		<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> □ : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>																

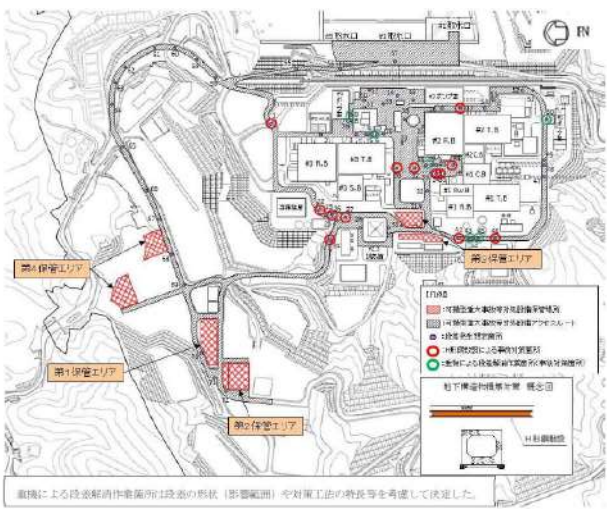
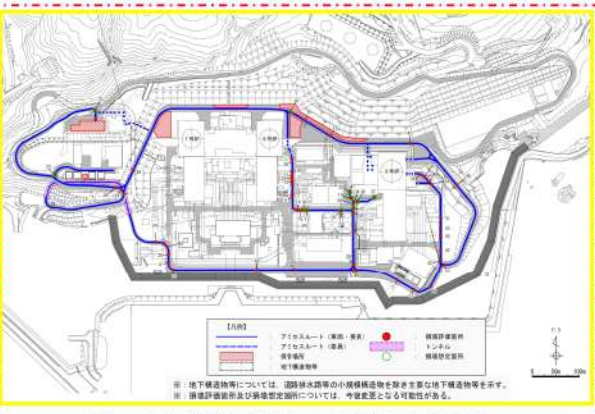
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
		<p style="text-align: center;">第6-18表 条件②に該当する構造物の断面図(2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">条件</th> <th style="width: 15%;">通し番号</th> <th style="width: 75%;">地下構造物等の断面図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">②</td> <td style="text-align: center;">40^{#1} 3f 道路排水</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">52^{#2} e 道路排水</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられたカルバート構造（その他該当構造物：3, 4, 7, 8, 9, 14, 19, 26, 27, 28, 51） ※2：浮き上がり対策としてコンクリートで巻き立てられた管路構造（その他該当構造物：25, 29, 30, 31, 33, 34, 35, 39, 41, 42, 43, 45, 49, 50, 53）</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	条件	通し番号	地下構造物等の断面図	②	40 ^{#1} 3f 道路排水		52 ^{#2} e 道路排水		
条件	通し番号	地下構造物等の断面図									
②	40 ^{#1} 3f 道路排水										
	52 ^{#2} e 道路排水										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6-40図 構造物損壊による段差発生想定箇所</p>		 <p>第6-44図 構造物損壊による段差発生想定箇所</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>アクセスルートの調査結果より、第2-3図に示したルートは、周辺構造物の倒壊・損壊による影響がないこと、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりに対する影響がないこと、並びに沈下等に対する影響については事前対策を実施することにより可搬型設備の通行性が確保できることを確認した。</p> <p>別紙(32)を踏まえ、敷地の地質・地質構造に関する特徴から想定されるリスクについて検討した。</p> <p>a. 発電所建設時において大規模な掘削・埋戻による地山と埋戻部の不等沈下については、前述のb.「地山と埋戻部との境界部」にて個別箇所の影響を評価した。</p> <p>b. 液状化を仮定すると噴砂によるアクセスルートの不陸が生じるが、迂回又は復旧作業を行うため、通行へのリスクは小さいと評価した。</p> <p>c. 岩盤の傾斜に伴う被覆層厚の変化による沈下量の場所的な変化については、岩盤上限面の傾斜が1:1以下であり、被覆層全層が沈下したとしても地表面の傾斜は3.5%以下となり、当該箇所のアクセスルートにこの傾斜を考慮しても勾配は登坂可能な勾配15%を下回ることから、通行への影響はない。</p> <p>また、万一、想定を上回る沈下、浮き上がり、陥没が発生し、通行に支障のある段差が生じた場合に備えて、段差を応急的に復旧する作業ができるよう資材（碎石等）を保管場所又はアクセスルート近傍に配備する。なお、碎石による段差復旧の訓練を実施し、車両が通行できることを確認している。（別紙(9)、(10)参照）</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に総括は記載しない構成としている。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 地震時のアクセスルートの評価結果</p> <p>「(2) 屋外アクセスルートの評価方法及び結果」において、地震時における屋外アクセスルートの影響を評価した結果、第6-41図のとおり仮復旧が必要な区間を抽出した。</p> <p>アクセスルートのうち、構造物の損壊や段差発生により通行性を確保できない可能性がある区間については、仮復旧を実施し、その作業に要する時間の評価を行う。</p> <p>なお、ルート1、ルート2及び別紙(2)に示す海水取水ホース敷設ルート以外の時間評価に関わらないルートは自主的なアクセスルートとする。</p>  <p>第6-41図 地震時における仮復旧が必要な区間</p>	<p>(5) 地震時におけるアクセスルートの選定結果</p> <p>①～⑦の被害想定結果（別紙(19)参照）を踏まえると、緊急時対策所～保管場所～2号炉までのアクセスルートについて、あらかじめ段差緩和対策を行うことで、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p>	<p>(5) 地震時のアクセスルートの評価結果</p> <p>①～⑦の被害想定結果（別紙(25)参照）を踏まえると、屋外のアクセスルートについて、あらかじめ段差緩和対策及び道路拡幅対策を行うことで、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ルート設定の相違。

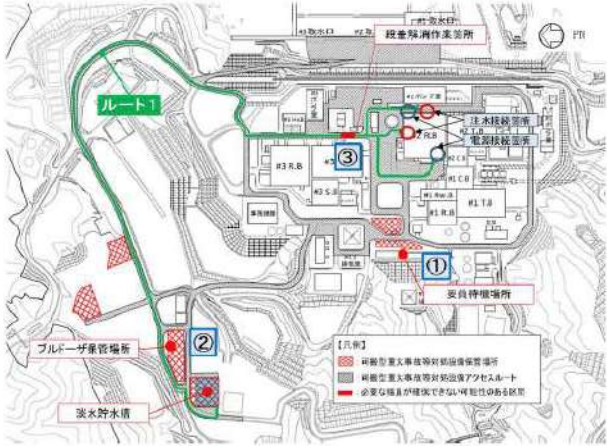
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 仮復旧時間の評価</p> <p>a. 周辺構造物がれきの仮復旧方法 アクセスルート上に周辺構造物のがれきが発生し、必要な幅員が確保できない箇所については、ブルドーザ及びバックホウを用いてがれきを道路脇に撤去することにより、対象車両が通行可能な道路として仮復旧する。</p> <p>b. 不等沈下及び地下構造物損壊による段差の仮復旧方法 不等沈下及び地下構造物損壊による段差が発生し、必要な幅員が確保できない箇所については、ブルドーザを用いて砕石運搬・埋戻し・転圧を行うことにより段差を解消し、対象車両が通行可能な道路として仮復旧する。</p> <p>c. アクセスルートの仮復旧に要する時間の評価 アクセスルートの仮復旧に要する時間は、被害想定をもとに、構内の移動時間や各作業に要する時間などを考慮し、設定した2つのアクセスルートについて算出する。(第6-17表, 第6-18表参照)</p> <p>各アクセスルートの仮復旧時間の詳細評価については別紙(21)に、仮復旧作業の有効性検証を別紙(22), (23)に示す。</p> <p><条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 重機操作人員は、要員待機場所である事務本館からブルドーザ及びバックホウの保管場所へ向かい、ブルドーザ及びバックホウを操作しアクセスルート上のがれき撤去、段差解消作業を実施 バックホウによる電線切断時間：21分（別紙(21)参照） バックホウによる引留鉄構鋼材切断時間：1箇所当たり1.5分 バックホウによる建屋屋根切断時間：0.5分/0.5m バックホウによる建屋構造物切断時間：1箇所当たり9分（別紙(21)参照） バックホウによる切断したがれきの撤去作業：1回当たり5分 ブルドーザによるがれき撤去速度：0.5km/h（別紙(21)参照） ブルドーザによる段差解消作業量：53m³/h（別紙(23)参照） 			<p>【女川】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。

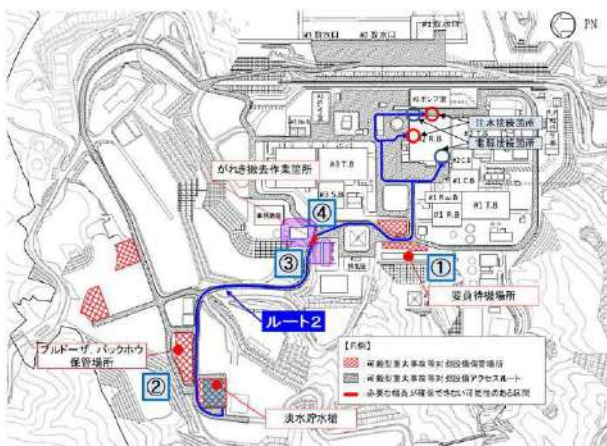
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
 <p>第6-42図 ルート1の仮復旧時間評価が必要な箇所</p> <p>第6-17表 ルート1の仮復旧時間評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 869 683 1109"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離 [約 m]</th> <th>評価項目</th> <th>所要時間 [分]</th> <th>累積時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>ルート確認・判断</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>-</td> <td>徒歩移動</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>1180</td> <td>重機移動</td> <td>8</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>段差解消</td> <td>70</td> <td>148</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離 [約 m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]	-	-	状況確認・準備	15	15	-	-	ルート確認・判断	40	55	①→②	-	徒歩移動	15	70	②→③	1180	重機移動	8	78	-	-	段差解消	70	148			<p>【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。</p>
区間	距離 [約 m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]																													
-	-	状況確認・準備	15	15																													
-	-	ルート確認・判断	40	55																													
①→②	-	徒歩移動	15	70																													
②→③	1180	重機移動	8	78																													
-	-	段差解消	70	148																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
 <p>第6-43図 ルート2の仮復旧時間評価が必要な箇所</p> <p>第6-18表 ルート2の仮復旧時間評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 813 683 1204"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離 [約m]</th> <th>評価項目</th> <th>所要時間 [分]</th> <th>累積時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>ルート確認・判断</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>—</td> <td>徒歩移動</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>450</td> <td>重機移動</td> <td>5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">③→④</td> <td rowspan="5">30</td> <td>引留鉄構電線切断作業</td> <td>21</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>引留鉄構分解作業</td> <td>6</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>引留鉄構がれき撤去作業</td> <td>10</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>給排水処理建屋分解作業</td> <td>108</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>給排水処理建屋がれき撤去作業</td> <td>10</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]	—	—	状況確認・準備	15	15	—	—	ルート確認・判断	40	55	①→②	—	徒歩移動	15	70	②→③	450	重機移動	5	75	③→④	30	引留鉄構電線切断作業	21	96	引留鉄構分解作業	6	102	引留鉄構がれき撤去作業	10	112	給排水処理建屋分解作業	108	220	給排水処理建屋がれき撤去作業	10	230			<p>【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。</p>
区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]																																									
—	—	状況確認・準備	15	15																																									
—	—	ルート確認・判断	40	55																																									
①→②	—	徒歩移動	15	70																																									
②→③	450	重機移動	5	75																																									
③→④	30	引留鉄構電線切断作業	21	96																																									
		引留鉄構分解作業	6	102																																									
		引留鉄構がれき撤去作業	10	112																																									
		給排水処理建屋分解作業	108	220																																									
		給排水処理建屋がれき撤去作業	10	230																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 屋外作業の成立性</p> <p>「重大事故等対策の有効性評価」における事故シーケンスにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業、屋内作業について制限時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、以下のとおり作業は可能である。</p> <p>なお、内部溢水及び内部火災等の評価結果の反映が必要な場合は、適宜影響について再評価を行う。</p> <p>外部起因事象考慮時の対応手順と所要時間を第6-20表に示す。</p> <p>また、可搬型設備の保管場所及びアクセスルートの点検状況について、補足資料(9)に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルートへの影響</p> <p>(a) 屋外アクセスルートの確認</p> <p>重大事故等対応要員からアクセスルート等の状況報告を受けた発電所対策本部の全体指揮者が、あらかじめ定めた優先順位及び周辺状況に応じてアクセスルート等を判断し、重大事故等対応要員への指示を実施する。</p> <p>なお、アクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲を別紙(24)に示す。</p> <p>アクセスルート等の判断については、重大事故等対応要員からの報告後速やかに実施するため、作業の成立性への影響はない。</p> <p>アクセスルート等の判断手順については、「重大事故等対応要領書」に明記することとしている。</p>	<p>(6) 屋外作業の成立性</p> <p>「重大事故等対策の有効性評価」における事故シーケンスにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業について想定時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、作業は可能であることを以下のとおり確認した。</p> <p>なお、可搬型設備の保管場所、屋外のアクセスルート等の点検状況について、別紙(21)、1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの影響を補足(6)、2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による影響を補足(13)に示す。</p> <p>a. アクセスルートへの影響</p> <p>(a) アクセスルートの確認</p> <p>緊急時対策要員からアクセスルートの状況等の報告を受けた緊急時対策本部の復旧班長又は指示者*は、通行可能なアクセスルートの状況を緊急時対策本部内に周知する。</p> <p>※：初動体制は指示者、要員参集後は復旧班長が周知する。</p> <p>万一、通行ができない場合は、応急復旧方法、応急復旧の優先順位を考慮の上、アクセスルートを判断し、緊急時対策要員へ指示及び当直長へ連絡する。</p>	<p>(6) 屋外作業の成立性</p> <p>「重大事故等対策の有効性評価」における事故シーケンスにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業について制限時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、以下のとおり作業は可能である。</p> <p>外部起因事象考慮時の対応手順と所要時間を第6-20表に示す。</p> <p>なお、可搬型設備の保管場所及びアクセスルートの点検状況について補足資料(8)に、1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について補足資料(7)に示す。</p> <p>a. アクセスルートへの影響</p> <p>(a) アクセスルートの確認</p> <p>災害対策要員からアクセスルート等の状況報告を受けた発電課長(当直)又は復旧班長*が、あらかじめ定めた優先順位及び周辺状況に応じてアクセスルート等を判断し、災害対策要員への指示を実施する。</p> <p>※：初動対応は発電課長(当直)、発電所対策本部体制確立後は復旧班長が指示する。</p> <p>なお、アクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲を別紙(24)に示す。</p> <p>アクセスルート等の判断については、災害対策要員からの報告後速やかに実施するため、作業の成立性への影響はない。</p> <p>アクセスルート等の判断手順については、「泊発電所重大事故等および大規模損壊対応要領」に基づく手順に明記することとしている。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は復旧が必要な場合の対応について、本項「(a)アクセスルートの確認」の下段に記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊はアクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲について記載。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は本項「(a)アクセスルートの確認」の最後に記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊はアクセスルートの判断手順等について記載。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アクセスルートの確認及び仮復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>i. 重大事故等対応要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、発電所対策本部に状況を報告する。</p> <p>ii. 発電所対策本部は、アクセスルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用。アクセスルートの仮復旧が必要な場合、道路の損壊状況を確認し、早期に対策可能なルートの仮復旧を優先し、重大事故等対応要員に対し仮復旧を指示する。</p> <p>iii. 重大事故等対応要員は、アクセスルートの仮復旧の優先順位に従い、アクセスルートを仮復旧する。</p>	<p>アクセスルートの確認及び復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>①緊急時対策要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、緊急時対策本部に状況を報告する。</p> <p>②緊急時対策本部は、アクセスルートの復旧が必要な場合、以下の優先順位に従い緊急時対策要員に対し復旧を指示する。 <復旧の優先順位設定の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所から車両の寄りつき場所までのルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用。 2. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所から車両の寄りつき場所までのアクセスルートがいずれも通行できない場合、道路の損壊状況を確認し、早期に復旧可能なルートの復旧を優先する。 3. 緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までのアクセスルートを復旧する。 4. アクセスルートの複数ルート通行が可能となるようにする。 <p>③緊急時対策要員は、アクセスルートの復旧の優先順位に従い、アクセスルートを復旧する。</p> <p>緊急時対策要員からの報告後、速やかにアクセスルートの判断を行うため、作業の成立性への影響はない。</p>	<p>アクセスルートの確認及び仮復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>i. 災害対策要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、発電課長（当直）等に状況を報告する。</p> <p>ii. 発電課長（当直）等は、アクセスルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用。アクセスルートの仮復旧が必要な場合、道路の損壊状況を確認し、早期に対策可能なルートの仮復旧を優先し、災害対策要員に対し仮復旧を指示する。</p> <p>iii. 災害対策要員は、アクセスルートの仮復旧の優先順位に従い、アクセスルートを仮復旧する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は本項「(a)アクセスルートの確認」の上段に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 屋外アクセスルートの復旧</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等対処が確実に実施できるように、複数ルート設定しているが、地震時におけるアクセスルートの被害想定（別紙(25)参照）を行い、要員2名でブルドーザ及びバックホウによるがれきの撤去及びブルドーザによる段差の仮復旧を行う時間を評価した結果、状況確認時間、ルート判断時間及び移動時間を含めてルート1は148分（2時間28分）、ルート2は230分（3時間50分）で保管エリアから重大事故等対処設備設置場所へのアクセスルートの仮復旧が可能である。以降、復旧時間の長いルート2の3時間50分を4時間として評価する。</p> <p>なお、アクセスルート復旧時間に含まれる保守性については補足資料(6)に示す。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>アクセスルート仮復旧後の道路幅は一部において3.7m程度となり1車線通行となるが、アクセスルート仮復旧後6時間での車両通行量は5往復程度のため、通行に与える影響はない。（別紙(26)参照）</p> <p>アクセスルートは、揺すり込みにより不等沈下や地下構造物の損壊が発生した場合に備え、車両の徐行による通行が不可能となる段差が15cm以上となる箇所には、あらかじめ段差対策（不等沈下に対する補強材敷設による段差緩和対策や、地下構造物の損壊に対する鋼材敷設）を実施すること及びブルドーザを用いて碎石運搬・埋戻し・転圧を行うことにより段差を解消することにより車両の通行は可能である。</p>	<p>(b) アクセスルートの復旧</p> <p>地震時におけるアクセスルートの被害想定の結果、地震時に通行不能となるアクセスルートはないため、仮復旧は不要である。（別紙(19)）</p> <p>万一、アクセスルートの復旧が必要な場合、がれき撤去、段差解消等を行う。アクセスルート復旧作業はE L 8.5m・15m エリアを1名、E L 44m エリアを1名で分担して実施することとしている。</p> <p>作業安全については、他作業の要員がアクセスルート仮復旧作業と同時にアクセスし、後方から安全確認を行うこと及び作業員・本部要員からの連絡により状況把握可能であることから、作業安全を確保可能である。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>地震時のアクセスルートの通行幅は少なくとも3mで片側通行となるが、タンクローリーを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所を各車両が通行する場合は、無線通信設備（携帯型）を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p> <p>また、段差については、液状化及び揺すり込み不等沈下により15cmを越える段差の発生を想定しているが、あらかじめ段差緩和対策を行うことでアクセスは可能である。（別紙(30)参照）</p>	<p>(b) アクセスルートの復旧</p> <p>地震時におけるアクセスルートの被害想定の結果、地震時に通行不能となるアクセスルートはないため、仮復旧は不要である。（別紙(25)）</p> <p>万一、アクセスルートの復旧が必要な場合、がれき撤去、段差解消等を行う。アクセスルート復旧作業は災害対策要員2名で分担して実施することとしている。</p> <p>作業安全については、他作業の要員がアクセスルート仮復旧作業と同時にアクセスし、後方から安全確認を行うこと及び作業員又は災害対策本部要員からの連絡により状況把握可能であることから、作業安全を確保可能である。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>地震時のアクセスルートの通行幅は少なくとも4.0mで片側通行となるが、可搬型タンクローリー及びホース延長・回収車（送水車用）を除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。（別紙(26)参照）</p> <p>なお、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所やアクセスルートトンネルを各車両が通行する場合は、現場作業員が緊急時対策所又は中央制御室へ衛星電話設備、電力保安通信用電話設備等を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p> <p>また、段差については、液状化及び揺すり込み不等沈下により15cmを超える段差の発生を想定しているが、あらかじめ段差緩和対策を行うことでアクセスは可能である。（別紙(16)参照）</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。 【島根】記載内容の相違 ・島根は復旧作業の分担エリアを記載。 【女川】記載内容の相違 ・泊は作業安全について記載。 【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・片側通行箇所、道路幅及び通行量の相違。 【女川】記載箇所の相違 ・女川は別紙(26)に道幅が狭い箇所の通行について記載。 【島根】記載内容の相違 ・可搬型設備及び通信設備の相違。 ・島根は車両間で相互連絡するが、泊は女川と同様に対策本部と車両間で連絡する。 【女川】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊は、段差想定箇所については事前の段差緩和対策を実施するため、重機での仮復旧は実施しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対応のホースを設置した後のアクセスルートの通行については、ホースブリッジ等の対策を行うことで、アクセスルート上の通行は可能であることを、走行試験を実施して確認している。（詳細は別紙(28)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置については、ホース敷設後の通行を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため、有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは操作場所近傍（可搬型設備は可搬型設備近傍）等に保管する。</p> <p>地震による地盤の沈下の影響を受けても、可搬型設備の接続口への接続や弁操作等、必要な作業は可能である（別紙(29)）。また、可搬型設備のホース、電源ケーブル等十分な長さを確保するとともに、作業場所へのアクセス性を確保する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>重大事故等対応要員から発電所対策本部への報告、発電所対策本部から重大事故等対応要員への指示は、通常連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境化において、通常連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）により発電所対策本部へ連絡することが可能である。</p> <p>夜間における屋外アクセスルート通行時には、車両付属の作業用照明、可搬型照明により夜間における作業性を確保している。（別紙(27)）</p>	<p>重大事故等対応のためのホースを敷設する場合においても、ホースブリッジを設置することで、アクセスルート上の通行は可能であることを確認している。（別紙(20)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置は、ホース敷設完了後のアクセス性を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 作業環境</p> <p>現場での作業を安全に実施するため事故時の作業環境について、あらかじめ想定しておくことが重要である。緊急時対策要員は、アクセスルート復旧後における可搬型設備の設置、ホース又はケーブルの敷設等の作業の実施に当たって、現場の安全確認を考慮し作業を実施する。また、現場の作業環境が悪化（照明の喪失、騒音、放射線量の上昇等）しても作業を可能とするための装備として、ヘッドライト、懐中電灯、LEDライト、耳栓、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。</p> <p>(e) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは可搬型設備の保管場所に保管又は可搬型設備に車載する。</p> <p>操作に対し知識・訓練を必要とするものについては、教育・訓練により必要な力量を確保する。</p> <p>b. 屋外のアクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>緊急時対策要員から緊急時対策本部への報告、緊急時対策本部から緊急時対策要員への指示は、通常通信連絡設備（所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、無線通信設備、衛星電話設備等の通信連絡設備にて実施することが可能であり、屋外作業への影響はない。</p> <p>夜間における屋外のアクセスルート通行時には、重機・車両に搭載されている照明、ヘッドライト、懐中電灯、LEDライト等の照明設備を使用することが可能であり、屋外作業への影響はない。（別紙(16)参照）</p>	<p>重大事故等対応の可搬型ホースを設置した後のアクセスルートの通行については、ホースブリッジ等の対策を行うことで、アクセスルート上の通行は可能であることを走行試験を実施して確認している。（詳細は別紙(28)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置については、可搬型ホース敷設後の通行を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため、有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 作業環境</p> <p>現場での作業を安全に実施するため事故時の作業環境について、あらかじめ想定しておくことが重要である。発電所災害対策要員は、アクセスルート復旧後における可搬型設備の設置、可搬型ホース又はケーブルの敷設等の作業の実施に当たって、現場の安全確認を考慮し作業を実施する。また、現場の作業環境が悪化（照明の喪失、騒音、放射線量の上昇等）しても作業を可能とするための装備として、ヘッドライト、懐中電灯、耳栓、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。</p> <p>(e) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは操作場所近傍（可搬型設備は可搬型設備近傍）等に保管する。</p> <p>地震による地盤の沈下の影響を受けても、可搬型設備の接続口への接続等、必要な作業は可能である（別紙(29)）。また、可搬型ホース、ケーブル等十分な長さを確保するとともに、作業場所へのアクセス性を確保する。</p> <p>操作に対し知識・訓練を必要とするものについては、教育・訓練により必要な力量を確保する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>発電所災害対策要員から発電所対策本部への報告、発電所対策本部から発電所災害対策要員への指示は、通常連絡手段として電力保安通信用電話設備及び運転指令設備（警報装置を含む。）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常連絡手段が使用不能となった場合でも、衛星電話設備により発電所対策本部へ連絡することが可能である。</p> <p>夜間における屋外アクセスルート通行時には、車両付属の作業用照明、可搬型照明により夜間における作業性を確保している。（別紙(27)）</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 作業の成立性</p> <p>作業時間について、第6-19表のとおり、アクセスルート復旧作業を含めた時間評価を実施し、道路の状況、車両の通行量を考慮しても制限時間内に作業は可能である。</p>	<p>c. 作業の成立性</p> <p>緊急時対策所～保管場所～2号炉までのアクセスルートについて、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能であることから、有効性評価における作業の成立性に影響を与えない。</p> <p>地震時に重大事故等対処を実施するためのアクセスルートは、地震の影響を受けないルートが確保でき、第4-17表に示すとおり、有効性評価の想定時間が最も厳しい重要事故シーケンスの要求時間内での作業が可能である。</p> <p>以下に重要事故シーケンスにおける可搬型設備を用いた屋外作業の成立性の評価条件を示す。</p> <p>(a) 以下の屋外作業について成立すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧原子炉代替注水系（可搬型）準備操作 ・原子炉補機代替冷却系準備操作（資機材配置及びホース敷設起動及び系統水張り） ・格納容器代替スプレイ系（可搬型）準備操作 ・燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プール注水 ・輪谷貯水槽（西1/西2）から低圧原子炉代替注水槽への補給 ・燃料補給準備 ・可搬式窒素供給装置準備 <p>(b) 作業の起点となる緊急時対策要員の出発点は緊急時対策所とする。</p> <p>(c) 可搬型設備は、緊急時対策所から離れている第3保管エリア及び第4保管エリアから出動する。</p>	<p>c. 作業の成立性</p> <p>屋外のアクセスルートについて、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能であることから、有効性評価における作業の成立性に影響を与えない。</p> <p>地震時に重大事故等対処を実施するためのアクセスルートは、地震の影響を受けないルートが確保でき、第6-19表に示すとおり、有効性評価の想定時間が最も厳しい重要事故シーケンスの要求時間内での作業が可能である。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業の成立性確認における評価条件の明確化。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第 6-19 表 有効性評価の可搬型設備を用いた作業の成立性評価結果

作業名	アクセルルート 復帰時間 ^①	その他考慮 すべき時間 ^②	有効性評価上の 作業時間 ^③	制限時間 ^{※1}	評価結果 (①+②+③)
代替注水等確保	4 時間	—	6 時間 ^{※2}	18 時間	○ (10 時間)
原子炉補機代替冷却水系準備操作		6 時間 ^{※3}	9 時間	24 時間	○ (19 時間)
燃料補給準備 (ガスタワービン発電設備 軽油タンクへの給油)		—	2 時間 15 分	10 時間	○ (6 時間 15 分)
燃料補給準備 (大容量送水ポンプ (タ イプ I) への給油)		3 時間 ^{※5}	2 時間 15 分	18 時間	○ (9 時間 15 分)
燃料補給準備 (原子炉補機代替冷却水 系 ^{※4} への給油)		—	—	24 時間	○ (9 時間 15 分)

※1 重要事故シナケンスごとに制限時間が異なる場合には、最短の制限時間を記載

※2 移動時間はアクセルルート復帰時間を含む

※3 代替注水等確保からの継続作業を考慮した時間を記載

※4 原子炉補機代替冷却水系：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプ I)

※5 燃料補給準備 (ガスタワービン発電設備軽油タンクへの給油) からの継続作業を考慮した時間を記載

女川原子力発電所 2号炉

第 4-17 表 屋外作業の成立性評価結果

作業名	アクセル ルート 復帰時間 ^①	移動時間 ^②	作業時間 ^③	有効性評価 想定時間 ^{※1}	評価結果 (①+②+③)
低圧原子炉代替注水系 (可搬型) 準備操作	0 分	28 分	1 時間 13 分	2 時間 20 分	○ (1 時間 41 分)
原子炉補機代替冷却系準備操作 (管機材配置 及びホース敷設移動及び系統水張り)	0 分	32 分	5 時間 9 分	7 時間 40 分	○ (5 時間 41 分)
格納容器代替スプレイ系 (可搬型) 準備操作	0 分	28 分	1 時間 13 分	2 時間 30 分	○ (1 時間 41 分)
燃料プールのスプレイ系 (可搬型) スプレイノズ ル) による燃料プールの注水	0 分	28 分	1 時間 57 分	3 時間 10 分	○ (2 時間 25 分)
燃料貯水槽 (西 1/西 2) から低圧原子炉代 替注水槽への補給	0 分	28 分	1 時間 13 分	2 時間 30 分	○ (1 時間 41 分)
燃料補給準備	0 分	28 分	1 時間 44 分	2 時間 30 分	○ (2 時間 12 分)
可搬式蓄新供給装置準備	0 分	32 分	1 時間 10 分	12 時間	○ (1 時間 45 分)

※1：緊急時対策所から保管場所までの移動時間を記載。

※2：重要事故シナケンスごとに有効性評価の想定時間が異なる場合には、最短の想定時間を記載。

島根原子力発電所 2号炉

第 6-19 表 有効性評価の可搬型設備を用いた作業の成立性評価結果

作業名	アクセルルート 復帰時間 ^①	その他考慮 すべき時間 ^②	有効性評価上の 作業時間 ^③	制限時間 ^{※1}	評価結果 (①又は②) + ③
蒸気発生器への注水確保 (海水)	0 分	2 時間 00 分 ^{※2}	3 時間 20 分	7 時間 24 分	○ (5 時間 20 分)
燃料補給 (代替非常用発電機への燃料補給)		3 時間 00 分 ^{※2}	1 時間 45 分	6 時間 05 分	○ (4 時間 45 分)

※1：蒸気発生器への注水確保 (海水) の制限時間は、「全交流動力電源喪失」及び「原子炉補機冷却機能喪失」を想定。
 燃料補給 (代替非常用発電機への燃料補給) の制限時間は、「全交流動力電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能
 の喪失及び RCP シール LOCA が発生する事故」, 「緊密気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)」及び「全交流動力電源喪失 (燃料取
 出前のミッドロープ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故)」を想定。

※2：有効性評価のタイムチャートにおける屋外作業の作業着手時間を記載している。

相違理由
 【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・屋外作業の相違やアク
 セスルート復旧内容の
 相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7. 屋内アクセスルートの評価</p> <p>屋内アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される基準津波については、防潮堤及び防潮壁を設置することで建屋近傍まで遡上する浸水はないことから、評価対象外とした。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、屋内アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動操作失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外としている。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第7-1表に示す。また、屋内アクセスルート図を別紙(30)に示す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートの一覧を第7-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第7-1図～第7-8図に、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第7-3表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との離隔距離の確保等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 	<p>5. 屋内のアクセスルートの評価</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される津波については、津波遡上解析の結果、防波壁内側の屋外アクセスルートへ基準津波が到達しないことを確認していることから、評価の対象外とする。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば、現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外とする。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第5-1表に記す。また、屋内のアクセスルートの設定について別紙(13)に記す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートについて一覧を第5-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第5-1(1)図～第5-1(12)図、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第5-3表、屋内作業の成立性評価結果を第5-4表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作対象場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との離隔距離をとる等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手摺等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響はないことを確認する。 	<p>7. 屋内のアクセスルートの評価</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される基準津波については、防潮堤を設置することで建屋近傍まで遡上する浸水はないことから、評価対象外とする。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外とする。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第7-1表に示す。また、屋内アクセスルート図を別紙(30)に示す。</p> <p>また、重要事故シーケンスにおけるアクセスルートの一覧を第7-2表に、重要事故シーケンスごとのアクセスルート経路を第7-1図～第7-15図に、重要事故シーケンスにおける現場作業一覧について第7-3表、屋内作業の成立性評価結果を第7-4表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との離隔距離の確保等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイスト、レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設備名称、記載表現の相違（記載内容に相違はない。）</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び記載名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・周辺に転倒する可能性のある常設物品、仮置物品がある場合、固縛等転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p>	<p>・周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置の実施により、アクセス性に与える影響はないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響はないことを確認する。 また、万一、周辺にある常置品が転倒した場合を考慮し、通行可能な通路幅が確保できない場合は、あらかじめ移設・撤去等を行う。</p> <p>なお、常置品、仮置資機材の設置に対する運用、管理については、社内規程に基づき実施する。</p>	<p>・周辺に転倒する可能性のある常設物及び仮置物がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 また、万一、周辺にある常設物及び仮置物が転倒した場合を考慮し、通行可能な通路幅が確保できない場合は、あらかじめ移設・撤去を行う。ただし、常設物及び仮置物の人力による排除又は乗り越えが可能な場合を除く。</p> <p>なお、常設物及び仮置物の設置に対する運用、管理については、社内規程類に基づき実施する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルートの周辺にある常設物及び仮置物が転倒した場合の対応及び運用・管理について記載した。</p> <p>【島根】評価内容の相違 ・泊は、常設物及び仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。（柏崎と同様）</p>
<p>b. 地震随伴火災の影響評価 屋内アクセスルート近傍の油内包又は水素内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(33)に示す。</p>	<p>b. 地震随伴火災の影響評価 アクセスルート近傍の油内包機器又は水素ガス内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(17)に示す。</p>	<p>b. 地震随伴火災の影響評価 アクセスルート近傍の油内包機器又は水素内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(33)に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 屋内アクセスルートのある建屋のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(34)に示す。</p>	<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 アクセスルートがある建物のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(18)に示す。</p>	<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 アクセスルートのある建屋のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(34)に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(31)に現場確認結果、別紙(32)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。上記観点より現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常設物品、仮置物品がある場合、固縛等転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常設物品、仮置物品が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があることを確認しており、通行可能な通路幅がない場合であっても、迂回、乗越え及び排除により対応可能である。また、アクセスルートが通行不可となる物品については影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、アクセスルート周辺のポンベについては、転倒防止処置を実施し、基準地震動 Ss における機能維持を確認しており、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p>	<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(14)に現場確認結果、別紙(15)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。</p> <p>現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常置品及び仮置資機材が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があり、また、通路幅が確保できない場合は移設又は撤去することでアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、仮置資機材は、通行可能な通路幅が確保できるような配置とする。</p> <p>加えて、周辺にある常設のポンベが転倒した場合を考慮し、ポンベ固定器具の耐震補強による転倒防止の実施又はアクセスルート近傍から撤去する。</p>	<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(31)に現場確認結果、別紙(32)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。上記観点より現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常設物品及び仮置物品がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常設物品及び仮置物品が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えにより通行可能であることを確認した。また、アクセスルートが通行不可となる常設物品及び仮置物については影響がない箇所へ移設することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、仮置物は、通行可能な通路幅が確保できるような配置とする。ただし、人力による排除又は乗り越えが可能な場合は除く。</p> <p>加えて、周辺にある常設のポンベが転倒した場合を考慮し、ポンベを鋼材及びボルトにより固定することで転倒防止を図る又はアクセスルート近傍から撤去する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び記載名称の相違</p> <p>【女川及び島根】評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートの通路幅が万一確保できない場合の対処方法の相違。 泊は、常設物品及び仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様) <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、今後設置する仮置物の配置の考え方に關して記載した。 <p>【島根】評価内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様) <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はポンベが転倒せず、アクセスルートに影響がないことを記載している。(女川は Ss 機能維持を確認している。) <p>【島根】記載表現の相違</p>

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第7-3表に示すとおり、防護具着用時間を含めた時間評価を実施し、制限時間内に作業が実施できることを確認した。溢水を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価上の作業時間を上回ることはない（「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ放射線防護具及び耐熱服着用時間は考慮されていることから、本評価では考慮しない。）。</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震による内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(30)に示す。</p>	<p>【比較のため本比較表の次ページの抜粋を掲載】</p> <p>(5) 作業の成立性</p> <p>有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第5-4表に示すとおり、有効性評価における想定時間内に作業が実施できることを確認した。暗所、溢水、資機材の転倒等を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、有効性評価想定時間内に作業が実施可能であることを確認した。（防護具着用時間は「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ10分間の時間が考慮されていることから、本評価では考慮していない。）</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震随伴内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(13)に示す。</p>	<p>また、有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第7-3表に示すとおり、防護具着用時間を含めた時間評価を実施し、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、制限時間内に作業が実施できることを確認した。溢水、資機材の転倒による影響を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価上の想定時間を上回ることはない。</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震による内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(30)に示す。</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】章立て及び記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は、制限時間内の作業の成立性について、作業開始前に作業が無い場合は防護具の着用を実施できるものとして評価している。</p> <p>・泊は、資機材の排除、乗り越えを考慮していることから移動時間の1.5倍の評価に資機材の転倒の影響も含んでいることを記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は、有効性評価の成立性の観点で制限時間内に作業完了できることを確認している。（島根は有効性評価想定時間内に実施可能であることを確認することで有効性評価の成立性を確認している。）</p> <p>【女川及び島根】方針の相違</p> <p>・泊は、有効性評価上の想定時間に放射線防護具着用時間が含まれていることから、本評価においても放射線防護具着用時間を考慮している。（女川・島根は有効性評価において、有効性評価上の想定時間とは別に防護具着用時間を考慮している。）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 屋内作業への影響</p> <p>a. 屋内アクセスルートへの影響</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は手順書に従い、足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置するよう運用管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを選択する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から現場要員への指示は、通常の連絡手段（電力保安通信用電話設備（PHS端末）及び送受話器（ページング））が使用できない場合でも、携帯型通話装置にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建屋内の通常照明が使用できない場合、要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である（別紙(27)）。</p>	<p>(4) 屋内作業への影響について</p> <p>a. 作業環境</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は社内規程に定める運用（足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置する等）により管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを通行する。（別紙(35)参照）</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>緊急時対策要員から中央制御室への報告、中央制御室から緊急時対策要員への指示は、通常の連絡手段（所内通信連絡設備（ハンドセットステーション）及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、有線式通信設備等の通信手段にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建物内の通常照明が使用できない場合、緊急時対策要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯、LEDライトを使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である。また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる照明器具として、電源内蔵型照明を建物内に設置しており、屋内作業への影響はない。（別紙(13)、別紙(16)参照）</p> <p>【本比較表の前ページにて比較する】</p> <p>(5) 作業の成立性</p> <p>有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第5-4表に示すとおり、有効性評価における想定時間内に作業が実施できることを確認した。暗所、溢水、資機材の転倒等を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、有効性評価想定時間内に作業が実施可能であることを確認した。（防護具着用時間は「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ10分間の時間が考慮されていることから、本評価では考慮していない。）</p> <p>また、技術的能力1.1～1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震随伴内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(13)に示す。</p>	<p>(4) 屋内作業への影響</p> <p>a. 作業環境</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は社内規程類に従い、足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置するよう運用管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを選択する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から現場要員への指示は、通常の連絡手段（電力保安通信用電話設備及び運転指令設備（警報装置を含む。））が使用できない場合でも、携帯型通話装置にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建屋内の通常照明が使用できない場合、要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯等を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である（別紙(27)）。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・要員及び設備名称の相違。</p> <p>【島根】設備の相違 ・泊は、ヘッドライト、懐中電灯を使用することで電源喪失時も屋内作業に影響がないと判断している。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (6/8)

対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	物品の転倒影響 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}
大型航空機による影響を考慮した場合の注水及びスプレイ（屋内接続口の使用） ^{※2}	1.8	原子炉建屋原子炉操作室 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)】 原子炉建屋付属機操作室 【(①-52)→(④)階段L①→(①)→(③)→(③)階段F④→(④-54)】	無	無	無
可搬型変素ガス供給装置による原子炉格納容器への空素供給	1.9	屋開放 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F③→(④-20)】 系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F③→(④-21)又は(④-22)】	無	無	無
燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	1.11	燃料プール注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F④→(④-57)】	無	無	無
燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	1.11	原子炉建屋大物搬入口を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段G③→(④-40)→(④)階段C①→(①-11)】 原子炉建屋屋頂を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F③→(④-41)→(④)階段F③→(④)階段G④→(④)階段B①→(①-11)】	無	無	有
燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11	燃料プールのスプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F④→(④-57)】	無	無	無
燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	1.11	原子炉建屋大物搬入口を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段G③→(④-40)→(④)階段C①→(①-11)】 原子炉建屋屋頂を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F③→(④-41)→(④)階段F③→(④)階段G④→(④)階段B①→(①-11)】	無	無	有

※1 屋内現場操作については別紙(30)、物品の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。
 ※2 本手段は大型航空機による影響を考慮した場合に使用する手段であり、起因事象が地震ではないことから物品の転倒、火災及び溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第5-1表 技術的能力における対応手段で期待する屋内現場操作一覧 (6/8)

対応手段	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒による影響 ^{※1}	火災源の有無 ^{※1}	溢水源の有無 ^{※1}
代替の空素供給による原子炉格納容器への空素供給	1.11	B-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】	無	有	無
代替の空素供給による原子炉格納容器への空素供給	1.11	B-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】	無	有	無
代替の空素供給による原子炉格納容器への空素供給	1.11	B-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】	無	有	無
代替の空素供給による原子炉格納容器への空素供給	1.11	B-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】	無	有	無
中継機を介した注水	1.11	A-307 系注水機 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】	無	無	あり
可搬型空素供給装置による原子炉格納容器への注水	1.11	可搬型空素供給装置によるB-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】 B-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】 B-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】	無	あり	あり
可搬型空素供給装置による原子炉格納容器への注水	1.11	可搬型空素供給装置によるB-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】 B-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】 B-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】	無	あり	あり
可搬型空素供給装置による原子炉格納容器への注水	1.11	可搬型空素供給装置によるB-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】 B-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】 B-1107 系空素供給装置 【中央制御室→(①)階段L④→(①-52)→(①-53)→(①-54)】	無	あり	あり

※1：屋内現場操作については別紙(13)、火災源については別紙(17)、溢水源については別紙(18)参照。

泊発電所3号炉

第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (6/14)

対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}
可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（放置による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合） ^{※2}	1.7	系統構成、可搬型送水ポンプ車再循環ユニット 【中央制御室→(⑥)階段A⑧→(⑤-58)→(⑤-14)→(⑤-15)→(⑤)階段B③→(⑤)階段Q⑧→(⑤-1)→(⑤)階段Q⑧→(⑤-2)→(⑤-3)→(⑤-4)→(⑤-5)→(⑤-6)→(⑤)階段E⑧→(⑤)階段A⑧→(⑤-11)→(⑤)階段B③→(⑤-9)→(⑤)階段B③→(⑤-11)→(⑤-12)→(⑤-13)→(⑤)階段B③→(⑤)階段D④→(⑤-1)→(⑤-2)→(⑤-3)→(⑤-4)→(⑤-5)→(⑤-6)→(⑤)階段D④→(⑤)階段A⑧→(⑤-10)→(⑤)階段A⑧→(⑤)階段N⑦→(⑤-2)→(⑤)階段N⑤→(⑤-52)→(⑤)階段E⑧→(⑤-11)→(⑤-13)】	無	無	無
代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（交流動力電源及び原子炉格納冷却機能が健全である場合）	1.8	系統構成、本張り、代替格納容器スプレイポンプ配動 【中央制御室→(⑥)階段A⑧→(⑤-58)→(⑤)階段A⑧→(⑤)階段I①→(⑤-3)→(⑤)階段I①→(⑤)階段A⑧→(⑤-18)】 代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作 【中央制御室→(⑥)階段A⑧→(⑤-36)→(⑤-25)】	無	無	有
代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（全交流動力電源又は原子炉格納冷却機能喪失時）	1.8	系統構成、本張り、代替格納容器スプレイポンプ配動 【中央制御室→(⑥)階段A⑧→(⑤-58)→(⑤)階段A⑧→(⑤)階段I①→(⑤-3)→(⑤)階段I①→(⑤)階段A⑧→(⑤-18)】 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A⑧→(⑤-7)→(⑤-17)→(⑤-9)】	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。
 ※2：本手段は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する手段であり、起因事象が地震ではないことから資機材の転倒、火災及び溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。
 【女川及び島根】記載表現の相違
 【島根】記載箇所の相違

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第 7-1 表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覽 (8/8)

対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	物品の転倒影響 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	
可搬型代替直流電源設備による給電	1.14	・125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段 L ④)→(④-47)→(④階段 L ①)→中央制御室→(①階段 L ④)→(④-46)】 不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①階段 L ④)→(④-48)→(④-47)】 ・125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段 L ④)→(④-48)→(④階段 L ①)→中央制御室→(①階段 L ④)→(④-47)】 不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①階段 L ④)→(④-48)→(④-47)】 ・電源車接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(②)→(③階段 F ④)→(④-48)】	無	無	無	
		電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電	【中央制御室→(①)→(③)→(③階段 F ④)→(④-45)】	無	無	無
		可搬型計測器による計測又は監視	【(③-32)→(③階段 L ①)→中央制御室】	無	無	無
中央制御室待避所の運用手順	1.16	【中央制御室→(①階段 L ④)→(④-51)→(④階段 L ⑥)→(⑥-7)】	無	無	無	
非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	1.16	【中央制御室→(①)→(②)→(③階段 G ④)→(④階段 B ②)→(②)→(①)→(①-2)】	無	無	有	

※1 屋内現場操作については別紙(30)、物品の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

島根原子力発電所2号炉

第 5-1 表 技術的能力における対応手段で期待する屋内現場操作一覽 (8/8)

対応手段	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒による影響 ^{※2}	火災源の有無 ^{※3}	溢水源の有無 ^{※4}
非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	1.16	建屋内の被ばく防止設備の閉止手順 【建屋内→(①階段 A ④)→(④-3)→(④-4)】 原子炉建屋の閉止手順 【建屋内→(①階段 A ④)→(④-3)→(④-4)】	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(13)、火災源については別紙(17)、溢水源については別紙(18)参照。

泊発電所3号炉

第 7-1 表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覽 (8/14)

対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}
アニュラス空気浄化設備による水素排出(全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順)	1.10	系統構成、アニュラス全量排気弁等稼働可能状態 【中央制御室→(③階段 A ④)→(④階段 B ②)→(②-3)→(②-4)→(②-5)→(②-6)】 試料採取室排気隔離タンク閉鎖位置 【中央制御室→(③階段 A ④)→(④階段 B ②)→(②-7)→(②-8)→(②-9)】	無	無	有
可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定	1.10	【中央制御室→(③階段 A ④)→(④-26)→(④-27)→(④-16)→(④-17)→(④-27)→(④-26)】	無	無	有
雨水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの送水	1.11	保管場所への移動 【中央制御室→(③階段 B ③)→屋外 A】 可搬型ホース敷設 【屋外 A 又は屋外 B→(③-9)】	無	無	有
雨水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	1.11	【中央制御室→(③階段 B ③)→屋外 A→屋外アクセスルート→屋外 A 又は屋外 B→(③-10)】	無	無	有
可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	1.11	可搬型水位計運搬、設置 【中央制御室→(③階段 B ③)→(③-11)→(③-12)→(③-13)→(③-11)→(③-13)→(③-11)→(③-14)】 可搬型エリアモニタ運搬、設置、監視カメラ空冷装置準備、起動 ・可搬型エリアモニタを屋外に設置する場合 【中央制御室→(③階段 B ③)→(③-18)→(③-15)→(③階段 B ④)→(④階段 G ③)→(③-20)→屋外 E→(③階段 G ④)→(④階段 B ③)→(③-16)→(③-17)】 ・可搬型エリアモニタを原子炉補助建屋内に設置する場合 【中央制御室→(③階段 B ③)→(③-18)→(③-15)→(③-19)→(③-24)→屋外 A→(③-16)→(③-17)】	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

：評価結果に係る部分は別途説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。

【女川及び島根】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(9/14)</p> <table border="1" data-bbox="1344 231 1957 965"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td>L.12</td> <td>【中央制御室→(⑤)階段B③→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び消泡混合設備による航空機燃料火災への応答</td> <td>L.12</td> <td>【中央制御室→(⑤)階段B③→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ホットへの補給</td> <td>L.13</td> <td> ・可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→(④)階段A④→(④)階段F②→[②-1]→[②-2]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→[⑤-10]】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段F②→[②-1]→[②-2]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→[⑤-7]】 </td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</td> <td>L.13</td> <td> ・可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→[⑥-5]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→[⑤-10]】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段F②→[②-1]→(②)階段F①→(④)階段F②→(④)階段A④→[⑥-4]→[⑥-5]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→[⑤-7]】 </td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;">: 評価結果に係る部分は別途説明する</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	L.12	【中央制御室→(⑤)階段B③→屋外A】	無	無	有	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び消泡混合設備による航空機燃料火災への応答	L.12	【中央制御室→(⑤)階段B③→屋外A】	無	無	有	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ホットへの補給	L.13	・可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→(④)階段A④→(④)階段F②→[②-1]→[②-2]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→[⑤-10]】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段F②→[②-1]→[②-2]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→[⑤-7]】	無	無	有	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	L.13	・可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→[⑥-5]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→[⑤-10]】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段F②→[②-1]→(②)階段F①→(④)階段F②→(④)階段A④→[⑥-4]→[⑥-5]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→[⑤-7]】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <p>・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																												
可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	L.12	【中央制御室→(⑤)階段B③→屋外A】	無	無	有																												
可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び消泡混合設備による航空機燃料火災への応答	L.12	【中央制御室→(⑤)階段B③→屋外A】	無	無	有																												
海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ホットへの補給	L.13	・可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→(④)階段A④→(④)階段F②→[②-1]→[②-2]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→[⑤-10]】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段F②→[②-1]→[②-2]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→[⑤-7]】	無	無	有																												
海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	L.13	・可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→[⑥-5]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→[⑤-10]】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A④→(④)階段F②→[②-1]→(②)階段F①→(④)階段F②→(④)階段A④→[⑥-4]→[⑥-5]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→[⑤-7]】	無	無	有																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (10/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱用ウォーターから補助給水ピットへの切替又は(原子炉容器への注水中の場合)</td> <td>1.13</td> <td>【中央制御室→(⑥-6)→(⑥-7)→(⑥階段A⑤)→(⑥-7)→(⑥-17)→(⑥-9)→(⑥-8)→(⑥階段M⑦)→(⑦-11)→(⑦階段M⑧)→(③-7)→(③-17)→(③-9)→(③-8)→(③-18)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用ウォーターから補助給水ピットへの切替又は(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)</td> <td>1.13</td> <td>【中央制御室→(⑥-6)→(⑥-7)→(⑥階段A⑤)→(⑥-7)→(⑥-17)→(⑥-9)→(⑥-8)→(③-18)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電)</td> <td>1.14</td> <td>メタクラB系受電準備、メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-37)→(③-36)→(③-36)→(③-36)→(③-40)→(③-24)→(③-25)→(③-23)→(③-24)→(③-25)→(③-27)→(③-37)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥-33)→(⑥階段C⑤)→(③-35)→(③-36)→(③-36)→(③-40)→(③-27)→(③-26)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-41)→(③-40)→(③-39)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の現場からの起動による受電)</td> <td>1.14</td> <td>メタクラB系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-37)→(③-38)】 メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-36)→(③-38)→(③-40)→(③-24)→(③-25)→(③-23)→(③-24)→(③-25)→(③-27)→(③-37)】 代替非常用発電機の起動 【中央制御室→(⑥階段R③)→(⑥外A)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(③-33)→(⑥階段C⑤)→(③-35)→(③-36)→(③-36)→(③-40)→(③-27)→(③-26)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-41)→(③-40)→(③-39)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	燃料取扱用ウォーターから補助給水ピットへの切替又は(原子炉容器への注水中の場合)	1.13	【中央制御室→(⑥-6)→(⑥-7)→(⑥階段A⑤)→(⑥-7)→(⑥-17)→(⑥-9)→(⑥-8)→(⑥階段M⑦)→(⑦-11)→(⑦階段M⑧)→(③-7)→(③-17)→(③-9)→(③-8)→(③-18)】	無	無	有	燃料取扱用ウォーターから補助給水ピットへの切替又は(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	1.13	【中央制御室→(⑥-6)→(⑥-7)→(⑥階段A⑤)→(⑥-7)→(⑥-17)→(⑥-9)→(⑥-8)→(③-18)】	無	無	有	代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電)	1.14	メタクラB系受電準備、メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-37)→(③-36)→(③-36)→(③-36)→(③-40)→(③-24)→(③-25)→(③-23)→(③-24)→(③-25)→(③-27)→(③-37)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥-33)→(⑥階段C⑤)→(③-35)→(③-36)→(③-36)→(③-40)→(③-27)→(③-26)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-41)→(③-40)→(③-39)】	無	無	無	代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の現場からの起動による受電)	1.14	メタクラB系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-37)→(③-38)】 メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-36)→(③-38)→(③-40)→(③-24)→(③-25)→(③-23)→(③-24)→(③-25)→(③-27)→(③-37)】 代替非常用発電機の起動 【中央制御室→(⑥階段R③)→(⑥外A)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(③-33)→(⑥階段C⑤)→(③-35)→(③-36)→(③-36)→(③-40)→(③-27)→(③-26)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-41)→(③-40)→(③-39)】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																												
燃料取扱用ウォーターから補助給水ピットへの切替又は(原子炉容器への注水中の場合)	1.13	【中央制御室→(⑥-6)→(⑥-7)→(⑥階段A⑤)→(⑥-7)→(⑥-17)→(⑥-9)→(⑥-8)→(⑥階段M⑦)→(⑦-11)→(⑦階段M⑧)→(③-7)→(③-17)→(③-9)→(③-8)→(③-18)】	無	無	有																												
燃料取扱用ウォーターから補助給水ピットへの切替又は(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	1.13	【中央制御室→(⑥-6)→(⑥-7)→(⑥階段A⑤)→(⑥-7)→(⑥-17)→(⑥-9)→(⑥-8)→(③-18)】	無	無	有																												
代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による受電)	1.14	メタクラB系受電準備、メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-37)→(③-36)→(③-36)→(③-36)→(③-40)→(③-24)→(③-25)→(③-23)→(③-24)→(③-25)→(③-27)→(③-37)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥-33)→(⑥階段C⑤)→(③-35)→(③-36)→(③-36)→(③-40)→(③-27)→(③-26)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-41)→(③-40)→(③-39)】	無	無	無																												
代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 (代替非常用発電機の現場からの起動による受電)	1.14	メタクラB系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-37)→(③-38)】 メタクラB系受電操作、コントロールセンターB系受電準備、メタクラA系受電準備、メタクラA系受電操作、コントロールセンターA系、B系受電準備、受電確認 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-36)→(③-38)→(③-40)→(③-24)→(③-25)→(③-23)→(③-24)→(③-25)→(③-27)→(③-37)】 代替非常用発電機の起動 【中央制御室→(⑥階段R③)→(⑥外A)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(③-33)→(⑥階段C⑤)→(③-35)→(③-36)→(③-36)→(③-40)→(③-27)→(③-26)】 メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→(⑥階段C⑤)→(③-41)→(③-40)→(③-39)】	無	無	有																												
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (11/14)</p> <table border="1" data-bbox="1346 236 1955 1023"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車によるメタタラA系及びメタタラB系受電</td> <td>1.14</td> <td>メタタラB系受電準備、メタタラA系受電準備 【中央制御室→(⑤-23)→(⑧階段A⑤)→(③-56)→(③-41)→(③-37)→(③-38)→(③-39)→(③-40)→(③-28)→(③-24)→(③-25)→(③-26)→(③-27)→(③-23)→(③-36)】 メタタラB系受電操作、コントロールセンタB系受電操作、メタタラA系受電操作、コントロールセンタA系受電操作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-36)→(③-37)→(③-38)→(③-40)→(③-23)→(③-24)→(③-25)→(③-27)】 保管庫への移動 【中央制御室→(⑧階段B⑤)→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備による給電</td> <td>1.14</td> <td>不事直流負荷切離し操作 (SB0発生1時間以内) 【中央制御室→(③-36)→(③-31)→(③-37)→(③-39)→(③-40)】 不事直流負荷切離し操作 (SB0発生8時間以降) 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-28)→(③-41)→(③-29)→(③-42)→(③-43)→(③-48)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>所内常設蓄電式直流電源設備による給電(可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合)</td> <td>1.14</td> <td>・A系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-27)→(③-26)→(③-28)→(③-41)→(③-42)→(③-43)→(③-29)→(③-34)→(③-38)→(⑧階段A⑤)→(③-39)→(③-40)→(③-37)→(③-36)→(③-31)→(③-38)】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-27)】 安全補機間隔室外気取入タンク(調機作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-28)→(③-41)→(③-42)】 ・B系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-40)→(③-39)→(③-28)→(③-41)→(③-42)→(③-43)→(③-29)→(③-34)→(③-38)→(⑧階段A⑤)→(③-39)→(③-40)→(③-37)→(③-36)→(③-31)→(③-38)】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-40)】 安全補機間隔室外気取入タンク(調機作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-23)→(③-43)→(③-44)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	可搬型代替電源車によるメタタラA系及びメタタラB系受電	1.14	メタタラB系受電準備、メタタラA系受電準備 【中央制御室→(⑤-23)→(⑧階段A⑤)→(③-56)→(③-41)→(③-37)→(③-38)→(③-39)→(③-40)→(③-28)→(③-24)→(③-25)→(③-26)→(③-27)→(③-23)→(③-36)】 メタタラB系受電操作、コントロールセンタB系受電操作、メタタラA系受電操作、コントロールセンタA系受電操作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-36)→(③-37)→(③-38)→(③-40)→(③-23)→(③-24)→(③-25)→(③-27)】 保管庫への移動 【中央制御室→(⑧階段B⑤)→屋外A】	無	無	有	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	1.14	不事直流負荷切離し操作 (SB0発生1時間以内) 【中央制御室→(③-36)→(③-31)→(③-37)→(③-39)→(③-40)】 不事直流負荷切離し操作 (SB0発生8時間以降) 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-28)→(③-41)→(③-29)→(③-42)→(③-43)→(③-48)】	無	無	有	所内常設蓄電式直流電源設備による給電(可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合)	1.14	・A系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-27)→(③-26)→(③-28)→(③-41)→(③-42)→(③-43)→(③-29)→(③-34)→(③-38)→(⑧階段A⑤)→(③-39)→(③-40)→(③-37)→(③-36)→(③-31)→(③-38)】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-27)】 安全補機間隔室外気取入タンク(調機作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-28)→(③-41)→(③-42)】 ・B系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-40)→(③-39)→(③-28)→(③-41)→(③-42)→(③-43)→(③-29)→(③-34)→(③-38)→(⑧階段A⑤)→(③-39)→(③-40)→(③-37)→(③-36)→(③-31)→(③-38)】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-40)】 安全補機間隔室外気取入タンク(調機作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-23)→(③-43)→(③-44)】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																						
可搬型代替電源車によるメタタラA系及びメタタラB系受電	1.14	メタタラB系受電準備、メタタラA系受電準備 【中央制御室→(⑤-23)→(⑧階段A⑤)→(③-56)→(③-41)→(③-37)→(③-38)→(③-39)→(③-40)→(③-28)→(③-24)→(③-25)→(③-26)→(③-27)→(③-23)→(③-36)】 メタタラB系受電操作、コントロールセンタB系受電操作、メタタラA系受電操作、コントロールセンタA系受電操作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-36)→(③-37)→(③-38)→(③-40)→(③-23)→(③-24)→(③-25)→(③-27)】 保管庫への移動 【中央制御室→(⑧階段B⑤)→屋外A】	無	無	有																						
所内常設蓄電式直流電源設備による給電	1.14	不事直流負荷切離し操作 (SB0発生1時間以内) 【中央制御室→(③-36)→(③-31)→(③-37)→(③-39)→(③-40)】 不事直流負荷切離し操作 (SB0発生8時間以降) 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-28)→(③-41)→(③-29)→(③-42)→(③-43)→(③-48)】	無	無	有																						
所内常設蓄電式直流電源設備による給電(可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合)	1.14	・A系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-27)→(③-26)→(③-28)→(③-41)→(③-42)→(③-43)→(③-29)→(③-34)→(③-38)→(⑧階段A⑤)→(③-39)→(③-40)→(③-37)→(③-36)→(③-31)→(③-38)】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-27)】 安全補機間隔室外気取入タンク(調機作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-28)→(③-41)→(③-42)】 ・B系を使用する場合 蓄電池室排気ファン起動、充電器受電操作、直流負荷復旧操作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-40)→(③-39)→(③-28)→(③-41)→(③-42)→(③-43)→(③-29)→(③-34)→(③-38)→(⑧階段A⑤)→(③-39)→(③-40)→(③-37)→(③-36)→(③-31)→(③-38)】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-40)】 安全補機間隔室外気取入タンク(調機作 【中央制御室→(⑧階段A⑤)→(③-23)→(③-43)→(③-44)】	無	無	有																						
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (12/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 229 1440 268">対応手順</th> <th data-bbox="1440 229 1487 268">該当条文</th> <th data-bbox="1487 229 1749 268">屋内現場操作^{※1}</th> <th data-bbox="1749 229 1816 268">資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th data-bbox="1816 229 1883 268">火災影響の有無^{※3}</th> <th data-bbox="1883 229 1951 268">溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 268 1440 911">可搬型代替直流電源設備による給電</td> <td data-bbox="1440 268 1487 911">1.14</td> <td data-bbox="1487 268 1749 911"> <ul style="list-style-type: none"> A直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-32]】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-32]→[⑤-35]→[⑤-32]→[⑤-33]→[⑤-28]】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→[⑤-23]→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(③階段G⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-32]】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→[⑤-23]→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-32]】 </td> <td data-bbox="1749 268 1816 911">無</td> <td data-bbox="1816 268 1883 911">無</td> <td data-bbox="1883 268 1951 911">有</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1487 587 1749 911"> <ul style="list-style-type: none"> B直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-46]→[⑤-48]→[⑤-41]】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-47]→[⑤-46]→[⑤-49]→[⑤-28]】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→[⑤-23]→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(③階段G⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-46]】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→[⑤-23]→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-46]】 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;">：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	可搬型代替直流電源設備による給電	1.14	<ul style="list-style-type: none"> A直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-32]】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-32]→[⑤-35]→[⑤-32]→[⑤-33]→[⑤-28]】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→[⑤-23]→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(③階段G⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-32]】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→[⑤-23]→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-32]】 	無	無	有			<ul style="list-style-type: none"> B直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-46]→[⑤-48]→[⑤-41]】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-47]→[⑤-46]→[⑤-49]→[⑤-28]】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→[⑤-23]→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(③階段G⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-46]】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→[⑤-23]→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-46]】 				<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。 <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																
可搬型代替直流電源設備による給電	1.14	<ul style="list-style-type: none"> A直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-32]】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-32]→[⑤-35]→[⑤-32]→[⑤-33]→[⑤-28]】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→[⑤-23]→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(③階段G⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-32]】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→[⑤-23]→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-32]】 	無	無	有																
		<ul style="list-style-type: none"> B直流母線に給電する場合 直流母線受電準備 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-46]→[⑤-48]→[⑤-41]】 直流母線給電操作 【中央制御室→(⑤階段A⑤)→[⑤-47]→[⑤-46]→[⑤-49]→[⑤-28]】 保管場所への移動 【中央制御室→(⑤階段B⑤)→屋外A】 給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→[⑤-23]→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(③階段G⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-46]】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→[⑤-23]→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(③階段B⑥)→(⑤階段A⑤)→[⑤-50]→[⑤-51]→[⑤-50]→[⑤-46]】 																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (13/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 236 1442 272">対応手順</th> <th data-bbox="1442 236 1491 272">該当条文</th> <th data-bbox="1491 236 1765 272">屋内現場操作^{※1}</th> <th data-bbox="1765 236 1816 272">資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th data-bbox="1816 236 1868 272">火災影響の有無^{※3}</th> <th data-bbox="1868 236 1957 272">溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 357 1442 443">代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ運転器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</td> <td data-bbox="1442 392 1491 405">L14</td> <td data-bbox="1491 280 1765 517"> 系統構成 【中央制御室→(⑧階段A⑧)→(⑧-26)→(⑧-27)→(⑧-39)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧階段A⑧)→(⑧-54)→(⑧-55)→(⑧-62)】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） 【中央制御室→(⑧階段B②)→屋外A→屋外アクセス→(⑧-30)→(⑧-31)→(⑧-44)→(⑧-45)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧階段B④)→(⑧-47)】 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） 【中央制御室→(⑧階段A④)→(④-45)→(④階段B③)→(③-22)→(③階段B⑥)→(③-24)→(③-25)→(③-25)→(③階段B④)→(④-46)→(④-47)→(④-48)】 </td> <td data-bbox="1765 392 1816 405">無</td> <td data-bbox="1816 392 1868 405">無</td> <td data-bbox="1868 392 1957 405">有</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 660 1442 746">可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ運転器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</td> <td data-bbox="1442 695 1491 708">L14</td> <td data-bbox="1491 529 1765 880"> 系統構成 【中央制御室→(⑧階段A⑧)→(⑧-26)→(⑧-27)→(⑧-39)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧階段A⑧)→(⑧-54)→(⑧-55)→(⑧-62)】 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統備）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） 【中央制御室→(⑧階段A⑧)→(⑧-30)→(⑧-31)→(⑧-44)→(⑧-45)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧階段B④)→(⑧-47)】 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） ・可搬型代替電源機接続（両側）に接続する場合 【中央制御室→(⑧階段A④)→(④-43)→(④階段B③)→(③-22)→屋外A→屋外アクセス→(⑧階段G⑤)→(⑧-44)→(⑧-47)→(⑧-48)→(④階段G⑤)→(④-24)→(④-26)→(④-25)】 ・可搬型代替電源機接続（所側）に接続する場合 【中央制御室→(⑧階段A④)→(④-43)→(④階段B③)→(③-22)→屋外A→屋外アクセス→(⑧階段B⑥)→(③-24)→(③-25)→(③-25)→(③階段B④)→(④-44)→(④-47)→(④-48)】 </td> <td data-bbox="1765 695 1816 708">無</td> <td data-bbox="1816 695 1868 708">無</td> <td data-bbox="1868 695 1957 708">有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ：評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ運転器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	L14	系統構成 【中央制御室→(⑧階段A⑧)→(⑧-26)→(⑧-27)→(⑧-39)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧階段A⑧)→(⑧-54)→(⑧-55)→(⑧-62)】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） 【中央制御室→(⑧階段B②)→屋外A→屋外アクセス→(⑧-30)→(⑧-31)→(⑧-44)→(⑧-45)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧階段B④)→(⑧-47)】 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） 【中央制御室→(⑧階段A④)→(④-45)→(④階段B③)→(③-22)→(③階段B⑥)→(③-24)→(③-25)→(③-25)→(③階段B④)→(④-46)→(④-47)→(④-48)】	無	無	有	可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ運転器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	L14	系統構成 【中央制御室→(⑧階段A⑧)→(⑧-26)→(⑧-27)→(⑧-39)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧階段A⑧)→(⑧-54)→(⑧-55)→(⑧-62)】 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統備）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） 【中央制御室→(⑧階段A⑧)→(⑧-30)→(⑧-31)→(⑧-44)→(⑧-45)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧階段B④)→(⑧-47)】 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） ・可搬型代替電源機接続（両側）に接続する場合 【中央制御室→(⑧階段A④)→(④-43)→(④階段B③)→(③-22)→屋外A→屋外アクセス→(⑧階段G⑤)→(⑧-44)→(⑧-47)→(⑧-48)→(④階段G⑤)→(④-24)→(④-26)→(④-25)】 ・可搬型代替電源機接続（所側）に接続する場合 【中央制御室→(⑧階段A④)→(④-43)→(④階段B③)→(③-22)→屋外A→屋外アクセス→(⑧階段B⑥)→(③-24)→(③-25)→(③-25)→(③階段B④)→(④-44)→(④-47)→(④-48)】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。 <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																
代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ運転器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	L14	系統構成 【中央制御室→(⑧階段A⑧)→(⑧-26)→(⑧-27)→(⑧-39)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧階段A⑧)→(⑧-54)→(⑧-55)→(⑧-62)】 代替非常用発電機起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） 【中央制御室→(⑧階段B②)→屋外A→屋外アクセス→(⑧-30)→(⑧-31)→(⑧-44)→(⑧-45)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧階段B④)→(⑧-47)】 系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） 【中央制御室→(⑧階段A④)→(④-45)→(④階段B③)→(③-22)→(③階段B⑥)→(③-24)→(③-25)→(③-25)→(③階段B④)→(④-46)→(④-47)→(④-48)】	無	無	有																
可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ運転器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	L14	系統構成 【中央制御室→(⑧階段A⑧)→(⑧-26)→(⑧-27)→(⑧-39)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧階段A⑧)→(⑧-54)→(⑧-55)→(⑧-62)】 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（2次系統備）、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） 【中央制御室→(⑧階段A⑧)→(⑧-30)→(⑧-31)→(⑧-44)→(⑧-45)→(⑧階段A⑧)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧階段B④)→(⑧-47)】 系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電（1次系統備） ・可搬型代替電源機接続（両側）に接続する場合 【中央制御室→(⑧階段A④)→(④-43)→(④階段B③)→(③-22)→屋外A→屋外アクセス→(⑧階段G⑤)→(⑧-44)→(⑧-47)→(⑧-48)→(④階段G⑤)→(④-24)→(④-26)→(④-25)】 ・可搬型代替電源機接続（所側）に接続する場合 【中央制御室→(⑧階段A④)→(④-43)→(④階段B③)→(③-22)→屋外A→屋外アクセス→(⑧階段B⑥)→(③-24)→(③-25)→(③-25)→(③階段B④)→(④-44)→(④-47)→(④-48)】	無	無	有																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (14/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※1}</th> <th>火災影響の有無^{※1}</th> <th>溢水影響の有無^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)</td> <td>1.14</td> <td>系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-11)→(⑥-14)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-52)→(⑥-53)→(⑥)階段F⑥)→(⑥-7)→(⑥)階段F⑥)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-19)→(⑥-12)→(⑥-16)→(⑥-17)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-54)→(⑥-26)→(⑥-54)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-11)→(⑥-14)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-52)→(⑥-53)→(⑥)階段S⑤)→(⑥-8)→(⑥)階段S⑤)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-19)→(⑥-12)→(⑥-16)→(⑥-17)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-55)→(⑥-39)→(⑥-55)】 ホース敷設、接続 【屋外A→(⑥)階段B④)→(⑥-20)→(⑥-21)→(⑥-20)→(⑥-45)→(⑥)階段B④)→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視</td> <td>1.15</td> <td>【中央制御室→(⑥-27)→(⑥-28)→(⑥-29)→(⑥-30)→(⑥-31)→(⑥-32)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置の運転手順 (常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合)</td> <td>1.16</td> <td>・A系列を使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥-28)→(⑥-29)→(⑥-31)→(⑥-30)→(⑥-32)→(⑥-33)→(⑥-34)】 ・B系列を使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥-28)→(⑥-35)→(⑥-37)→(⑥-36)→(⑥-38)→(⑥-39)→(⑥-40)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の照明を確保する手順</td> <td>1.16</td> <td>【中央制御室→(⑥-42)→(⑥-35)→中央制御室】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>1.16</td> <td>【中央制御室→(⑥-44)→中央制御室】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>チェンジンエリアの設置及び運用手順</td> <td>1.16</td> <td>【屋外A→(⑥)階段B④)→(⑥-46)→(⑥-47)→(⑥-41)→(⑥-43)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手順 (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)</td> <td>1.16</td> <td>系統構成、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型装置ガスボンベ供給操作 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥)階段B②)→(②-3)→(②-4)→(②-5)→(②-6)】 燃料検査室排気隔離タンク閉鎖 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥)階段B②)→(②-7)→(②-8)→(②-9)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)	1.14	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-11)→(⑥-14)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-52)→(⑥-53)→(⑥)階段F⑥)→(⑥-7)→(⑥)階段F⑥)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-19)→(⑥-12)→(⑥-16)→(⑥-17)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-54)→(⑥-26)→(⑥-54)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-11)→(⑥-14)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-52)→(⑥-53)→(⑥)階段S⑤)→(⑥-8)→(⑥)階段S⑤)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-19)→(⑥-12)→(⑥-16)→(⑥-17)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-55)→(⑥-39)→(⑥-55)】 ホース敷設、接続 【屋外A→(⑥)階段B④)→(⑥-20)→(⑥-21)→(⑥-20)→(⑥-45)→(⑥)階段B④)→屋外A】	無	無	有	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	1.15	【中央制御室→(⑥-27)→(⑥-28)→(⑥-29)→(⑥-30)→(⑥-31)→(⑥-32)】	無	無	無	中央制御室空調装置の運転手順 (常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合)	1.16	・A系列を使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥-28)→(⑥-29)→(⑥-31)→(⑥-30)→(⑥-32)→(⑥-33)→(⑥-34)】 ・B系列を使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥-28)→(⑥-35)→(⑥-37)→(⑥-36)→(⑥-38)→(⑥-39)→(⑥-40)】	無	無	有	中央制御室の照明を確保する手順	1.16	【中央制御室→(⑥-42)→(⑥-35)→中央制御室】	無	無	無	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	1.16	【中央制御室→(⑥-44)→中央制御室】	無	無	無	チェンジンエリアの設置及び運用手順	1.16	【屋外A→(⑥)階段B④)→(⑥-46)→(⑥-47)→(⑥-41)→(⑥-43)】	無	無	有	アニュラス空気浄化設備の運転手順 (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)	1.16	系統構成、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型装置ガスボンベ供給操作 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥)階段B②)→(②-3)→(②-4)→(②-5)→(②-6)】 燃料検査室排気隔離タンク閉鎖 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥)階段B②)→(②-7)→(②-8)→(②-9)】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}																																														
ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)	1.14	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-11)→(⑥-14)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-52)→(⑥-53)→(⑥)階段F⑥)→(⑥-7)→(⑥)階段F⑥)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-19)→(⑥-12)→(⑥-16)→(⑥-17)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-54)→(⑥-26)→(⑥-54)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑥-11)→(⑥-14)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-52)→(⑥-53)→(⑥)階段S⑤)→(⑥-8)→(⑥)階段S⑤)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-19)→(⑥-12)→(⑥-16)→(⑥-17)→(⑥)階段E⑤)→(⑥-55)→(⑥-39)→(⑥-55)】 ホース敷設、接続 【屋外A→(⑥)階段B④)→(⑥-20)→(⑥-21)→(⑥-20)→(⑥-45)→(⑥)階段B④)→屋外A】	無	無	有																																														
可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	1.15	【中央制御室→(⑥-27)→(⑥-28)→(⑥-29)→(⑥-30)→(⑥-31)→(⑥-32)】	無	無	無																																														
中央制御室空調装置の運転手順 (常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合)	1.16	・A系列を使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥-28)→(⑥-29)→(⑥-31)→(⑥-30)→(⑥-32)→(⑥-33)→(⑥-34)】 ・B系列を使用する場合 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥-28)→(⑥-35)→(⑥-37)→(⑥-36)→(⑥-38)→(⑥-39)→(⑥-40)】	無	無	有																																														
中央制御室の照明を確保する手順	1.16	【中央制御室→(⑥-42)→(⑥-35)→中央制御室】	無	無	無																																														
中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	1.16	【中央制御室→(⑥-44)→中央制御室】	無	無	無																																														
チェンジンエリアの設置及び運用手順	1.16	【屋外A→(⑥)階段B④)→(⑥-46)→(⑥-47)→(⑥-41)→(⑥-43)】	無	無	有																																														
アニュラス空気浄化設備の運転手順 (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)	1.16	系統構成、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型装置ガスボンベ供給操作 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥)階段B②)→(②-3)→(②-4)→(②-5)→(②-6)】 燃料検査室排気隔離タンク閉鎖 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(⑥)階段B②)→(②-7)→(②-8)→(②-9)】	無	無	有																																														
		: 評価結果に係る部分は別途ご説明する																																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第7-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内アクセスルート整理表

「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス		図番号
1	高圧・低圧注水機能喪失	7-1
2	高圧注水・減圧機能喪失	—
3	全交流動力電源喪失（長期TB）	7-2
4	全交流動力電源喪失（TEH）	7-2で包括
5	全交流動力電源喪失（TED）	7-3
6	全交流動力電源喪失（TEP）	7-2で包括
7	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	7-4
8	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	7-1で包括
9	原子炉停止機能喪失	—
10	LOCA時注水機能喪失	7-5
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	7-6
12	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用する場合）	7-4で包括
13	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用できない場合）	7-5で包括
14	高圧溶融物放出／格納容器零閉気直接加熱	7-7
15	原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	7-7で包括
16	水素燃焼	7-4で包括
17	溶融炉心・コンクリート相互作用	7-7で包括
18	想定事故1	7-8
19	想定事故2	7-8で包括
20	崩壊熱除去機能喪失	—
21	全交流動力電源喪失（停止時）	7-4で包括
22	原子炉冷却材の流出（停止時）	—
23	反応度の誤投入	—

※「—」は現場操作がないため図面なし

島根原子力発電所2号炉

第5-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表

「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス		図面形成表	図番号
1	高圧・低圧注水機能喪失	現場操作なし	—
2	高圧注水・減圧機能喪失	○	5-1(1)
3	全交流動力電源喪失（長期TB）	○	5-1(2)
4	全交流動力電源喪失（TBU）	3で包括	—
5	全交流動力電源喪失（TBD）	○	5-1(3)
6	全交流動力電源喪失（TBP）	○	5-1(4)
7	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	○	5-1(5)
8	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が喪失した場合）	現場操作なし	—
9	原子炉停止機能喪失	現場操作なし	—
10	LOCA時注水機能喪失	現場操作なし	—
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	○	5-1(6)
12	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用する場合）	○	5-1(7)
13	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用しない場合）	○	5-1(8)
14	高圧溶融物放出／格納容器零閉気直接加熱	12で包括	—
15	原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	現場操作なし	—
16	水素燃焼	現場操作なし	—
17	溶融炉心・コンクリート相互作用	現場操作なし	—
18	想定事故1	○	5-1(9)
19	想定事故2	18で包括	—
20	崩壊熱除去機能喪失（停止時）	○	5-1(10)
21	全交流動力電源喪失（停止時）	○	5-1(11)
22	原子炉冷却材の流出（停止時）	○	5-1(12)
23	反応度の誤投入（停止時）	現場操作なし	—

泊発電所3号炉

第7-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表

No.	「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス	図番号
1	2次冷却系からの除熱機能喪失	—
2	全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）	7-1
3	全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	7-2
4	原子炉補機冷却機能喪失	7-3
5	原子炉格納容器の除熱機能喪失	7-4
6	原子炉停止機能喪失	—
7	ECOS注水機能喪失	—
8	ECOS再循環機能喪失	7-5
9	格納容器バイパス （インターフェイスシステムLOCA）	7-6
10	格納容器バイパス （蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故）	7-7
11	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	7-8
12	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	7-9
13	高圧溶融物放出／格納容器零閉気直接加熱	7-9で包括
14	原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	7-8で包括
15	水素燃焼	7-10
16	溶融炉心・コンクリート相互作用	7-8で包括
17	想定事故1	7-11
18	想定事故2	7-11で包括
19	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	7-12
20	全交流動力電源喪失 （燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	7-13
21	原子炉冷却材の流出	7-14
22	反応度の誤投入	7-15

※：「—」は現場操作がないため図面なし

相違理由

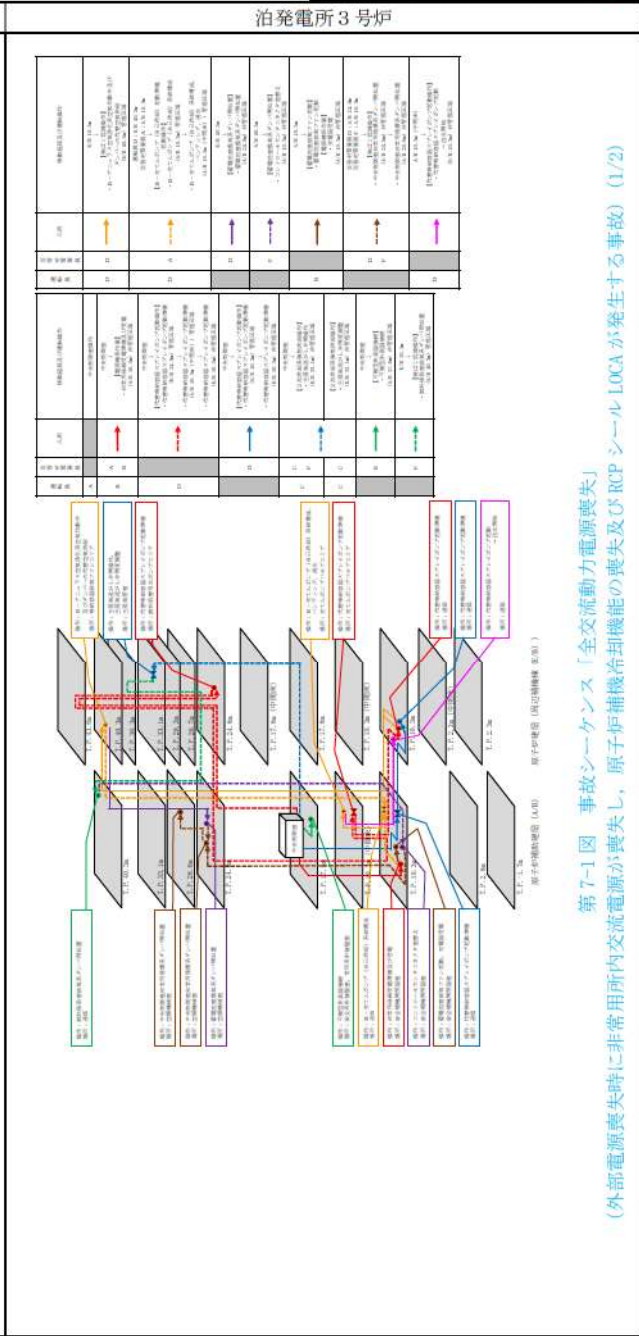
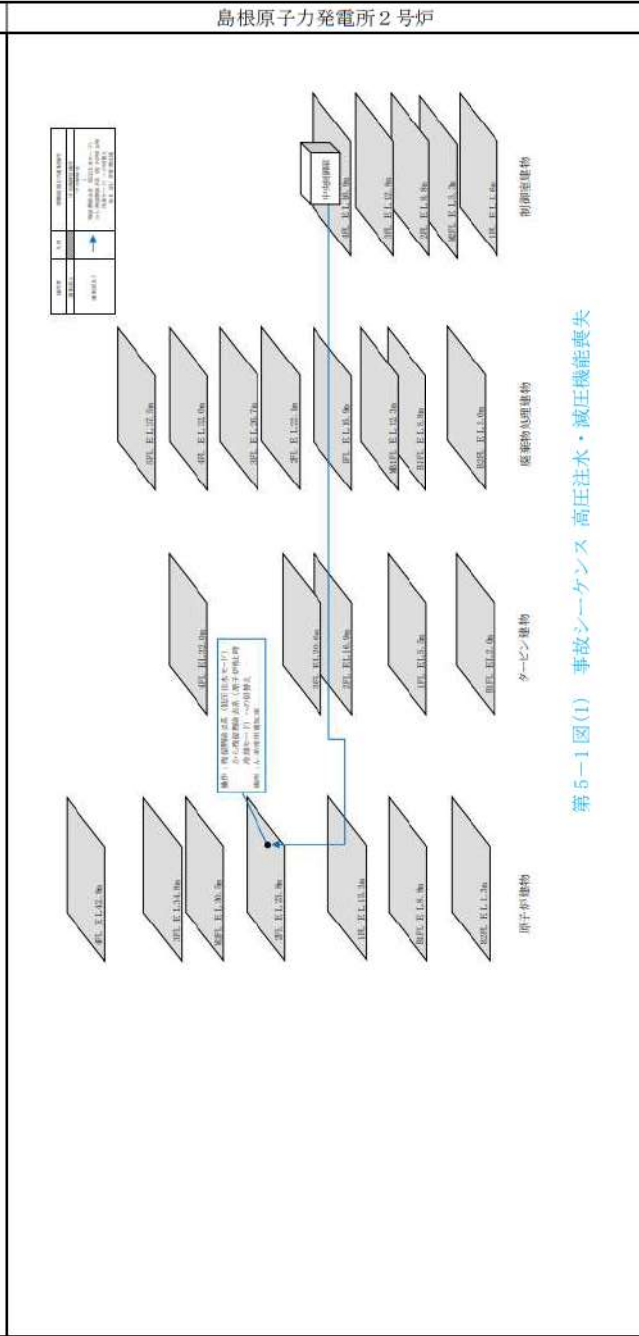
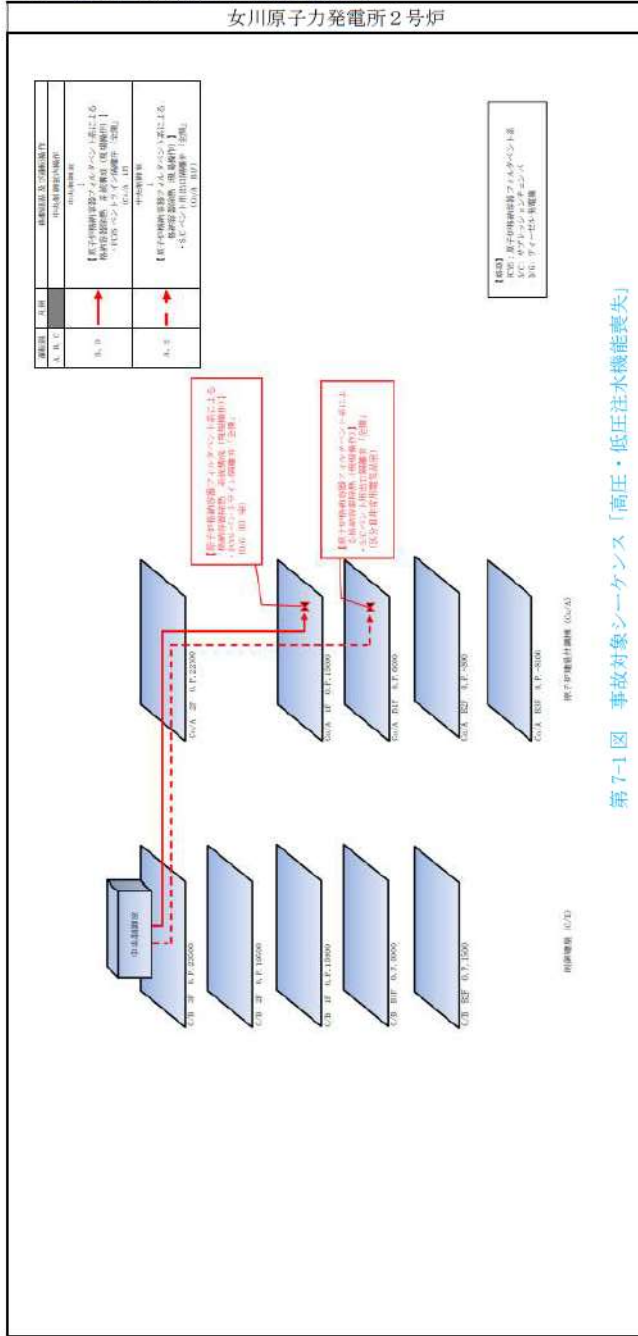
【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の事故シーケンスの相違及びその屋内作業内容の相違

【女川及び島根】記載表現の相違

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



相違理由

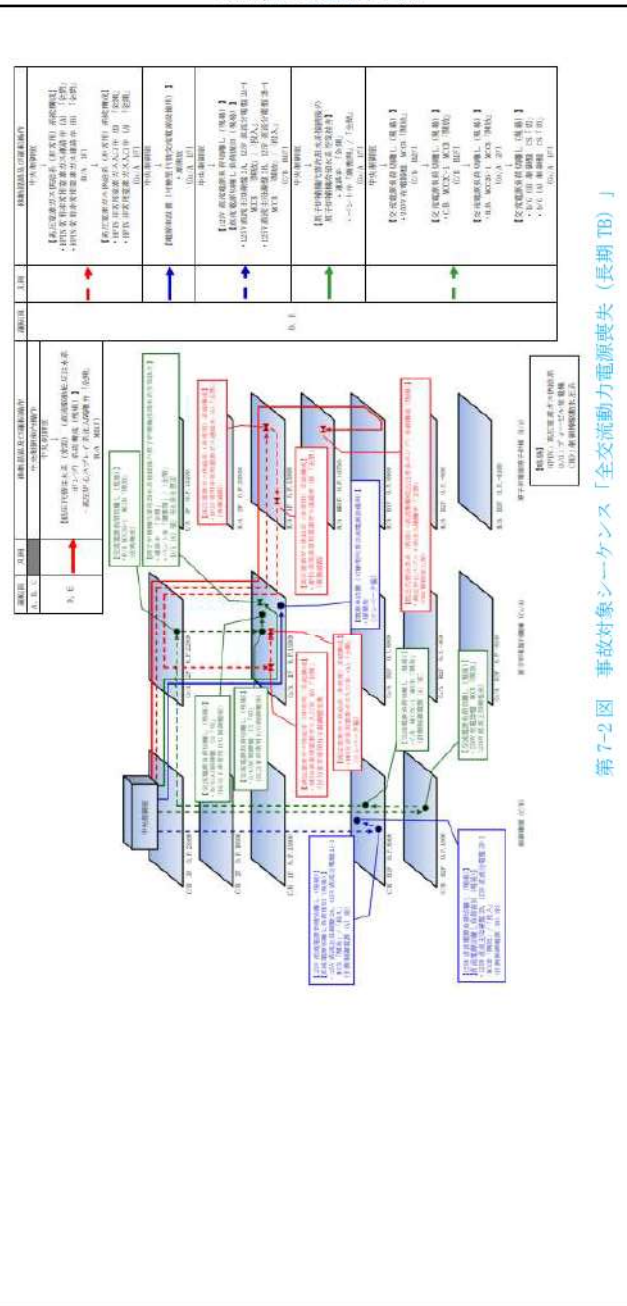
【女川及び島根】記載内容の相違

- 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

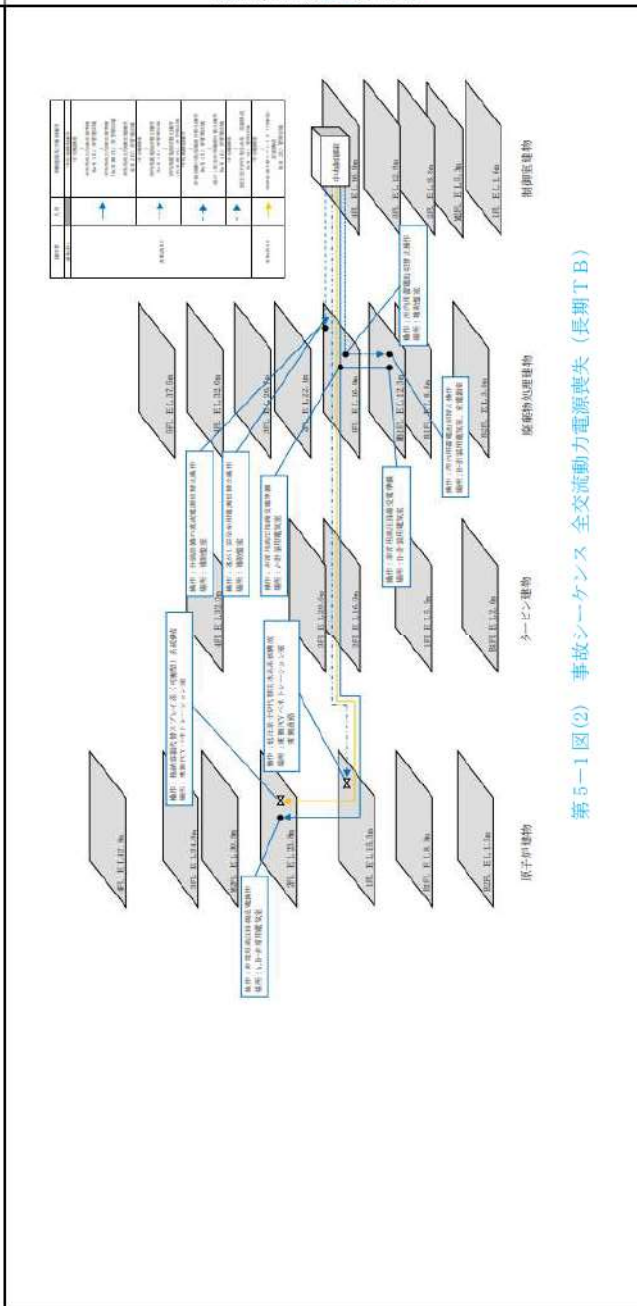
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



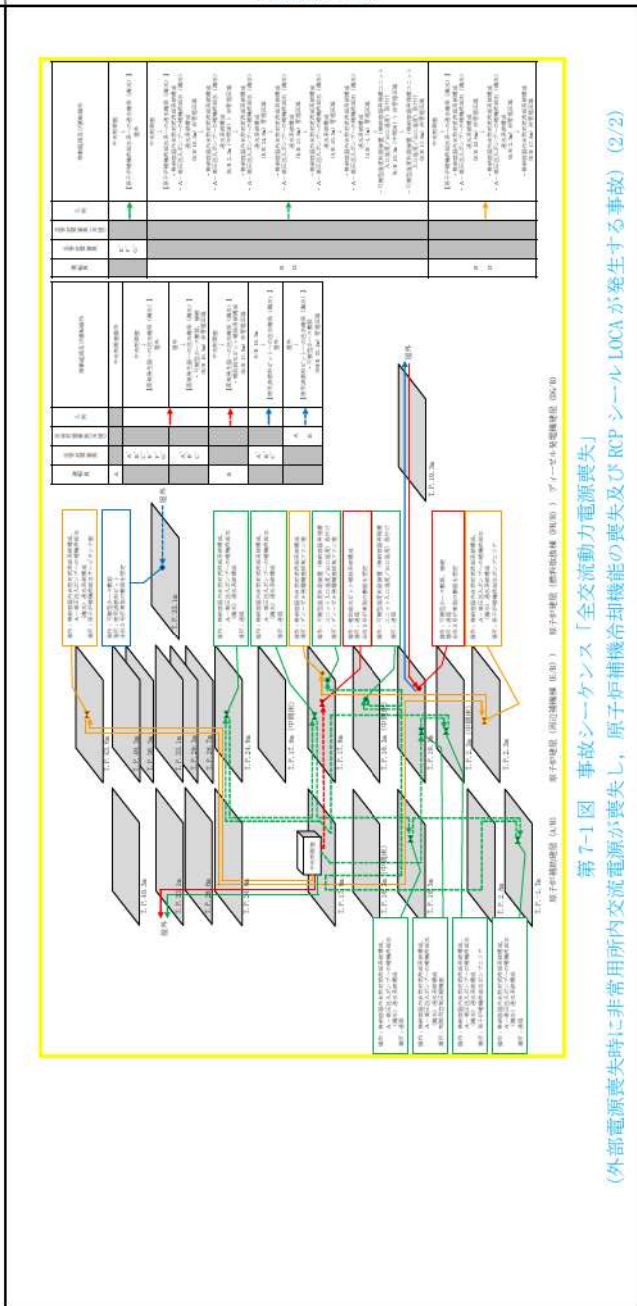
第7-2図 事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失（長期TB）」

島根原子力発電所2号炉



第5-1図(2) 事故シーケンス「全交流動力電源喪失（長期TB）」

泊発電所3号炉



第7-1図 事故シーケンス「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）(2/2)」

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第7-3図 事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」

【注】本図は、本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。図中の赤い矢印は、本所2号炉と女川原子力発電所3号炉との相違を示している。青い矢印は、本所2号炉と島根原子力発電所2号炉との相違を示している。緑色の矢印は、本所2号炉と泊発電所3号炉との相違を示している。

項目	本所	相違理由
【注】本図は、本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。	赤	【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。
【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。	青	【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。
【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。	緑	【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。

島根原子力発電所2号炉

第5-1図(3) 事故シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」

【注】本図は、本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。図中の赤い矢印は、本所2号炉と女川原子力発電所3号炉との相違を示している。青い矢印は、本所2号炉と島根原子力発電所2号炉との相違を示している。緑色の矢印は、本所2号炉と泊発電所3号炉との相違を示している。

項目	本所	相違理由
【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。	赤	【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。
【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。	青	【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。
【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。	緑	【注】本所2号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (TBD)」を示している。

泊発電所3号炉

第7-2図 事故シーケンス「全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が必要とする事故) (1/2)」

【注】本図は、本所3号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が必要とする事故) (1/2)」を示している。図中の赤い矢印は、本所3号炉と女川原子力発電所3号炉との相違を示している。青い矢印は、本所3号炉と島根原子力発電所2号炉との相違を示している。緑色の矢印は、本所3号炉と泊発電所3号炉との相違を示している。

項目	本所	相違理由
【注】本所3号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が必要とする事故) (1/2)」を示している。	赤	【注】本所3号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が必要とする事故) (1/2)」を示している。
【注】本所3号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が必要とする事故) (1/2)」を示している。	青	【注】本所3号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が必要とする事故) (1/2)」を示している。
【注】本所3号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が必要とする事故) (1/2)」を示している。	緑	【注】本所3号炉の事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が必要とする事故) (1/2)」を示している。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違

- 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

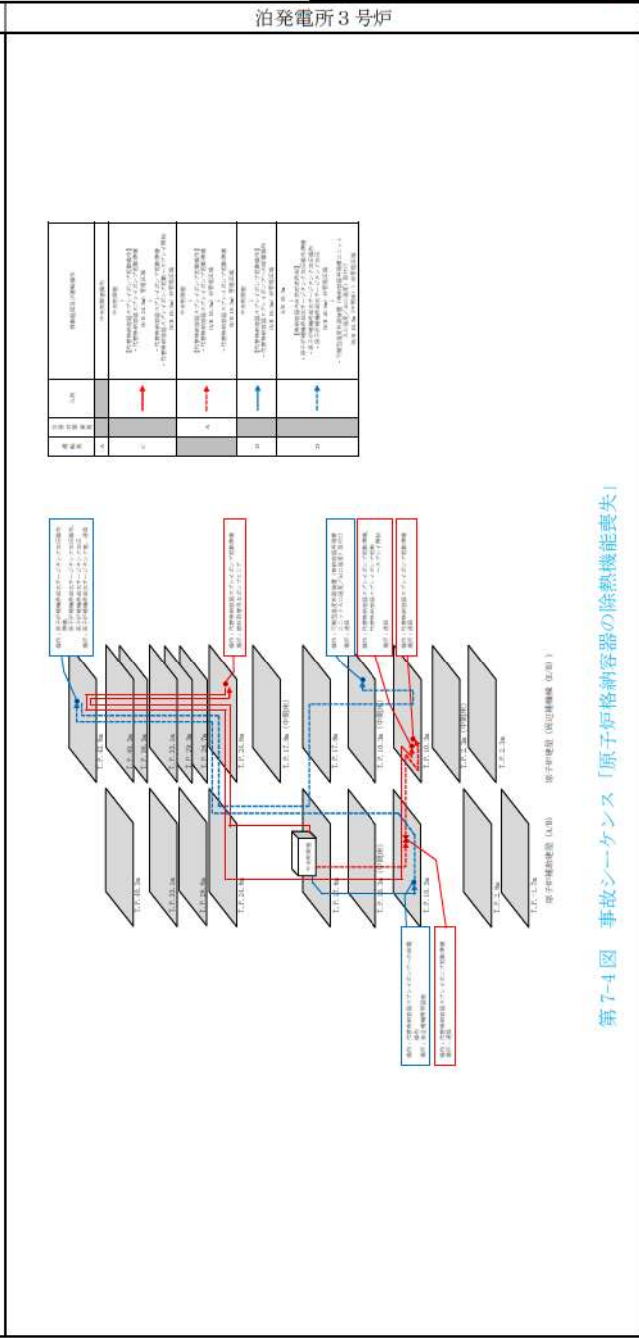
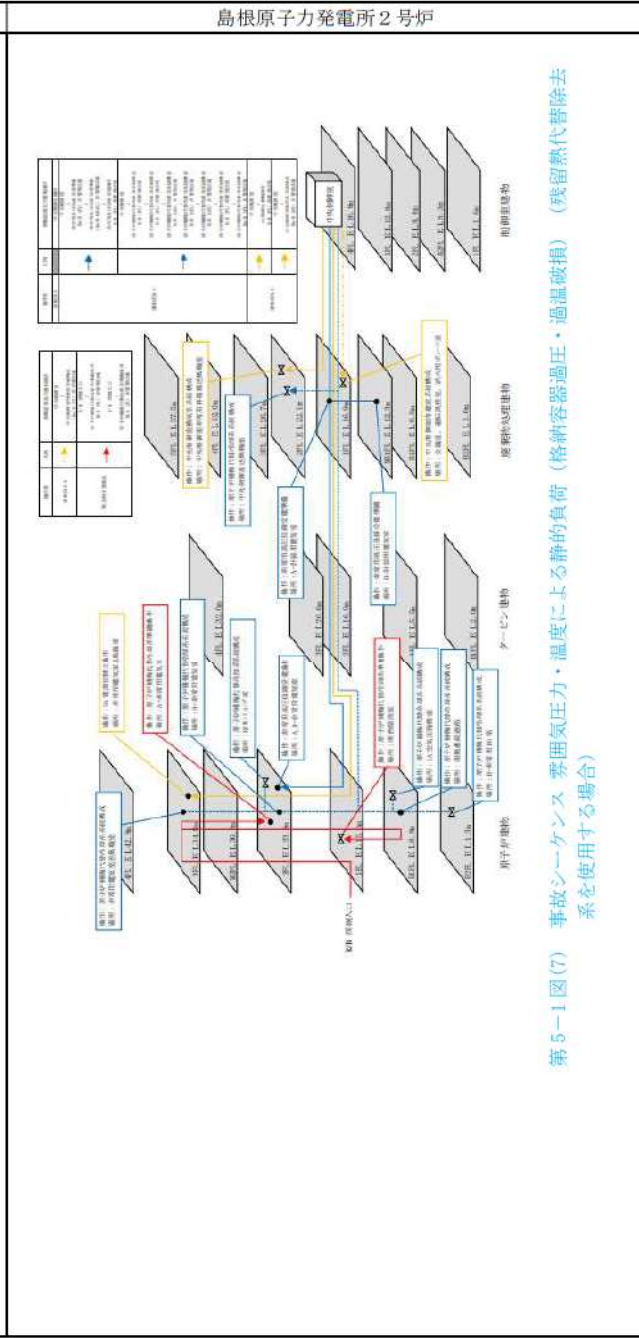
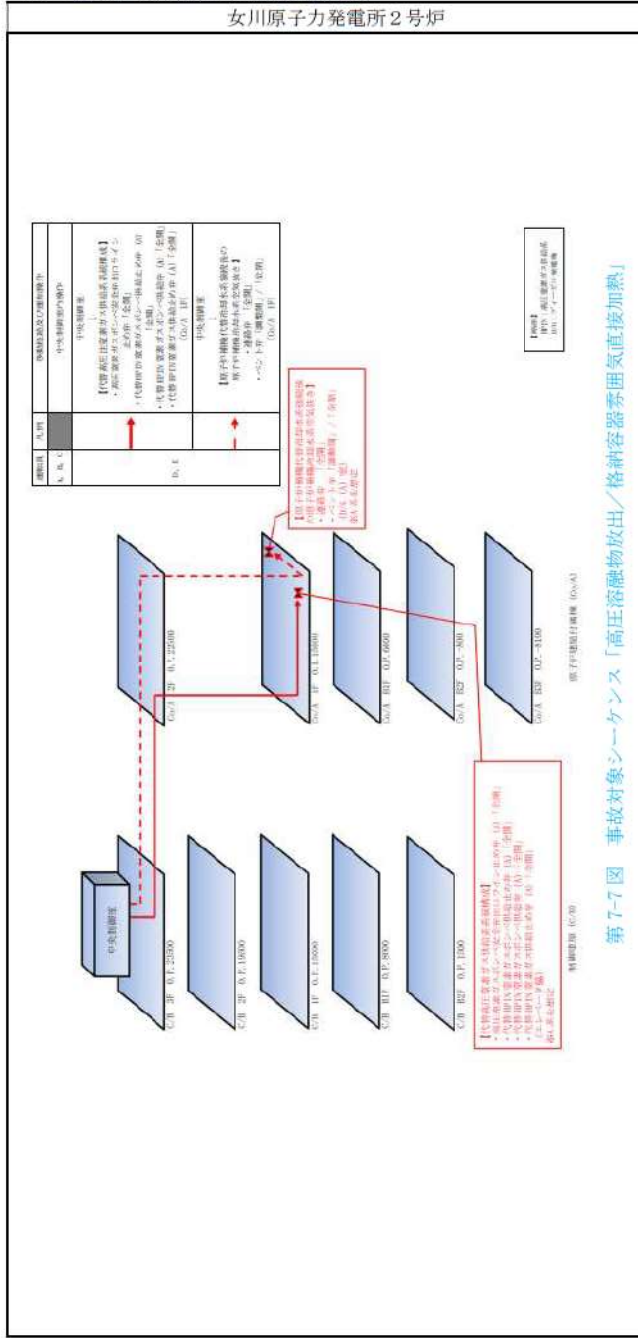
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第7-6図 事故対象シーケンス「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」</p>	<p>第5-1図(6) 事故シーケンス 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</p>	<p>第7-3図 事故シーケンス「原子炉補機冷却機能喪失」(2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



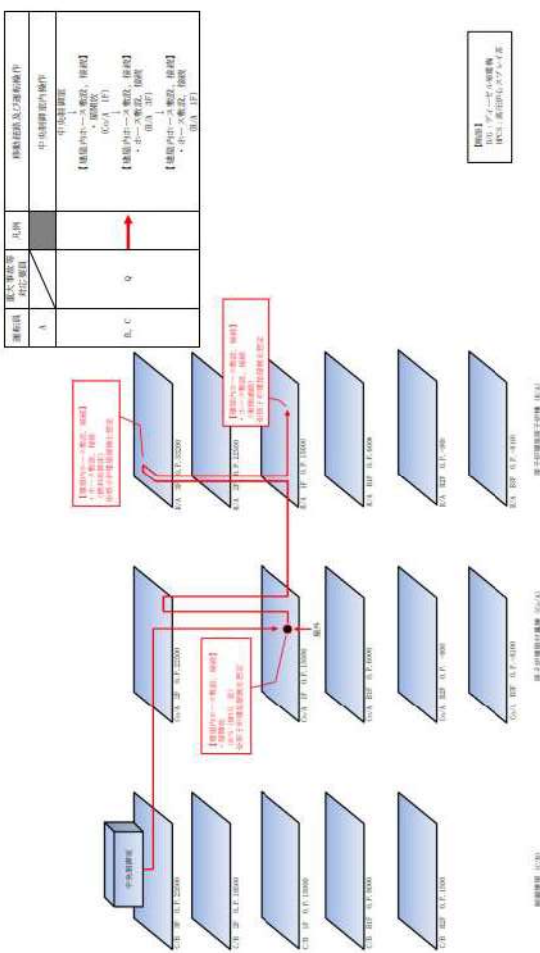
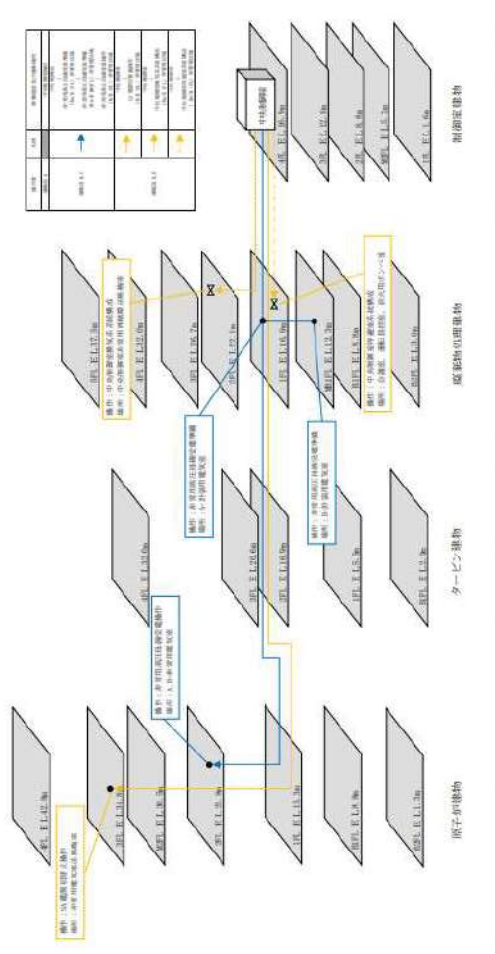
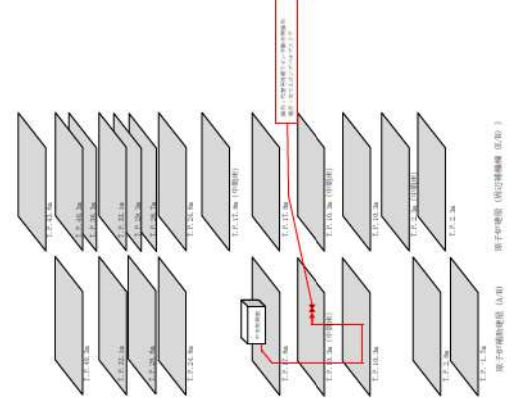
相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違

- 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第7-8図 事故対象シーケンス「想定事故1」</p>	 <p>第5-1図(8) 事故シーケンス「素因気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（残留熱代替除去系を使用しない場合）」</p>	 <p>第7-5図 事故シーケンス「ECCS 再循環機能喪失」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5-1図(9) 事故シナリオ「想定事故1」</p>	<p>第7-6図 事故シナリオ「格納容器バイパス」 (インターフェイスシステム LOCA)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5-1図(10) 事故シーケンス 停止中の崩壊熱除去機能喪失</p>	<p>第7-7図 事故シーケンス「格納容器バイパス」 (蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5-1図(11) 事故シークエンス 全交流動力電源喪失（停止時）</p>	<p>第7-8図 事故シークエンス「蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」(1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート上の相違。</p>

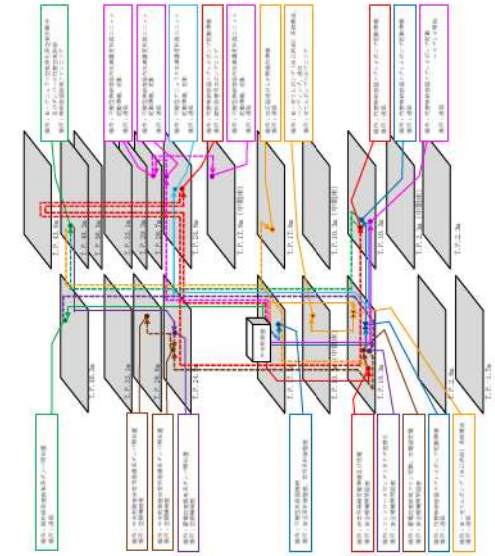
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">第5-1図(12) 事故シーケンス 原子炉冷却材の流出（停止時）</p>	<p style="text-align: center;">第7-8図 事故シーケンス「蒸気気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」(2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-9図 事故シーケンス「蒸気気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」(1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

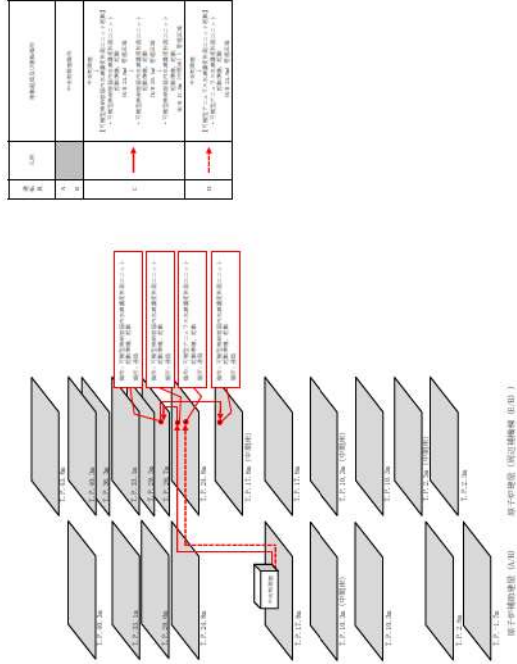
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違 <p>第7-9図 事故シナリオ「素封気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」(2/2)</p>

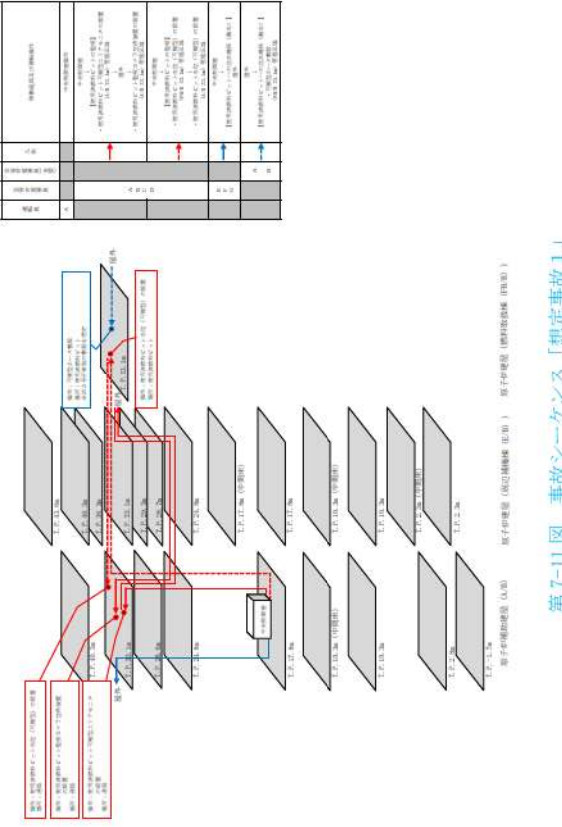
1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-10図 事故シーケンス「水素燃焼」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート上の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-12図 事故シナリオ「崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-13図 事故シナリケンス「全交流流動力電源喪失」 (燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故) (1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-13図 事故シナケンス「全交流動力電源喪失」 (燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故) (2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

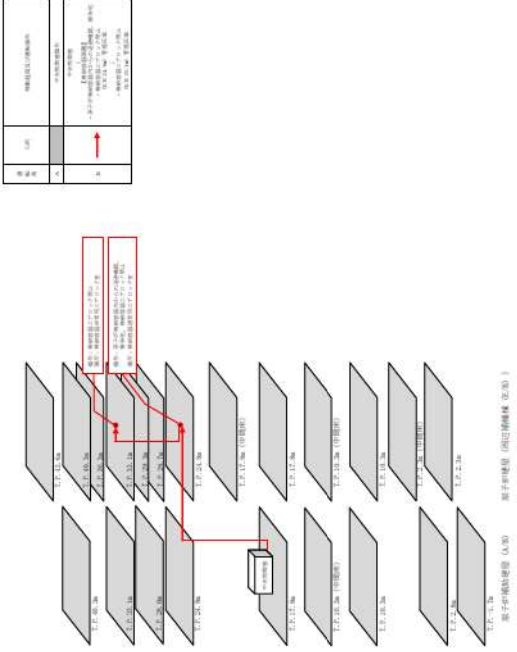
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-14図 事故シナリオ「原子炉冷却材の流出」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-15図 事故シナリオ「反応度の誤投入」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート上の相違。

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナジェンシスごとの現場作業 (1/21)

重要事故シナジェンシスにおける現場作業における制限時を有する作業について下記に示す。

事故シナジェンシス	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効評価上 の作業時間③	制限時	制限時に対する 有効性の 程度	有効評価上の作業時間 に照準する可 な理由
炉内 燃焼調整	炉子の燃料調整 燃料調整	4分(6分)	24分	19分	約30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	—
	炉子の燃料調整 燃料調整	4分(6分)	81分	90分	約30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	—
炉外 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	30分*	300分	280分	約25分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	水素還元ポンプ (タイマー)
	燃料調整 燃料調整	—	5分	5分	約25分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	—
炉外 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	29分	115分	105分	約25分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	タンクローリ
	燃料調整 燃料調整	—	—	—	—	—	—

※1 炉内作業の移動時間については、通常の移動時間とし、通常の移動時間から1.5倍した時間を有効期間内に記載している。

※2 有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 移動時間は、70メートル以下移動時間を含む

※4 燃料調整は、炉内作業に着手する時間から開始する

※5 炉内作業の移動時間は、炉内作業に着手する時間から開始する

※6 炉内作業の移動時間は、炉内作業に着手する時間から開始する

※7 有効評価上の作業完了時間

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第5-3表 重要事故シナジェンシスごとの現場作業(1/7)

重要事故シナジェンシス	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効評価上 の作業時間③	制限時	制限時に対する 有効性の 程度	有効評価上の作業時間 に照準する可 な理由
炉内 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	28分	190分	144分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
	燃料調整 燃料調整	28分	5分	30分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
炉外 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	4分(6分)*	1分	2分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
	燃料調整 燃料調整	9分	18分	27分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
炉外 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	1分	10分	10分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
	燃料調整 燃料調整	4分	21分	25分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
炉外 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	2分	3分	5分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
	燃料調整 燃料調整	10分	2分	4分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
炉外 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	6分	18分	20分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
	燃料調整 燃料調整	12分	12分	12分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
炉外 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	28分	190分	144分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。
	燃料調整 燃料調整	28分	5分	30分	2時間30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。

※1 有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※2 炉内作業の移動時間については、通常の移動時間から1.5倍した時間を有効期間内に記載している

※3 有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

第7-3表 重要事故シナジェンシスごとの現場作業(1/51)

重要事故シナジェンシスにおける現場作業に要する時間について下記に示す。

重要事故シナジェンシス	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効評価上 の作業時間③	制限時	制限時に対する 有効性の 程度	有効評価上の作業時間 に照準する可 な理由
炉内 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	4分(6分)	24分	19分	約30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	—
	燃料調整 燃料調整	4分(6分)	81分	90分	約30分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	—
炉外 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	30分*	300分	280分	約25分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	水素還元ポンプ (タイマー)
	燃料調整 燃料調整	—	5分	5分	約25分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	—
炉外 燃焼調整	燃料調整 燃料調整	29分	115分	105分	約25分	事業発生直後、炉内からの作業が開始されるが、それ以前の作業が難しいため、炉内作業に着手して十分な有効期間がある。	タンクローリ
	燃料調整 燃料調整	—	—	—	—	—	—

※1 有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※2 炉内作業の移動時間については、通常の移動時間から1.5倍した時間を有効期間内に記載している

※3 有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※4 燃料調整は、炉内作業に着手する時間から開始する

※5 炉内作業の移動時間は、炉内作業に着手する時間から開始する

※6 炉内作業の移動時間は、炉内作業に着手する時間から開始する

※7 有効評価上の作業完了時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

単位	作業場所	作業内容	種別	作業時間①	作業時間②	有効作業時間③	総経路時間	種別時間に対する作業時間④	種別時間に対する有効作業時間⑤
全次機動 炉内	炉内	炉内作業(炉内作業)	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	45分*	100%	100%
		炉内作業(炉内作業)	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	45分*	100%	100%
		炉内作業(炉内作業)	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	45分*	100%	100%
		炉内作業(炉内作業)	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	45分*	100%	100%
		炉内作業(炉内作業)	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	45分*	100%	100%
全次機動 炉外	炉外	炉外作業(炉外作業)	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	45分*	100%	100%
		炉外作業(炉外作業)	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	45分*	100%	100%

※1 炉内作業の稼働時間については、通常の稼働時間(1.5倍)と非常時に稼働している時間を加算している。
 ※2 有効作業時間、当該作業に要する時間として設定している時間。
 ※3 有効作業時間、当該作業に要する時間として設定している時間。
 ※4 有効作業時間、当該作業に要する時間として設定している時間。
 ※5 有効作業時間、当該作業に要する時間として設定している時間。

島根原子力発電所2号炉

種別	作業内容	作業時間①	作業時間②	有効作業時間③	種別時間に対する作業時間④	種別時間に対する有効作業時間⑤
炉内	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
炉外	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%

※1 有効作業時間、当該作業に要する時間として設定している時間。
 ※2 有効作業時間、当該作業に要する時間として設定している時間。
 ※3 有効作業時間、当該作業に要する時間として設定している時間。
 ※4 有効作業時間、当該作業に要する時間として設定している時間。
 ※5 有効作業時間、当該作業に要する時間として設定している時間。

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(4/7)

泊発電所3号炉

種別	作業内容	作業時間①	作業時間②	有効作業時間③	種別時間に対する作業時間④	種別時間に対する有効作業時間⑤
炉内	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉内作業(炉内作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
炉外	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%
	炉外作業(炉外作業)	15分	25分	45分*	100%	100%

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(4/51)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

相違理由
 【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間① ①-①	作業時間② ②	有効性評価上の作業時間③ ③-①②	相違時間 ④-⑤	相違時間に対する成立性	作業開始から作業完了まで必要な可 視型設備
運転中において、 重大事故発生に 対応する必要がある	屋門	炉内作業本機（冷却剤循環機）の 運転停止による 原子炉圧力調整機 の運転再開	12分（18分）	8分	30分	36分*	作業発生後、5分間の作業を想定しているが、それ以前の作業の必要性は、作業開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、7分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。	作業発生後、5分間の作業を想定しているが、それ以前の作業の必要性は、作業開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、7分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。
		原子炉圧力調整機 の運転再開	26分（39分）	9分	30分	36分*	作業発生後、5分間の作業を想定しているが、それ以前の作業の必要性は、作業開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、7分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。	作業発生後、5分間の作業を想定しているが、それ以前の作業の必要性は、作業開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、7分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。
		125V 直流電源 機内切替機（LSV機） の運転再開	6分（9分）	4分	60分	9時間*	作業発生後、5分間の作業を想定しているが、それ以前の作業の必要性は、作業開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、7分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。	作業発生後、5分間の作業を想定しているが、それ以前の作業の必要性は、作業開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、7分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。
		原子炉の運転再開 の準備作業	6分（9分）	3分	30分	25時間*	作業発生後、5分間の作業を想定しているが、それ以前の作業の必要性は、作業開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、7分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。	作業発生後、5分間の作業を想定しているが、それ以前の作業の必要性は、作業開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、7分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。
運転中において、 重大事故発生に 対応する必要がある		運転中電源機 の運転再開	44分（21分）	21分	45分	27時間*	作業発生後、5分間の作業を想定しているが、それ以前の作業の必要性は、作業開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、7分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。	作業発生後、5分間の作業を想定しているが、それ以前の作業の必要性は、作業開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、7分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。作業発生後、10分間の作業を想定している。

※1 屋門作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を仮定内に出している

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として決定している時間

※3 炉内作業の作業完了時間

※4 有効性評価上の作業完了時間

※5 既習熟除去系（サブレーションプール）水清浄モード開始までの時間

※6 有効性評価（装置の詳細）にて27時間後までに完了することとしている

島根原子力発電所2号炉

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(6/7)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間① ①	作業時間② ②	有効性評価上の作業時間③ ③-①②	相違時間 ④-⑤	相違時間に対する成立性	作業開始から作業完了まで必要な可 視型設備
運転中において、 重大事故発生に 対応する必要がある	屋外	原子炉圧力調整機 の運転再開	2分	2分	1時間17分	2時間25分	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。
		原子炉圧力調整機 の運転再開	2分	2分	1時間14分	2時間12分	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。
運転中において、 重大事故発生に 対応する必要がある	屋外	原子炉圧力調整機 の運転再開	2分	2分	1時間17分	2時間25分	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。
		原子炉圧力調整機 の運転再開	2分	2分	1時間14分	2時間12分	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間を想定している時間

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として決定している時間

※3 炉内作業の作業完了時間

※4 有効性評価上の作業完了時間

※5 既習熟除去系（サブレーションプール）水清浄モード開始までの時間

泊発電所3号炉

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(6/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間① ①	作業時間② ②	有効性評価上の作業時間③ ③-①②	相違時間 ④-⑤	相違時間に対する成立性	作業開始から作業完了まで必要な可 視型設備
運転中において、 重大事故発生に 対応する必要がある	屋外	原子炉圧力調整機 の運転再開	2分	2分	1時間17分	2時間25分	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。
		原子炉圧力調整機 の運転再開	2分	2分	1時間14分	2時間12分	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。
運転中において、 重大事故発生に 対応する必要がある	屋外	原子炉圧力調整機 の運転再開	2分	2分	1時間17分	2時間25分	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。
		原子炉圧力調整機 の運転再開	2分	2分	1時間14分	2時間12分	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。	作業発生後、30分間の作業を想定しているが、移動開始から10分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。作業発生後、30分間の作業を想定している。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価上の作業時間 ^{③①+②}	相違時間	相違時間に対する成立性	原状復帰から作業現場に復帰する可搬型設備
全交直流方電装置失(100%)	原子力補機代替冷却水系統稼働	原子力補機代替冷却水系統稼働	30分	8時間40分	9時間	25時間 ^④	事後発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子力補機代替冷却水系統
	燃料補給設備(ガスタービン発電設備側油タンクへの給油)	燃料補給設備(ガスタービン発電設備側油タンクへの給油)	30分	115分	135分	10時間 ^④	事後発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	燃料補給設備(原子力補機代替冷却水系統への給油)	燃料補給設備(原子力補機代替冷却水系統への給油)	30分	115分	135分	25時間 ^④	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、0時間15分後の作業終了後から作業着手できるため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1 原状復帰の移動時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を活算内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に必要な時間として想定している時間
 ※3 教育訓練体系(サブプレッシャーウォール水ポンプ)開始までの時間
 ※4 7日間ガスタービン発電設備燃料タンクが枯渇しないよう必要余裕量を移転可能な開始時間
 ※5 原子力補機代替冷却水系統; 熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(7/7)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の作業時間 ^①	移動時間 ^②	作業時間 ^{③①+②}	有効性評価上の相違時間	有効性評価時間に対する成立性	原状復帰から作業現場に復帰する可搬型設備
全交直流方電装置失(100%)	原子力補機代替冷却水系統稼働	原子力補機代替冷却水系統稼働	30分	8時間40分	9時間	25時間 ^④	事後発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子力補機代替冷却水系統
	燃料補給設備(ガスタービン発電設備側油タンクへの給油)	燃料補給設備(ガスタービン発電設備側油タンクへの給油)	30分	115分	135分	10時間 ^④	事後発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	燃料補給設備(原子力補機代替冷却水系統への給油)	燃料補給設備(原子力補機代替冷却水系統への給油)	30分	115分	135分	25時間 ^④	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、0時間15分後の作業終了後から作業着手できるため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	原子力補機代替冷却水系統稼働	原子力補機代替冷却水系統稼働	30分	8時間40分	9時間	25時間 ^④	事後発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子力補機代替冷却水系統
	燃料補給設備(ガスタービン発電設備側油タンクへの給油)	燃料補給設備(ガスタービン発電設備側油タンクへの給油)	30分	115分	135分	10時間 ^④	事後発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	燃料補給設備(原子力補機代替冷却水系統への給油)	燃料補給設備(原子力補機代替冷却水系統への給油)	30分	115分	135分	25時間 ^④	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、0時間15分後の作業終了後から作業着手できるため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	原子力補機代替冷却水系統稼働	原子力補機代替冷却水系統稼働	30分	8時間40分	9時間	25時間 ^④	事後発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子力補機代替冷却水系統
	燃料補給設備(ガスタービン発電設備側油タンクへの給油)	燃料補給設備(ガスタービン発電設備側油タンクへの給油)	30分	115分	135分	10時間 ^④	事後発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	燃料補給設備(原子力補機代替冷却水系統への給油)	燃料補給設備(原子力補機代替冷却水系統への給油)	30分	115分	135分	25時間 ^④	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、0時間15分後の作業終了後から作業着手できるため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	原子力補機代替冷却水系統稼働	原子力補機代替冷却水系統稼働	30分	8時間40分	9時間	25時間 ^④	事後発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子力補機代替冷却水系統

※1 有効性評価で、当該作業に必要な時間として想定している時間。
 ※2 原状復帰の移動時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を活算内に記載している。
 ※3 有効性評価で、当該作業に必要な時間として想定している時間。
 ※4 7日間ガスタービン発電設備燃料タンクが枯渇しないよう必要余裕量を移転可能な開始時間

泊発電所3号炉

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(7/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の作業時間 ^①	移動時間 ^②	作業時間 ^{③①+②}	有効性評価上の相違時間	相違時間に対する成立性	原状復帰から作業現場に復帰する可搬型設備
全交直流方電装置失(100%)	原子力補機代替冷却水系統稼働	原子力補機代替冷却水系統稼働	30分	8時間40分	9時間	25時間 ^④	事後発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子力補機代替冷却水系統
	燃料補給設備(ガスタービン発電設備側油タンクへの給油)	燃料補給設備(ガスタービン発電設備側油タンクへの給油)	30分	115分	135分	10時間 ^④	事後発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	燃料補給設備(原子力補機代替冷却水系統への給油)	燃料補給設備(原子力補機代替冷却水系統への給油)	30分	115分	135分	25時間 ^④	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、0時間15分後の作業終了後から作業着手できるため、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1 有効性評価で、当該作業に必要な時間として想定している時間。
 ※2 原状復帰の移動時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を活算内に記載している。
 ※3 有効性評価で、当該作業に必要な時間として想定している時間。
 ※4 7日間ガスタービン発電設備燃料タンクが枯渇しないよう必要余裕量を移転可能な開始時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(8/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効作業時間の作業時間 ^③ (①+②)	初期時間	初期時間に対する成立性	緊急時からの作業現場に復帰する可搬型設備
運転中において、原子炉冷却系に異常が生じた場合	屋外	原子炉循環代替冷却水系作動操作	6分(9分)	39分	50分	24時間 ^④	事業発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に對して十分な余裕時間がある。	—
		常設代替交流電源設備・備用電源設備作	14分(21分)	21分	45分	27時間 ^④	事業発生20時間15分後からの作業を想定しているが、別作業の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に對して十分な余裕時間がある。	—
	屋内	原子炉循環代替冷却水系作動操作	30分	8時間40分	9時間	24時間 ^④	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に對して十分な余裕時間がある。	原子炉循環代替冷却水系 ^⑤
		燃料補給機・(ガスタービン)駆動機・(ポンプタンクへの給油)	30分	115分	155分	10時間 ^④	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に對して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
		燃料補給機・(原子炉循環代替冷却水系への給油)	30分	115分	155分	24時間 ^④	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に對して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1：屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している

※2：有効作業で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3：既習熟度方式（サブプレッショナル本冷却モード）開始までの時間

※4：有効作業（資料の評価）にて訂正時刻までに完了することとしている

※5：7日間でスターターモーター駆動機タンクが枯渇しないよう必要な搬送可能な補給時間

※6：原子炉循環代替冷却水系：既設機器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプ1）

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効作業時間の作業時間 ^③ (①+②)	初期時間	初期時間に対する成立性	緊急時からの作業現場に復帰する可搬型設備
運転中において、原子炉冷却系に異常が生じた場合	屋外	原子炉循環代替冷却水系作動操作	6分(9分)	39分	50分	24時間 ^④	事業発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に對して十分な余裕時間がある。	—
		常設代替交流電源設備・備用電源設備作	14分(21分)	21分	45分	27時間 ^④	事業発生20時間15分後からの作業を想定しているが、別作業の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に對して十分な余裕時間がある。	—
	屋内	原子炉循環代替冷却水系作動操作	30分	8時間40分	9時間	24時間 ^④	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に對して十分な余裕時間がある。	原子炉循環代替冷却水系 ^⑤
		燃料補給機・(ガスタービン)駆動機・(ポンプタンクへの給油)	30分	115分	155分	10時間 ^④	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に對して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
		燃料補給機・(原子炉循環代替冷却水系への給油)	30分	115分	155分	24時間 ^④	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に對して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(8/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効作業時間の作業時間 ^③ (①+②)	初期時間	初期時間に対する成立性	緊急時からの作業現場に復帰する可搬型設備
全交換動力喪失に伴い、(外注)緊急電源喪失時に非可搬型設備の搬入・取り分け作業(注:本車種)による可搬型電源ユニット搬入	屋外	可搬型電源ユニット搬入(車本)	3時間20分 ^④	2時間11分	2時間11分	2時間10分(2時間12分)	事業発生18時間後からの作業を想定しているが、緊急発生直後から作業着手できるため初期時間に對して十分な余裕時間がある。初期時間14分を考慮した場合は、初期時間に對して十分な余裕時間がある。	可搬型電源ユニット搬入車
		可搬型電源ユニット搬出(車本)	3時間20分 ^④	2時間11分	2時間11分	約1.4時間 ^⑤	事業発生18時間後からの作業を想定しているが、緊急発生直後から作業着手できるため初期時間に對して十分な余裕時間がある。初期時間14分を考慮した場合は、初期時間に對して十分な余裕時間がある。	可搬型電源ユニット搬入車
		可搬型電源ユニット搬入(車本)	3時間20分 ^④	2時間11分	2時間11分	約1.4時間 ^⑤	事業発生18時間後からの作業を想定しているが、緊急発生直後から作業着手できるため初期時間に對して十分な余裕時間がある。初期時間14分を考慮した場合は、初期時間に對して十分な余裕時間がある。	可搬型電源ユニット搬入車
運転中において、原子炉冷却系に異常が生じた場合	屋外	可搬型電源ユニット搬入(車本)	40分 ^⑥	1分	15分(25分)	18分(25分)	事業発生18時間後からの作業を想定しているが、緊急発生直後から作業着手できるため初期時間に對して十分な余裕時間がある。初期時間14分を考慮した場合は、初期時間に對して十分な余裕時間がある。	—
		可搬型電源ユニット搬出(車本)	40分 ^⑥	1分	15分(25分)	18分(25分)	事業発生18時間後からの作業を想定しているが、緊急発生直後から作業着手できるため初期時間に對して十分な余裕時間がある。初期時間14分を考慮した場合は、初期時間に對して十分な余裕時間がある。	—

※1：有効作業で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2：初期時間の移動時間は、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3：既習熟度方式による時間
 ※4：搬送機ユニットの搬入・搬出時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナジェンシスごとの現場作業 (9/21)

事故シナジェンシス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^②	有効性評価上の作業時間 ^③	初期時間	相違時間に対する成立性	既習場所から作業開始に要する可搬型装置
運転中の原子炉における炉内機器の故障	炉内	原子炉格納容器ワイヤルベント系による格納容器加熱操作	4分(6分)	54分	1時間	約44時間 ^{※4}	事業発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が早い。ため初期時間に対して十分な余裕がある。	—
		原子炉格納容器ワイヤルベント系による格納容器加熱操作	4分(6分)	81分	90分	約51時間 ^{※5}	事業発生約44時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が早い。ため初期時間に対して十分な余裕がある。	—
炉内機器の故障	炉外	代管注水装置稼働	30分 ^{※6}	360分	380分	約23時間 ^{※7}	事業発生約40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は早い。ため初期時間に対して十分な余裕がある。	大型搬送ポンプ(タイプ1)
		原子炉格納容器代管注水ポンプ(タイプ1)への給油	20分	115分	135分	約23時間 ^{※8}	事業発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は早い。ため初期時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリー

※1：炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※3：移動時間はアクセルード、登田時間を含む。
 ※4：格納容器圧力0.027MPa(0.27kg/cm²)以下に到達するまでの時間。
 ※5：格納容器圧力0.027MPa(0.27kg/cm²)以下に到達するまでの時間。
 ※6：原子炉格納容器代管注水ポンプ(タイプ1)への給油に要する時間。
 ※7：原子炉格納容器代管注水ポンプ(タイプ1)への給油に要する時間。
 ※8：原子炉格納容器代管注水ポンプ(タイプ1)への給油に要する時間。

第7-3表 重要事故シナジェンシスごとの現場作業 (9/51)

事故シナジェンシス	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価上の作業時間 ^③	移動時間 ^④	作業合計時間 ^⑤	相違時間に対する成立性	既習場所から作業開始に要する可搬型装置
運転中の原子炉における炉内機器の故障	炉外	炭素粉ボットへの注水稼働 ・注水ポンプ稼働(炭素粉ボット) ・注水ポンプ稼働(炭素粉ボット) ・注水ポンプ稼働(炭素粉ボット) ・注水ポンプ稼働(炭素粉ボット)	3時間 20分 ^{※6}	2時間11分	2時間40分(2時間42分)	約4.3日 ^{※7}	事業発生3時間後40分後からの作業を想定しているが、事業発生5時間20分後から作業が完了したため初期時間に対して十分な余裕がある。	可搬型大型送水ポンプ 可搬型タンクローリー (送水装置)	
		炭素粉ボットへの注水稼働 ・可搬型大型送水ポンプ稼働 ・注水ポンプ稼働(炭素粉ボット) ・注水ポンプ稼働(炭素粉ボット) ・注水ポンプ稼働(炭素粉ボット)	3時間 20分 ^{※6}	2時間11分	2時間40分(2時間42分)	約4.3日 ^{※7}	事業発生2時間後からの作業を想定しているが、事業発生5時間20分後から作業が完了したため初期時間に対して十分な余裕がある。	可搬型大型送水ポンプ 可搬型タンクローリー	
炉内機器の故障	炉内	炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働	1時間05分 ^{※6}	180	11分(12分)	—	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、事業発生5時間20分後から作業が完了したため初期時間に対して十分な余裕がある。	—	
		炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働	1時間45分	1時間14分	1時間23分	約14時間 05分 ^{※8}	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は早い。ため初期時間に対して十分な余裕がある。	可搬型タンクローリー	
炉内機器の故障	炉外	炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働	1時間45分	1時間14分	1時間23分	約29時間 05分 ^{※8}	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は早い。ため初期時間に対して十分な余裕がある。	可搬型タンクローリー	
		炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働 ・炭素粉ボットへの注水稼働	1時間45分	1時間14分	1時間23分	約29時間 05分 ^{※8}	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は早い。ため初期時間に対して十分な余裕がある。	可搬型タンクローリー	

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2：炉内の移動時間は、実際に歩行し測定した時間である。
 ※3：炭素粉ボットへの注水稼働時間は、実際に歩行し測定した時間である。
 ※4：炭素粉ボットへの注水稼働時間は、実際に歩行し測定した時間である。
 ※5：炭素粉ボットへの注水稼働時間は、実際に歩行し測定した時間である。
 ※6：炭素粉ボットへの注水稼働時間は、実際に歩行し測定した時間である。
 ※7：炭素粉ボットへの注水稼働時間は、実際に歩行し測定した時間である。
 ※8：炭素粉ボットへの注水稼働時間は、実際に歩行し測定した時間である。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナケンスごとの現場作業（10/51）

事故シナケンス	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効性評価③ ①+②	総稼働時間	相違時間	相違時間に対する有効性	作業開始から作業現場に到達する可 能な設置
原子炉停止 正復旧作業	—	原子炉制御室冷却炉 水高調整操作	6分（9分）	39分	—	24時間 ^{※1}	—	事業発生後約10分後からの作業を 想定しているが、7時間30分後の別作 業終了後から作業着手できるため相違 時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		復旧代替交代電圧調整 負荷制御操作	14分（21分）	21分	4分	27時間 ^{※1}	—	事業発生後約15分後からの作業を 想定しているが、19時間後の別作業終 了後から作業着手できるため相違時間 に対して十分な余裕時間がある。	—
LOCA制止 水補給作業	屋内	原子炉格納容器フイ ルカバント系による 格納容器冷却熱降下	4分（6分）	54分	1時間	約44時間 ^{※1}	約44時間 ^{※1}	事業発生後約26時間後からの作業を想 定しているが、それ以前の作業が動い て定員と25時間後の別作業終了後から 作業着手できる要員で実施するため相 違時間に対して十分な余裕時間があ る。	—
		原子炉格納容器フイ ルカバント系による 格納容器冷却熱降下	4分（6分）	81分	90分	約51時間 ^{※1}	約51時間 ^{※1}	事業発生後約44時間後からの作業を想 定しているが、それ以前の作業が動い て定員と25時間後の別作業終了後から 作業着手できる要員で実施するため相 違時間に対して十分な余裕時間があ る。	—

※1 屋内作業の稼働時間については、通常の稼働時間を1.5倍した時間を仮定している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間（機能喪失を想定）
 ※3 有効性評価（原研の評価）にて27時間後までに完了することとしている
 ※4 格納容器圧力0.427MPa[Level]（1.1F0）到達までの時間
 ※5 格納容器圧力0.85MPa[Level]における格納容器過圧・過温故障）における静的負荷（格納容器過圧・過温故障）に至るまでの時間
 ※6 過圧の観点で厳しい「A.1 冷却気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温故障）」における静的負荷（格納容器過圧・過温故障）に至るまでの時間

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・各プラントの有効性評
 価における作業内容の
 相違。

第7-3表 重要事故シナケンスごとの現場作業（10/51）

事故シナケンス	作業場所	作業内容	有効性評価③ の稼働時間①	稼働時間②	移動時間④ ①+②	作業時間⑤	作業合計時間⑥ ①+②+⑤	相違時間	相違時間に対する有効性	作業開始から作業現場に到達する可 能な設置
原子炉格納 容器冷却熱降下 作業	屋内	代替格納容器スプレイポンプ起動 操作・代替格納容器スプレイポンプ への配電操作	15分 ^{※1}	10分 ^{※2} (12分) ^{※3}	3分	13分 (15分)	—	—	事業発生後10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が動いていない ため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		代替格納容器スプレイポンプ起動 操作・代替格納容器スプレイポンプ への配電操作（原子炉格納容器への 注水） ・代替格納容器スプレイポンプ 起動（注水確認）	35分 ^{※1}	18分 ^{※2} (21分) ^{※3}	13分	27分 (32分)	約2.2時間 ^{※4}	事業発生後10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が動いていない ため相違時間に対して十分な余裕時間がある。 また、作業開始から作業終了までの 相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—	
原子炉格納 容器冷却熱降下 作業	屋内	2台の格納容器冷却熱降下 作業の同時実施	20分	4分 (6分)	8分	15分 (14分)	30分 ^{※5}	—	事業発生後10分後からの作業を想定して いるが、それ以前の作業が動いていない ため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 屋内の移動時間は、実際に歩行し開始した時刻で想定し、格納容器は想定した時刻を1.5倍した時間を仮定している
 ※3 故障時の稼働時間の稼働時間（6分）を含む
 ※4 1.1次冷却気圧力が0.706MPa[Level]に到達し、代替格納容器スプレイポンプによる冷却熱降下を開始する時間
 ※5 3台の格納容器冷却熱降下による格納容器過圧・過温故障）に至るまでの時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3}	制込時間	制込時間に対する成立性	体系図から作業現場に適用する可搬型設備
運用中の異常発生による重大事故	屋外	代替圧水循環機	20分 ^{※4}	360分	360分	約20時間 ^{※4}	事業発生3時間の40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無いため制込時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
	屋外	原子炉補機代替冷却水系統制御	20分	8時間40分	9時間	24時間 ^{※4}	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業から制込のため制込時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替冷却水系統 ^{※5}
	屋外	原子炉内外部の代替スプレッドポンプ(可搬型)による降圧降膜冷却	—	5分	5分	約20時間5分 ^{※4}	事業発生約20時間後からの作業を想定しているが、前作業から制込のため制込時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋外	燃料補給設備(ガスポンプ)東電取組用油タンクへの給油	20分	115分	135分	10時間 ^{※4}	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため制込時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
屋外	燃料補給設備(大容量送水ポンプ(タイプ1)及び原子炉補機代替冷却水系統への給油)	20分	115分	135分	約30時間 ^{※4}	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため制込時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー	

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 移動時間(ポンプ、ケーブル、ケーブルリフト、渡り時間(吊り物))による格納容器冷却開始までの時間

※4 緊急発生後、作業員が作業現場に到着するまでの時間(作業員長を想定)

※5 有効性評価上の作業完了時間

※6 7日間メンテナンス作業実施スケジュールが仕組まれないよう、必要な搬送を移送可能な開始時間

※8 原子炉補機代替冷却水系統：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(11/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の制込時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	移動時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4}	制込時間	制込時間に対する成立性	体系図から作業現場に適用する可搬型設備
運用中の異常発生による重大事故	屋外 屋内	原発発生部への圧水循環機(潜水ポンプ)の搬入(潜水ポンプ)による可搬型ポンプ搬送 - 可搬型ポンプ搬送(潜水ポンプ)による可搬型ポンプ搬送 - 可搬型ポンプ搬送(潜水ポンプ)による可搬型ポンプ搬送	3時間20分 ^{※1}	2時間11分	29分 ^{※3} (31分) ^{※3}	3時間40分 (2時間42分)	約7.4時間 ^{※4}	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から制込のため制込時間に対して十分な余裕時間がある。	可搬型ポンプ (潜水ポンプ) (潜水ポンプ)
	屋外	原発発生部への圧水循環機(潜水ポンプ)の搬入(潜水ポンプ)による可搬型ポンプ搬送 - 可搬型ポンプ搬送(潜水ポンプ)による可搬型ポンプ搬送	3時間20分 ^{※1}	2時間11分	29分 ^{※3} (31分) ^{※3}	3時間40分 (2時間42分)	約7.4時間 ^{※4}	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から制込のため制込時間に対して十分な余裕時間がある。	可搬型ポンプ (潜水ポンプ) (潜水ポンプ)
	屋内	原発発生部への圧水循環機(潜水ポンプ)の搬入(潜水ポンプ)による可搬型ポンプ搬送 - 可搬型ポンプ搬送(潜水ポンプ)による可搬型ポンプ搬送	40分 ^{※1}	5分	14分 ^{※3} (18分) ^{※3}	19分 (23分)	—	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から制込のため制込時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 移動時間(ポンプ、ケーブル、ケーブルリフト、渡り時間(吊り物))による格納容器冷却開始までの時間
 ※3 緊急発生後、作業員が作業現場に到着するまでの時間(作業員長を想定)

※4 7日間メンテナンス作業実施スケジュールが仕組まれないよう、必要な搬送を移送可能な開始時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (12/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 (①)	作業時間 (②)	有効性評価上の作業時間 ^{a)} (①+②)	制限時間	制限時間に対する成立性	異常発生から作業現場に到達する可 能な設置
高圧中心スプレイスライヤからの漏れによる炉内からの放射線照射による放射線作業員への放射線照射	炉内	高圧中心スプレイスライヤからの漏れを停止させるための作業	12分 (21分) ^{b)}	15分	40分	5時間 ^{a)}	事業発生4時間20分後からの作業を想定しているが、移動時間と作業時間に余裕を考慮しているため制限時間内に実施可能である。	—

注1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 注2 括弧内は原子炉建屋原子炉室内の移動時間を2倍（設備配置・高圧・多量）を考慮し、原子炉建屋原子炉室内以外の移動時間を1.5倍した時間を記載している
 注3 高圧中心スプレイスライヤ系の東側配管隔離動作完了までの時間

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(12/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の作業時間 ^{a)} (①)	移動時間 ^{b)} (②)	作業時間 ^{c)} (①+②)	制限時間	制限時間に対する成立性	異常発生から作業現場に到達する可 能な設置
高圧中心スプレイスライヤからの漏れによる炉内からの放射線照射による放射線作業員への放射線照射	屋外	高圧中心スプレイスライヤからの漏れを停止させるための作業	12分 (21分) ^{b)}	4時間10分 ^{a)}	2時間18分	5時間17分 (2時間17分)	事業発生4時間20分後からの作業を想定しているが、移動時間と作業時間に余裕を考慮しているため制限時間内に実施可能である。	—
	炉内	高圧中心スプレイスライヤからの漏れを停止させるための作業	12分 (21分) ^{b)}	2時間 ^{a)}	37分	66分 (63分)	事業発生4時間20分後からの作業を想定しているが、移動時間と作業時間に余裕を考慮しているため制限時間内に実施可能である。	—
	炉内	高圧中心スプレイスライヤからの漏れを停止させるための作業	12分 (15分)	1時間	19分	21分 (15分)	事業発生4時間20分後からの作業を想定しているが、移動時間と作業時間に余裕を考慮しているため制限時間内に実施可能である。	—
	炉内	高圧中心スプレイスライヤからの漏れを停止させるための作業	15分 (20分) ^{a)}	96分 ^{a)}	11分	26分 (11分)	事業発生4時間20分後からの作業を想定しているが、移動時間と作業時間に余裕を考慮しているため制限時間内に実施可能である。	—

注1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 注2 炉内の移動時間は、本館に於いて1.5倍した時間を想定し、移動内は算定した時間を1.5倍した時間を記載している
 注3 放射線作業員の作業時間は16分を仮定
 注4 放射線作業員の作業時間は16分を仮定

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナジェンスごとの現場作業(14/21)

事故シナジェンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3} ①+②	初期時間	前期時間に対する成立性	危険箇所から作業現場に遷移する可 定型設備
重要事故シナジェンス 力・運転による動的 負荷(機軸 駆動機) 及び、 圧・過渡感 應)(代動 機)の 駆動停止 による 異常 発生 による 異常 発生	屋内	原子炉熱源代機冷却 水系制御操作	6分(9分)	39分	60分	24時間 ^{※4}	重要発生18時間10分後からの作業を開始しているが、7時間30分後の別作業を終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		冷却代機交流電源設備 機軸駆動機操作	14分(21分)	21分	45分	27時間 ^{※4}	重要発生26時間15分後からの作業を開始しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため前期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉機軸駆動機 ルータベント系による 機軸駆動機操作	4分(6分)	54分	1時間	約44時間 ^{※5}	重要発生初29時間後からの作業を開始しているが、それ以前の作業が無い状態であるため、作業着手できるまで前期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉機軸駆動機 ルータベント系による 機軸駆動機操作	4分(6分)	81分	90分	約51時間 ^{※6}	重要発生初45時間後からの作業を開始しているが、それ以前の作業が無い状態であるため、作業着手できるまで前期時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 有効性評価(資源の計画)にて想定している時間
 ※4 有効性評価(資源の計画)にて27時間後までに完了することとしている
 ※5 外部水源注水量増強到達までの時間
 ※6 冷却機容量圧力0.854MPa[gage] (2FD)到達までの時間

第7-3表 重要事故シナジェンスごとの現場作業(14/51)

事故シナジェンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3} ①+②	初期時間	前期時間に対する成立性	危険箇所から作業現場に遷移する可 定型設備
重要事故シナジェンス 力・運転による動的 負荷(機軸 駆動機) 及び、 圧・過渡感 應)(代動 機)の 駆動停止 による 異常 発生 による 異常 発生	屋内	原子炉熱源代機冷却 水系制御操作	6分(9分)	39分	60分	24時間 ^{※4}	重要発生18時間10分後からの作業を開始しているが、7時間30分後の別作業を終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		冷却代機交流電源設備 機軸駆動機操作	14分(21分)	21分	45分	27時間 ^{※4}	重要発生26時間15分後からの作業を開始しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため前期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉機軸駆動機 ルータベント系による 機軸駆動機操作	4分(6分)	54分	1時間	約44時間 ^{※5}	重要発生初29時間後からの作業を開始しているが、それ以前の作業が無い状態であるため、作業着手できるまで前期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉機軸駆動機 ルータベント系による 機軸駆動機操作	4分(6分)	81分	90分	約51時間 ^{※6}	重要発生初45時間後からの作業を開始しているが、それ以前の作業が無い状態であるため、作業着手できるまで前期時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 有効性評価(資源の計画)にて想定している時間
 ※4 有効性評価(資源の計画)にて27時間後までに完了することとしている
 ※5 外部水源注水量増強到達までの時間
 ※6 冷却機容量圧力0.854MPa[gage] (2FD)到達までの時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(15/21)

事故シーケンス	作業場所	作業内容	作業時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③(①+②)	初期時間	相違時間に対する成立性	現場作業から作業現場に復帰する可相違設備
運転中 原子炉 停止 後、 原子炉 停止後 の作業	運転中 原子炉 停止 後、 原子炉 停止後 の作業	代管注水等確認	20分 ^{※1}	300分	300分	約29時間 ^{※4}	事業発生後30分後からの作業を想定しているが、前作業から確認のため約10分間の作業時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
		原子炉制御設備代管システム作動済(可相違)による停炉停機作業	20分	8時間00分	9時間	24時間 ^{※5}	事業発生後30分後からの作業を想定しているが、前作業から確認のため約10分間の作業時間がある。	原子炉制御設備代管系
		原子炉制御設備代管システム作動済(可相違)による停炉停機作業	—	0分	5分	約29時間5分 ^{※6}	事業発生後30分後からの作業を想定しているが、前作業から確認のため約10分間の作業時間がある。	—
		燃料補給準備(ガスタービン発電設備)運転停止への対応	20分	115分	135分	10時間 ^{※7}	事業発生後4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
運転中 原子炉 停止 後、 原子炉 停止後 の作業	運転中 原子炉 停止 後、 原子炉 停止後 の作業	燃料補給準備(ガスタービン発電設備)運転停止への対応	20分	115分	135分	24時間 ^{※8}	事業発生後7時間後からの作業を想定しているが、0時間15分後の作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 原子炉作業の稼働期間において、通常の稼働時間を1.5倍した期間を括弧内に記載している

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 稼働時間はアタキス、燃焼制御室、燃料補給準備開始までの時間

※4 燃料補給準備開始までの時間(印刷機)による燃料補給準備開始までの時間

※5 有効性評価上の作業完了時間(機能喪失を想定)

※6 7日間ガスタービン発電設備燃料タンクが枯渇しないよう必要経路を確認可能な開始時間

※7 原子炉制御設備代管注水ポンプ、大容量送水ポンプ(タイプ1)

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(15/51)

事故シーケンス	作業場所	作業内容	有効性評価上の稼働時間①	稼働時間②	有効性評価上の稼働時間③(①+②)	作業完了時間④(①+②)	相違時間	相違時間に対する成立性	現場作業から作業現場に復帰する可相違設備
運転中 原子炉 停止 後、 原子炉 停止後 の作業	運転中 原子炉 停止 後、 原子炉 停止後 の作業	燃料補給準備(ガスタービン発電設備)運転停止への対応	45分	8分	53分(13分)	45分(11分)	約19分 ^{※1}	事業発生後10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給準備(ガスタービン発電設備)運転停止への対応	45分	2分	47分(12分)	45分(4分)	—	事業発生後20分後からの作業を想定しているが、前作業から確認のため約10分間の作業時間がある。	—
		燃料補給準備(ガスタービン発電設備)運転停止への対応	20分 ^{※2}	8分	28分(11分)	17分(9分)	約40分 ^{※3}	事業発生後7時間後からの作業を想定しているが、0時間15分後の作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給準備(ガスタービン発電設備)運転停止への対応	45分	1分	46分(1分)	45分(1分)	約40分 ^{※4}	事業発生後7時間後からの作業を想定しているが、0時間15分後の作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
運転中 原子炉 停止 後、 原子炉 停止後 の作業	運転中 原子炉 停止 後、 原子炉 停止後 の作業	燃料補給準備(ガスタービン発電設備)運転停止への対応	30分 ^{※5}	9分	39分(18分)	35分(25分)	約49分 ^{※6}	事業発生後10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 燃料補給準備開始までの時間(印刷機)による燃料補給準備開始までの時間

※4 燃料補給準備開始までの時間(印刷機)による燃料補給準備開始までの時間

※5 有効性評価上の作業完了時間(機能喪失を想定)

※6 7日間ガスタービン発電設備燃料タンクが枯渇しないよう必要経路を確認可能な開始時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③①+②	作業時間④	初期時間に対する成立性	保潔場所から作業現場に遷移する可搬型設備
運転中、原子力炉内において重大事故	炉内	原子炉補機代管冷却水流路閉鎖作	6分(9分)	39分	30分	24時間④	事象発生18時間40分後からの作業を想定しているが、03分後の初期時間終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		代管圧水循環機	20分①	360分	380分	約23時間④	事象発生18時間40分後からの作業を想定しているが、03分後の初期時間終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大気除沫水ポンプ(タイプ1)
	炉外	原子炉補機代管冷却水流路閉鎖作	20分	8時間40分	9時間	24時間④	事象発生19時間後からの作業を想定しているが、04分後の初期時間終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代管冷却水流路
		原子炉補機代管冷却水流路閉鎖作	—	5分	5分	約23時間5分④	事象発生約23時間後からの作業を想定しているが、04分後の初期時間終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉外	代管冷却器配管に上る格納容器加熱	—	20分	20分	24時間④	事象発生23時間40分後からの作業を想定しているが、04分後の初期時間終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料運搬装置(大径燃料)及び原子炉補機代管冷却器配管への	20分	115分	135分	約23時間④	事象発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
		代管冷却器配管に上る格納容器加熱	—	—	—	—	—	—

※1 炉内作業の移動時間については、通常の移動時間を1.5倍した時間を余裕内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 稼働時間はあくまで目安として想定している時間
 ※4 代管冷却器配管による格納容器加熱開始までの時間
 ※5 原子炉補機代管冷却水流路閉鎖(可搬型)による格納容器冷却開始までの時間
 ※6 有効性評価上の作業完了時間
 ※7 原子炉補機代管冷却水流路：大径燃料運搬ポンプ(タイプ1)

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(16/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	作業時間③①+②	稼働時間④	初期時間に対する成立性	保潔場所から作業現場に遷移する可搬型設備
運転中、原子力炉内において重大事故	炉内	補ばく低減操作 ・原子炉補機代管冷却水流路閉鎖作	20分①	5分	15分(11分)	60分④	事象発生10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。なお、内蔵設備を想定した場合は、初期時間(4分)を考慮した場合は、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		補ばく低減操作 ・大径燃料運搬装置ポンプ稼働	30分①	12分	25分(24分)	60分④	事象発生10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。なお、内蔵設備を想定した場合は、初期時間(4分)を考慮した場合は、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	補ばく低減操作 ・中径燃料運搬装置ポンプ稼働	35分①	10分	29分(24分)	300分④	事象発生10分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。なお、内蔵設備を想定した場合は、初期時間(4分)を考慮した場合は、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2：稼働時間はあくまで目安として想定している時間
 ※3：稼働時間はあくまで目安として想定している時間
 ※4：有効性評価上の作業完了時間
 ※5：中央制御室に待機している時間(稼働時間5分含む)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(17/21)

事故シーケンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1} ①	作業時間 ^{※2} ②	有効性評価上の想定時間 ^{※3} ③	有効性評価上の④-②	作業時間	相違時間に対する成立性	既設設備から作業現場に運搬する可搬設備
運転中の原子力発電所からの相違	炉内	原子炉の運転代替冷却水系統監視作	0分(0分)	30分	30分	30分	24時間 ^{※4}	専業主事38分後からの作業を想定しているが、63分後の動作終了後から作業手できまるため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		代替圧水循環係	20分 ^{※5}	360分	360分	360分	約23時間 ^{※6}	専業主事3時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前に作業は終了するため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
	炉外	原子炉補機代替冷却水系統監視作	30分	8時間40分	9時間	9時間	24時間 ^{※4}	専業主事10時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替冷却水系統 ^{※7}
		原子炉格納容器冷却水系統監視作(可搬型)による格納容器冷却	—	5分	5分	5分	約23時間15分 ^{※8}	専業主事約23時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	運転中の原子力発電所からの相違	代替格納容器冷却による格納容器冷却	—	20分	20分	20分	24時間 ^{※4}	専業主事23時間40分後からの作業を想定しているが、23時間5分後の別作業終了後から作業着手であるため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給準備(大容量送水ポンプ(タイプ1)及び原子炉補機代替冷却水系統への転送)	20分	135分	135分	135分	約23時間 ^{※9}	専業主事27時間後からの作業を想定しているが、約20分後の作業を想定し、相違時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 作業開始時刻から作業終了時刻までの時間
 ※4 原子炉補機代替冷却水系統(可搬型)による格納容器冷却開始までの時間
 ※5 有効性評価上の作業完了時間
 ※6 原子炉補機代替冷却水系統(タイプ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(17/51)

事故シーケンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1} ①	作業時間 ^{※2} ②	有効性評価上の想定時間 ^{※3} ③	移動時間 ^{※4} ④	作業時間 ^{※5} ⑤	相違時間に対する成立性	既設設備から作業現場に運搬する可搬設備
運転中の原子力発電所からの相違	炉内	原子炉格納容器冷却水系統監視作	10分 ^{※6} (12分) ^{※7}	7分	10分 ^{※8} (12分) ^{※9}	17分 (19分)	7分	専業主事45分後からの作業を想定しているが、35分後の動作終了後から継続して十分な余裕時間がある。なお、作業手できまるため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉格納容器冷却水系統監視作(可搬型)による格納容器冷却	10分 ^{※6} (12分) ^{※7}	6分	10分 ^{※8} (12分) ^{※9}	18分 (19分)	6分	専業主事55分後からの作業を想定しているが、約5分後の動作終了後から継続して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	原子炉格納容器冷却水系統監視作	10分 ^{※6} (12分) ^{※7}	1分	10分 ^{※8} (12分) ^{※9}	11分 (13分)	1分	専業主事40分後からの作業を想定しているが、約5分後の動作終了後から継続して十分な余裕時間がある。	—

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 炉内作業の移動時間、炉外に発生し、炉内には想定した時間を1.5倍した時間を記載している。
 ※3 作業開始時刻から作業終了時刻までの時間
 ※4 原子炉補機代替冷却水系統(可搬型)による格納容器冷却開始までの時間
 ※5 有効性評価上の作業完了時間
 ※6 原子炉補機代替冷却水系統(タイプ1)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③(①+②)	相違時間	相違時間に対する成立性	島根側からの作業現場に適用する可視型設備
設備の異常や作業者の誤りによる重大事故	屋内	原子炉補機冷却水循環系設備製作	6分(9分)	30分	36分	24時間**	事故発生後、約10分後からの作業を想定しているが、63分後の作業終了後から作業着手までできるため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		代管圧水冷却器	30分*	380分	410分	約23時間**	事故発生後、約3時間40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は暫定的なため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	
	屋外	原子炉補機冷却水循環系設備製作	20分	8時間40分	9時間	24時間**	事故発生後、約2時間後からの作業を想定しているが、前作業からの準備のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1) 原子炉補機冷却水循環系設備製作
		原子炉補機冷却水循環系設備製作	—	5分	5分	約23時間5分**	事故発生後、約2時間後からの作業を想定しているが、前作業からの準備のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	
		原子炉補機冷却水循環系設備製作	—	29分	30分	24時間**	事故発生後、約2時間後からの作業を想定しているが、前作業からの準備のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	
		原子炉補機冷却水循環系設備製作	20分	155分	175分	約23時間**	事故発生後、約2時間後からの作業を想定しているが、前作業からの準備のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	
		原子炉補機冷却水循環系設備製作	20分	155分	175分	約23時間**	事故発生後、約2時間後からの作業を想定しているが、前作業からの準備のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を各項目に認識している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 移動時間は、リアクタールーム内を起点として想定している時間
 ※4 移動時間は、リアクタールーム内を起点として想定している時間
 ※5 既述作業の作業時間(準備時間)を除く(準備)による準備時間(開始までの時間)
 ※6 有効性評価上の作業完了時間
 ※7 原子炉補機冷却水循環系設備製作(タイプ1)、大容量送水ポンプ(タイプ1)

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(19/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	有効性評価上の想定時間①	移動時間②	作業時間③(①+②)	作業完了時間④(③+⑤)	相違時間	相違時間に対する成立性	島根側からの作業現場に適用する可視型設備
炉内	炉内	原子炉補機冷却水循環系設備製作(ポンプ駆動系)	4時間19分**	20分**	2時間19分**	2時間19分(2時間19分)	—	事故発生後、約2時間後からの作業を想定しているが、前作業からの準備のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉補機冷却水循環系設備製作(ポンプ駆動系)	2時間**	10分**	21分**	21分(1時間9分)	24時間**	事故発生後、約2時間後からの作業を想定しているが、前作業からの準備のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	
	炉内	原子炉補機冷却水循環系設備製作(ポンプ駆動系)	3時間**	10分**	9分**	31分(1時間1分)	—	事故発生後、約2時間後からの作業を想定しているが、前作業からの準備のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	可視型送水ポンプ(タイプ1) 原子炉補機冷却水循環系設備製作
		原子炉補機冷却水循環系設備製作(ポンプ駆動系)	19分**	10分**	11分**	26分(1時間6分)	—	事故発生後、約2時間後からの作業を想定しているが、前作業からの準備のため相違時間に対して十分な余裕時間がある。	

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 移動時間は、リアクタールーム内を起点として想定している時間
 ※3 移動時間は、リアクタールーム内を起点として想定している時間
 ※4 移動時間は、リアクタールーム内を起点として想定している時間
 ※5 既述作業の作業時間(準備時間)を除く(準備)による準備時間(開始までの時間)
 ※6 有効性評価上の作業完了時間

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (20/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有別評価上の作業時間③①+②	初期時間	初期時間に対する必要性	係属場所からの作業現場に復帰する可搬型設備
想定事故1 使用済燃料プールと1号炉間の燃料搬送に関する想定事故	船内	燃料プール代替排水系(可搬型)による燃料プールの注水	26分(30分)	170分	210分	約24時間*	事業発生は時間後からの作業を想定しているが、前作業から復帰のため初期時間(10分)を考慮した場合は、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	船外	代替排水等設備	20分**	360分	380分	約24時間**	事業発生は時間後からの作業を想定しているため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型搬送水ポンプ(タイプ1)
想定事故2 燃料搬送設備の故障	船内	燃料搬送設備(大型搬送水ポンプ(タイプ1))への起動	29分	115分	135分	約24時間**	事業発生は時間後からの作業を想定しているが、それ以外の作業がないため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	クレーン
	船外	代替排水等設備	20分**	360分	380分	約24時間**	事業発生は時間後からの作業を想定しているが、それ以外の作業がないため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型搬送水ポンプ(タイプ1)

※1 船内作業の移動時間については、通常の移動時間を1.5倍した時間を船内に記載している

※2 仮体設備等で当該作業に要する時間として想定している時間

※3 移動時間(シフト交代)を考慮した初期時間による

※4 燃料搬送の準備が維持される最低水位に到達するまでの時間

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (20/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有別評価上の作業時間③①+②	初期時間	初期時間に対する必要性	係属場所からの作業現場に復帰する可搬型設備
想定事故1 燃料搬送設備の故障	船外	燃料搬送ポンプ(タイプ1)への注水確保 (大型搬送水ポンプ(送水用)による搬送ポンプへの搬送)	1時間10分**	29分** (31分)**	4時間19分 (4時間29分)	約3.2日**	事業発生は時間後からの作業を想定しているが、前作業から復帰のため初期時間(10分)を考慮した場合は、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型搬送水ポンプ(送水用)
	船外	燃料搬送ポンプ(タイプ1)への注水確保 (大型搬送水ポンプ(送水用)による搬送ポンプへの搬送)	1時間10分	—	1時間10分	約3.2日**	事業発生は時間後からの作業を想定しているが、前作業から復帰のため初期時間(10分)を考慮した場合は、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型搬送水ポンプ(送水用)
想定事故2 燃料搬送設備の故障	船外	燃料搬送ポンプ(タイプ1)への注水確保 (大型搬送水ポンプ(送水用)による搬送ポンプへの搬送)	1時間10分	29分** (31分)**	4時間19分 (4時間29分)	約3.2日**	事業発生は時間後からの作業を想定しているが、前作業から復帰のため初期時間(10分)を考慮した場合は、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型搬送水ポンプ(送水用)
	船内	燃料搬送ポンプ(タイプ1)への注水確保 (大型搬送水ポンプ(送水用)による搬送ポンプへの搬送)	1時間10分	18分	1時間28分	約3.2日**	事業発生は時間後からの作業を想定しているが、前作業から復帰のため初期時間(10分)を考慮した場合は、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型搬送水ポンプ(送水用)
想定事故3 燃料搬送設備の故障	船外	燃料搬送ポンプ(タイプ1)への注水確保 (大型搬送水ポンプ(送水用)による搬送ポンプへの搬送)	1時間10分	7分	1時間17分	約3.2日**	事業発生は時間後からの作業を想定しているが、前作業から復帰のため初期時間(10分)を考慮した場合は、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型搬送水ポンプ(送水用)
	船内	燃料搬送ポンプ(タイプ1)への注水確保 (大型搬送水ポンプ(送水用)による搬送ポンプへの搬送)	1時間10分	7分	1時間17分	約3.2日**	事業発生は時間後からの作業を想定しているが、前作業から復帰のため初期時間(10分)を考慮した場合は、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型搬送水ポンプ(送水用)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナジェンセスごとの現場作業(24/51)

シナジェンセス	作業場所	作業内容	作業者の人数	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業合計時間 ^{※3} (10+)	総所要時間	相違理由
運転中の原子力炉の停止	屋外 屋内	燃料取扱用ホースの連結・可搬型ホース敷設、接続、ホース延長用取付(送水専用)・ホース延長用取付(送水専用)による可搬型ホース敷設	3名	29分 ^{※4} (31分) ^{※1}	3時間11分	3時間40分 (2時間42分)		相違理由なし
	屋外	燃料取扱用ホースの連結・可搬型大型送水ポンプホースの設置、ホース取付の可搬型ホースの取付(送水専用)による可搬型ホース敷設	3名	29分 ^{※4} (31分) ^{※1}	2時間11分	3時間40分 (2時間42分)	約15.7時間 ^{※4}	相違理由なし
	屋内	燃料取扱用ホースの連結・可搬型大型送水ポンプホースの設置	4名	13分 ^{※4} (11分) ^{※1}	5分	18分 (22分)		相違理由なし

※1：有線型設備で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2：屋内の移動時間は、実際に実行する計画した時間を記載している
 ※3：放射線の発生に要する時間(6分)を含む
 ※4：燃料取扱用ホースの連結に要する時間

：評価結果に係る部分は別途説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(25/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業箇所</th> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の想定作業時間</th> <th>移動時間^{※1}</th> <th>作業時間^{※2}</th> <th>作業合計時間^{※3}</th> <th>科目時間</th> <th>科目時間に対する成立性</th> <th>作業範囲に達する可能性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急時電力・温度による過熱による炉内燃料棒損傷防止作業(5分)</td> <td>炉内</td> <td>炉子炉内燃料棒束検査への過水検査(過水・入浴・脱衣・脱靴)・可搬式燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置</td> <td>19分^{※4} (33分)</td> <td>30分^{※4} (30分)</td> <td>49分^{※4} (49分)</td> <td>5分^{※4} (5分)</td> <td>緊急発生時科目時間からの作業を想定しているが、緊急発生時科目時間と作業が系統的に実施される科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。</td> <td>炉内燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉子炉内燃料棒束検査への過水検査(過水・入浴・脱衣・脱靴)</td> <td>12分^{※4} (12分)</td> <td>19分^{※4} (19分)</td> <td>31分^{※4} (31分)</td> <td>5分^{※4} (5分)</td> <td>緊急発生時科目時間からの作業を想定しているが、緊急発生時科目時間と作業が系統的に実施される科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。</td> <td>炉内燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉子炉内燃料棒束検査への過水検査(過水・入浴・脱衣・脱靴)</td> <td>15分^{※4} (15分)</td> <td>14分^{※4} (14分)</td> <td>29分^{※4} (29分)</td> <td>5分^{※4} (5分)</td> <td>緊急発生時科目時間からの作業を想定しているが、緊急発生時科目時間と作業が系統的に実施される科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。</td> <td>炉内燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間を1.5倍した時間を記載している。 ※2：炉内作業時間は、実際に要した時間を記載した時間を記載している。 ※3：燃料棒束検査の科目時間(6分)を含む。 ※4：可搬式燃料棒束検査装置を用いて、同一燃料棒束検査装置による作業を行う。</p>	作業箇所	作業内容	有効性評価上の想定作業時間	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業合計時間 ^{※3}	科目時間	科目時間に対する成立性	作業範囲に達する可能性	緊急時電力・温度による過熱による炉内燃料棒損傷防止作業(5分)	炉内	炉子炉内燃料棒束検査への過水検査(過水・入浴・脱衣・脱靴)・可搬式燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置	19分 ^{※4} (33分)	30分 ^{※4} (30分)	49分 ^{※4} (49分)	5分 ^{※4} (5分)	緊急発生時科目時間からの作業を想定しているが、緊急発生時科目時間と作業が系統的に実施される科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。	炉内燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置	炉内	炉子炉内燃料棒束検査への過水検査(過水・入浴・脱衣・脱靴)	12分 ^{※4} (12分)	19分 ^{※4} (19分)	31分 ^{※4} (31分)	5分 ^{※4} (5分)	緊急発生時科目時間からの作業を想定しているが、緊急発生時科目時間と作業が系統的に実施される科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。	炉内燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置	炉内	炉子炉内燃料棒束検査への過水検査(過水・入浴・脱衣・脱靴)	15分 ^{※4} (15分)	14分 ^{※4} (14分)	29分 ^{※4} (29分)	5分 ^{※4} (5分)	緊急発生時科目時間からの作業を想定しているが、緊急発生時科目時間と作業が系統的に実施される科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。	炉内燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントの有効性評価における作業内容の相違。
作業箇所	作業内容	有効性評価上の想定作業時間	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業合計時間 ^{※3}	科目時間	科目時間に対する成立性	作業範囲に達する可能性																													
緊急時電力・温度による過熱による炉内燃料棒損傷防止作業(5分)	炉内	炉子炉内燃料棒束検査への過水検査(過水・入浴・脱衣・脱靴)・可搬式燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置	19分 ^{※4} (33分)	30分 ^{※4} (30分)	49分 ^{※4} (49分)	5分 ^{※4} (5分)	緊急発生時科目時間からの作業を想定しているが、緊急発生時科目時間と作業が系統的に実施される科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。	炉内燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置																													
	炉内	炉子炉内燃料棒束検査への過水検査(過水・入浴・脱衣・脱靴)	12分 ^{※4} (12分)	19分 ^{※4} (19分)	31分 ^{※4} (31分)	5分 ^{※4} (5分)	緊急発生時科目時間からの作業を想定しているが、緊急発生時科目時間と作業が系統的に実施される科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。	炉内燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置																													
	炉内	炉子炉内燃料棒束検査への過水検査(過水・入浴・脱衣・脱靴)	15分 ^{※4} (15分)	14分 ^{※4} (14分)	29分 ^{※4} (29分)	5分 ^{※4} (5分)	緊急発生時科目時間からの作業を想定しているが、緊急発生時科目時間と作業が系統的に実施される科目時間に対して十分な余裕がある。科目時間に対して十分な余裕がある。	炉内燃料棒束検査装置の設置・本シナリオ適用範囲の可搬式燃料棒束検査装置への水田部への設置																													
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																			

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナジェンスごとの現場作業(26/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業範囲</th> <th>作業内容</th> <th>有明作業上の作業時間</th> <th>作業時間^①</th> <th>作業台帳時間^②</th> <th>総所要時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉内</td> <td>使用済燃料ペレットへの日本製炭素・ステンレス覆衣・同被覆(塩水車用)による可燃性ガス取除</td> <td>1時間 00分^③</td> <td>59分^④ (51分)^⑤</td> <td>35分</td> <td>1時間 21分 (1時間 28分)</td> <td>車庫等11号機10号機からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上する場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ペレットへの日本製炭素(覆衣) ・日本製炭素車用による可燃性ガス取除</td> <td>1時間 00分</td> <td>-</td> <td>1時間 06分</td> <td>1時間 06分</td> <td>車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉内</td> <td>使用済燃料ペレットへの日本製炭素 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除 ・日本製炭素車用による可燃性ガス取除</td> <td>3時間 30分^③</td> <td>29分^④ (31分)^⑤</td> <td>2時間 11分</td> <td>2時間 11分 (2時間 15分)</td> <td>車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ペレットへの日本製炭素 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除</td> <td>1時間 05分^③</td> <td>23分^④ (21分)^⑤</td> <td>18分</td> <td>41分 (42分)</td> <td>車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉内</td> <td>使用済燃料ペレットへの日本製炭素への ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除</td> <td>1時間 05分</td> <td>7分</td> <td>1時間 14分</td> <td>約 16 時間 35 分^⑥</td> <td>車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ペレットへの日本製炭素への ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除</td> <td>1時間 05分</td> <td>7分</td> <td>1時間 14分</td> <td>約 16 時間 45 分^⑥</td> <td>車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>①：有明作業で、当該作業に要する時間を1分単位として算定しているが、一部は当該作業に要する時間を1分未満で算定し、箇所によっては当該作業に要する時間を1分未満で算定している。 ②：燃料取除作業(16分)を算定し、燃料取除作業に要する時間を1分未満で算定している。 ③：燃料取除作業(16分)を算定し、燃料取除作業に要する時間を1分未満で算定している。 ④：燃料取除作業(16分)を算定し、燃料取除作業に要する時間を1分未満で算定している。 ⑤：燃料取除作業(16分)を算定し、燃料取除作業に要する時間を1分未満で算定している。 ⑥：燃料取除作業(16分)を算定し、燃料取除作業に要する時間を1分未満で算定している。</p>	作業範囲	作業内容	有明作業上の作業時間	作業時間 ^①	作業台帳時間 ^②	総所要時間	備考	炉内	使用済燃料ペレットへの日本製炭素・ステンレス覆衣・同被覆(塩水車用)による可燃性ガス取除	1時間 00分 ^③	59分 ^④ (51分) ^⑤	35分	1時間 21分 (1時間 28分)	車庫等11号機10号機からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上する場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。	使用済燃料ペレットへの日本製炭素(覆衣) ・日本製炭素車用による可燃性ガス取除	1時間 00分	-	1時間 06分	1時間 06分	車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。	炉内	使用済燃料ペレットへの日本製炭素 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除 ・日本製炭素車用による可燃性ガス取除	3時間 30分 ^③	29分 ^④ (31分) ^⑤	2時間 11分	2時間 11分 (2時間 15分)	車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。	使用済燃料ペレットへの日本製炭素 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除	1時間 05分 ^③	23分 ^④ (21分) ^⑤	18分	41分 (42分)	車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。	炉内	使用済燃料ペレットへの日本製炭素への ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除	1時間 05分	7分	1時間 14分	約 16 時間 35 分 ^⑥	車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。	使用済燃料ペレットへの日本製炭素への ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除	1時間 05分	7分	1時間 14分	約 16 時間 45 分 ^⑥	車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業範囲	作業内容	有明作業上の作業時間	作業時間 ^①	作業台帳時間 ^②	総所要時間	備考																																											
炉内	使用済燃料ペレットへの日本製炭素・ステンレス覆衣・同被覆(塩水車用)による可燃性ガス取除	1時間 00分 ^③	59分 ^④ (51分) ^⑤	35分	1時間 21分 (1時間 28分)	車庫等11号機10号機からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上する場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。																																											
	使用済燃料ペレットへの日本製炭素(覆衣) ・日本製炭素車用による可燃性ガス取除	1時間 00分	-	1時間 06分	1時間 06分	車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。																																											
炉内	使用済燃料ペレットへの日本製炭素 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除 ・日本製炭素車用による可燃性ガス取除	3時間 30分 ^③	29分 ^④ (31分) ^⑤	2時間 11分	2時間 11分 (2時間 15分)	車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。																																											
	使用済燃料ペレットへの日本製炭素 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除	1時間 05分 ^③	23分 ^④ (21分) ^⑤	18分	41分 (42分)	車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。																																											
炉内	使用済燃料ペレットへの日本製炭素への ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除	1時間 05分	7分	1時間 14分	約 16 時間 35 分 ^⑥	車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。																																											
	使用済燃料ペレットへの日本製炭素への ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除 ・可燃性ガス取除(炭素車用)の可燃性ガス取除	1時間 05分	7分	1時間 14分	約 16 時間 45 分 ^⑥	車庫等11号機等からの作業を想定して作業が完了するまでの期間に1分を計上する。また、作業開始前、作業終了後の準備時間(4分)を別途計上した場合でも、同一期間として10分を計上期間とする。																																											

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシエンスごとの現場作業(27/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業時間(分)</th> <th>作業時間(%)</th> <th>作業時間(分)</th> <th>作業時間(%)</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉内 ・炉内作業 ・炉内作業(炉内作業)</td> <td>13分 (1.2%)</td> <td>8分 (0.7%)</td> <td>19分 (1.7%)</td> <td>11分 (1.0%)</td> <td>島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(13分)が、泊発電所3号炉の作業時間(19分)より長い。これは、炉内作業の作業時間(13分)が、島根原子力発電所2号炉の作業時間(11分)より長いことによる。これは、炉内作業の作業時間(13分)が、島根原子力発電所2号炉の作業時間(11分)より長いことによる。</td> </tr> <tr> <td>炉内 ・炉内作業(炉内作業)</td> <td>5分 (0.5%)</td> <td>2分 (0.2%)</td> <td>3分 (0.3%)</td> <td>4分 (0.4%)</td> <td>島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(3分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(4分)より長いことによる。</td> </tr> <tr> <td>炉内 ・炉内作業(炉内作業)</td> <td>25分^{※1} (2.3%)</td> <td>8分 (0.7%)</td> <td>17分 (1.5%)</td> <td>19分 (1.7%)</td> <td>島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(25分)が、泊発電所3号炉の作業時間(17分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(25分)が、泊発電所3号炉の作業時間(19分)より長いことによる。</td> </tr> <tr> <td>炉内 ・炉内作業(炉内作業)</td> <td>5分 (0.5%)</td> <td>3分 (0.3%)</td> <td>1分 (0.1%)</td> <td>1分 (0.1%)</td> <td>島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(1分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(1分)より長いことによる。</td> </tr> <tr> <td>炉内 ・炉内作業(炉内作業)</td> <td>30分^{※2} (2.8%)</td> <td>11分^{※3} (1.0%)</td> <td>22分 (2.0%)</td> <td>15分 (1.4%)</td> <td>島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(30分)が、泊発電所3号炉の作業時間(22分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(30分)が、泊発電所3号炉の作業時間(15分)より長いことによる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 有期作業で、当該作業に要する時間を10分として算定している状態 ※2 有期作業で、当該作業に要する時間を10分として算定している状態 ※3 有期作業で、当該作業に要する時間を10分として算定している状態 ※4 シナシエンスごとの作業時間(%)は、当該シナシエンスごとの作業時間(分)を、当該シナシエンスごとの作業時間(分)で割った値(%)を示している。 ※5 本表は、重要事故シナシエンスごとの現場作業の作業時間(分)を示している。これは、重要事故シナシエンスごとの現場作業の作業時間(分)を示している。</p>	作業内容	作業時間(分)	作業時間(%)	作業時間(分)	作業時間(%)	相違理由	炉内 ・炉内作業 ・炉内作業(炉内作業)	13分 (1.2%)	8分 (0.7%)	19分 (1.7%)	11分 (1.0%)	島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(13分)が、泊発電所3号炉の作業時間(19分)より長い。これは、炉内作業の作業時間(13分)が、島根原子力発電所2号炉の作業時間(11分)より長いことによる。これは、炉内作業の作業時間(13分)が、島根原子力発電所2号炉の作業時間(11分)より長いことによる。	炉内 ・炉内作業(炉内作業)	5分 (0.5%)	2分 (0.2%)	3分 (0.3%)	4分 (0.4%)	島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(3分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(4分)より長いことによる。	炉内 ・炉内作業(炉内作業)	25分 ^{※1} (2.3%)	8分 (0.7%)	17分 (1.5%)	19分 (1.7%)	島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(25分)が、泊発電所3号炉の作業時間(17分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(25分)が、泊発電所3号炉の作業時間(19分)より長いことによる。	炉内 ・炉内作業(炉内作業)	5分 (0.5%)	3分 (0.3%)	1分 (0.1%)	1分 (0.1%)	島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(1分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(1分)より長いことによる。	炉内 ・炉内作業(炉内作業)	30分 ^{※2} (2.8%)	11分 ^{※3} (1.0%)	22分 (2.0%)	15分 (1.4%)	島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(30分)が、泊発電所3号炉の作業時間(22分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(30分)が、泊発電所3号炉の作業時間(15分)より長いことによる。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	作業時間(分)	作業時間(%)	作業時間(分)	作業時間(%)	相違理由																																		
炉内 ・炉内作業 ・炉内作業(炉内作業)	13分 (1.2%)	8分 (0.7%)	19分 (1.7%)	11分 (1.0%)	島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(13分)が、泊発電所3号炉の作業時間(19分)より長い。これは、炉内作業の作業時間(13分)が、島根原子力発電所2号炉の作業時間(11分)より長いことによる。これは、炉内作業の作業時間(13分)が、島根原子力発電所2号炉の作業時間(11分)より長いことによる。																																		
炉内 ・炉内作業(炉内作業)	5分 (0.5%)	2分 (0.2%)	3分 (0.3%)	4分 (0.4%)	島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(3分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(4分)より長いことによる。																																		
炉内 ・炉内作業(炉内作業)	25分 ^{※1} (2.3%)	8分 (0.7%)	17分 (1.5%)	19分 (1.7%)	島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(25分)が、泊発電所3号炉の作業時間(17分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(25分)が、泊発電所3号炉の作業時間(19分)より長いことによる。																																		
炉内 ・炉内作業(炉内作業)	5分 (0.5%)	3分 (0.3%)	1分 (0.1%)	1分 (0.1%)	島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(1分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(5分)が、泊発電所3号炉の作業時間(1分)より長いことによる。																																		
炉内 ・炉内作業(炉内作業)	30分 ^{※2} (2.8%)	11分 ^{※3} (1.0%)	22分 (2.0%)	15分 (1.4%)	島根原子力発電所2号炉は、炉内作業(炉内作業)の作業時間(30分)が、泊発電所3号炉の作業時間(22分)より長い。これは、炉内作業(炉内作業)の作業時間(30分)が、泊発電所3号炉の作業時間(15分)より長いことによる。																																		

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(28/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故シナリオ</th> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>緊急時作業上の想定作業時間</th> <th>機軸時間^{※1}</th> <th>作業時間^{※2}</th> <th>作業合計時間^{※3}</th> <th>制限時間</th> <th>制限時間に対する余裕性</th> <th>高圧電源から作業可能な設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転員の指示による緊急時作業</td> <td>炉内</td> <td>炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作</td> <td>30分[※]</td> <td>10分[※] (12分)[※]</td> <td>5分</td> <td>15分 (17分)</td> <td>約65分[※]</td> <td>緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作</td> <td>30分[※]</td> <td>10分[※] (12分)[※]</td> <td>12分</td> <td>22分 (24分)</td> <td>約65分[※]</td> <td>緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作</td> <td>30分[※]</td> <td>10分[※] (12分)[※]</td> <td>19分</td> <td>29分 (31分)</td> <td>300分[※]</td> <td>緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作</td> <td>30分[※]</td> <td>9分[※] (11分)[※]</td> <td>12分</td> <td>21分 (23分)</td> <td>約65分[※]</td> <td>緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧電源から、高圧電源に要する時間として想定している時間 ※2：炉心監視機作は、事前に稼働し、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。炉心監視機作は、事前に稼働し、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。 ※3：炉心監視機作は、事前に稼働し、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。炉心監視機作は、事前に稼働し、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。</p>	事故シナリオ	作業場所	作業内容	緊急時作業上の想定作業時間	機軸時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業合計時間 ^{※3}	制限時間	制限時間に対する余裕性	高圧電源から作業可能な設備	運転員の指示による緊急時作業	炉内	炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	5分	15分 (17分)	約65分 [※]	緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。	-	炉内	炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	12分	22分 (24分)	約65分 [※]	緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。	-	炉内	炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	19分	29分 (31分)	300分 [※]	緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。	-	炉内	炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作	30分 [※]	9分 [※] (11分) [※]	12分	21分 (23分)	約65分 [※]	緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
事故シナリオ	作業場所	作業内容	緊急時作業上の想定作業時間	機軸時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業合計時間 ^{※3}	制限時間	制限時間に対する余裕性	高圧電源から作業可能な設備																																									
運転員の指示による緊急時作業	炉内	炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	5分	15分 (17分)	約65分 [※]	緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。	-																																									
	炉内	炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	12分	22分 (24分)	約65分 [※]	緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。	-																																									
	炉内	炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	19分	29分 (31分)	300分 [※]	緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。	-																																									
	炉内	炉心監視機作 ・炉心監視機作 ・炉心監視機作及びスタンパへの データ転送機作	30分 [※]	9分 [※] (11分) [※]	12分	21分 (23分)	約65分 [※]	緊急発生10分以内からの作業を想定しているが、炉心監視機作の稼働に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。なお、炉心監視機作は、単体で稼働可能であり、緊急発生時においても、炉心監視機作に要する時間（約10分）を考慮し、余裕性がある。	-																																									

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(29/51)

重要事故シーケンス	作業場所	作業内容	作業開始予定時刻(時刻)	作業時間(分)	作業完了時刻(時刻)	作業完了時刻(時刻)	作業完了時刻(時刻)	作業完了時刻(時刻)	作業完了時刻(時刻)	作業完了時刻(時刻)	相違理由
重要事故シーケンス 炉内作業 炉内作業 炉内作業	炉内	重要事故発生直後の炉内作業 ・重要事故発生直後の炉内作業 ・重要事故発生直後の炉内作業	10:00 (12:00)	7分	10:07 (12:07)	20分	10:07 (12:07)	10:07 (12:07)	10:07 (12:07)	10:07 (12:07)	青字
	炉内	重要事故発生直後の炉内作業 ・重要事故発生直後の炉内作業 ・重要事故発生直後の炉内作業	10:00 (12:00)	6分	10:06 (12:06)	20分	10:06 (12:06)	10:06 (12:06)	10:06 (12:06)	10:06 (12:06)	青字
	炉内	重要事故発生直後の炉内作業 ・重要事故発生直後の炉内作業 ・重要事故発生直後の炉内作業	10:00 (12:00)	1分	10:01 (12:01)	20分	10:01 (12:01)	10:01 (12:01)	10:01 (12:01)	10:01 (12:01)	青字

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシケンスごとの現場作業(30/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>作業作業量上の想定時間^{※1}</th> <th>稼働時間^{※2}</th> <th>作業時間^{※3}</th> <th>作業合計時間^{※4}</th> <th>相違時間</th> <th>相違時間に対する成立性</th> <th>既設計画から作業時間算出する相違点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子力発電所内 （炉内）</td> <td>燃料取扱用ロボットへの乗降（乗降・乗降） （乗降・乗降） （乗降・乗降）</td> <td>30分^{※1}</td> <td>29分^{※2}</td> <td>29分^{※3}</td> <td>29分^{※4}</td> <td>1分</td> <td>乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。</td> <td>乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用ロボットへの乗降（乗降・乗降） （乗降・乗降） （乗降・乗降）</td> <td>30分^{※1}</td> <td>29分^{※2}</td> <td>29分^{※3}</td> <td>29分^{※4}</td> <td>1分</td> <td>乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。</td> <td>乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用ロボットへの乗降（乗降・乗降） （乗降・乗降） （乗降・乗降）</td> <td>30分^{※1}</td> <td>29分^{※2}</td> <td>29分^{※3}</td> <td>29分^{※4}</td> <td>1分</td> <td>乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。</td> <td>乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効時間内で、既設計画に準ずる時間として算定している時間 ※2：炉内の稼働時間は、実際に発生した時間として算定している時間 ※3：燃料取扱用ロボットの稼働時間 ※4：燃料取扱用ロボットの稼働時間</p>	作業場所	作業内容	作業作業量上の想定時間 ^{※1}	稼働時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4}	相違時間	相違時間に対する成立性	既設計画から作業時間算出する相違点	原子力発電所内 （炉内）	燃料取扱用ロボットへの乗降（乗降・乗降） （乗降・乗降） （乗降・乗降）	30分 ^{※1}	29分 ^{※2}	29分 ^{※3}	29分 ^{※4}	1分	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。	燃料取扱用ロボットへの乗降（乗降・乗降） （乗降・乗降） （乗降・乗降）	30分 ^{※1}	29分 ^{※2}	29分 ^{※3}	29分 ^{※4}	1分	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。	燃料取扱用ロボットへの乗降（乗降・乗降） （乗降・乗降） （乗降・乗降）	30分 ^{※1}	29分 ^{※2}	29分 ^{※3}	29分 ^{※4}	1分	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントの有効性評価における作業内容の相違。
作業場所	作業内容	作業作業量上の想定時間 ^{※1}	稼働時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4}	相違時間	相違時間に対する成立性	既設計画から作業時間算出する相違点																													
原子力発電所内 （炉内）	燃料取扱用ロボットへの乗降（乗降・乗降） （乗降・乗降） （乗降・乗降）	30分 ^{※1}	29分 ^{※2}	29分 ^{※3}	29分 ^{※4}	1分	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。																													
	燃料取扱用ロボットへの乗降（乗降・乗降） （乗降・乗降） （乗降・乗降）	30分 ^{※1}	29分 ^{※2}	29分 ^{※3}	29分 ^{※4}	1分	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。																													
	燃料取扱用ロボットへの乗降（乗降・乗降） （乗降・乗降） （乗降・乗降）	30分 ^{※1}	29分 ^{※2}	29分 ^{※3}	29分 ^{※4}	1分	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。	乗降発生9時間30分以内の作業を想定しているが、乗降発生9時間30分以内の作業を想定した乗降発生時間がある。ただし、乗降発生時間がある。相違時間に対して十分な余裕がある。																													

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(31/51)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	準備時間①	作業者数②	作業時間③	作業完了時間④	総時間	相違時間に対する相違性	備考
重要事故シナリオごとの相違性 相違性があるものは赤字で表示し、相違性がないものは青字で表示し、相違性がない場合は緑字で表示する。	屋外	原子炉建屋外へ排水設備の取付け	4時間10分 ^{※1}	2名 ^{※2}	2時間45分 (3時間0分)	2時間45分 (3時間0分)	24時間 ^{※4}	重要事故18時間後からの作業を想定し、相違性がある場合は赤字で表示し、相違性がない場合は青字で表示し、相違性がない場合は緑字で表示する。	女川：屋外から排水設備の取付け作業を行う。
		原子炉建屋外へ排水設備の取付け	2時間 ^{※1}	1名	15分 (30分)	15分 (30分)			
	屋内	原子炉建屋外へ排水設備の取付け	1時間	1名	15分 (30分)	15分 (30分)	島根：屋外から排水設備の取付け作業を行う。	重要事故20時間後からの作業を想定し、相違性がある場合は赤字で表示し、相違性がない場合は青字で表示し、相違性がない場合は緑字で表示する。	女川：屋外から排水設備の取付け作業を行う。
		原子炉建屋外へ排水設備の取付け	1時間	1名	15分 (30分)	15分 (30分)	島根：屋外から排水設備の取付け作業を行う。		

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2：屋内の移動時間は、階間におりし、昇降機を利用した移動時間を除く。
 ※3：1名あたりの作業時間は、1名あたりの作業時間として想定している時間
 ※4：1名あたりの作業時間は、1名あたりの作業時間として想定している時間

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(32/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>作業内容</th> <th>作業時間①</th> <th>作業時間②</th> <th>作業時間③</th> <th>作業時間④</th> <th>相違理由</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機内</td> <td>燃料取扱室(燃料取扱室)への作業</td> <td>29分 (31分)</td> <td>30分</td> <td>1時間24分 (1時間26分)</td> <td>1時間24分 (1時間26分)</td> <td></td> <td>機内作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱室(燃料取扱室)への作業</td> <td>29分 (31分)</td> <td>30分</td> <td>1時間24分 (1時間26分)</td> <td>1時間24分 (1時間26分)</td> <td></td> <td>機内作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機外</td> <td>燃料取扱室(燃料取扱室)への作業</td> <td>29分 (31分)</td> <td>30分</td> <td>1時間24分 (1時間26分)</td> <td>1時間24分 (1時間26分)</td> <td></td> <td>機外作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱室(燃料取扱室)への作業</td> <td>29分 (31分)</td> <td>30分</td> <td>1時間24分 (1時間26分)</td> <td>1時間24分 (1時間26分)</td> <td></td> <td>機外作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：作業時間①は、当該作業に要する時間として記載している。 ※2：作業時間②は、当該作業に要する時間として記載している。 ※3：作業時間③は、当該作業に要する時間として記載している。 ※4：作業時間④は、当該作業に要する時間として記載している。 ※5：作業時間⑤は、当該作業に要する時間として記載している。</p>	作業項目	作業内容	作業時間①	作業時間②	作業時間③	作業時間④	相違理由	備考	機内	燃料取扱室(燃料取扱室)への作業	29分 (31分)	30分	1時間24分 (1時間26分)	1時間24分 (1時間26分)		機内作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。	燃料取扱室(燃料取扱室)への作業	29分 (31分)	30分	1時間24分 (1時間26分)	1時間24分 (1時間26分)		機内作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。	機外	燃料取扱室(燃料取扱室)への作業	29分 (31分)	30分	1時間24分 (1時間26分)	1時間24分 (1時間26分)		機外作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。	燃料取扱室(燃料取扱室)への作業	29分 (31分)	30分	1時間24分 (1時間26分)	1時間24分 (1時間26分)		機外作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントの有効性評価における作業内容の相違。
作業項目	作業内容	作業時間①	作業時間②	作業時間③	作業時間④	相違理由	備考																																		
機内	燃料取扱室(燃料取扱室)への作業	29分 (31分)	30分	1時間24分 (1時間26分)	1時間24分 (1時間26分)		機内作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。																																		
	燃料取扱室(燃料取扱室)への作業	29分 (31分)	30分	1時間24分 (1時間26分)	1時間24分 (1時間26分)		機内作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。																																		
機外	燃料取扱室(燃料取扱室)への作業	29分 (31分)	30分	1時間24分 (1時間26分)	1時間24分 (1時間26分)		機外作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。																																		
	燃料取扱室(燃料取扱室)への作業	29分 (31分)	30分	1時間24分 (1時間26分)	1時間24分 (1時間26分)		機外作業(燃料取扱室)への作業は、島根原子力発電所2号炉と同様に、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。島根原子力発電所2号炉では、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業は、燃料取扱室(燃料取扱室)への作業である。																																		

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオスゴとの現場作業(33/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有償作業上の 必要時間^①</th> <th>稼働時間^②</th> <th>作業時間^③</th> <th>作業時間^④</th> <th>作業合計時間^⑤</th> <th>相違時間</th> <th>相違理由に関する備考</th> <th>相違理由に関する備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員</td> <td>15分</td> <td>3分 (15分)</td> <td>9分</td> <td>17分 (17分)</td> <td>17分 (17分)</td> <td>約10分^⑥</td> <td>緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</td> <td>緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員</td> <td>5分</td> <td>1分 (2分)</td> <td>3分</td> <td>2分 (4分)</td> <td>2分 (4分)</td> <td></td> <td>緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</td> <td>緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員</td> <td>15分^⑦</td> <td>9分^⑧ (11分)^⑨</td> <td>9分</td> <td>17分 (19分)</td> <td>17分 (19分)</td> <td>約10分^⑩</td> <td>緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</td> <td>緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員</td> <td>5分</td> <td>—</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>約10分^⑪</td> <td>緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</td> <td>緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員</td> <td>30分^⑫</td> <td>18分^⑬ (19分)^⑭</td> <td>8分</td> <td>22分 (25分)</td> <td>22分 (25分)</td> <td>約10分^⑮</td> <td>緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</td> <td>緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>①：有償作業上、当該作業に要する時間として想定している時間 ②：稼働時間（稼働期間）の10分以内 ③：稼働時間（稼働期間）の10分以内 ④：稼働時間（稼働期間）の10分以内 ⑤：稼働時間（稼働期間）の10分以内 ⑥：緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。</p>	作業内容	有償作業上の 必要時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	作業時間 ^④	作業合計時間 ^⑤	相違時間	相違理由に関する備考	相違理由に関する備考	緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員	15分	3分 (15分)	9分	17分 (17分)	17分 (17分)	約10分 ^⑥	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員	5分	1分 (2分)	3分	2分 (4分)	2分 (4分)		緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員	15分 ^⑦	9分 ^⑧ (11分) ^⑨	9分	17分 (19分)	17分 (19分)	約10分 ^⑩	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員	5分	—	1分	1分	1分	約10分 ^⑪	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員	30分 ^⑫	18分 ^⑬ (19分) ^⑭	8分	22分 (25分)	22分 (25分)	約10分 ^⑮	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	有償作業上の 必要時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	作業時間 ^④	作業合計時間 ^⑤	相違時間	相違理由に関する備考	相違理由に関する備考																																																	
緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員	15分	3分 (15分)	9分	17分 (17分)	17分 (17分)	約10分 ^⑥	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。																																																	
緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員	5分	1分 (2分)	3分	2分 (4分)	2分 (4分)		緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。																																																	
緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員	15分 ^⑦	9分 ^⑧ (11分) ^⑨	9分	17分 (19分)	17分 (19分)	約10分 ^⑩	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。																																																	
緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員	5分	—	1分	1分	1分	約10分 ^⑪	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。																																																	
緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員 ・緊急時対応要員	30分 ^⑫	18分 ^⑬ (19分) ^⑭	8分	22分 (25分)	22分 (25分)	約10分 ^⑮	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。	緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。緊急時対応要員は、緊急時対応要員を要して対応する。																																																	

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(34/51)

事故シーケンス	作業場所	作業内容	有責任者以上の 必要時間 [※]	準備時間 [※]	作業時間 ^①	作業合計時間 ^②	相違時間	相違時間に対する成立性	配置場所による 作業内容の相違
重要事故 発生から 10分以内の 緊急対応	炉内	炉ばい監視操作 ※炉内監視員が炉内監視員に 代わり監視	20分 [※]	0分 [※]	1分	15分 (17分)	0分 [※]	事業発生 10分以内の作業を想定しているが、その後の作業が必要となるため、準備時間(14分)を考慮した組合せでも、発生後10分以内の作業が完了する。	-
	炉内	炉ばい監視操作 ※炉内監視員が炉内監視員に 代わり監視	30分 [※]	0分 [※]	2分	22分 (24分)	0分 [※]	事業発生 10分以内の作業を想定しているが、その後の作業が必要となるため、準備時間(14分)を考慮した組合せでも、発生後10分以内の作業が完了する。	-
	炉内	炉ばい監視操作 ※炉内監視員が炉内監視員に 代わり監視	35分 [※]	0分 [※]	3分	29分 (31分)	300分 [※]	事業発生 15分以内の作業を想定しているが、その後の作業が必要となるため、準備時間(14分)を考慮した組合せでも、発生後15分以内の作業が完了する。また、準備時間(14分)を考慮した組合せでも、発生後15分以内の作業が完了する。	-

※1：当該作業は、当該作業に必要となる人員を確保している状態で行われる。
 ※2：炉内の作業時間は、当該作業に必要となる人員を確保している状態で行われる。
 ※3：炉内の作業時間は、当該作業に必要となる人員を確保している状態で行われる。
 ※4：フェーズ3発生時に炉内作業時間は、当該作業に必要となる人員を確保している状態で行われる。
 ※5：炉内作業時間は、当該作業に必要となる人員を確保している状態で行われる。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(35/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故シナリオ</th> <th>作業内容</th> <th>作業時間(1)の想定時間(分)</th> <th>作業時間(2)</th> <th>作業時間(3)</th> <th>作業時間(4)</th> <th>作業時間(5)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> 炉心溶融による放射性物質の大量発生 (15号) </td> <td> 炉心溶融発生時の炉心監視 ・炉心監視室からの炉心監視 </td> <td>30分</td> <td>7分</td> <td>17分 (15分)</td> <td></td> <td></td> <td> 作業時間(5)は、炉心監視室からの炉心監視を行うための作業時間として算出している。 </td> </tr> <tr> <td> 炉心溶融発生時の炉心監視 ・炉心監視室からの炉心監視 </td> <td>30分</td> <td>0分</td> <td>18分 (15分)</td> <td></td> <td></td> <td> 作業時間(5)は、炉心監視室からの炉心監視を行うための作業時間として算出している。 </td> </tr> <tr> <td> 炉心溶融発生時の炉心監視 ・炉心監視室からの炉心監視 </td> <td>30分</td> <td>1分</td> <td>11分 (10分)</td> <td></td> <td></td> <td> 作業時間(5)は、炉心監視室からの炉心監視を行うための作業時間として算出している。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：作業時間(1)は、作業時間(2)と作業時間(3)の合計である。 注2：作業時間(2)は、作業時間(4)と作業時間(5)の合計である。 注3：作業時間(3)は、作業時間(1)と作業時間(2)の合計である。 注4：作業時間(4)は、作業時間(1)と作業時間(2)の合計である。 注5：作業時間(5)は、作業時間(1)と作業時間(2)の合計である。</p>	事故シナリオ	作業内容	作業時間(1)の想定時間(分)	作業時間(2)	作業時間(3)	作業時間(4)	作業時間(5)	備考	炉心溶融による放射性物質の大量発生 (15号)	炉心溶融発生時の炉心監視 ・炉心監視室からの炉心監視	30分	7分	17分 (15分)			作業時間(5)は、炉心監視室からの炉心監視を行うための作業時間として算出している。	炉心溶融発生時の炉心監視 ・炉心監視室からの炉心監視	30分	0分	18分 (15分)			作業時間(5)は、炉心監視室からの炉心監視を行うための作業時間として算出している。	炉心溶融発生時の炉心監視 ・炉心監視室からの炉心監視	30分	1分	11分 (10分)			作業時間(5)は、炉心監視室からの炉心監視を行うための作業時間として算出している。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントの有効性評価における作業内容の相違。
事故シナリオ	作業内容	作業時間(1)の想定時間(分)	作業時間(2)	作業時間(3)	作業時間(4)	作業時間(5)	備考																										
炉心溶融による放射性物質の大量発生 (15号)	炉心溶融発生時の炉心監視 ・炉心監視室からの炉心監視	30分	7分	17分 (15分)			作業時間(5)は、炉心監視室からの炉心監視を行うための作業時間として算出している。																										
	炉心溶融発生時の炉心監視 ・炉心監視室からの炉心監視	30分	0分	18分 (15分)			作業時間(5)は、炉心監視室からの炉心監視を行うための作業時間として算出している。																										
	炉心溶融発生時の炉心監視 ・炉心監視室からの炉心監視	30分	1分	11分 (10分)			作業時間(5)は、炉心監視室からの炉心監視を行うための作業時間として算出している。																										
 : 評価結果に係る部分は別途ご説明する																																	

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナジェンセスごとの現場作業(36/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>作業内容</th> <th>有資格者以上の認定者数</th> <th>経験者数</th> <th>作業時間</th> <th>作業台帳時間</th> <th>総作業時間</th> <th>総作業時間に対する成長率</th> <th>総作業時間に対する成長率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子力安全の確保 燃料一次系 冷却設備の 運転・保守 作業</td> <td>燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送</td> <td>3名</td> <td>2名</td> <td>2時間11分</td> <td>2時間40分 (3時間42分)</td> <td>2時間11分</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送</td> <td>3名</td> <td>2名</td> <td>2時間11分</td> <td>2時間40分 (3時間42分)</td> <td>2時間11分</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送</td> <td>4名</td> <td>3名</td> <td>5分</td> <td>18分 (22分)</td> <td>5分</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有資格者数で、当該作業に要する時間として想定している時間 ※2：場内の稼働時間は、稼働に要する時間として算出した時間と異なり、稼働中は稼働した時間を記載している。 ※3：場内の稼働時間は、稼働に要する時間として算出した時間と異なり、稼働中は稼働した時間を記載している。 ※4：燃料貯蔵タンクへの移送作業の時間</p>	作業種別	作業内容	有資格者以上の認定者数	経験者数	作業時間	作業台帳時間	総作業時間	総作業時間に対する成長率	総作業時間に対する成長率	原子力安全の確保 燃料一次系 冷却設備の 運転・保守 作業	燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送	3名	2名	2時間11分	2時間40分 (3時間42分)	2時間11分	100%	100%	燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送	3名	2名	2時間11分	2時間40分 (3時間42分)	2時間11分	100%	100%	燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送	4名	3名	5分	18分 (22分)	5分	100%	100%	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業種別	作業内容	有資格者以上の認定者数	経験者数	作業時間	作業台帳時間	総作業時間	総作業時間に対する成長率	総作業時間に対する成長率																													
原子力安全の確保 燃料一次系 冷却設備の 運転・保守 作業	燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送	3名	2名	2時間11分	2時間40分 (3時間42分)	2時間11分	100%	100%																													
	燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送	3名	2名	2時間11分	2時間40分 (3時間42分)	2時間11分	100%	100%																													
	燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送 ・燃料貯蔵タンクへの移送	4名	3名	5分	18分 (22分)	5分	100%	100%																													

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(37/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>移動時間⁽¹⁾</th> <th>作業時間⁽²⁾</th> <th>作業設計時間⁽³⁾ (D+E)</th> <th>総計時間</th> <th>計画時間に対する広がり</th> <th>従前の計画 作業設計時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機内</td> <td>原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・格納容器内送水(送水専用) による可搬物系への搬送、 送水専用送水専用車からの ホース搬送、格納容器への ホース接続</td> <td>4時間 10分^(a)</td> <td>2時間 18分 20分^(b) (21分)</td> <td>2時間 47分 (2時間 47分)</td> <td>2時間 18分 (2時間 18分)</td> <td>4時間 28分^(a)</td> <td>事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。</td> <td>4時間 10分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・格納容器内送水(送水専用) による可搬物系への搬送、 送水専用送水専用車からの ホース搬送、格納容器への ホース接続</td> <td>2時間^(a)</td> <td>37分 19分^(b) (36分)</td> <td>58分 (1時間 3分)</td> <td>24時間^(a)</td> <td>事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。</td> <td>2時間 18分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機内</td> <td>原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・可搬物系送水専用車、格納容器 内送水専用車からの 搬送、格納容器への 搬送</td> <td>1時間^(a)</td> <td>19分 15分^(b) (15分)</td> <td>31分 (31分)</td> <td>24時間^(a)</td> <td>事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。</td> <td>1時間 10分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・可搬物系送水専用車、格納容器 内送水専用車からの 搬送、格納容器への 搬送</td> <td>30分^(a)</td> <td>11分 15分^(b) (26分)</td> <td>20分 (21分)</td> <td>24時間^(a)</td> <td>事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。</td> <td>30分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：作業計画で、当該作業に要する時間として想定している時間 ※2：機内の移動時間は、事前に多行し計画した時間で決定し、機内内は予定した時間と1.5倍の時間を考慮している。 ※3：機内の移動時間は、事前に多行し計画した時間で決定し、機内内は予定した時間と1.5倍の時間を考慮している。 ※4：機内の移動時間は、事前に多行し計画した時間で決定し、機内内は予定した時間と1.5倍の時間を考慮している。</p>	作業場所	作業内容	移動時間 ⁽¹⁾	作業時間 ⁽²⁾	作業設計時間 ⁽³⁾ (D+E)	総計時間	計画時間に対する広がり	従前の計画 作業設計時間	機内	原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・格納容器内送水(送水専用) による可搬物系への搬送、 送水専用送水専用車からの ホース搬送、格納容器への ホース接続	4時間 10分 ^(a)	2時間 18分 20分 ^(b) (21分)	2時間 47分 (2時間 47分)	2時間 18分 (2時間 18分)	4時間 28分 ^(a)	事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。	4時間 10分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)	原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・格納容器内送水(送水専用) による可搬物系への搬送、 送水専用送水専用車からの ホース搬送、格納容器への ホース接続	2時間 ^(a)	37分 19分 ^(b) (36分)	58分 (1時間 3分)	24時間 ^(a)	事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。	2時間 18分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)	機内	原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・可搬物系送水専用車、格納容器 内送水専用車からの 搬送、格納容器への 搬送	1時間 ^(a)	19分 15分 ^(b) (15分)	31分 (31分)	24時間 ^(a)	事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。	1時間 10分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)	原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・可搬物系送水専用車、格納容器 内送水専用車からの 搬送、格納容器への 搬送	30分 ^(a)	11分 15分 ^(b) (26分)	20分 (21分)	24時間 ^(a)	事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。	30分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業場所	作業内容	移動時間 ⁽¹⁾	作業時間 ⁽²⁾	作業設計時間 ⁽³⁾ (D+E)	総計時間	計画時間に対する広がり	従前の計画 作業設計時間																																			
機内	原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・格納容器内送水(送水専用) による可搬物系への搬送、 送水専用送水専用車からの ホース搬送、格納容器への ホース接続	4時間 10分 ^(a)	2時間 18分 20分 ^(b) (21分)	2時間 47分 (2時間 47分)	2時間 18分 (2時間 18分)	4時間 28分 ^(a)	事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。	4時間 10分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)																																		
	原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・格納容器内送水(送水専用) による可搬物系への搬送、 送水専用送水専用車からの ホース搬送、格納容器への ホース接続	2時間 ^(a)	37分 19分 ^(b) (36分)	58分 (1時間 3分)	24時間 ^(a)	事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。	2時間 18分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)																																			
機内	原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・可搬物系送水専用車、格納容器 内送水専用車からの 搬送、格納容器への 搬送	1時間 ^(a)	19分 15分 ^(b) (15分)	31分 (31分)	24時間 ^(a)	事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。	1時間 10分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)																																			
	原子炉格納容器球体系への送水確保 (機内) ・可搬物系送水専用車、格納容器 内送水専用車からの 搬送、格納容器への 搬送	30分 ^(a)	11分 15分 ^(b) (26分)	20分 (21分)	24時間 ^(a)	事故発生18時間後の作業を開始しているが、緊急発生24時間以内の間に作業が完了するたため、計画時間に対して十分余裕がある。なお、計画時間を決定した送水設備は、計画時間に対して十分余裕がある。計画時間は、3分と十分余裕がある。	30分 (送水専用車、 可搬物系送水専用車)																																			

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(39/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>作業内容</th> <th>作業方法 の要約時間</th> <th>機材時間^{※1}</th> <th>作業時間^{※2}</th> <th>作業員の時間^{※3}</th> <th>総時間</th> <th>総作業員に対する成績</th> <th>記載箇所及び 内容の相違</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉内</td> <td>燃料棒検査 ・燃料棒検査機導入及び交換 ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス</td> <td>15分</td> <td>3分 (3分)</td> <td>8分</td> <td>18分 (18分)</td> <td rowspan="2">約40分</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス</td> <td>5分</td> <td>1分 (1分)</td> <td>3分</td> <td>4分 (4分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉外</td> <td>燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス</td> <td>25分[※]</td> <td>9分[※] (9分)</td> <td>5分</td> <td>17分 (17分)</td> <td rowspan="2">約60分</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス</td> <td>5分</td> <td>-</td> <td>1分</td> <td>3分 (3分)</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス</td> <td>30分[※]</td> <td>14分[※] (14分)</td> <td>5分</td> <td>22分 (22分)</td> <td>約60分</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1：燃料棒検査機メンテナンス時間は、燃料棒検査機メンテナンス時間とは異なる。燃料棒検査機メンテナンス時間は、燃料棒検査機メンテナンス時間とは異なる。 ※2：燃料棒検査機メンテナンス時間は、燃料棒検査機メンテナンス時間とは異なる。燃料棒検査機メンテナンス時間は、燃料棒検査機メンテナンス時間とは異なる。 ※3：燃料棒検査機メンテナンス時間は、燃料棒検査機メンテナンス時間とは異なる。燃料棒検査機メンテナンス時間は、燃料棒検査機メンテナンス時間とは異なる。</small></p>	作業種別	作業内容	作業方法 の要約時間	機材時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業員の時間 ^{※3}	総時間	総作業員に対する成績	記載箇所及び 内容の相違	炉内	燃料棒検査 ・燃料棒検査機導入及び交換 ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス	15分	3分 (3分)	8分	18分 (18分)	約40分	-	-	燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス	5分	1分 (1分)	3分	4分 (4分)	炉外	燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス	25分 [※]	9分 [※] (9分)	5分	17分 (17分)	約60分	-	-	燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス	5分	-	1分	3分 (3分)	炉内	燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス	30分 [※]	14分 [※] (14分)	5分	22分 (22分)	約60分	-	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業種別	作業内容	作業方法 の要約時間	機材時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	作業員の時間 ^{※3}	総時間	総作業員に対する成績	記載箇所及び 内容の相違																																									
炉内	燃料棒検査 ・燃料棒検査機導入及び交換 ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス	15分	3分 (3分)	8分	18分 (18分)	約40分	-	-																																									
	燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス	5分	1分 (1分)	3分	4分 (4分)																																												
炉外	燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス	25分 [※]	9分 [※] (9分)	5分	17分 (17分)	約60分	-	-																																									
	燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス	5分	-	1分	3分 (3分)																																												
炉内	燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス ・燃料棒検査機メンテナンス	30分 [※]	14分 [※] (14分)	5分	22分 (22分)	約60分	-	-																																									
 ：評価結果に係る部分は別途ご説明する																																																	

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<p align="center">第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(40/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施シーケンス</th> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>有効作業の上 の想定時間^①</th> <th>休憩時間^②</th> <th>移動時間^③</th> <th>作業計画 ^④</th> <th>作業台時^⑤ ^{①+②+③}</th> <th>総時間^⑥</th> <th>経験者に対する 補充者の割合^⑦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">重要事故1、2 （参考時間） 12.00</td> <td>廊下</td> <td rowspan="2">廊下 ・ 廊下待機 ・ 廊下待機 ・ 廊下待機 ・ 廊下待機</td> <td>20分^①</td> <td>5分</td> <td>10分^③ ^{（12分）^②}</td> <td>15分</td> <td>15分 ^{（17分）}</td> <td>40分^⑥</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>30分^①</td> <td>12分</td> <td>10分^③ ^{（12分）^②}</td> <td>12分</td> <td>22分 ^{（24分）}</td> <td>40分^⑥</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>35分^①</td> <td>19分</td> <td>10分^③ ^{（12分）^②}</td> <td>19分</td> <td>29分 ^{（31分）}</td> <td>300分^⑥</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>①：有効作業で、過半数に要する時間として想定している時間 ②：廊下の移動時間は、実際に進行し計画した時間より短した時間とし、短縮率は計画した時間と想定した移動時間との差が、 ③：廊下の移動時間は、実際に進行し計画した時間より短した時間とし、短縮率は計画した時間と想定した移動時間との差が、 ④：作業計画は、作業計画書の記載内容に基づき、作業計画書の記載内容に基づき、作業計画書の記載内容に基づき、 ⑤：作業計画書の記載内容に基づき、作業計画書の記載内容に基づき、作業計画書の記載内容に基づき、 ⑥：作業計画書の記載内容に基づき、作業計画書の記載内容に基づき、作業計画書の記載内容に基づき、 ⑦：作業計画書の記載内容に基づき、作業計画書の記載内容に基づき、作業計画書の記載内容に基づき、</p>	実施シーケンス	作業場所	作業内容	有効作業の上 の想定時間 ^①	休憩時間 ^②	移動時間 ^③	作業計画 ^④	作業台時 ^⑤ ^{①+②+③}	総時間 ^⑥	経験者に対する 補充者の割合 ^⑦	重要事故1、2 （参考時間） 12.00	廊下	廊下 ・ 廊下待機 ・ 廊下待機 ・ 廊下待機 ・ 廊下待機	20分 ^①	5分	10分 ^③ ^{（12分）^②}	15分	15分 ^{（17分）}	40分 ^⑥	-	廊下	30分 ^①	12分	10分 ^③ ^{（12分）^②}	12分	22分 ^{（24分）}	40分 ^⑥	-	廊下	35分 ^①	19分	10分 ^③ ^{（12分）^②}	19分	29分 ^{（31分）}	300分 ^⑥	-	【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。
実施シーケンス	作業場所	作業内容	有効作業の上 の想定時間 ^①	休憩時間 ^②	移動時間 ^③	作業計画 ^④	作業台時 ^⑤ ^{①+②+③}	総時間 ^⑥	経験者に対する 補充者の割合 ^⑦																														
重要事故1、2 （参考時間） 12.00	廊下	廊下 ・ 廊下待機 ・ 廊下待機 ・ 廊下待機 ・ 廊下待機	20分 ^①	5分	10分 ^③ ^{（12分）^②}	15分	15分 ^{（17分）}	40分 ^⑥	-																														
	廊下		30分 ^①	12分	10分 ^③ ^{（12分）^②}	12分	22分 ^{（24分）}	40分 ^⑥	-																														
	廊下	35分 ^①	19分	10分 ^③ ^{（12分）^②}	19分	29分 ^{（31分）}	300分 ^⑥	-																															
		<p align="center">：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																					

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシケンスごとの現場作業(41/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>作業内容</th> <th>有価時間(1) の原注時間</th> <th>稼働時間(1)</th> <th>作業時間(2)</th> <th>作業合計時間(①+②)</th> <th>影響時間</th> <th>稼働時間に対する成立性</th> <th>有価時間から作業内容に適用する有価時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部外</td> <td>重要事故シナシケンス対応 ・重要事故シナシケンス対応</td> <td>20分*</td> <td>10分* (12分)*</td> <td>7分</td> <td>17分 (19分)</td> <td></td> <td>重要事故シナシケンス対応の作業を想定しているが、その内容が対応作業終了後の作業として十分な有効時間がある。なお、内部点検を想定した通りで、且つ作業終了後、作業時間として十分の有効時間がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>部内</td> <td>重要事故シナシケンス対応 ・重要事故シナシケンス対応</td> <td>20分*</td> <td>10分* (12分)*</td> <td>6分</td> <td>16分 (18分)</td> <td>約10分*</td> <td>重要事故シナシケンス対応の作業を想定しているが、その内容が対応作業終了後の作業として十分の有効時間がある。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>部外</td> <td>重要事故シナシケンス対応 ・重要事故シナシケンス対応</td> <td>20分*</td> <td>10分* (12分)*</td> <td>1分</td> <td>11分 (13分)</td> <td></td> <td>重要事故シナシケンス対応の作業を想定しているが、その内容が対応作業終了後の作業として十分の有効時間がある。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有価時間は、当該作業に要する時間を指して記載している。 ※2：部外の有価時間は、実際に稼働した時間を指し、稼働内は算定した時間を指し、稼働外は算定した時間を指している。 ※3：稼働時間(原注時間)の有価時間は、実際に稼働した時間を指し、稼働内は算定した時間を指し、稼働外は算定した時間を指している。 ※4：重要事故(原注時間)の有価時間は、実際に稼働した時間を指し、稼働内は算定した時間を指し、稼働外は算定した時間を指している。</p>	作業種別	作業内容	有価時間(1) の原注時間	稼働時間(1)	作業時間(2)	作業合計時間(①+②)	影響時間	稼働時間に対する成立性	有価時間から作業内容に適用する有価時間	部外	重要事故シナシケンス対応 ・重要事故シナシケンス対応	20分*	10分* (12分)*	7分	17分 (19分)		重要事故シナシケンス対応の作業を想定しているが、その内容が対応作業終了後の作業として十分な有効時間がある。なお、内部点検を想定した通りで、且つ作業終了後、作業時間として十分の有効時間がある。	-	部内	重要事故シナシケンス対応 ・重要事故シナシケンス対応	20分*	10分* (12分)*	6分	16分 (18分)	約10分*	重要事故シナシケンス対応の作業を想定しているが、その内容が対応作業終了後の作業として十分の有効時間がある。	-	部外	重要事故シナシケンス対応 ・重要事故シナシケンス対応	20分*	10分* (12分)*	1分	11分 (13分)		重要事故シナシケンス対応の作業を想定しているが、その内容が対応作業終了後の作業として十分の有効時間がある。	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業種別	作業内容	有価時間(1) の原注時間	稼働時間(1)	作業時間(2)	作業合計時間(①+②)	影響時間	稼働時間に対する成立性	有価時間から作業内容に適用する有価時間																															
部外	重要事故シナシケンス対応 ・重要事故シナシケンス対応	20分*	10分* (12分)*	7分	17分 (19分)		重要事故シナシケンス対応の作業を想定しているが、その内容が対応作業終了後の作業として十分な有効時間がある。なお、内部点検を想定した通りで、且つ作業終了後、作業時間として十分の有効時間がある。	-																															
部内	重要事故シナシケンス対応 ・重要事故シナシケンス対応	20分*	10分* (12分)*	6分	16分 (18分)	約10分*	重要事故シナシケンス対応の作業を想定しているが、その内容が対応作業終了後の作業として十分の有効時間がある。	-																															
部外	重要事故シナシケンス対応 ・重要事故シナシケンス対応	20分*	10分* (12分)*	1分	11分 (13分)		重要事故シナシケンス対応の作業を想定しているが、その内容が対応作業終了後の作業として十分の有効時間がある。	-																															
		: 評価結果に係る部分は別途ご説明する																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(42/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>作業内容</th> <th>作業時間(分)</th> <th>準備時間(分)</th> <th>作業台時間(分)</th> <th>作業時間</th> <th>相違理由に対する成立性</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">重要事故発生時の対応 （炉内作業）</td> <td>炉内作業用ポンプの点検・調整 （炉内作業用ポンプの点検・調整）</td> <td>20分^{※1} （1分）</td> <td>20分^{※1} （1分）</td> <td>2時間11分</td> <td>2時間40分 （2時間40分）</td> <td rowspan="3">重要事故発生時の対応は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。炉内作業用ポンプの点検・調整は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。炉内作業用ポンプの点検・調整は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。</td> <td rowspan="3">炉内作業用ポンプの点検・調整は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。</td> </tr> <tr> <td>炉内作業用ポンプの点検・調整 （炉内作業用ポンプの点検・調整）</td> <td>20分^{※1} （1分）</td> <td>20分^{※1} （1分）</td> <td>2時間11分</td> <td>2時間40分 （2時間40分）</td> </tr> <tr> <td>炉内作業用ポンプの点検・調整 （炉内作業用ポンプの点検・調整）</td> <td>20分^{※1} （1分）</td> <td>20分^{※1} （1分）</td> <td>2時間11分</td> <td>2時間40分 （2時間40分）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重要事故発生時の対応 （炉外作業）</td> <td>炉外作業用ポンプの点検・調整 （炉外作業用ポンプの点検・調整）</td> <td>13分^{※2} （1分）</td> <td>13分^{※2} （1分）</td> <td>9分</td> <td>18分 （12分）</td> <td rowspan="2">重要事故発生時の対応は、炉外作業用ポンプの点検・調整によるものである。炉外作業用ポンプの点検・調整は、炉外作業用ポンプの点検・調整によるものである。</td> <td rowspan="2">炉外作業用ポンプの点検・調整は、炉外作業用ポンプの点検・調整によるものである。</td> </tr> <tr> <td>炉外作業用ポンプの点検・調整 （炉外作業用ポンプの点検・調整）</td> <td>13分^{※2} （1分）</td> <td>13分^{※2} （1分）</td> <td>9分</td> <td>18分 （12分）</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	作業内容	作業時間(分)	準備時間(分)	作業台時間(分)	作業時間	相違理由に対する成立性	相違理由	重要事故発生時の対応 （炉内作業）	炉内作業用ポンプの点検・調整 （炉内作業用ポンプの点検・調整）	20分 ^{※1} （1分）	20分 ^{※1} （1分）	2時間11分	2時間40分 （2時間40分）	重要事故発生時の対応は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。炉内作業用ポンプの点検・調整は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。炉内作業用ポンプの点検・調整は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。	炉内作業用ポンプの点検・調整は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。	炉内作業用ポンプの点検・調整 （炉内作業用ポンプの点検・調整）	20分 ^{※1} （1分）	20分 ^{※1} （1分）	2時間11分	2時間40分 （2時間40分）	炉内作業用ポンプの点検・調整 （炉内作業用ポンプの点検・調整）	20分 ^{※1} （1分）	20分 ^{※1} （1分）	2時間11分	2時間40分 （2時間40分）	重要事故発生時の対応 （炉外作業）	炉外作業用ポンプの点検・調整 （炉外作業用ポンプの点検・調整）	13分 ^{※2} （1分）	13分 ^{※2} （1分）	9分	18分 （12分）	重要事故発生時の対応は、炉外作業用ポンプの点検・調整によるものである。炉外作業用ポンプの点検・調整は、炉外作業用ポンプの点検・調整によるものである。	炉外作業用ポンプの点検・調整は、炉外作業用ポンプの点検・調整によるものである。	炉外作業用ポンプの点検・調整 （炉外作業用ポンプの点検・調整）	13分 ^{※2} （1分）	13分 ^{※2} （1分）	9分	18分 （12分）	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業項目	作業内容	作業時間(分)	準備時間(分)	作業台時間(分)	作業時間	相違理由に対する成立性	相違理由																																			
重要事故発生時の対応 （炉内作業）	炉内作業用ポンプの点検・調整 （炉内作業用ポンプの点検・調整）	20分 ^{※1} （1分）	20分 ^{※1} （1分）	2時間11分	2時間40分 （2時間40分）	重要事故発生時の対応は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。炉内作業用ポンプの点検・調整は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。炉内作業用ポンプの点検・調整は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。	炉内作業用ポンプの点検・調整は、炉内作業用ポンプの点検・調整によるものである。																																			
	炉内作業用ポンプの点検・調整 （炉内作業用ポンプの点検・調整）	20分 ^{※1} （1分）	20分 ^{※1} （1分）	2時間11分	2時間40分 （2時間40分）																																					
	炉内作業用ポンプの点検・調整 （炉内作業用ポンプの点検・調整）	20分 ^{※1} （1分）	20分 ^{※1} （1分）	2時間11分	2時間40分 （2時間40分）																																					
重要事故発生時の対応 （炉外作業）	炉外作業用ポンプの点検・調整 （炉外作業用ポンプの点検・調整）	13分 ^{※2} （1分）	13分 ^{※2} （1分）	9分	18分 （12分）	重要事故発生時の対応は、炉外作業用ポンプの点検・調整によるものである。炉外作業用ポンプの点検・調整は、炉外作業用ポンプの点検・調整によるものである。	炉外作業用ポンプの点検・調整は、炉外作業用ポンプの点検・調整によるものである。																																			
	炉外作業用ポンプの点検・調整 （炉外作業用ポンプの点検・調整）	13分 ^{※2} （1分）	13分 ^{※2} （1分）	9分	18分 （12分）																																					
		: 評価結果に係る部分は別途ご説明する																																								

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオケースごとの現場作業(43/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故シナリオ</th> <th>作業内容</th> <th>作業日数上の 作業時間^①</th> <th>移動時間^②</th> <th>作業時間^③</th> <th>作業時間^④</th> <th>作業日数上の時間^⑤</th> <th>制限時</th> <th>制限時に対する成立性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">重要事故シナリオケースごとの現場作業</td> <td>炉外 （炉外）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡</td> <td>4時間 15分^①</td> <td>20分^② (31分)^③</td> <td>2時間15分^④</td> <td>2時間47分 (2時間49分)^⑤</td> <td>4時間 15分^⑥</td> <td>24時間*</td> <td>事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。</td> <td>備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。</td> </tr> <tr> <td>炉内 （炉内）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡</td> <td>2時間^①</td> <td>15分^② (25分)^③</td> <td>37分^④</td> <td>55分 (1時間13分)^⑤</td> <td>2時間^⑥</td> <td>24時間*</td> <td>事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。</td> <td>備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。</td> </tr> <tr> <td>炉内 （炉内）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡</td> <td>1時間^①</td> <td>15分^② (25分)^③</td> <td>10分^④</td> <td>31分 (41分)^⑤</td> <td>1時間^⑥</td> <td>24時間*</td> <td>事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。</td> <td>備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。</td> </tr> <tr> <td>炉内 （炉内）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡</td> <td>30分^①</td> <td>15分^② (25分)^③</td> <td>11分^④</td> <td>29分 (39分)^⑤</td> <td>30分^⑥</td> <td>24時間*</td> <td>事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。</td> <td>備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に関する時間として想定している時間 ※2：炉内の作業時間は、炉内作業員による作業時間である。炉内作業員による作業時間は、炉内作業員による作業時間である。 ※3：炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。 ※4：炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。</p>	事故シナリオ	作業内容	作業日数上の 作業時間 ^①	移動時間 ^②	作業時間 ^③	作業時間 ^④	作業日数上の時間 ^⑤	制限時	制限時に対する成立性	備考	重要事故シナリオケースごとの現場作業	炉外 （炉外）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡	4時間 15分 ^①	20分 ^② (31分) ^③	2時間15分 ^④	2時間47分 (2時間49分) ^⑤	4時間 15分 ^⑥	24時間*	事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。	備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。	炉内 （炉内）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡	2時間 ^①	15分 ^② (25分) ^③	37分 ^④	55分 (1時間13分) ^⑤	2時間 ^⑥	24時間*	事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。	備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。	炉内 （炉内）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡	1時間 ^①	15分 ^② (25分) ^③	10分 ^④	31分 (41分) ^⑤	1時間 ^⑥	24時間*	事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。	備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。	炉内 （炉内）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡	30分 ^①	15分 ^② (25分) ^③	11分 ^④	29分 (39分) ^⑤	30分 ^⑥	24時間*	事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。	備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
事故シナリオ	作業内容	作業日数上の 作業時間 ^①	移動時間 ^②	作業時間 ^③	作業時間 ^④	作業日数上の時間 ^⑤	制限時	制限時に対する成立性	備考																																									
重要事故シナリオケースごとの現場作業	炉外 （炉外）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡	4時間 15分 ^①	20分 ^② (31分) ^③	2時間15分 ^④	2時間47分 (2時間49分) ^⑤	4時間 15分 ^⑥	24時間*	事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。	備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。																																									
	炉内 （炉内）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡	2時間 ^①	15分 ^② (25分) ^③	37分 ^④	55分 (1時間13分) ^⑤	2時間 ^⑥	24時間*	事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。	備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。																																									
	炉内 （炉内）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡	1時間 ^①	15分 ^② (25分) ^③	10分 ^④	31分 (41分) ^⑤	1時間 ^⑥	24時間*	事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。	備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。																																									
	炉内 （炉内）炉内（炉内） ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡 ・炉内作業員による炉内作業員への連絡	30分 ^①	15分 ^② (25分) ^③	11分 ^④	29分 (39分) ^⑤	30分 ^⑥	24時間*	事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。事後発生 炉内作業員からの作業を決定し完了するまでの制限時に対して十分な余裕がある。	備考1: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考2: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考3: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。備考4: 炉内作業員による炉内作業員への連絡は、炉内作業員による炉内作業員への連絡による。																																									

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(44/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の想定時間</th> <th>標準時間①</th> <th>作業時間②</th> <th>作業員時間③</th> <th>総時間</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">取水</td> <td>使用済燃料ピットへの日本橋係 ・日本橋係2名・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置</td> <td>1時間 40分[※]</td> <td>25分[※] (21分)[※]</td> <td>30分</td> <td>1時間 10分 (4時間 30分)</td> <td>1時間 40分[※]</td> <td>相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置</td> <td>1時間 40分</td> <td>-</td> <td>1時間 10分</td> <td>1時間 10分</td> <td>1時間 40分[※]</td> <td>相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取水</td> <td>使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置</td> <td>3時間 20分[※]</td> <td>29分[※] (21分)[※]</td> <td>2時間 11分</td> <td>2時間 40分 (2時間 40分)</td> <td>3時間 20分[※]</td> <td>相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置</td> <td>1時間 50分[※]</td> <td>25分[※] (21分)[※]</td> <td>30分</td> <td>1時間 10分 (4時間 30分)</td> <td>1時間 50分[※]</td> <td>相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取水</td> <td>使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置</td> <td>1時間 40分</td> <td>7分</td> <td>1時間 11分</td> <td>1時間 10分</td> <td>1時間 40分[※]</td> <td>相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置</td> <td>1時間 40分</td> <td>7分</td> <td>1時間 11分</td> <td>1時間 10分</td> <td>1時間 40分[※]</td> <td>相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置とする想定時間(40分)を算出している。 ※2：島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置とする想定時間(40分)を算出している。 ※3：島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置とする想定時間(40分)を算出している。 ※4：島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置とする想定時間(40分)を算出している。 ※5：島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置とする想定時間(40分)を算出している。</p>	作業種別	作業内容	有効性評価上の想定時間	標準時間①	作業時間②	作業員時間③	総時間	相違理由	取水	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・日本橋係2名・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	1時間 40分 [※]	25分 [※] (21分) [※]	30分	1時間 10分 (4時間 30分)	1時間 40分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	1時間 40分	-	1時間 10分	1時間 10分	1時間 40分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置	取水	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	3時間 20分 [※]	29分 [※] (21分) [※]	2時間 11分	2時間 40分 (2時間 40分)	3時間 20分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	1時間 50分 [※]	25分 [※] (21分) [※]	30分	1時間 10分 (4時間 30分)	1時間 50分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置	取水	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	1時間 40分	7分	1時間 11分	1時間 10分	1時間 40分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	1時間 40分	7分	1時間 11分	1時間 10分	1時間 40分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業種別	作業内容	有効性評価上の想定時間	標準時間①	作業時間②	作業員時間③	総時間	相違理由																																																	
取水	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・日本橋係2名・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	1時間 40分 [※]	25分 [※] (21分) [※]	30分	1時間 10分 (4時間 30分)	1時間 40分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置																																																	
	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	1時間 40分	-	1時間 10分	1時間 10分	1時間 40分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置																																																	
取水	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	3時間 20分 [※]	29分 [※] (21分) [※]	2時間 11分	2時間 40分 (2時間 40分)	3時間 20分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置																																																	
	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	1時間 50分 [※]	25分 [※] (21分) [※]	30分	1時間 10分 (4時間 30分)	1時間 50分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置																																																	
取水	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	1時間 40分	7分	1時間 11分	1時間 10分	1時間 40分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置																																																	
	使用済燃料ピットへの日本橋係 ・同僚係1名(基本単位) ・以上より作業員2名配置	1時間 40分	7分	1時間 11分	1時間 10分	1時間 40分 [※]	相違理由 ・島根2号炉は、作業員2名・同僚係1名(基本単位)により作業員2名配置																																																	

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(45/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>作業内容</th> <th>有線伝送機上の電圧計測時間①</th> <th>移動時間②</th> <th>作業時間③</th> <th>作業完了時間④</th> <th>作業完了時刻⑤</th> <th>移動時間に対する相違性</th> <th>有線伝送機上の電圧計測時間⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機組シナリオA 機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視</td> <td>機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視</td> <td>4時間10分**</td> <td>20分** (22分)**</td> <td>3時間10分</td> <td>3時間40分 (3時間42分)</td> <td>約11時10分</td> <td>機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。</td> <td>機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。</td> </tr> <tr> <td>機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視</td> <td>1時間5分**</td> <td>25分** (25分)**</td> <td>48分</td> <td>11分 (12分)</td> <td>約11時10分</td> <td>機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。</td> <td>機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機組シナリオB 機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視</td> <td>機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視</td> <td>1時間5分**</td> <td>7分</td> <td>1時間14分</td> <td>1時間21分</td> <td>約11時10分</td> <td>機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。</td> <td>機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。</td> </tr> <tr> <td>機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視</td> <td>1時間5分**</td> <td>7分</td> <td>1時間14分</td> <td>1時間21分</td> <td>約11時10分</td> <td>機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。</td> <td>機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有線伝送機で、当該作業に要する時間として算定している時間 ※2：炉内の移動時間は、実際に歩いた距離に比例した時間である。格差は算定した時間を1.5倍した時間を記載している。 ※3：作業完了時刻は、実際に完了した時刻である。格差は算定した時間を1.5倍した時間を記載している。 ※4：作業完了時刻は、実際に完了した時刻である。格差は算定した時間を1.5倍した時間を記載している。 ※5：作業完了時刻は、実際に完了した時刻である。格差は算定した時間を1.5倍した時間を記載している。 ※6：作業完了時刻は、実際に完了した時刻である。格差は算定した時間を1.5倍した時間を記載している。</p>	作業項目	作業内容	有線伝送機上の電圧計測時間①	移動時間②	作業時間③	作業完了時間④	作業完了時刻⑤	移動時間に対する相違性	有線伝送機上の電圧計測時間⑥	機組シナリオA 機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	4時間10分**	20分** (22分)**	3時間10分	3時間40分 (3時間42分)	約11時10分	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	1時間5分**	25分** (25分)**	48分	11分 (12分)	約11時10分	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組シナリオB 機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	1時間5分**	7分	1時間14分	1時間21分	約11時10分	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	1時間5分**	7分	1時間14分	1時間21分	約11時10分	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントの有効性評価における作業内容の相違。
作業項目	作業内容	有線伝送機上の電圧計測時間①	移動時間②	作業時間③	作業完了時間④	作業完了時刻⑤	移動時間に対する相違性	有線伝送機上の電圧計測時間⑥																																						
機組シナリオA 機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	4時間10分**	20分** (22分)**	3時間10分	3時間40分 (3時間42分)	約11時10分	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。																																						
	機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	1時間5分**	25分** (25分)**	48分	11分 (12分)	約11時10分	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。																																						
機組シナリオB 機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	1時間5分**	7分	1時間14分	1時間21分	約11時10分	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。																																						
	機組運転停止に伴う炉内温度低下の監視	1時間5分**	7分	1時間14分	1時間21分	約11時10分	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。	機組停止10分後からの炉内温度監視を開始する。監視開始後、監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。監視開始時刻から10分経過した時点で、炉内温度低下の監視を開始する。																																						

：評価結果に係る部分は別途説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(46/51)

作業場所	作業内容	作業開始時刻(時:分)	作業終了時刻(時:分)	作業所要時間(分)	作業所要時間(分)	作業所要時間(分)	作業所要時間(分)	作業所要時間(分)	作業所要時間(分)	作業所要時間(分)
燃料格納容器	燃料格納容器内の燃料棒の取出し・挿入作業	10時00分	10時15分	15分	15分	15分	15分	15分	15分	15分
燃料格納容器	燃料格納容器内の燃料棒の取出し・挿入作業	10時00分	10時15分	15分	15分	15分	15分	15分	15分	15分
燃料格納容器	燃料格納容器内の燃料棒の取出し・挿入作業	10時00分	10時15分	15分	15分	15分	15分	15分	15分	15分

※1：在留社員数で、当該作業に要する人数として想定している人員
 ※2：燃料格納容器の取組時間(40分)を想定した時間で見直し、余裕確保した作業は10分削減している
 ※3：燃料格納容器の取組時間(40分)を想定した時間で見直し、余裕確保した作業は10分削減している
 ※4：燃料格納容器と燃料棒の取組時間(40分)を想定した時間で見直し、余裕確保した作業は10分削減している
 ※5：燃料格納容器と燃料棒の取組時間(40分)を想定した時間で見直し、余裕確保した作業は10分削減している

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(47/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故シナリオ</th> <th>作業内容</th> <th>交代作業上 の想定時間^{※1}</th> <th>稼働時間^{※2}</th> <th>作業時間^{※3}</th> <th>作業台数^{※4}</th> <th>制機時間</th> <th>原状回復から 作業開始に要する 想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重要事故発生 時から原子力 施設内及び 敷地内での 作業開始まで の期間</td> <td>期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト ・代機作業用サブレイアウト</td> <td>30分[※]</td> <td>10分[※] (21分)[※]</td> <td>11分</td> <td>22台 (22台)</td> <td>40分[※]</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト</td> <td>15分[※]</td> <td>10分[※] (12分)[※]</td> <td>3分</td> <td>13台 (15台)</td> <td>13分[※]</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重要事故発生 時から原子力 施設内及び 敷地内での 作業開始まで の期間</td> <td>期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト ・代機作業用サブレイアウト</td> <td>30分[※]</td> <td>10分[※] (12分)[※]</td> <td>30分</td> <td>40台 (42台)</td> <td>40分[※]</td> <td>原子炉種別別追加作業 シナリオ圧力調整</td> </tr> <tr> <td>期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト</td> <td>10分[※]</td> <td>5分[※] (10分)[※]</td> <td>2分</td> <td>4台 (10台)</td> <td>4分[※]</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：各項目毎で、当該作業に要する時間として想定している時間 ※2：当該作業に要する時間として想定している時間 ※3：当該作業に要する時間として想定している時間 ※4：代機作業用サブレイアウトによる中心注水を開始する時間 ※5：燃料格納容器注水開始時間</p>	事故シナリオ	作業内容	交代作業上 の想定時間 ^{※1}	稼働時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業台数 ^{※4}	制機時間	原状回復から 作業開始に要する 想定時間	重要事故発生 時から原子力 施設内及び 敷地内での 作業開始まで の期間	期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト ・代機作業用サブレイアウト	30分 [※]	10分 [※] (21分) [※]	11分	22台 (22台)	40分 [※]	-	期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト	15分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	3分	13台 (15台)	13分 [※]	-	重要事故発生 時から原子力 施設内及び 敷地内での 作業開始まで の期間	期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト ・代機作業用サブレイアウト	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	30分	40台 (42台)	40分 [※]	原子炉種別別追加作業 シナリオ圧力調整	期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト	10分 [※]	5分 [※] (10分) [※]	2分	4台 (10台)	4分 [※]	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
事故シナリオ	作業内容	交代作業上 の想定時間 ^{※1}	稼働時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業台数 ^{※4}	制機時間	原状回復から 作業開始に要する 想定時間																																		
重要事故発生 時から原子力 施設内及び 敷地内での 作業開始まで の期間	期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト ・代機作業用サブレイアウト	30分 [※]	10分 [※] (21分) [※]	11分	22台 (22台)	40分 [※]	-																																		
	期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト	15分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	3分	13台 (15台)	13分 [※]	-																																		
重要事故発生 時から原子力 施設内及び 敷地内での 作業開始まで の期間	期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト ・代機作業用サブレイアウト	30分 [※]	10分 [※] (12分) [※]	30分	40台 (42台)	40分 [※]	原子炉種別別追加作業 シナリオ圧力調整																																		
	期外 ・代機作業用サブレイアウト起動 ・代機作業用サブレイアウト	10分 [※]	5分 [※] (10分) [※]	2分	4台 (10台)	4分 [※]	-																																		

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシケンスごとの現場作業(48/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業内容</th> <th>有線又は無線上の指示時間^①</th> <th>準備時間^②</th> <th>作業員作業時間^③</th> <th>総所要時間</th> <th>相違理由</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">作業内容 水圧調整 ①②</td> <td>電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認</td> <td>15分</td> <td>2分 (2分)</td> <td>8分 (8分)</td> <td>25分^④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認</td> <td>5分</td> <td>1分 (1分)</td> <td>2分 (2分)</td> <td>8分^④</td> <td>40分^⑤</td> <td>電源機動作監視機動作確認の作業内容が異なるため、作業員作業時間が異なる。また、準備時間が異なる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業内容 水圧調整 ①②</td> <td>電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認</td> <td>25分^⑥</td> <td>1分 (1分)</td> <td>8分 (8分)</td> <td>34分^④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認</td> <td>5分</td> <td>1分 (1分)</td> <td>1分 (1分)</td> <td>7分^④</td> <td>41分^⑤</td> <td>電源機動作監視機動作確認の作業内容が異なるため、作業員作業時間が異なる。また、準備時間が異なる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業内容 水圧調整 ①②</td> <td>電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認</td> <td>33分^⑥</td> <td>1分 (1分)</td> <td>11分 (11分)</td> <td>45分^④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認</td> <td>5分</td> <td>1分 (1分)</td> <td>1分 (1分)</td> <td>7分^④</td> <td>52分^⑤</td> <td>電源機動作監視機動作確認の作業内容が異なるため、作業員作業時間が異なる。また、準備時間が異なる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>①：無線指示時間 ②：無線準備時間 ③：無線作業時間 ④：無線作業時間 ⑤：無線作業時間 ⑥：無線作業時間</p>	作業内容	作業内容	有線又は無線上の指示時間 ^①	準備時間 ^②	作業員作業時間 ^③	総所要時間	相違理由	相違理由	作業内容 水圧調整 ①②	電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	15分	2分 (2分)	8分 (8分)	25分 ^④			電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	5分	1分 (1分)	2分 (2分)	8分 ^④	40分 ^⑤	電源機動作監視機動作確認の作業内容が異なるため、作業員作業時間が異なる。また、準備時間が異なる。	作業内容 水圧調整 ①②	電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	25分 ^⑥	1分 (1分)	8分 (8分)	34分 ^④			電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	5分	1分 (1分)	1分 (1分)	7分 ^④	41分 ^⑤	電源機動作監視機動作確認の作業内容が異なるため、作業員作業時間が異なる。また、準備時間が異なる。	作業内容 水圧調整 ①②	電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	33分 ^⑥	1分 (1分)	11分 (11分)	45分 ^④			電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	5分	1分 (1分)	1分 (1分)	7分 ^④	52分 ^⑤	電源機動作監視機動作確認の作業内容が異なるため、作業員作業時間が異なる。また、準備時間が異なる。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	作業内容	有線又は無線上の指示時間 ^①	準備時間 ^②	作業員作業時間 ^③	総所要時間	相違理由	相違理由																																																	
作業内容 水圧調整 ①②	電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	15分	2分 (2分)	8分 (8分)	25分 ^④																																																			
	電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	5分	1分 (1分)	2分 (2分)	8分 ^④	40分 ^⑤	電源機動作監視機動作確認の作業内容が異なるため、作業員作業時間が異なる。また、準備時間が異なる。																																																	
作業内容 水圧調整 ①②	電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	25分 ^⑥	1分 (1分)	8分 (8分)	34分 ^④																																																			
	電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	5分	1分 (1分)	1分 (1分)	7分 ^④	41分 ^⑤	電源機動作監視機動作確認の作業内容が異なるため、作業員作業時間が異なる。また、準備時間が異なる。																																																	
作業内容 水圧調整 ①②	電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	33分 ^⑥	1分 (1分)	11分 (11分)	45分 ^④																																																			
	電源機動作 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認 ・電源機動作監視機動作確認	5分	1分 (1分)	1分 (1分)	7分 ^④	52分 ^⑤	電源機動作監視機動作確認の作業内容が異なるため、作業員作業時間が異なる。また、準備時間が異なる。																																																	

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(49/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>緊急停止/停止/復旧/再稼働時間^①</th> <th>稼働時間^②</th> <th>作業時間^③</th> <th>作業合計時間^④</th> <th>相違時間</th> <th>相違時間に対する相違の理由</th> <th>相違箇所/相違内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">東電</td> <td>炉内</td> <td>炉内作業用電源ケーブルの接続・切断</td> <td>20分^{a)}</td> <td>15分^{a)} (12分)^{b)}</td> <td>7分</td> <td>15分 (15分)</td> <td></td> <td>緊急停止後からの作業を必要として作業完了まで要する相違時間はないが、作業完了後、炉内作業用電源ケーブルの接続・切断作業に要する相違時間はない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉内作業用電源ケーブルの接続・切断</td> <td>20分^{a)}</td> <td>15分^{a)} (12分)^{b)}</td> <td>6分</td> <td>14分 (14分)</td> <td>約10分^{a)}</td> <td>緊急停止後からの作業を必要として作業完了まで要する相違時間はないが、作業完了後、炉内作業用電源ケーブルの接続・切断作業に要する相違時間はない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉内作業用電源ケーブルの接続・切断</td> <td>20分^{a)}</td> <td>15分^{a)} (12分)^{b)}</td> <td>1分</td> <td>11分 (11分)</td> <td></td> <td>緊急停止後からの作業を必要として作業完了まで要する相違時間はないが、作業完了後、炉内作業用電源ケーブルの接続・切断作業に要する相違時間はない。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間 ※2：炉内の移動時間は、実際に走行し歩いた時間である。炉内は想定した時間より短縮している。 ※3：炉内作業の準備時間は、実際に走行し歩いた時間である。炉内は想定した時間より短縮している。 ※4：相違時間、相違理由、相違内容の記載は、当該作業の相違を指すものである（相違時間約5分以内）</p>	事業者	作業場所	作業内容	緊急停止/停止/復旧/再稼働時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	作業合計時間 ^④	相違時間	相違時間に対する相違の理由	相違箇所/相違内容	東電	炉内	炉内作業用電源ケーブルの接続・切断	20分 ^{a)}	15分 ^{a)} (12分) ^{b)}	7分	15分 (15分)		緊急停止後からの作業を必要として作業完了まで要する相違時間はないが、作業完了後、炉内作業用電源ケーブルの接続・切断作業に要する相違時間はない。	-	炉内	炉内作業用電源ケーブルの接続・切断	20分 ^{a)}	15分 ^{a)} (12分) ^{b)}	6分	14分 (14分)	約10分 ^{a)}	緊急停止後からの作業を必要として作業完了まで要する相違時間はないが、作業完了後、炉内作業用電源ケーブルの接続・切断作業に要する相違時間はない。	-	炉内	炉内作業用電源ケーブルの接続・切断	20分 ^{a)}	15分 ^{a)} (12分) ^{b)}	1分	11分 (11分)		緊急停止後からの作業を必要として作業完了まで要する相違時間はないが、作業完了後、炉内作業用電源ケーブルの接続・切断作業に要する相違時間はない。	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
事業者	作業場所	作業内容	緊急停止/停止/復旧/再稼働時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	作業合計時間 ^④	相違時間	相違時間に対する相違の理由	相違箇所/相違内容																																
東電	炉内	炉内作業用電源ケーブルの接続・切断	20分 ^{a)}	15分 ^{a)} (12分) ^{b)}	7分	15分 (15分)		緊急停止後からの作業を必要として作業完了まで要する相違時間はないが、作業完了後、炉内作業用電源ケーブルの接続・切断作業に要する相違時間はない。	-																																
	炉内	炉内作業用電源ケーブルの接続・切断	20分 ^{a)}	15分 ^{a)} (12分) ^{b)}	6分	14分 (14分)	約10分 ^{a)}	緊急停止後からの作業を必要として作業完了まで要する相違時間はないが、作業完了後、炉内作業用電源ケーブルの接続・切断作業に要する相違時間はない。	-																																
	炉内	炉内作業用電源ケーブルの接続・切断	20分 ^{a)}	15分 ^{a)} (12分) ^{b)}	1分	11分 (11分)		緊急停止後からの作業を必要として作業完了まで要する相違時間はないが、作業完了後、炉内作業用電源ケーブルの接続・切断作業に要する相違時間はない。	-																																
<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>																																									

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(50/51)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業シナリオ</th> <th>作業内容</th> <th>有効作業上の 必要時間^{※1}</th> <th>移動時間^{※2}</th> <th>作業時間^{※3}</th> <th>作業合計時間^{※4}</th> <th>制限時</th> <th>制限時に付与の成立状況</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">測定係士による測定及び機器の調整</td> <td>原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)</td> <td>4時間10分^{※1}</td> <td>20分^{※2} (15分)^{※2}</td> <td>2時間30分</td> <td>2時間45分 (2時間45分)</td> <td></td> <td>緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。</td> <td>ホータン設置・運転監視等(ホータンホータン設置)</td> </tr> <tr> <td>原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)</td> <td>2時間^{※1}</td> <td>10分^{※2} (5分)^{※2}</td> <td>17分</td> <td>66分 (1時間3分)</td> <td></td> <td>緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)</td> <td>1時間</td> <td>15分^{※2} (15分)^{※2}</td> <td>10分</td> <td>11分 (14分)</td> <td>約50.6時間^{※4}</td> <td>緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。</td> <td>可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。</td> </tr> <tr> <td>原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)</td> <td>50分^{※1}</td> <td>10分^{※2} (5分)^{※2}</td> <td>11分</td> <td>29分 (31分)</td> <td></td> <td>緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効作業上で、当該作業に要する制限時として想定している時間 ※2：制限時の制限時内、高圧に歩行し作業した時間で見直し、取組等は想定した時間を1.5倍した時間を記載している ※3：制限時の制限時内、高圧に歩行し作業した時間で見直し、取組等は想定した時間を1.5倍した時間を記載している ※4：総作業時間(制限時)の合計</p>	事業シナリオ	作業内容	有効作業上の 必要時間 ^{※1}	移動時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4}	制限時	制限時に付与の成立状況	相違理由	測定係士による測定及び機器の調整	原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)	4時間10分 ^{※1}	20分 ^{※2} (15分) ^{※2}	2時間30分	2時間45分 (2時間45分)		緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。	ホータン設置・運転監視等(ホータンホータン設置)	原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)	2時間 ^{※1}	10分 ^{※2} (5分) ^{※2}	17分	66分 (1時間3分)		緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。		原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)	1時間	15分 ^{※2} (15分) ^{※2}	10分	11分 (14分)	約50.6時間 ^{※4}	緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。	可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。	原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)	50分 ^{※1}	10分 ^{※2} (5分) ^{※2}	11分	29分 (31分)		緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。		<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
事業シナリオ	作業内容	有効作業上の 必要時間 ^{※1}	移動時間 ^{※2}	作業時間 ^{※3}	作業合計時間 ^{※4}	制限時	制限時に付与の成立状況	相違理由																																					
測定係士による測定及び機器の調整	原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)	4時間10分 ^{※1}	20分 ^{※2} (15分) ^{※2}	2時間30分	2時間45分 (2時間45分)		緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。	ホータン設置・運転監視等(ホータンホータン設置)																																					
	原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)	2時間 ^{※1}	10分 ^{※2} (5分) ^{※2}	17分	66分 (1時間3分)		緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。																																						
	原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)	1時間	15分 ^{※2} (15分) ^{※2}	10分	11分 (14分)	約50.6時間 ^{※4}	緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。	可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。																																					
	原子炉内機器の水素への還元調整 (減圧・見直し・圧力維持(必要時)) による可搬容器(必要時)の 設置・調整・モニタリング等の実施。 ホータン設置・運転監視等(ホータン ホータン設置)	50分 ^{※1}	10分 ^{※2} (5分) ^{※2}	11分	29分 (31分)		緊急発生50時間15分以内の内作業を完了しているが、緊急発生50時間15分以内には作業完了するまでの制限時に付与される可搬容器の設置・調整・モニタリング等の実施に要する時間がある。																																						

：評価結果に係る部分は別途説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																										
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオケースごとの現場作業(51/51)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故シナリオケース</th> <th>発生機序</th> <th>作業内容</th> <th>作業開始時刻</th> <th>作業終了時刻</th> <th>作業所要時間</th> <th>作業所要時間(注)</th> <th>作業所要時間(注)</th> <th>作業所要時間(注)</th> <th>作業所要時間(注)</th> <th>作業所要時間(注)</th> <th>作業所要時間(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">緊急停止力不足</td> <td rowspan="4">炉内</td> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時00分</td> <td>1時05分</td> <td>5分</td> <td>1時00分</td> <td>1時05分</td> <td>5分</td> <td>1時00分</td> <td>1時05分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時05分</td> <td>1時10分</td> <td>5分</td> <td>1時05分</td> <td>1時10分</td> <td>5分</td> <td>1時05分</td> <td>1時10分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時10分</td> <td>1時15分</td> <td>5分</td> <td>1時10分</td> <td>1時15分</td> <td>5分</td> <td>1時10分</td> <td>1時15分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時15分</td> <td>1時20分</td> <td>5分</td> <td>1時15分</td> <td>1時20分</td> <td>5分</td> <td>1時15分</td> <td>1時20分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急停止力不足</td> <td rowspan="4">炉内</td> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時20分</td> <td>1時25分</td> <td>5分</td> <td>1時20分</td> <td>1時25分</td> <td>5分</td> <td>1時20分</td> <td>1時25分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時25分</td> <td>1時30分</td> <td>5分</td> <td>1時25分</td> <td>1時30分</td> <td>5分</td> <td>1時25分</td> <td>1時30分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時30分</td> <td>1時35分</td> <td>5分</td> <td>1時30分</td> <td>1時35分</td> <td>5分</td> <td>1時30分</td> <td>1時35分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時35分</td> <td>1時40分</td> <td>5分</td> <td>1時35分</td> <td>1時40分</td> <td>5分</td> <td>1時35分</td> <td>1時40分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急停止力不足</td> <td rowspan="4">炉内</td> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時40分</td> <td>1時45分</td> <td>5分</td> <td>1時40分</td> <td>1時45分</td> <td>5分</td> <td>1時40分</td> <td>1時45分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時45分</td> <td>1時50分</td> <td>5分</td> <td>1時45分</td> <td>1時50分</td> <td>5分</td> <td>1時45分</td> <td>1時50分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時50分</td> <td>1時55分</td> <td>5分</td> <td>1時50分</td> <td>1時55分</td> <td>5分</td> <td>1時50分</td> <td>1時55分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整</td> <td>1時55分</td> <td>2時00分</td> <td>5分</td> <td>1時55分</td> <td>2時00分</td> <td>5分</td> <td>1時55分</td> <td>2時00分</td> <td>5分</td> </tr> </tbody> </table>	事故シナリオケース	発生機序	作業内容	作業開始時刻	作業終了時刻	作業所要時間	作業所要時間(注)	作業所要時間(注)	作業所要時間(注)	作業所要時間(注)	作業所要時間(注)	作業所要時間(注)	緊急停止力不足	炉内	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時00分	1時05分	5分	1時00分	1時05分	5分	1時00分	1時05分	5分	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時05分	1時10分	5分	1時05分	1時10分	5分	1時05分	1時10分	5分	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時10分	1時15分	5分	1時10分	1時15分	5分	1時10分	1時15分	5分	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時15分	1時20分	5分	1時15分	1時20分	5分	1時15分	1時20分	5分	緊急停止力不足	炉内	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時20分	1時25分	5分	1時20分	1時25分	5分	1時20分	1時25分	5分	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時25分	1時30分	5分	1時25分	1時30分	5分	1時25分	1時30分	5分	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時30分	1時35分	5分	1時30分	1時35分	5分	1時30分	1時35分	5分	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時35分	1時40分	5分	1時35分	1時40分	5分	1時35分	1時40分	5分	緊急停止力不足	炉内	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時40分	1時45分	5分	1時40分	1時45分	5分	1時40分	1時45分	5分	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時45分	1時50分	5分	1時45分	1時50分	5分	1時45分	1時50分	5分	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時50分	1時55分	5分	1時50分	1時55分	5分	1時50分	1時55分	5分	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時55分	2時00分	5分	1時55分	2時00分	5分	1時55分	2時00分	5分	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントの有効性評価における作業内容の相違。
事故シナリオケース	発生機序	作業内容	作業開始時刻	作業終了時刻	作業所要時間	作業所要時間(注)	作業所要時間(注)	作業所要時間(注)	作業所要時間(注)	作業所要時間(注)	作業所要時間(注)																																																																																																																																		
緊急停止力不足	炉内	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時00分	1時05分	5分	1時00分	1時05分	5分	1時00分	1時05分	5分																																																																																																																																		
		燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時05分	1時10分	5分	1時05分	1時10分	5分	1時05分	1時10分	5分																																																																																																																																		
		燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時10分	1時15分	5分	1時10分	1時15分	5分	1時10分	1時15分	5分																																																																																																																																		
		燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時15分	1時20分	5分	1時15分	1時20分	5分	1時15分	1時20分	5分																																																																																																																																		
緊急停止力不足	炉内	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時20分	1時25分	5分	1時20分	1時25分	5分	1時20分	1時25分	5分																																																																																																																																		
		燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時25分	1時30分	5分	1時25分	1時30分	5分	1時25分	1時30分	5分																																																																																																																																		
		燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時30分	1時35分	5分	1時30分	1時35分	5分	1時30分	1時35分	5分																																																																																																																																		
		燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時35分	1時40分	5分	1時35分	1時40分	5分	1時35分	1時40分	5分																																																																																																																																		
緊急停止力不足	炉内	燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時40分	1時45分	5分	1時40分	1時45分	5分	1時40分	1時45分	5分																																																																																																																																		
		燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時45分	1時50分	5分	1時45分	1時50分	5分	1時45分	1時50分	5分																																																																																																																																		
		燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時50分	1時55分	5分	1時50分	1時55分	5分	1時50分	1時55分	5分																																																																																																																																		
		燃料調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整 ・燃料調整機(燃料調整機)の調整	1時55分	2時00分	5分	1時55分	2時00分	5分	1時55分	2時00分	5分																																																																																																																																		

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-4表 屋内作業の成立性評価結果

作業内容	有効作業上の作業時間①	有効作業上の作業時間②	有効作業上の作業時間③	有効作業上の作業時間④	有効作業上の作業時間⑤	評価結果①+②
原子炉格納容器ドレンポンプによる格納容器水位調整	1時間	10分	約38時間	約44時間	○	○
原子炉格納容器ドレンポンプによる格納容器水位調整	96分	10分	約46時間30分	約53時間	○	○
風力機駆動機	56分	45分	95分	95分	○	○
125F風力機駆動機修理①（125F風力機修理3A及び3B）	66分	8時間	9時間	9時間	○	○
125F風力機駆動機修理②（125F代替機修理）	15分	8時間	8時間15分	8時間15分	○	○
原子炉格納容器代管排水ポンプ修理	56分	10時間10分	10時間	24時間	○	○
格納容器代管排水ポンプ修理	46分	20時間10分	27時間	27時間	○	○
格納容器代管排水ポンプ修理	25分	10分	36分	45分	○	○
格納容器代管排水ポンプ修理	25分	35分	1時間	3時間	○	○
格納容器代管排水ポンプ修理	30分	15分	45分	80分	○	○
格納容器代管排水ポンプ修理	46分	9時間30分	9時間	6時間	○	○
格納容器代管排水ポンプ修理	20分	2時間	5時間30分	約18時間	○	○

※1：有効作業上の作業時間①は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※2：有効作業上の作業時間②は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※3：有効作業上の作業時間③は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※4：有効作業上の作業時間④は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※5：有効作業上の作業時間⑤は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。

第5-4表 屋内作業の成立性評価結果(1/2)

作業内容	有効作業上の作業時間①	有効作業上の作業時間②	有効作業上の作業時間③	有効作業上の作業時間④	有効作業上の作業時間⑤	評価結果①+②
原子炉格納容器代管排水ポンプ修理	30分	8分	12分	18分	36分	○
格納容器代管排水ポンプ修理	40分	6分	12分	12分	18分	○
D系非常用原子炉格納容器排水ポンプ修理	40分	19分	18分	18分	27分	○
C系非常用原子炉格納容器排水ポンプ修理	40分	14分	16分	16分	27分	○
中央制御室換気系統構成	40分	5分	14分	14分	19分	○
中央制御室換気系統構成	30分	4分	6分	6分	10分	○
電源切替え操作（注水弁電源切替え操作）	20分	5分	3分	3分	8分	○
電源切替え操作（計装設備の電源切替え操作）	30分	2分	3分	3分	5分	○
電源切替え操作（送風機電源切替え操作）	30分	2分	3分	3分	4分	○
電源切替え操作（送風機電源切替え操作）	30分	2分	3分	3分	4分	○
格納容器代管排水ポンプ修理	30分	4分	21分	21分	25分	○
原子炉格納容器代管排水ポンプ修理	1時間40分	33分	34分	34分	1時間7分	○
原子炉格納容器代管排水ポンプ修理	2時間10分	41分	38分	38分	1時間19分	○
格納容器代管排水ポンプ修理	30分	8分	4分	4分	12分	○

※1：有効作業上の作業時間①は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※2：有効作業上の作業時間②は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※3：有効作業上の作業時間③は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※4：有効作業上の作業時間④は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※5：有効作業上の作業時間⑤は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。

第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(1/3)

作業内容	有効作業上の作業時間①	有効作業上の作業時間②	有効作業上の作業時間③	有効作業上の作業時間④	有効作業上の作業時間⑤	評価結果①+②+③+④+⑤
2次冷却水供給ポンプ修理 ・主蒸気及び弁修理 ・代管非常用ライン手動開閉作	20分	10分	10分	30分	30分	○
電源格納容器 ・ポンプ修理 ・ポンプ修理	10分	36分	44分	40分	40分	○
電源格納容器 ・ポンプ修理 ・ポンプ修理	15分	10分	23分	40分	40分	○
電源格納容器 ・ポンプ修理 ・ポンプ修理	5分	25分	30分	40分	40分	○
代管非常用ラインポンプ修理 ・代管非常用ラインポンプ修理 ・代管非常用ラインポンプ修理	30分	10分	44分	40分	40分	○
代管非常用ラインポンプ修理 ・代管非常用ラインポンプ修理 ・代管非常用ラインポンプ修理	30分	10分	44分	40分	40分	○
代管非常用ラインポンプ修理 ・代管非常用ラインポンプ修理 ・代管非常用ラインポンプ修理	15分	20分	33分	40分	40分	○
代管非常用ラインポンプ修理 ・代管非常用ラインポンプ修理 ・代管非常用ラインポンプ修理	35分	10分	45分	40分	40分	○
電源格納容器 ・ポンプ修理 ・ポンプ修理	20分	55分	73分	85分	85分	○
電源格納容器 ・ポンプ修理 ・ポンプ修理	20分	55分	73分	85分	85分	○
電源格納容器 ・ポンプ修理 ・ポンプ修理	20分	60分	80分	85分	85分	○

※1：有効作業上の作業時間①は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※2：有効作業上の作業時間②は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※3：有効作業上の作業時間③は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※4：有効作業上の作業時間④は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。
 ※5：有効作業上の作業時間⑤は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。作業開始時刻は、作業開始時刻から作業終了時刻までの時間である。

：評価結果に係る部分は別途説明する

相違理由
 【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																					
	<p style="text-align: center;">第5-4表 屋内作業の成立性評価結果（2/2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の作業時間^①</th> <th>稼働時間^②</th> <th>作業時間^③</th> <th>評価結果^{④+⑤}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留熱除去系（低圧注水モード）から残留熱除去系（原子炉停止時停止モード）への切替支</td> <td>20分</td> <td>4分 (6分)</td> <td>1分</td> <td>3分 (7分)</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系（原子炉停止時停止モード）系結露防止（現機）</td> <td>20分</td> <td>6分 (9分)</td> <td>1分</td> <td>7分 (10分)</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系（低圧注水モード）（停止側）系結露防止（現機）</td> <td>20分</td> <td>6分 (9分)</td> <td>1分</td> <td>7分 (10分)</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系からの漏えい停止操作（現機操作）</td> <td>1時間30分</td> <td>13分 (20分)</td> <td>41分</td> <td>54分 (1時間15分)</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系からの漏えい停止準備操作</td> <td>30分</td> <td>3分 (4分)</td> <td>1分</td> <td>6分 (9分)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低下調査/調整準備操作</td> <td>30分</td> <td>4分 (6分)</td> <td>2分</td> <td>6分 (8分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。 ※2：屋内作業の稼働時間について、通常の稼働時間から1.5倍した時間を範囲内に記載している。 ※3：屋内作業の移動時間及び作業時間の分記。 ※4：有効性評価に要する時間として想定している時間。 ※5：屋内作業の稼働時間について、通常の稼働時間から1.5倍した時間を範囲内に記載している。</p>	作業内容	有効性評価上の作業時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	評価結果 ^{④+⑤}	残留熱除去系（低圧注水モード）から残留熱除去系（原子炉停止時停止モード）への切替支	20分	4分 (6分)	1分	3分 (7分)	残留熱除去系（原子炉停止時停止モード）系結露防止（現機）	20分	6分 (9分)	1分	7分 (10分)	残留熱除去系（低圧注水モード）（停止側）系結露防止（現機）	20分	6分 (9分)	1分	7分 (10分)	残留熱除去系からの漏えい停止操作（現機操作）	1時間30分	13分 (20分)	41分	54分 (1時間15分)	残留熱除去系からの漏えい停止準備操作	30分	3分 (4分)	1分	6分 (9分)	原子炉水位低下調査/調整準備操作	30分	4分 (6分)	2分	6分 (8分)	<p style="text-align: center;">第7-4表 屋内作業の成立性評価結果（2/3）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の稼働時間^①</th> <th>有効性評価上の稼働時間^②</th> <th>有効性評価上の稼働時間^③</th> <th>相違時間^④</th> <th>評価結果^{⑤+⑥+⑦}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電機設備作業 ・非常用電源系機器及び受電（メタケタム系、パワコンシステム、起電系及び別系受電） ・セブシステム及びコンタクトローラシステム系、起電系及び別系受電</td> <td>25分</td> <td>30分</td> <td>30分</td> <td>約70分</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電機設備作業 ・加圧蒸気発生機稼働準備 ・加圧蒸気発生機稼働準備</td> <td>5分</td> <td>80分</td> <td>85分</td> <td>約85分</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>加圧蒸気発生機稼働準備 ・加圧蒸気発生機稼働準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作</td> <td>30分</td> <td>55分</td> <td>1時間25分</td> <td>約3.1時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>加圧蒸気発生機稼働準備 ・加圧蒸気発生機稼働準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作</td> <td>1時間</td> <td>35分</td> <td>1時間25分</td> <td>約4.0時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低下調査/調整準備 ・原子炉水位低下調査/調整準備</td> <td>35分</td> <td>75分</td> <td>1時間50分</td> <td>300分</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電機設備作業 ・非常用電源系機器の切り換え ・非常用電源系機器の切り換え</td> <td>30分</td> <td>8時間</td> <td>8時間30分</td> <td>8.5時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による</td> <td>3時間30分</td> <td>2時間</td> <td>5時間30分</td> <td>約7.4時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による</td> <td>40分</td> <td>2時間</td> <td>2時間40分</td> <td>約7.4時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による</td> <td>3時間20分</td> <td>7時間30分</td> <td>10時間50分</td> <td>約12.9時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による</td> <td>40分</td> <td>7時間30分</td> <td>8時間10分</td> <td>約12.9時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。 ※2：重要事故シナリオ発生時に作業開始時刻から開始時刻が異なる場合は開始時刻を記載している。 ※3：重要事故シナリオ発生時に開始時刻が異なる場合は開始時刻を記載している。</p>	作業内容	有効性評価上の稼働時間 ^①	有効性評価上の稼働時間 ^②	有効性評価上の稼働時間 ^③	相違時間 ^④	評価結果 ^{⑤+⑥+⑦}	電機設備作業 ・非常用電源系機器及び受電（メタケタム系、パワコンシステム、起電系及び別系受電） ・セブシステム及びコンタクトローラシステム系、起電系及び別系受電	25分	30分	30分	約70分	○	電機設備作業 ・加圧蒸気発生機稼働準備 ・加圧蒸気発生機稼働準備	5分	80分	85分	約85分	○	加圧蒸気発生機稼働準備 ・加圧蒸気発生機稼働準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作	30分	55分	1時間25分	約3.1時間	○	加圧蒸気発生機稼働準備 ・加圧蒸気発生機稼働準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作	1時間	35分	1時間25分	約4.0時間	○	原子炉水位低下調査/調整準備 ・原子炉水位低下調査/調整準備	35分	75分	1時間50分	300分	○	電機設備作業 ・非常用電源系機器の切り換え ・非常用電源系機器の切り換え	30分	8時間	8時間30分	8.5時間	○	高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による	3時間30分	2時間	5時間30分	約7.4時間	○	高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による	40分	2時間	2時間40分	約7.4時間	○	高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による	3時間20分	7時間30分	10時間50分	約12.9時間	○	高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による	40分	7時間30分	8時間10分	約12.9時間	○	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	有効性評価上の作業時間 ^①	稼働時間 ^②	作業時間 ^③	評価結果 ^{④+⑤}																																																																																																				
残留熱除去系（低圧注水モード）から残留熱除去系（原子炉停止時停止モード）への切替支	20分	4分 (6分)	1分	3分 (7分)																																																																																																				
残留熱除去系（原子炉停止時停止モード）系結露防止（現機）	20分	6分 (9分)	1分	7分 (10分)																																																																																																				
残留熱除去系（低圧注水モード）（停止側）系結露防止（現機）	20分	6分 (9分)	1分	7分 (10分)																																																																																																				
残留熱除去系からの漏えい停止操作（現機操作）	1時間30分	13分 (20分)	41分	54分 (1時間15分)																																																																																																				
残留熱除去系からの漏えい停止準備操作	30分	3分 (4分)	1分	6分 (9分)																																																																																																				
原子炉水位低下調査/調整準備操作	30分	4分 (6分)	2分	6分 (8分)																																																																																																				
作業内容	有効性評価上の稼働時間 ^①	有効性評価上の稼働時間 ^②	有効性評価上の稼働時間 ^③	相違時間 ^④	評価結果 ^{⑤+⑥+⑦}																																																																																																			
電機設備作業 ・非常用電源系機器及び受電（メタケタム系、パワコンシステム、起電系及び別系受電） ・セブシステム及びコンタクトローラシステム系、起電系及び別系受電	25分	30分	30分	約70分	○																																																																																																			
電機設備作業 ・加圧蒸気発生機稼働準備 ・加圧蒸気発生機稼働準備	5分	80分	85分	約85分	○																																																																																																			
加圧蒸気発生機稼働準備 ・加圧蒸気発生機稼働準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作	30分	55分	1時間25分	約3.1時間	○																																																																																																			
加圧蒸気発生機稼働準備 ・加圧蒸気発生機稼働準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作準備 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作 ・原子炉内機器の水セーリングシステム追加操作	1時間	35分	1時間25分	約4.0時間	○																																																																																																			
原子炉水位低下調査/調整準備 ・原子炉水位低下調査/調整準備	35分	75分	1時間50分	300分	○																																																																																																			
電機設備作業 ・非常用電源系機器の切り換え ・非常用電源系機器の切り換え	30分	8時間	8時間30分	8.5時間	○																																																																																																			
高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による	3時間30分	2時間	5時間30分	約7.4時間	○																																																																																																			
高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による	40分	2時間	2時間40分	約7.4時間	○																																																																																																			
高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による	3時間20分	7時間30分	10時間50分	約12.9時間	○																																																																																																			
高圧発生器への注水停止（海水） ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による ・可搬型ポンプの取付、確認、ホース延長（送水車用）による	40分	7時間30分	8時間10分	約12.9時間	○																																																																																																			

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
		<p style="text-align: center;">第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の 基準時間^{※1}</th> <th>有効性評価上の 作業開始時間^{※2}</th> <th>有効性評価上の 作業完了時間^{※2}</th> <th>有効性評価上の 作業完了時間^{※2}</th> <th>制限時間^{※3}</th> <th>評価結果 ①+②>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・格納容器内自然冷却却水設備構成</td> <td>2時間</td> <td>18時間</td> <td>20時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・格納容器内自然冷却却水設備（格納容器内温度/出口温度） 器付け</td> <td>1時間</td> <td>20時間</td> <td>21時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・格納容器内自然冷却却水設備構成（通水開始前） ・可搬型ボース敷設</td> <td>50分</td> <td>21時間45分</td> <td>22時間35分</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）</td> <td>1時間5分</td> <td>10分</td> <td>1時間15分</td> <td>約1.0日</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成</td> <td>2時間</td> <td>7時間</td> <td>9時間</td> <td>約58時間</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成 （通水開始前）</td> <td>50分</td> <td>10時間40分</td> <td>11時間30分</td> <td>約58時間</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間 ※2：重要事故シナリオ下において作業開始想定時間が異なる場合には制限時間に対する余裕を真実のものに記載している ※3：重要事故シナリオ下において制限時間が異なる場合には最長の制限時間を記載している</p>	作業内容	有効性評価上の 基準時間 ^{※1}	有効性評価上の 作業開始時間 ^{※2}	有効性評価上の 作業完了時間 ^{※2}	有効性評価上の 作業完了時間 ^{※2}	制限時間 ^{※3}	評価結果 ①+②>③	原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・格納容器内自然冷却却水設備構成	2時間	18時間	20時間	24時間	24時間	○	原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・格納容器内自然冷却却水設備（格納容器内温度/出口温度） 器付け	1時間	20時間	21時間	24時間	24時間	○	原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・格納容器内自然冷却却水設備構成（通水開始前） ・可搬型ボース敷設	50分	21時間45分	22時間35分	24時間	24時間	○	原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）	1時間5分	10分	1時間15分	約1.0日		○	原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成	2時間	7時間	9時間	約58時間		○	原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成 （通水開始前）	50分	10時間40分	11時間30分	約58時間		○	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違。</p>
作業内容	有効性評価上の 基準時間 ^{※1}	有効性評価上の 作業開始時間 ^{※2}	有効性評価上の 作業完了時間 ^{※2}	有効性評価上の 作業完了時間 ^{※2}	制限時間 ^{※3}	評価結果 ①+②>③																																														
原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・格納容器内自然冷却却水設備構成	2時間	18時間	20時間	24時間	24時間	○																																														
原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・格納容器内自然冷却却水設備（格納容器内温度/出口温度） 器付け	1時間	20時間	21時間	24時間	24時間	○																																														
原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・格納容器内自然冷却却水設備構成（通水開始前） ・可搬型ボース敷設	50分	21時間45分	22時間35分	24時間	24時間	○																																														
原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）	1時間5分	10分	1時間15分	約1.0日		○																																														
原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成	2時間	7時間	9時間	約58時間		○																																														
原子炉補機冷却水塔への通水確保（海水） ・高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水系統構成 （通水開始前）	50分	10時間40分	11時間30分	約58時間		○																																														
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集</p> <p>発電所構外からの重大事故等対策要員の参集方法、参集ルート、想定参集時間について、補足資料(11)に示す。重大事故等対策要員の大多数は女川町に居住しており、集合場所からの参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始及びゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、6時間以内に参集可能な重大事故等対策要員は250名以上と考えられることから、参集時間の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能である。</p>	<p>6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集</p> <p>発電所構外からの重大事故等に対処する要員の参集方法、参集ルート、想定参集時間について、別紙(22)に示す。重大事故等に対処する要員の大多数は松江市内の半径10km圏内に居住しており、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、約7時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、7時間以内に参集可能な要員は150名以上（発電所員約540名の約3割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員（54名[*]）は、要員参集の目安としている8時間以内に確保可能であることを確認した。</p>	<p>8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集</p> <p>発電所構外からの発電所災害対策要員の参集方法、参集ルート、想定参集時間について、補足資料(10)に示す。発電所災害対策要員の大多数は共和町、泊村及び岩内町の発電所から半径12.5km圏内に居住しており、集合場所からの参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始及びゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、10時間以内に参集可能な要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する発電所災害対策要員（51名[*]）は、要員参集の目安としている12時間以内に確保可能であることを確認した。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、要員参集について補足資料に整理した。(女川と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・泊は集合場所からの参集であることを明記した。(女川と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】地理的 要因の相違 ・泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区に約71%、共和町宮丘地区を除く発電所から半径12.5km圏内の共和町、泊村及び岩内町に約28%の発電所員が居住している。</p> <p>【女川及び島根】要員参集調査結果の相違 ・泊は、大型連休であっても10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。要員参集調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要となる参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。</p> <p>【女川及び島根】参集要員の人数の相違 ・泊は、12時間以内に参集要員51名を確保し発電所対策本部を強化する。参集要員の人数は相違するが、女川及び島根と同様に対</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、大型連休（土日、祝日含む。）においては、あらかじめ参集要員を指名することにより、要員を確実に確保する。</p> <p>また、地震等により車両での移動ができない場合を想定して、徒歩による移動にて1時間を目途に4名、12時間を目途に50名を発電所に参集可能な範囲に確保する。</p> <p>(1) 非常招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常招集するため、「自動呼出システム」、「通信連絡設備」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。</p> <p>発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても参集する。</p>	<p>※：必要な要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>(1) 非常招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等に対処する要員を速やかに非常招集するため、「要員招集システム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集を行う。</p> <p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p>	<p>※：必要な要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>(1) 非常招集の流れ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる発電所災害対策要員を速やかに非常招集するため、「緊急時の呼び出しシステム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。</p> <p>発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震が発生した場合や発電所前面海域における大津波警報が発表された場合には、社内規程類に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p>	<p>策本部として必要な機能は確保できる。</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は、大型連休においてあらかじめ参集要員を指名する運用とはしないが、要員参集調査の結果から必要な参集要員の人数は確保できることを確認している。（島根と同様）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、前の段落にて、徒歩移動を想定した場合でも12時間以内に参集要員51名を確保することを記載している。</p> <p>【女川及び島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違（女川と同様）</p> <p>【女川及び島根】運用の相違 ・泊は、震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。（伊方、玄海と同様）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、社内規程類に基づき自主的に参集することを記載した。（島根と同様）</p> <p>【女川】記載表現の相違（島根と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合は、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮とする。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合又は徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を配備する。</p>	<p>地震等により、家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）とするが、発電所の状況が確実に入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p> <p>構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に集合した要員は、緊急時対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を各5台配備する。</p>	<p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とする。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を2台配備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】地理的 要因の相違 ・泊は、発電所から半径 2.5km 圏内の共和町宮 丘地区(社宅・寮)に約 7割の発電所員が居 住していることから、 共和町宮丘地区にあ るエナメゾン共和寮 を集合場所としてい る。</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は、徒歩による参集 が必要な場合でも、道 路状況や発電所にお ける事故の進展状況 が確認できる場合は、 直接発電所へ向かう こととしている。(島 根と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 (女川と同様)</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、道路状況や発電 所における事故の進 展状況等が確認でき ない場合に集合場所 を経由して発電所 に向かうことを記載。 (女川と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 (女川及び島根)名称の 相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、集合場所に配備 する衛星電話設備(携 帯型)の台数を記載し た。</p> <p>【島根】運用の相違 ・泊は、発電所対策本部 との連絡を取り合う ために必要な台数と して2台確保してい る。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①発電所の状況、招集人数、必要な装備（放射線防護服、マスク、線量計等）</p> <p>②招集した要員の確認（人数、体調等）</p> <p>③携行資機材（通信連絡設備、懐中電灯等）</p> <p>④天候、災害情報（道路状況含む。）等</p> <p>⑤参集場所（対策室（事務建屋）、緊急時対策所）</p> <p>(2) 非常招集となる要員 重大事故等対策要員については、発電所員約450名のうち、約340名（平成30年1月時点）が女川町に居住しており、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である。</p>	<p>①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し）、発電所に行くための必要な装備（放射線防護具、マスク、線量計を含む。））</p> <p>②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等、移動する上で有益な情報）</p> <p>③発電所へ移動する人の情報（人数、体調、移動手段（徒歩、車両）、連絡先）</p> <p>(2) 非常招集となる要員 緊急時対策本部（全体体制）については、発電所員約540名のうち、約390名（令和3年3月現在）が松江市内の10km圏内に在住しており、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である。</p>	<p>①発電所の状況、発電所構内の本部要員等の要員数</p> <p>②入構時に携行すべきもの（通信連絡設備、懐中電灯、放射線防護具等）</p> <p>③あらかじめ定められている参集ルートの中から、天候・災害情報及び発電所の状況を踏まえ、開放する門扉及び参集する場所も含めた、適切なルートの選定</p> <p>④集合した要員の状況（集合状況、各班の人数、体調等）</p> <p>⑤入構手段（社有車、自家用車、徒歩等）</p> <p>⑥入構手段、天候、災害情報等からの大まかな到着時間</p> <p>(2) 非常招集となる要員 発電所対策本部（全体体制）については、発電所員約490名のうち、約350名（2021年12月時点）が泊発電所から半径2.5km圏内にある共和町宮丘地区に居住しており、さらに約140名（2021年12月時点）が泊発電所から半径12.5km圏内の共和町（宮丘地区を除く）、泊村及び岩内町に居住していることから、数時間で相当数の要員の非常招集が可能である。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合場所入手する情報、TSCとの調整事項等については同等。 <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、状況に応じて参集場所を変更する運用。原災法10条以降又は震度6弱以上の場合は緊急時対策所へ参集することとしている。 ・泊は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制発令後は緊急時対策所へ参集することとしている。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所員数の相違 <p>【女川及び島根】地理的要因の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区に約71%、共和町宮丘地区を除く発電所から半径12.5km圏内の共和町、泊村及び岩内町に約28%の発電所員が居住している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表


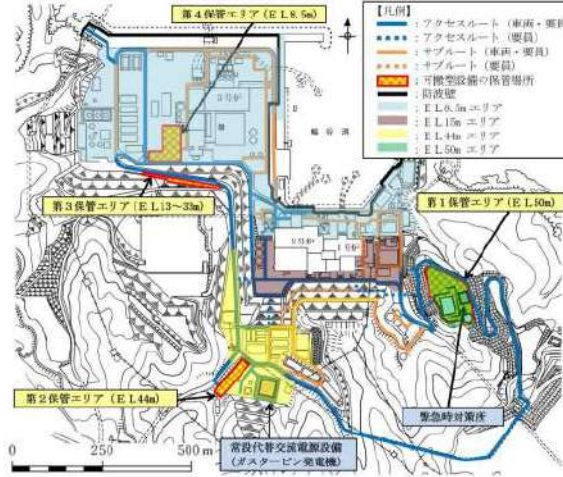
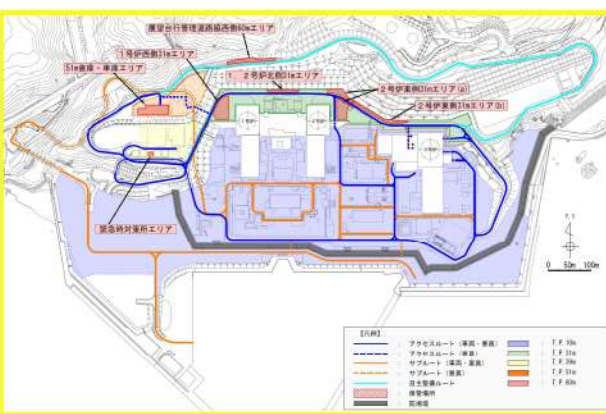
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(1)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所における敷地の特徴について</p> <p>保管場所の設定及び屋外アクセスルート確保に当たっては、女川原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえた上で、その考え方を整理する必要があることから、発電所の特徴について抽出を行った。</p> <p>女川原子力発電所を設置する敷地は、宮城県牡鹿半島のほぼ中央東部に位置し、三方を山に囲まれ山地と狭小な平地とからなり、敷地の形状は海岸線に直径を持つほぼ半円状の形状であり、敷地全体の広さは約173万㎡である。平地は主に、O.P.+14.8m、O.P.+60.0m以上の高さに分かれている。(第1図参照)</p> <p>このことから、発電所構内の地形の特徴として、「① 高低差が大きいこと」、平地が少なく「② 敷地が狭隘であること」、「③ 周辺斜面が近接していること」が挙げられる。</p> <p>これらの特徴に対して、保管場所の設定及び屋外アクセスルート確保に当たり、事前対策を行うことにより対応することとした。</p> <p>1. 「① 高低差が大きいこと」に対する事前対策</p> <p>「① 高低差が大きいこと」に対しては、そのメリットを生かして、基準津波を一定程度超える津波の影響がない、O.P.+60m以上に2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セット分の保管場所を確保する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(39)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所における敷地の特徴について</p> <p>島根原子力発電所の特徴は以下のとおりであり、これらの特徴を踏まえ、屋外のアクセスルート及び保管場所を設定した。</p> <p>① 標高差があること ② 敷地が狭隘であること ③ 周辺斜面が近接していること</p> <p>1. 「① 標高差があること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図1に示すように、敷地高さは、主に、E L 8.5m、E L 15m、E L 44m、E L 50mに分かれており、この敷地高さを考慮し、第1保管エリアをE L 50m、第2保管エリアをE L 44m、第3保管エリアをE L 13～33m、第4保管エリアをE L 8.5mに設定する。 ・施設護岸にE L 15mの防波壁等を設置することにより、基準津波は敷地（保管場所含む。）に到達しないが、2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは、自主的に第4保管エリア（E L 8.5m）以外の高台に保管場所を確保する。 ・淡水取水場所（E L 44m）及び海水取水場所（E L 8.5m）と接続口（E L 15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所周辺で使用される可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（E L 44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリアとの位置的分散を考慮した第3保管エリア（E L 13～33m）に配置する。 ・接続口及び海水取水場所（E L 8.5m）周辺で使用される可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（E L 50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリアとの位置的分散を考慮した第4保管エリア（E L 8.5m）に配置する。 	<p style="text-align: right;">別紙(1)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所における敷地の特徴について</p> <p>泊発電所の特徴は以下のとおりであり、これらの特徴を踏まえ、屋外のアクセスルート及び保管場所を設定した。</p> <p>① 標高差があること ② 敷地が狭隘であること ③ 周辺斜面が近接していること</p> <p>1. 「① 標高差があること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1図に示すように、敷地高さは、主に、T.P. 10m、T.P. 31m、T.P. 39m、T.P. 51m、T.P. 60mに分かれており、この敷地高さを考慮し、保管場所を設定する。 ・施設護岸にT.P. 16.5mの防潮堤を設置することにより、基準津波は敷地（保管場所含む。）に到達しないが、自主的にT.P. 31m以上の高台に保管場所を確保する。 ・海水取水場所（T.P. 10m）と接続口（T.P. 10m又はT.P. 33m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、海水取水場所周辺で使用される可搬型設備は、1セットを中央制御室からのアクセス性を考慮した2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した51m倉庫・車庫エリアに配置する。 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、島根と同様に、「3.(2). 泊発電所の特徴」に記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・各プラットの相違による対策内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 保管場所の位置と敷地高さ関係</p>	 <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルートと敷地高さ関係</p>	 <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルートと敷地高さ関係</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

2. 「②敷地が狭隘であること」

(1) 保管場所

保管場所における「②敷地が狭隘であること」に対する対策としては、限りある耐震性のある平地を利用することを目的として、設置許可基準規則第五十六条「重大事故等の取束に必要となる水の供給設備」として設置する淡水貯水槽上を保管場所とした。(第2図参照)



第2図 淡水貯水槽と第2保管エリアの関係

島根原子力発電所2号炉

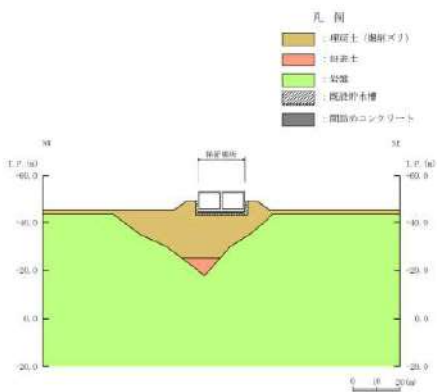
2. 「②敷地が狭隘であること」

(1) 保管場所

敷地が狭隘であり、敷地内の平地部に切土地盤（岩盤）が少ないことから、平地を有効に利用することを目的として、基準地震動Ssに対して損壊しない設計とする代替淡水源（密閉式貯水槽）である輪谷貯水槽（西1/西2）の上部を第2保管エリアとして設定する。(第2、3図)



第2図 第2保管エリア平面図



第3図 第2保管エリア 断面図（短辺方向）

泊発電所3号炉

2. 「②敷地が狭隘であること」

(1) 保管場所

敷地が狭隘であることから、敷地内の限りある耐震性を有する平地を有効に利用することを目的として、原子炉建屋等から100m以上離隔していない場所を2号炉東側31mエリア(b)として設定し、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての可搬型設備を配置する。(第2図参照)
 また、敷地T.P.60mエリアは、保管場所からのアクセスルートが基準地震動による被害を受ける可能性があるが、保管場所に限りがあることから、重大事故等時にただちにアクセスする必要のない保守点検による待機除外時のバックアップとしての可搬型設備のみを配置する場所として、展望台行管理道路脇西側60mエリアを設定する。(第3図参照)



第2図 2号炉東側31mエリア(b)と原子炉建屋等の関係



第3図 展望台行管理道路脇西側60mエリアと66kV泊支線送電鉄塔の関係

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・各アラートの相違による
 対策内容の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

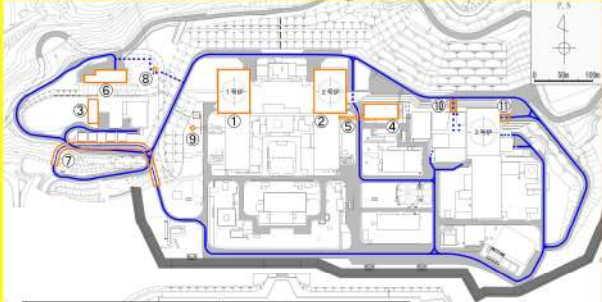
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 屋外アクセスルート</p> <p>屋外アクセスルートにおける「② 敷地が狭隘であること」に対する対策としては、屋外アクセスルートに影響を及ぼすことが考えられる構造物が近接して配置されていることに対する対策が必要と考えられた。</p> <p>このため、地震時に屋外アクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物については、可能な限り以下の対策を実施し、アクセスルートを確保することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上の地下構造物は、H形鋼の敷設により損壊時における仮復旧作業を不要とした。 ・可搬型設備の通行に支障がある段差（許容段差量 15cm 以上）の発生が予想される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策を実施し、仮復旧作業を不要とした。 ・地上式である2号炉軽油タンクは地下埋設化することにより火災影響を排除した。 ・3号炉海水ポンプ室門型クレーンは損壊により可搬型設備の運搬に必要な幅員確保が困難と想定されることから、門型クレーンの耐震評価を実施し、基準地震動 Ss により倒壊しない設計とする。 	<p>(2) 屋外のアクセスルート</p> <p>敷地が狭隘であることに対して、屋外のアクセスルートに影響を及ぼすと考えられる構造物が近接しており、近傍に迂回が可能なアクセスルートが少ないことから、対策が必要と考えられる。</p> <p>このため、地震時に屋外のアクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物については、以下の対策を実施し、アクセスルートを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺構造物^{※1}については、損壊・倒壊により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動 Ss に対して損壊・倒壊しない設計とする。(第4図) ・可搬型設備の通行に支障のある段差（15cm 以上）の発生が想定される箇所については、迂回せずに通行できるよう、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行う設計とする。(第5図) <p>※1：耐震評価対象の周辺構造物 通信用無線鉄塔、66kV鹿島支線No.2-1鉄塔、220kV第二島根原子力幹線No.1鉄塔、220kV第二島根原子力幹線No.2鉄塔、第2-66kV開閉所屋外鉄構、2号炉開閉所防護壁、防火壁、補助消火水槽、第2予備変圧器、重油移送配管、重油タンク (No.1, 2, 3) の溢水防止壁、第二輪谷トンネル、連絡通路</p>	<p>(2) 屋外のアクセスルート</p> <p>敷地が狭隘であることに対して、屋外のアクセスルートに影響を及ぼすと考えられる構造物が近接しており、近傍に迂回が可能なアクセスルートが少ないことから、対策が必要と考えられる。</p> <p>このため、地震時に屋外のアクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物については、以下の対策を実施し、アクセスルートを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺構造物^{※1}については、倒壊及び外装材の脱落により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動に対して倒壊及び外装材が脱落しない設計とする。なお、周辺構造物のうち原子炉建屋棧橋及び原子炉補助建屋棧橋については、落橋により要員の通行及びび人力作業による可搬型ホース又はケーブルの敷設が不能となることから、基準地震動に対して落橋しない設計とする。耐震評価対象の周辺構造物^{※2}の配置を第4図に示す。 ・可搬型設備の通行に支障のある段差（15cm 以上）の発生が想定される箇所については、迂回せずに通行できるよう、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行う設計とする。(第5図及び第6図参照) ・アクセスルート上の地下構造物等は、H形鋼の敷設により損壊時における仮復旧作業を不要とした。(第7図参照) <p>※1：原子炉建屋棧橋及びび原子炉補助建屋棧橋を除く ※2：耐震評価対象の周辺構造物 1号炉原子炉建屋、2号炉原子炉建屋、定検機材倉庫、総合管理事務所、1号及び2号炉連絡通路、51m倉庫・車庫、アクセスルートトンネル、66kV泊支線No.6鉄塔、66kV泊支線No.7鉄塔、原子炉補助建屋棧橋、原子炉建屋棧橋</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各アラットの相違による対策内容の相違。 【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・各アラットの相違による対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・各アラットの相違による対策内容の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・各アラットの相違による対策内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由												
	<div data-bbox="725 204 1303 890" style="border: 1px solid black; height: 430px; width: 258px;"></div> <p data-bbox="831 927 1211 951" style="text-align: center;">第4図 耐震評価対象の周辺構造物の配置</p> <div data-bbox="725 999 1317 1038" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1341 520 1951 922" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <table border="1" data-bbox="1361 826 1756 916" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 1号炉原子炉建屋</td> <td>⑦ アクセスルートトンネル</td> </tr> <tr> <td>② 2号炉原子炉建屋</td> <td>⑧ 66KV泊支線No.6鉄塔</td> </tr> <tr> <td>③ 定検機材倉庫</td> <td>⑨ 66KV泊支線No.7鉄塔</td> </tr> <tr> <td>④ 総合管理事務所</td> <td>⑩ 原子炉補助建屋機橋</td> </tr> <tr> <td>⑤ 1号及び2号炉連絡通路</td> <td>⑪ 原子炉建屋機橋</td> </tr> <tr> <td>⑥ 51m倉庫・車庫</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p data-bbox="1458 927 1839 951" style="text-align: center;">第4図 耐震評価対象の周辺構造物の配置</p>	① 1号炉原子炉建屋	⑦ アクセスルートトンネル	② 2号炉原子炉建屋	⑧ 66KV泊支線No.6鉄塔	③ 定検機材倉庫	⑨ 66KV泊支線No.7鉄塔	④ 総合管理事務所	⑩ 原子炉補助建屋機橋	⑤ 1号及び2号炉連絡通路	⑪ 原子炉建屋機橋	⑥ 51m倉庫・車庫		<p data-bbox="1980 927 2163 951">【島根】記載表現の相違</p>
① 1号炉原子炉建屋	⑦ アクセスルートトンネル														
② 2号炉原子炉建屋	⑧ 66KV泊支線No.6鉄塔														
③ 定検機材倉庫	⑨ 66KV泊支線No.7鉄塔														
④ 総合管理事務所	⑩ 原子炉補助建屋機橋														
⑤ 1号及び2号炉連絡通路	⑪ 原子炉建屋機橋														
⑥ 51m倉庫・車庫															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



第3図 不等沈下による対策箇所（補強材敷設）（1/2）

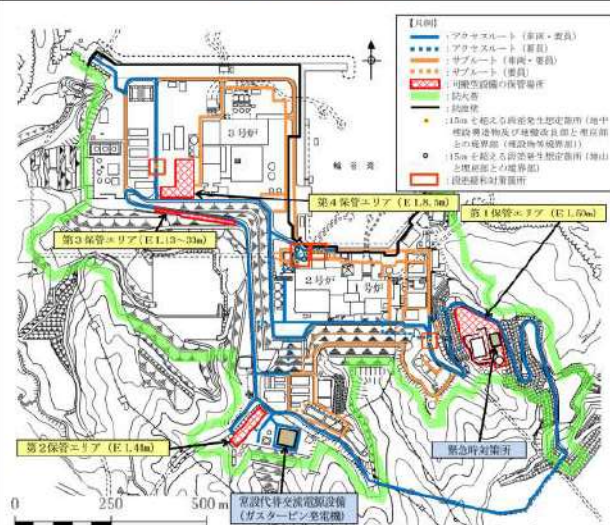


第3図 不等沈下による対策箇所（補強材敷設）（2/2）



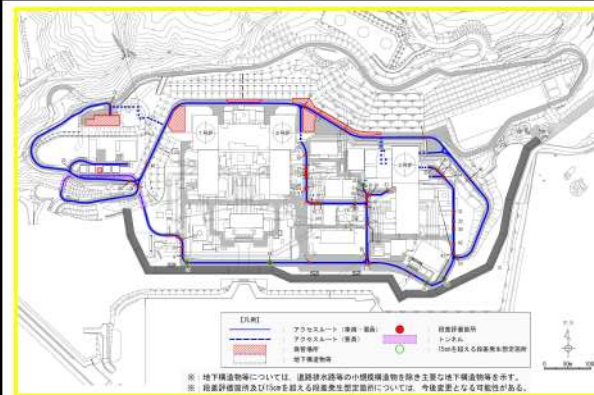
第4図 地下構造物の損壊による対策箇所（H形鋼敷設）

島根原子力発電所2号炉

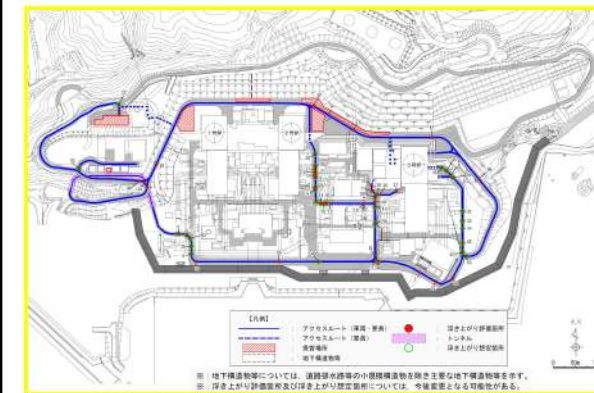


第5図 段差緩和対策箇所（沈下量評価結果）

泊発電所3号炉



第5図 不等沈下による対策箇所



第6図 液状化に伴う浮き上がりによる対策箇所

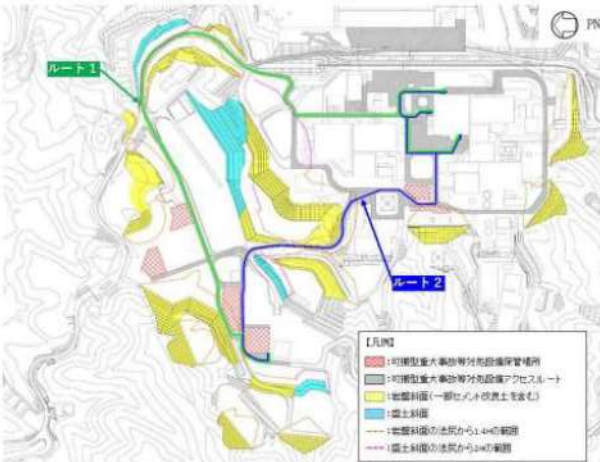
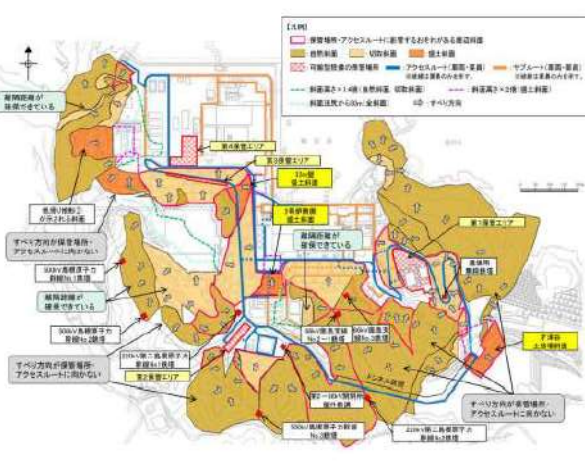
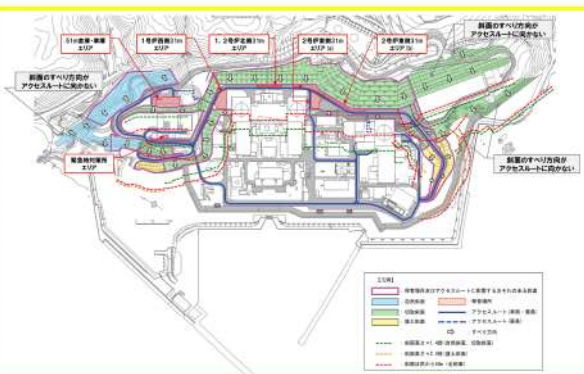


第7図 構造物損壊による対策箇所

相違理由
 【女川及び島根】記載表現の相違

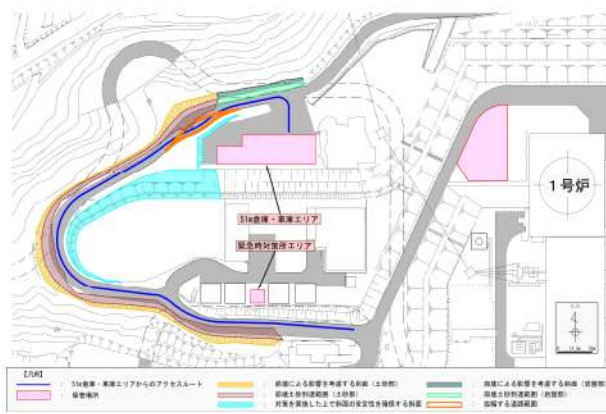
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 「③ 周辺斜面が近接していること」に対する事前対策</p> <p>(1) 保管場所 保管場所における「③ 周辺斜面が近接していること」に対する対策としては、敷地を造成の上、周辺斜面の崩壊土砂の影響を受けない位置に保管場所を設定した。 また、一部隔離が確保できない斜面に対しては安定性評価を実施し、斜面の安定性を確認した。</p> <p>(2) 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートにおける「③ 周辺斜面が近接していること」に対する対策としては、屋外アクセスルートが周辺斜面の崩壊による土砂の影響を受けないよう、又は敷地下斜面のすべりによって屋外アクセスルートが影響を受けないように新たに道路を新設するとともに、敷地を造成の上、可搬型設備の運搬に必要な幅員が確保できるようにした。 また、一部隔離が確保できない斜面に対しては安定性評価を実施し、斜面の安定性を確認した。</p>  <p>第5図 周辺斜面等の状況</p>	<p>3. 「③周辺斜面が近接していること」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及び屋外のアクセスルートに対して周辺斜面が近接しているが、設定した保管場所の周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり並びに、屋外のアクセスルートの周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりについて、保管場所及び屋外のアクセスルートが法尻からの離隔距離があること（斜面が崩壊しても影響しない）、若しくは基準地震動S_sによるすべり安定性評価を実施し問題ないことを確認する。（第6図）  <p>第6図 保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>	<p>3. 「③周辺斜面が近接していること」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及び屋外のアクセスルートに対して周辺斜面が近接しているが、設定した保管場所の周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり並びに、屋外のアクセスルートの周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりについて、保管場所及び屋外のアクセスルートが法尻からの離隔距離があること（斜面が崩壊しても影響しない）、若しくは基準地震動によるすべり安定性評価を実施し問題ないことを確認する。（第8図参照） ただし、51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートについては、万一、ルートが通行不能となった場合に迂回することができないことから、周辺斜面については崩壊するものと想定し、可搬型設備の運搬に必要な道路幅が確保されること（斜面が崩壊しても影響しない）、また、敷地下斜面については土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動による地震応答解析により斜面が崩壊しないことを確認する。（第9図参照）  <p>第8図 保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・各アクトの相違による対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
		 <p>第9図 5m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>【女川及び島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

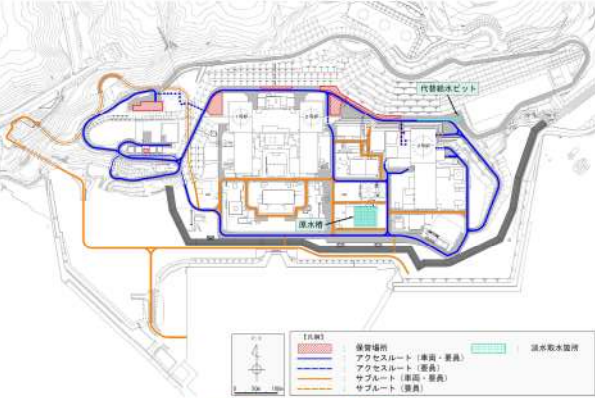

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別紙(2)	島根原子力発電所2号炉 別紙(3)	泊発電所3号炉 別紙(2)	相違理由																																																												
<p>海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて</p>	<p>淡水及び海水の取水場所について</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所を以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所 淡水取水場所は、第1図に示す防波壁の内側の2箇所の貯水槽となる。 ①輪谷貯水槽（西1） ②輪谷貯水槽（西2）</p> <p>また、輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）以外に、敷地内で利用可能な淡水取水場所を第2図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 淡水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="714 831 1323 1126"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）</td> <td>代替淡水源（措置）</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>純水タンク（A）、（B）</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1号ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>2号ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>非常用ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	代替淡水源（措置）	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	不要	純水タンク（A）、（B）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	1号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	2号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	非常用ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	<p>淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所並びにホース敷設ルートを以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所 敷地内で利用可能な淡水取水場所を第1図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 淡水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="1346 850 1955 1050"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替給水ビット</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>原水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	代替給水ビット	自主対策設備	防潮堤内側	無	アクセスルート	不要	原水槽	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要	<p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は淡水取水箇所について「補足資料(4)」に記載。 【島根】記載箇所の相違 ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載。 【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による淡水取水箇所の相違。</p>
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																										
輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	代替淡水源（措置）	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																										
輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	不要																																																										
純水タンク（A）、（B）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
1号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
2号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
非常用ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																										
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																										
代替給水ビット	自主対策設備	防潮堤内側	無	アクセスルート	不要																																																										
原水槽	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>以下に、淡水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 代替給水ピット</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替給水ピットまでは、第2図の赤線に示すアクセスルートを用いて寄り付くものとする。 アクセスルート脇に位置していることから、地震時においても仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>(2) 原水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 原水槽までは、第3図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 地震時においては、段差（15cm以上）の発生が想定されるため、車両が通行することが困難な見込みである。  <p>第1図 淡水取水場所</p>  <p>第2図 代替給水ピット</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は淡水取水場所の特徴を整理。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>1. 海水取水ポイント及び取水方法</p> <p>(1)海水取水ポイント</p> <p>海水取水ポイントとして、2号炉取水口及び2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアを選択し、各々から取水可能なよう手順を整備しており、仮に漂流物により1つの取水ポイントが影響を受けることがあっても、他方から取水が可能である。</p> <p>なお、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアと2号炉取水口がどちらも使用可能である場合は、接続口に近い2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアを優先して使用する。</p> <p>また、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアと2号炉取水口が大型航空機落下の影響を受けた場合を想定し、同時に機能喪失した場合は、3号炉取水口、1号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、3号炉海水ポンプ室スクリーンエリアより海水を取水することで対応可能である。</p>	<p>2. 海水取水場所</p> <p>海水取水場所は、第1図に示すとおり防波壁内側の非常用取水設備（2号炉取水槽）*に確保している。</p> <p>※：ポンプ投入口：9個</p> <p>また、非常用取水設備（2号炉取水槽）以外に、敷地内で利用可能な海水取水場所を第2図に、海水取水場所の確保状況を第2表に示す。</p> <p>この中で、防波壁内側に位置する「3号炉取水管点検立坑」については、更なる対策として基準地震動Ssで必要な機能を確保できる設計とするが、非常用取水設備（2号炉取水槽）のバックアップとして、引き続き、「自主対策設備」として設定する。</p> <p>なお、「3号炉取水管点検立坑」までのルートは、サブルートとして位置付ける。</p>	<div data-bbox="1355 159 1937 598" style="border: 2px solid black; height: 275px; width: 260px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">第3図 原水槽</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>2. 海水取水場所</p> <p>海水取水場所は、第4図に示すとおり防潮堤内側の3号炉取水ビットスクリーン室*に確保している。</p> <p>※：ポンプ投入口：8個</p> <p>また、3号炉取水ビットスクリーン室以外に、敷地内で利用可能な海水取水場所を第4図に、海水取水場所の確保状況を第2表に示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p style="text-align: center;">第2表 海水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="712 162 1319 422"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルート の位置付け</th> <th>接続する ルートの 復旧作業の 必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用取水設備 (2号炉取水槽)</td> <td>重大事故等 対処設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセス ルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>2号炉放水槽</td> <td>自主対策 設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>アクセス ルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>1号炉取水槽</td> <td>自主対策 設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>サブ ルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>荷揚場</td> <td>自主対策 設備</td> <td>防波壁外側</td> <td>無</td> <td>サブ ルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3号炉取水管点検立坑</td> <td>自主対策 設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>サブ ルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、非常用取水設備（2号炉取水槽）以外の海水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 2号炉放水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3図のとおりアクセスルート脇に位置していることから、地震時においても仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>(2) 1号炉取水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4図に示すルートは、補足（17）の1、2号炉北側のサブルート の成立性検討結果より、重量物の転倒・落下や、複数の建物の倒 壊影響範囲が重畳すると想定されるため、要員又は車両が通行す ることが困難な見込みである。 <p>(3) 荷揚場</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5図に示すルートを用いて寄り付く場合は、防波壁通路防波扉の 開作業[※]及び段差復旧作業が必要となる。 なお、防波壁通路防波扉の運用については、補足（8）に示す。 ※：電動で約10分、人力で約30分を要する。 <p>(4) 3号炉取水管点検立坑</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用取水設備（2号炉取水槽）と比較して、2号炉原子炉建物 から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及びホース敷設に 時間を要する。 3号炉取水管点検立坑までは、第6図の赤線に示すサブルートを用 いて寄り付くものとする。 <p>[サブルートの設置状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備が通行するのに必要な幅員を確保する。 防波壁内側に確保する。 地震による建造物の倒壊影響範囲を考慮する。 地震により段差等が発生するおそれがある。 	名称	分類	場所	耐震性	接続するルート の位置付け	接続する ルートの 復旧作業の 必要性	非常用取水設備 (2号炉取水槽)	重大事故等 対処設備	防波壁内側	有	アクセス ルート	不要	2号炉放水槽	自主対策 設備	防波壁内側	無	アクセス ルート	不要	1号炉取水槽	自主対策 設備	防波壁内側	有	サブ ルート	要	荷揚場	自主対策 設備	防波壁外側	無	サブ ルート	要	3号炉取水管点検立坑	自主対策 設備	防波壁内側	有	サブ ルート	要	<p style="text-align: center;">第2表 海水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="1346 162 1953 475"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続する ルートの 位置付け</th> <th>接続する ルートの 復旧作業の 必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉取水ビッ トスクリーン室</td> <td>重大事故等 対処設備</td> <td>防潮堤 内側</td> <td>有</td> <td>アクセス ルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>1号及び2号炉 取水ビットスクリーン室</td> <td>自主対策 設備</td> <td>防潮堤 内側</td> <td>無</td> <td>サブ ルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3号炉取水口</td> <td>自主対策 設備</td> <td>防潮堤 外側</td> <td>無</td> <td>サブ ルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1号及び2号炉取水口</td> <td>自主対策 設備</td> <td>防潮堤 外側</td> <td>無</td> <td>サブ ルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、3号炉取水ビットスクリーン室以外の海水取水場所の特 徴を示す。</p> <p>(1) 1号及び2号炉取水ビットスクリーン室</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号炉取水ビットスクリーン室までは、第5図の赤線に示 すサブルートを用いて寄り付くものとする。 地震時においては、複数の建物の倒壊影響が想定されるため、可 搬型設備等が通行することが困難な見込みである。 <p>(2) 3号炉取水口</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号炉取水口までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り 付くものとする。 3号炉取水ビットスクリーン室と比較して、3号炉原子炉建屋か ら遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及び可搬型ホース敷 設に時間を要する。 <p>(3) 1号及び2号炉取水口</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号炉取水口までは、第6図の赤線に示すサブルートを用 いて寄り付くものとする。 3号炉取水ビットスクリーン室と比較して、3号炉原子炉建屋か ら遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及び可搬型ホース敷 設に時間を要する。 	名称	分類	場所	耐震性	接続する ルートの 位置付け	接続する ルートの 復旧作業の 必要性	3号炉取水ビッ トスクリーン室	重大事故等 対処設備	防潮堤 内側	有	アクセス ルート	不要	1号及び2号炉 取水ビットスクリーン室	自主対策 設備	防潮堤 内側	無	サブ ルート	要	3号炉取水口	自主対策 設備	防潮堤 外側	無	サブ ルート	要	1号及び2号炉取水口	自主対策 設備	防潮堤 外側	無	サブ ルート	要	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違。</p>
名称	分類	場所	耐震性	接続するルート の位置付け	接続する ルートの 復旧作業の 必要性																																																																
非常用取水設備 (2号炉取水槽)	重大事故等 対処設備	防波壁内側	有	アクセス ルート	不要																																																																
2号炉放水槽	自主対策 設備	防波壁内側	無	アクセス ルート	不要																																																																
1号炉取水槽	自主対策 設備	防波壁内側	有	サブ ルート	要																																																																
荷揚場	自主対策 設備	防波壁外側	無	サブ ルート	要																																																																
3号炉取水管点検立坑	自主対策 設備	防波壁内側	有	サブ ルート	要																																																																
名称	分類	場所	耐震性	接続する ルートの 位置付け	接続する ルートの 復旧作業の 必要性																																																																
3号炉取水ビッ トスクリーン室	重大事故等 対処設備	防潮堤 内側	有	アクセス ルート	不要																																																																
1号及び2号炉 取水ビットスクリーン室	自主対策 設備	防潮堤 内側	無	サブ ルート	要																																																																
3号炉取水口	自主対策 設備	防潮堤 外側	無	サブ ルート	要																																																																
1号及び2号炉取水口	自主対策 設備	防潮堤 外側	無	サブ ルート	要																																																																